

ている。

□ アリーナの整備運営・計画事例

○有明アリーナ

コンセッション事業によるわが国初のアリーナ運営事業は東京都所有の「有明アリーナ」である。同施設は東京2020大会においてバレーボールと車いすバスケットボールの会場として整備された。大会終了後に、民間企業のノウハウを最大限に活用した次世代型エンタテインメント総合施設として、最大1万5,000人収容の「東京の新たなスポーツ・文化の拠点」となることが目指され、2019年3月に(株)電通を代表企業とするコンソーシアムがコンセッション事業の運営事業候補者として選定され、2019年7月に東京都との間で2046年3月末までの運営権実施契約を締結、アリーナ運営を目的とする特別目的会社(SPC)として(株)東京有明アリーナが設立された。

運営権者は実施契約締結後、アリーナのサービス向上や収益性の改善に資するような追加投資を実施し、アリーナ運営開始後は、利用料金を利用者から徴収し収入を得ながら、運営権対価である93億8,682万7,396円を運営期間中に東京都へ毎年度同額を分割で支払う。また、業績連動支払としてアリーナSPCの当期利益の50%を東京都に納付することとなっている。

2022年8月20日に「Perfume 9th Tour 2022 “PLASMA”」柿落とし公演として開演し、以降も主に国内外の有名アーティストのライブ会場やB3リーグ所属クラブ東京ユナイテッドバスケットボールクラブのホームゲーム会場として、すでに2024年末まで週末のメインアリーナの予約がすべて入っている盛況振りをみせている。そのほか、有明アリーナの行催事に関連するクルーズや船便手段の設定、災害時における使用等を想定した有明アリーナ船着場を開設したり、スポーツイメ



提供：(株)東京ユナイテッドバスケットボールクラブ

ント時における360°マルチアングルシステムを用いた自由視点映像の提供を行うなど、さまざまな取り組みを推進している。

○愛知県新体育館・整備運営等事業 (愛知国際アリーナ)

コンセッション事業は既存施設の運営段階への導入を前提とした手法である。一方、新規施設を整備しその施設をコンセッション手法により運営するための設計・建設段階から民間事業者が参画できるコンセッション事業スキームとしてBT(Build-Transfer：民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式)＋コンセッション手法が考案され、愛知県新体育館整備・運営等事業においてアリーナ案件ではじめて採用された。

新体育館は愛知・名古屋のシンボルとなる施設として、2026年9～10月にかけて愛知県・名古屋市で開催予定の「第20回アジア競技大会」の会場として利用できるよう2025年夏のオープンを目指して整備が進められている。そのほか、国際スポーツ大会、大相撲名古屋場所、Bリーグ所属クラブ名古屋ダイヤモンドドルフィンズのホームアリーナやライブコンサート等の会場としても活用される見込みである。

事業者については、前田建設工業(株)(設計・建設期間)と(株)NTTドコモ(維持管理・運営期間)を代表企業、Anschutz Sports Holdings(アンシュッツ・スポーツ・ホールディングス、AEGグループ)、三井住友ファイナンス&リース(株)、東急(株)、中部日本放送(株)、(株)日本政策投資銀行を構成企業とするグループ((株)愛知国際アリーナ)が2021年2月に落札者として選定され、2021年5月に愛知県との間で特定事業契約を締結した。事業期間は、設計・建設期間が2021年6月～2025年3月、維持管理・運営期間が2025年4月～2055年3月である。落札額は181億



提供：(株)愛知国際アリーナ

8,100万円で、これは設計・建設費と30年間の維持管理・運営費の合計額から利用料金収入等を差し引いたものであり、サービス購入料として愛知県が事業者を支払う金額である。

同グループは、グローバルレベルの空間を確保し、維持管理・運営期間の代表企業（(株) NTTドコモ）がICT技術を積極的に活用しながら一体感や臨場感の最大化を図るとともに、Anschutz Sports Holdingsが有する世界トップクラスのアリーナ運営実績により、グローバルサービスを展開する新たなアリーナを目指している。

施設面では、1万5,000席でメインアリーナの天井高は30m、観客席はスポーツ観戦に適したオーバル型とコンサートなどの音楽興行に適した馬蹄型を融合したハイブリットオーバル型とし、観客席をアリーナ面へ近接することで良好な視界の確保を実現する（図7-3）。

○OPEN HOUSE ARENA OTA

最近のスタジアム・アリーナ整備の特徴的な資金調達スキームが、企業版ふるさと納税制度による寄附の活用である（第2章、p.40）。

群馬県太田市では、2020～2024年度を事業実施期間とする地域再生計画「スポーツによる持続可能なまちづくりプロジェクト」を策定した。太田市運動公園内に、バスケットボールやバレーボール、フットサル、卓球などプロスポーツや音楽イベントなどの興業が開催可能な5,000人を収容できるアリーナ（OPEN HOUSE

ARENA OTA／太田市総合体育館）を新設し、(株) オープンハウスグループがオーナーを務めるBリーグ所属クラブ群馬クレインサンダーズの新B1基準を満たすホームタウンアリーナとするものである。完成予定は2023年春であり、総事業費は82.5億円で、そのうち44億円を(株) オープンハウスグループから太田市への企業版ふるさと納税で賄い、そのほか国からの地方創生拠点整備交付金や群馬県からの市町村競技別拠点スポーツ施設整備事業補助金も活用することとしている。さらに、アリーナ維持管理費の補完として同社グループハウス企業である(株) オープンハウス・ディベロップメントが2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間、単年1,000万円で合計3,000万円のネーミングライツスポンサー契約を太田市と契約した。

アリーナのコンセプトを「スモールクオリティ・アリーナプラン」とし、①アリーナ運営の新しいカタチを提案するスポーツと行政と民間が官民一体となった太田モデル、②これまでわが国において数々のスタジアム・アリーナ案件の設計実績を有し本アリーナでも設計を担った(株) 梓設計のノウハウを活かした、日本最大級の可動式センタービジョンや客席からコートが浮かび上がるように見える劇場型照明システムの採用など世界トップクラスのバスケット×エンタメ空間、③新しい街のシンボルとなり地域の住民たちが集い、新しいコミュニティを育む場所となる、街の魅力を作る、地域共創型アリーナを目指すとしている。

（桂田隆行）

図7-3 ハイブリットオーバル型のアリーナ施設



前田建設工業資料（2023）



提供：(株) 梓設計

3. 諸外国の先進的なスタジアム・アリーナ

近年の諸外国におけるスタジアムやアリーナの動向の一部として、多機能複合化や都市の開発との連携からさらに一歩進み、企業連携によって社会・環境問題に取り組むアリーナとこれまでにない都市的規模の大屋根で競技場と公園を覆う巨大スタジアムといった新たな事例がある。

□クライメット・プレッジ・アリーナ

「クライメット・プレッジ・アリーナ（Climate Pledge Arena／気候誓約アリーナ）」は流通大手企業のAmazon（アマゾン）が命名権を取得し、施設運営にも関わるアメリカワシントン州シアトルのスポーツア

アリーナである。一般的に施設の命名権取得においては企業名やプロダクト、サービスの名称を掲示する 경우가多いが、同社が2019年に署名した「パリ協定で定められた目標より10年早い2040年までにCO₂の排出量を実質ゼロにする」という公約をもとに①ゼロカーボン、②リサイクル不可のプラスチック使用ゼロ、③節水、④廃棄物ゼロの4つを掲げ、アリーナの維持管理だけでなく興行を含めた施設運営にも徹底した環境配慮を行っている。飲食店舗での堆肥化可能な容器の採用や雨水再利用によるアイスリンク、アリーナで提供する食品の75%を地産地消としたり、メインコンコースの内部壁面緑化による啓蒙活動などを行ったりさまざまな取り組みが開示されている。

○施設計画

1962年のシアトル21世紀万国博覧会でつくられたパビリオンを改造した「シアトルセンターコロシウム」に改修を重ねた施設であり、1995年改修による「キーアリーナ」は大屋根内の容積を増やすため観客席の大規模な地下化が図られ、1万4,000席であった観客席は1万7,000席に増席している。最新の改修では景観遺産として登録されているもとの外観と屋根を残し、11億5,000万ドル（約1,538億円）の費用が投じられさらなる規模拡張が行われており、スポーツ利用（1万8,300席：バスケットボール時）やエンタメ利用（1万7,200席：コンサート利用時）の新施設として2021年に開場した。当初からホームアリーナとして使用しているシアトル大学男子バスケットボールのほか、ナショナル・アイスホッケーリーグ（NHL）や全米女子バスケットボール（WNBA）のホームアリーナ、またローラースケートレース「ラットシティローラダービーリーグ」の拠点として使用されている。



クライメット・プレッジ・アリーナ全景

○企業のホームタウン形成とアリーナの位置づけ

命名権を取得したのはシアトルを創業の地とする流通企業であり、シアトル中心市街地北部のサウス・レイク・ユニオンを中心に市街地全体と一体となった企業によるホームタウン形成がなされている。あえて拠点を集約させず複数のビルに本社機能を分散させ、街全体を利用しているのが特徴である。高層ビルに囲まれた温室と一体となったオフィス「Amazon スフィア」や、レジ機能を完全自動化したコンビニエンスストア「Amazon Go」など、同社のライフソリューションを盛り込んだ実験都市としての取り組みがみられる。

これら都市規模の企业的取り組みの一部としてクライメット・プレッジ・アリーナが位置づけられる。施設単体による環境配慮にとどまらず、公共交通機関とのスムーズな交通インフラの連携や雨水流出抑制と併せた水の再利用など、持続可能な都市開発の一部としてスポーツ・エンタテインメント施設のありかたが示されており、都市内でのネットワークによって社会課題に取り組む新たな仕掛けとなっている。

○気候誓約と企業パートナーシップ

施設計画のみならず持続可能な取り組みとして、アリーナに関わるすべてのステークホルダーを気候誓約のパートナーとして位置づけている点にも特徴がある。利用者であるスポーツチームやコンサートのアーティスト、来場者など全アリーナ利用者に対し、アリーナを訪れたことをきっかけとしたカーボンオフセットの取り組みを求めている。

施設の公式ウェブサイトでは気候誓約の取り組みに賛同する企業パートナーを募っている。参加企業はウェブサイト上で取り組みが紹介され、アリーナを起点とした



アリーナメインコンコースに設置された壁面緑化 [Living Wall]

脱炭素の活動に対するプラットフォームが形成されている。こうした取り組みにより、アメリカのNGOである国際リビング・フューチャー協会（International Living Future Institute：ILFI）からエンタテインメント施設としては初となるゼロカーボン認証を取得している。

○ パーパストリブんな企業経営と

アクティベーション

近年、存在意義（パーパス）に基軸をおいた活動を行う「パーパストリブんな企業」が注目されており、社会に対する貢献などを含めた社会との関わりに力点を置いた経営は、ESG投資などとの組み合わせによって新しいビジネスモデルを形成しつつある。「気候誓約」アリーナはシアトル全体の都市環境に関わる代表的な企業として、スポーツ興行やコンサートなどへの関わり方に対するスタンスを施設名に込めるとともに、賛同する企業を巻き込んだパートナーシップによる「パーパストリブんなアリーナ」といえる。従来のスポーツアリーナにおけるスポンサーは広告掲出などに限られてきたが、アクティベーション（スポンサー権利の有効活用）の多様な広がりの中で企業経営と一体となったさまざまな取り組みにスタジアム・アリーナが活かされた事例である。

□ SoFi（ソファイ）スタジアム

SoFi（ソファイ）スタジアムは、アメリカ・カリフォルニア州イングルウッドにあるスタジアムを含んだ総合エンタテインメント施設である。ロサンゼルス国際空港から約5キロ、全米バスケットボールリーグ（NBA）のロサンゼルス・レイカーズがかつてホームアリーナとしていた「ザ・フォーラム」に隣接するハリウッドパー



SoFiスタジアム外観

ク競馬場跡地に建てられている。ナショナル・フットボール・リーグ（NFL）のロサンゼルス・ラムズとロサンゼルス・チャージャーズのホームスタジアムとして使用され、カレッジフットボールのレギュラーシーズン後に行われるLAボウルの会場としても使用されている。スーパーボウルやカレッジフットボールのプレーオフ全国大会の開催などアメリカンフットボールを中心としたスタジアム利用のほか、2028年の夏季オリンピック競技大会の会場候補となっており、招致計画では開閉会式、サッカー、アーチェリーの競技会場に予定されている。2016年から約4年の工期を経て2020年9月に完成した。

○ 施設計画

収容人数は7万240人と一般的なスタジアムとして大規模なものであるが、NFLのスタジアムとしてはこれでも小さく、増席により最大10万240人まで拡張が可能であり、オリンピックやスーパーボウルといった超大型イベントに対応できるようになっている。スタンドは4段構成となっており、2段目と3段目のスタンドの間にVIP用のボックスシートが挿入されている。スタジアムは競馬場跡地に開発中の「ハリウッドパーク」の構成要素の一部にすぎず、周辺開発が進められている。6,000席規模のアートパフォーマンスセンターやメディアセンター、8万4,000㎡規模の商業施設、7万4,000㎡のオフィススペース、2,500戸の住宅やコンドミニウム、300室規模の高級ホテル、総計10万㎡の公園スペース、そしてそれらをつなぐ道路網を含む超大型都市開発となっている。

○ 敷地全体を覆う透明な大屋根

都市開発の中心施設としてスタジアムの屋根に特徴があり、透過率が高いフッ素樹脂（ETFE）によるフィル



ボウル内観とリボン帯状のビジョン（写真提供：千葉昭浩・本項すべて）

ム膜屋根がスタジアムを覆う。屋根はスタジアムだけでなく周囲のオープンスペースにまで伸び、外部イベントやスタジアムへのアプローチにおいても半屋外空間としてスタジアムとの同時利用できる構成となっている。

スタジアム内部の屋根中央部には帯状円環の4Kビジョンが吊り下げられており、両面に映像を映すビジョンは試合の状況だけでなく演出効果にも使用される。約1,000トンにもなるビジョンを吊り下げるとなると支持構造材がせっかくの透明な屋根を覆ってしまうが、センタービジョンのように中央にビジョンを吊り下げるのではなく、ある程度、屋根全体を利用したりボン状の輪のようにした両面ビジョンを回すことで支持部分の構造負荷を分散し、テンション構造との組み合わせによって透明な屋根を可能にしている。

○スタジアムに隣接する半屋外スペース

多くのスタジアムやアリーナは、競技環境に屋根をかけることに資源を集中し、通常は施設の周囲まで覆うような屋根を取りつける構想は珍しい。観客席やコンコースの範囲を覆う屋根は、建物の外壁にそって全体の形状が決まっているケースが多い。一方、スポーツ興行前の施設周囲で行われるイベントや入場待機列の形成など、スタジアム・アリーナに隣接するオープンスペースの活用は多岐にわたり、屋根や大きなひさしの設置によりさまざまな利用が可能となる。

エントランスに大きなひさしをもつ施設もあるが、高い位置に設けられているなど雨の吹き降りもあり、直下のオープンスペースは活用が難しい場合が多い。国内施設では、アオーレ長岡（新潟県長岡市）のようにアリーナに隣接した半屋外空間をまとめて設けることで、普段から地域の多目的広場として開放するなど地域と施設を結ぶ中間領域になりうる。

○拡張する都市のスポーツ環境

パリ2024大会では、既存施設やパリの街そのものを活用した会場構成が話題となっている。セーヌ川を下る選手入場や交差点を封鎖して仮設の観客席スタンドを設置する競技会場など、スポーツと街が融合した大会計画が示され、都市空間とスポーツ競技環境を組み合わせた魅力的な空間が提案されている。エリアマネジメントなどを活用し、都市空間を上手く利用した公共空間のスポーツ競技利用は国内外でも事例が増えつつあるが、SoFiスタジアムのように屋根を拡張し施設と公共空間の中間領域を設けることで相乗効果を図る方法は、今までにありそうで実践されてこなかった施設構成といえる

だろう。生活空間と地続きで気軽に立ち寄れるイベント空間は、日常と非日常が融合した魅力的な空間としてスタジアムやアリーナの価値を高めることにもつながる。SoFiスタジアムの施設単体にとどまらない隣接街区も含めたハリウッドパークの全体開発において、スポーツを契機とした半屋外の開放空間利用が都市開発とどのように連携し、活用されていくか注目が集まる。

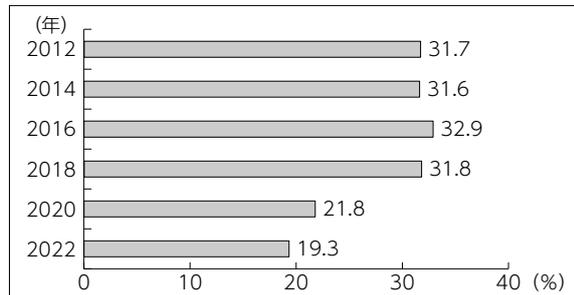
(上林功)

4. スポーツ直接観戦人口

□直接スポーツ観戦率

図7-4は、過去10年間の直接スポーツ観戦率の推移をSSF「スポーツライフ・データ」を用いて示している。直接スポーツ観戦とは、スタジアムやアリーナなどに出向いて直接スポーツの試合を観ることを指す。2012年に31.7%だった直接スポーツ観戦率は2016年に過去10年間で最大の32.9%まで増加したが、その後

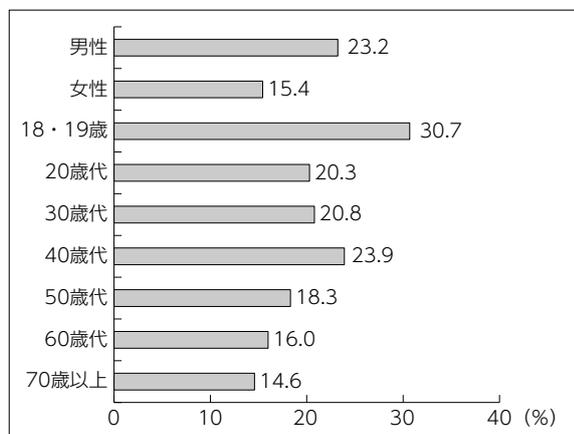
図7-4 直接スポーツ観戦率の推移



注 2014年までは20歳以上、2016年以降は18歳以上を調査対象としている。

SSF「スポーツライフ・データ」(2022)より作成

図7-5 18歳以上の直接スポーツ観戦率 (性別・年代別)



SSF「スポーツライフ・データ」(2022)より作成

減少が続き、2022年には過去10年間で最も低い19.3%となった。2016年以降、調査対象者が20歳以上から18歳以上へ変更されたため厳密な比較はできない

表7-3 種目別直接スポーツ観戦率の推移 (複数回答)

2012年			
順位	観戦種目	観戦率 (%)	推計人口 (万人)
1	プロ野球	15.8	1,643
2	高校野球	6.4	665
3	Jリーグ (J1、J2)	5.2	541
4	マラソン・駅伝	4.7	489
5	アマチュア野球 (大学、社会人など)	2.5	260
6	サッカー (高校、大学、JFL など)	2.4	250
7	プロゴルフ	2.1	218
8	サッカー日本代表試合 (五輪代表含む)	1.4	146
9	ラグビー	1.3	135
10	バスケットボール (高校、大学、JBL など) バレーボール (高校、大学、Vリーグなど)	1.2	125

2022年			
順位	観戦種目	観戦率 (%)	推計人口 (万人)
1	プロ野球 (NPB)	8.7	917
2	Jリーグ (J1、J2、J3)	3.0	316
3	高校野球	2.8	295
4	サッカー (高校、大学、JFL、WEリーグなど)	1.3	137
5	プロバスケットボール (Bリーグ)	1.0	105
6	バスケットボール (高校、大学、Wリーグなど) バレーボール (高校、大学、Vリーグなど) アマチュア野球 (大学、社会人など)	0.9	95
9	ラグビー (高校、大学、リーグワンなど) 格闘技 (ボクシング、総合格闘技など)	0.8	84

注 2012年は20歳以上、2022年は18歳以上を調査対象としている。
SSF「スポーツライフ・データ」(2012、2022)より作成

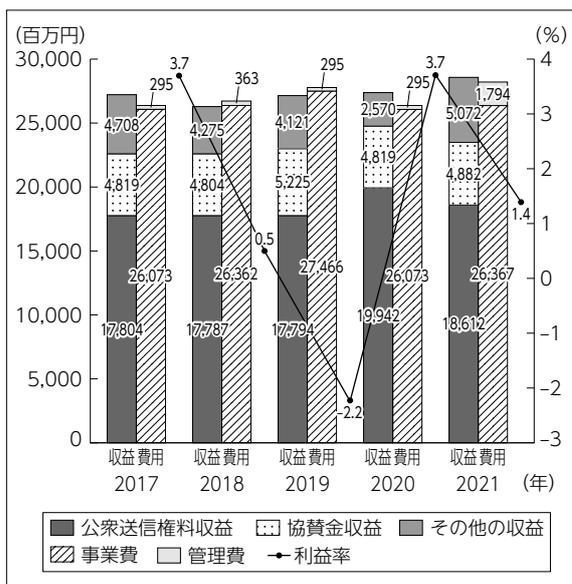
いが、2018年までは直接スポーツ観戦率はわずかな増減を繰り返していたものの、コロナ禍の2020年以降は観戦率が大幅に減少している。さらに、2022年調査を性別・年代別に分析したのが図7-5である。性別で見ると、男性23.2%、女性15.4%と、男性の直接スポーツ観戦率は女性と比べて7.8ポイント上回る。年代別では、18・19歳30.7%、40歳代23.9%とほかの年代より高い。一方で、60歳代は16.0%、70歳以上は14.6%と、高齢者の直接スポーツ観戦率は比較的低い。

□ 直接スポーツ観戦種目

表7-3は直接スポーツ観戦率が高い種目を、2012年と2022年に限定して示した。2022年調査では、最も高いのは「プロ野球 (NPB)」8.7%であり、次いで「Jリーグ (J1、J2、J3)」3.0%、「高校野球」2.8%、「サッカー (高校、大学、JFL、WEリーグなど)」1.3%、「プロバスケットボール (Bリーグ)」1.0%であった。2012年調査では「プロ野球」15.8%、「高校野球」6.4%、「Jリーグ (J1、J2)」5.2%、「マラソン・駅伝」4.7%、「アマチュア野球 (大学、社会人など)」2.5%と続く。2012年調査と2022年調査では調査対象年齢や種目が異なるため、解釈する際は注意が必要であるが、上位3種目は過去10年間で大きく変化していないといえる。その他、「格闘技 (ボクシング、総合格闘技など)」0.8%が新たに上位にあがっている。

(姜泰安)

図7-6 Jリーグの収益と費用



Jリーグ資料 (2017~2021) より作成

5. プロスポーツの現状

□ Jリーグの運営状況

図7-6に、Jリーグの収益と費用の推移を示した。2021年度シーズンにおけるリーグの経常収益は285億6,600万円で、経常費用は281億6,100万円であった。スポーツチャンネル「DAZN」(ダ・ゾーン)と締結した放送権契約から得られた公衆送信権利が186億1,200万円、リーグスポンサー等から得られた協賛金収入が48億8,200万円、その他の収益が50億7,200万円である。一方、試合開催にかかる費用が主である事業費が263億6,700万円、管理費が17億9,400万円であった。当期の利益は4億600万円となった。

同年度シーズンにおけるJ1リーグ所属クラブの平均収益は41億5,900万円で、費用は44億900万円であった。この収支差額(営業利益)は2億5,000万円のマ

イナスとなる。

また、同年度のJ1リーグ所属クラブの営業収益の総合計は831億7,800万円、営業費用の総合計は881億7,500万円である。同じくJ2リーグ所属クラブの営業収益の総合計は331億9,200万円、営業費用の総合計は342億1,100万円である。J3リーグ所属クラブの営業収益の総合計は75億8,700万円、営業費用の総合計は78億8,700万円である。以上、JリーグとJリーグクラブを合わせた総合的な収益は、1,525億2,300万円、費用は1,584億3,400万円であった。

Jリーグに対する新型コロナウイルス感染拡大の影響はリーグとクラブで同じような傾向をみせた。リーグにおいては、2019年度と比べると管理費が2億円から17億円と増加したが、公衆送信権料が177億円から186億円へと伸び、利益率は2.2%のマイナスから1.4%のプラスへと回復することとなった。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大による観客動員数の入場制限は、チームの入場料収入に大きな影響を与えた。2019年度シーズンにおけるJ1リーグ所属クラブの平均入場料収入は9億円であったのに対し、2021年度シーズンは3億円であった。そのような状況下においても、クラブスポンサー等から得られたスポンサー収入は2019年度の22億円から2021年度の19億円と大幅な低下を抑えるなどし、2020年度に14.2%のマイナスとなった利益率は、2021年度5.7%のマイナスへ改善した。

□ Bリーグの運営状況

図7-7に、Bリーグの収入と費用の推移を示した。2021-2022年シーズンにおけるBリーグの経常収益は71億6,400万円、経常費用は70億3,300万円であった。ライセンス収益が50億8,600万円、他の事業収益が11億9,100万円、その他の収益が8億8,700万円である。一方、事業費が69億5,500万円、管理費が7,700万円である。当期の利益は1億3,200万円となった。

同年シーズンにおけるB1リーグ所属クラブの平均収入は11億1,800万円、費用は11億5,000万円であった。営業利益は3,300万円のマイナスである。

また、同年シーズンのB1リーグ所属クラブの営業収入の総合計は245億9,200万円、営業費用の総合計は253億700万円である。同じくB2リーグ所属クラブの営業収入の総合計は53億7,000万円、営業費用の総合計は62億3,900万円である。これらBリーグとBリーグクラブを合わせた総合的な収入は、371億2,600万円、費用は385億7,900万円であった。

円、費用は385億7,900万円であった。

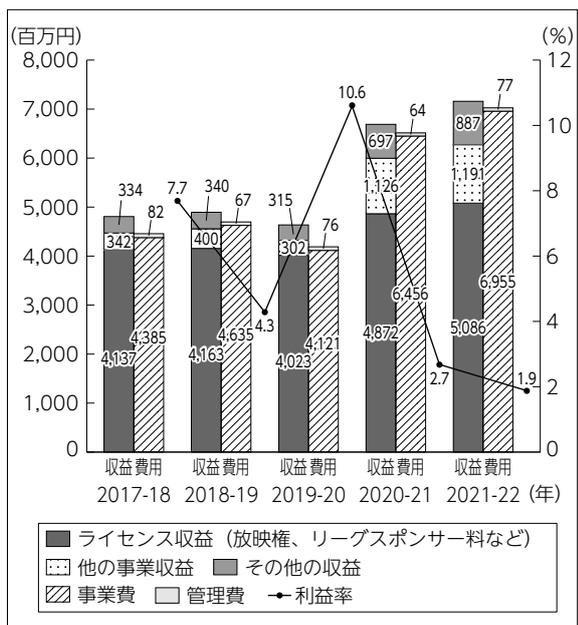
Bリーグに対する新型コロナウイルス感染拡大の影響もリーグとクラブで異なった。リーグにおいては、2019-20年シーズンと比べるとライセンス収益が40億円から50億円へと大幅に増加したが、事業費も41億円から69億円へと大幅に増えたため、利益率は10.6%から1.9%へと低下することとなった。一方、B1リーグ所属クラブにおいては、平均入場料収入が1億5,900万円から1億8,100円へ回復し、スポンサー収入も5億1,800万円から6億3,900万円へと増えたため、利益率は5.8%のマイナスから2.8%のマイナスへ改善することとなった。

□ プロスポーツ興行の収益構造

プロスポーツ興行のコスト構造は、選手強化の程度に応じてその規模が変化するという特徴がある一方で、収益構造は、入場料収入、放送権収入、スポンサー収入の3つを柱としており、選手強化の程度と大きく関連していない。

プロスポーツ興行は、試合会場に集まる来場者から入場料を、放送局から放送権（料、または収入）と呼ばれる契約金を受け取る。この時、興行主からすると来場者向けと視聴者向けというように、チャンネルが二種類あるようにみえる。このため、来場者や視聴者へ広告したいスポンサー企業からスポンサーシップ料金を集めること

図7-7 Bリーグの収益と費用



Bリーグ資料（2017～2022）より作成

になるのである。

これらの収益の徴収をどの興行主が担うのかは、プロスポーツにより異なる。たとえば放送権は、プロ野球は各球団が、JリーグやBリーグはリーグ組織がそれぞれ担っている。それゆえ、これら3つのプロスポーツ興行は、リーグとチームの両面で収益（コスト）が構成されている。これらの相違は、リーグとチームの関係性による。

□ プロスポーツ興行のコスト構造

プロスポーツには、競技の特徴やチーム・クラブの地理的分布などに応じたさまざまな興行がみられるが、興行方式にはトーナメントと総当たりの2つがある。プロゴルフやプロテニスに前者を、プロサッカー（Jリーグ）、プロバスケットボール（Bリーグ）、プロ卓球は後者を主として採用している。チームで争う競技の多くは総当たり方式を採用するが、プロ野球の日本シリーズ、Jリーグのカップ戦、Bリーグのチャンピオンシップのように、大会形式によりトーナメント方式を採用することもある。

いずれの方式を採用したとしても、一定期間内に複数の試合を開催するプロスポーツ興行には、選手の人件費だけでなく、試合会場の使用料や遠征費などの経費が必要となる。高度な技能を試合で披露するために選手が競技に専念する場合は、専属のコーチを雇う必要も生じ、最新のトレーニングを実施できるような道具や設備も必要となる。

（浦田龍治）

6. スポーツDXによる産業拡大

第3期スポーツ基本計画によると、スポーツ界におけるデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation：DX）導入の目的は、スポーツに関する知見や機会を広く提供し、スポーツの「する」「みる」「ささえる」の実効性を高めることとされる。DXは、企業においてテクノロジーを活用してサービス・ビジネスモデル、ひいては業務そのものや組織等を変革するものと定義されており、これまでスポーツ界で部分的に導入されていたテクノロジーの実効性向上を目指し、より戦略的な導入・活用が期待される。

□ テクノロジー活用の事例

スポーツに対してテクノロジーを活用する際、スポーツの課題をテクノロジーで解決する観点（スポーツ×テクノロジー）と、テクノロジーを活用してスポーツの価値を拡大する観点（テクノロジー×スポーツ）の2種類がある。表7-4に、DX導入を目指す主体者をスポーツ実施者やスポーツ競技団体とし、スポーツ×テクノロジーの目線から「する」と「みる・ささえる」に活用事例を整理した。

① 「する」～既存スポーツに活用～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、スポーツ愛好者がオンラインでトレーナーとつながりトレーニングする習慣の広がりはDXの一環である。タブレットなどの機器が導入される教育現場の増加により、これまではトップアスリート向けに活用されていたテクノロジーを活用する機会が増えている。たとえば、映像分析ツールの「Hudl」（ハドル）は大学アメリカンフットボールチームの試合映像を簡単に共有したいというコーチの考えから生まれた「スポーツ×テクノロジー」の典型事例であり、現在では他競技を含め広く育成年代でも活用されている。

アスリートを守るという目的においてもテクノロジーが使われ始めている。脳しんとうによる後遺症が大きな課題となっているアメリカンフットボールでは、軽度な脳しんとうも察知できるテクノロジーを搭載したヘルメットが複数開発されており、ナショナル・フットボール・リーグ（National Football League：NFL）では開発企業への投資を進めている。育成年代に向けたサービスとしては、けがや保険だけでなく、コーチによる虐待やチーム内でのいじめを含めた安全性を確保する「Players Health（プレイヤーズヘルス）」のように、さまざまな形態でスポーツの価値を下げうる要因の防止にテクノロジーが寄与している。わが国においては、このような管理面でのテクノロジー導入はあまり進んでいない。

② 「する」～新たなスポーツの創出～

テクノロジーの導入は新たなスポーツも生み出している。その最たる例がeスポーツである。（一社）日本eスポーツ連合は、コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称としてeスポーツを使用している。インターネット回線の高速化により、世界中から対戦できるようになり、eスポーツの普及を後押ししている。ヘッドセット等を利用

したARスポーツや小型ドローンを活用したドローンレース、ドローンサッカーなどの大会も開かれており、テクノロジーにより今後も新たなスポーツが登場すると考えられる。

③ 「みる・ささえる」～競技場内～

スポーツビジネスにおいても競技場への来場者に対する各事業の課題解決や、競技性向上・ファン体験の向上のためにテクノロジーが活用されている。たとえば、競技場内で飲食やグッズを販売するコンセッション分野では、ハーフタイムなどの短時間で多数の利用者に商品を提供する必要があることから、カメラやセンサーを活用したフリーチェックアウトのシステムを、スタジアムやアリーナにおいていち早く導入している。

「CrowdIQ」(クラウドIQ) は、元来競技場の来場者

を高解像度カメラで撮影し、観戦体験の記念としてその写真をファンに提供するサービスを行っていた。撮影画像を解析することで来場者の行動や属性を把握できるようになると、試合運営や収益化においてデータに基づいた判断を支援する別サービスの展開につながった。このように、課題が明確であると、ほぼ同じソリューションが別の目的に活用される事例も生まれている。

ささえる観点では、FIFAワールドカップカタール2022で日本代表のゴールが認められるきっかけとなった「Hawk Eye」(ホークアイ) とボールに内蔵されたチップを活用したトラッキングシステムによるビデオ・アシスタント・レフェリー (Video Assistant Referee: VAR) が注目を集めた。肉眼では判断できないプレーをテクノロジーが判定するシステムに賛否は

表7-4 スポーツにおけるテクノロジーの活用方法

「する」スポーツ

① 既存スポーツに活用

カテゴリー	分野	説明
競技者* 支援	コミュニティ	スポーツ愛好者がスポーツを継続するためには、コミュニティの存在が影響をもたらす。オンライン上でトレーニング実績を記録・共有するサービスや、チームスポーツでチームメンバーが共有するサービスなどがこれにあたる。
	トレーニング	トレーニング機器がIoT化し記録やメニュー提案を行うものや、VRヘッドセットを活用したトレーニングなどがこれにあたる。またシミュレーションゴルフのように実施場所が限られるというスポーツの課題を解決し、トレーニングの障壁をなくすサービスも存在する。
	コンディショニング	ウェアラブル機器の普及により、選手のコンディショニングに影響を与えるさまざまな指標を簡単に取得できるようになった。これらは取得データの分析・管理サービスとともに、競技レベルを問わず広がっており、障害防止にも活用されている。
	アナライズ/ スカウティング	選手の運動量やボールの軌跡等を取得するデータ収集と、取得映像の編集やデータ分析の双方でテクノロジーの活用が進んでいる。スカウティングの効率化にあたっては、リーグで全競技場と同じスカウティング用カメラを設置し共有する取り組みもされている。
競技者 保護	ヘルメットやマウスピースなど保護具にデジタルを活用することでデータ収集を可能としている。またインテグリティの観点にもテクノロジーが活用され始めている。	
競技環境	チーム・リーグ・協会等の競技団体への登録にテクノロジーを活用することで、利用者と双方の利便性を高めることや不正防止を実現。	

*競技者支援のために取得するさまざまな生体データに関しては、そのデータが誰に帰属するのか各競技団体等で協議が進められている。これらは国や組織により状況が異なるため注意が必要。

② 新たなスポーツの創出

カテゴリー	説明
eスポーツ	コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツとして捉えたもの。サッカーをはじめとする既存スポーツを題材としたeスポーツの大会は、FIFA等既存スポーツの競技団体が主催するものもみられる。
ニュースポーツ	VR/ARヘッドセットを活用して身体運動を伴ったゲームや、ドローンレース・ドローンサッカーのような別のデバイスを活用したスポーツがこれに含まれる。

「みる」「ささえる」スポーツ

③ 競技場内

カテゴリー	分野	説明
収益事業	チケットing	オンラインでのチケット購入・発券に加え、ダイナミックプライシングのような値付けや二次流通サービスのような流通においてもテクノロジーが活用されている。
	コンセッション	コンセッション運営ではキャッシュレス決済やスマートフォンでの事前注文・決済などのサービスが導入されている。
	スポンサーシップ	競技場内においてもデジタルサイネージやビジョン、さらにはスタジアムアプリやWi-Fiなどが導入されることで、スポンサーシップに活用できる媒体が生み出されている。
事業支援	演出/ エンゲージメント	テクノロジーを活用することで、QRコード等による来場者との双方向のエンゲージメントが可能となった。スマートフォンをかざすことでみることができ AR 演出なども進んでいる。
	運営/ アナライズ	チケットの電子化とともに入場ゲートにも顔認証などを含めたテクノロジー活用が進んでいる。また混雑状況を来場者に提供したり、カメラ映像やセンシング技術、AIによる競技場内の分析も導入が進んでいる分野のひとつである。
競技運営	審判	競技により呼び方が異なるが、映像やセンシング技術を活用し審判を補助することができるシステムが導入されている。またタイムを競う競技ではセンサーにより正確な計測が実現した。

スポーツマーケティングラボラトリー社資料 (2022) より作成

あるが、これもテクノロジーによって競技面で大きな影響を与えている事例である。

④「みる・ささえる」～競技場外～

これまではテレビ・ラジオなどのマスメディアに放送手段が限定されていたため、競技場外では一部のトップスポーツの試合のみ視聴されていたが、インターネットの普及により、あらゆるレベルの試合をどこからでも気軽にみられる環境が生まれた。これはスポーツビジネス環境を大きく変えた出来事であり、SNSの活用を含め、コンテンツホルダーの主体的な発信を可能にし、事業構造に大きな変化を与えた。

テクノロジーはテレビを含めた放送映像の進化も実現しており、たとえば、選手やボールの動きを分析するためにメジャーリーグベースボール（Major League Baseball：MLB）で導入されたStatcast（スタットキャスト）は、選手の評価やパフォーマンスの改善だけではなく放送映像にも使われており、一見普通のプレーであってもその凄さをわかりやすいデータで表現することを可能にした。「Statcast」は軍事技術を応用した追

尾リーダーによって生み出されたシステムであり、先進的なテクノロジーでスポーツの価値を拡大した「テクノロジー×スポーツ」の事例である。より試合を楽しむという点では、欧米で広がるスポーツベッティングやファンタジースポーツもあげられる。これらは、テクノロジーが広がる以前から行われていたが、オンライン化により、試合状況に応じて試合中に生じる結果や現象を予測する種類のベッティングや、リアルタイムにファンタジースポーツの選手スコアがみられる機能など、より試合への参加度・熱中度を高めるエンゲージメントが実現した。

ブロックチェーンやNFT（ノンファンジブルトークン）も主に競技場外での活用が見込まれるが、たとえばNFTであれば商品として販売されるだけではなく、今後はチケット事業やファン基盤への応用も想定される。テクノロジー自体はあくまでもツールにすぎないため、なぜこのテクノロジーを採用するのか、導入者側の戦略や目的がテクノロジーの活用には重要な視点となる。

④ 競技場外

カテゴリー	分野	説明
収益事業	放送 / 配信	インターネット配信が可能になったことで放送事業のエコシステムは大きく変化。離れた場所にいる友人と同じ映像をみながらコミュニケーションを取るなど、新たな視聴体験が生まれている。
	マーチャンダイジング	Eコマースの効率化など運用面に加え、NFTをはじめとするデジタル商品も現在多くのコンテンツホルダーで導入されている。
	スポンサーシップ	競技場外においてもデジタルマーケティングの一貫としてSNSをはじめとしたオンライン上での取り組みは多数みられる。またそれらのデータを収集し分析するサービスも行われている。
	ベッティング / ファンタジースポーツ	オフラインでも行われていたが、オンライン化により試合中のベッティングなど楽しみ方が広がった。またこれらを遊ぶために利用する選手データ分析サービスも提供されている。
事業支援・拡散	マーケティング	既存顧客に対しては、競技場内外での顧客データを統合したCRMが進む。新規顧客に対してもデジタルツールを活用したマーケティングが行われている。
	エンゲージメント	試合時以外でファンとの接点をつくりエンゲージメントを高めるためにテクノロジーが活用される。特にトークンやNFT、VRなど最新技術の活用に期待が集まっている。
	メディア	選手や競技団体みずからが発信できるオウンドメディアやSNSにおいて、自動撮影・配信や自動編集技術によってさらにコンテンツ量が拡大している。

スポーツマーケティングラボラトリー社資料（2022）より作成

□ テクノロジーを戦略的に導入しているスポーツ競技団体の事例

アメリカ女子プロバスケットボールリーグ（Women National Basketball Association：WNBA）は、近年さまざまな改革で注目されている。1997年に男子プロバスケットボールリーグ（National Basketball Association：NBA）の支援を受け開始したが、近年ではアリーナ来場者数の減少や放送枠の削減、ファンの高齢化が進んでいた。2019年シーズン終了後にはじめてコミッショナーとして当時のデロイト・トウシュ・トーマツ最高経営責任者を招聘し、リーグと選手会の間で締結する労使協定（Collective Bargaining Agreement：CBA）更新時に選手が得られる報酬を約1.5倍へ引き上げるなど待遇を改善し、選手とリーグがともに成長を目指す基盤を構築した。さらにデジタル化を推進するためにデータ分析やコンテンツ制作などを担える人材を多く採用し、結果として2019年シーズン終了後から12ヵ月間でリーグ職員数は2倍以上となった。さまざまなリサーチから、ファンが求めているのはコミュニティであり、試合の放送予定や選手のストーリーをはじめとする情報が散在し探しづらい点を課題と捉え、解決するためのコミュニケーションの再構築を進めている。政治や社会に対しても選手の声により多くの

人々へ届くよう、リーグが主導してSNSやウェブサイトを活用している。結果として、これまでファンではなかった人々が選手に賛同し、試合の視聴数やアプリケーションのインストール数の増加にとどまらず、女性や若年層が増えるなどファン属性にも変化を与えている。

WNBAはリーグ売上が推定で年間約6,000万米ドル(約80億円)と決して大きな組織ではないが、2021年よりマーケティングとマーチャндаイジングに注力する5カ年計画を開始し、2022年には7,500万米ドル(約100億円)の出資を受けながら精力的な改革を進めている。DXはその基盤として重視され、リーグの戦略に従い、テクノロジー企業と提携しながらトラッキング技術や5G環境など最先端のテクノロジー導入が行われている。確固とした目的をもち、テクノロジーの活用に向けた人材を組織に招き入れ、解決すべき課題を分析していることがWNBAの成長をテクノロジーがささえている要因である。わが国においてスポーツのDXを進めるためには、WNBAのように人材と戦略が大きな鍵を握る。

(荒木重雄・長谷直樹・豊田紗耶美)

7. スポーツにおけるNFTの活用

近時、世界においてスポーツのDX(デジタルトランスフォーメーション)が進み、DXを活用したスポーツ産業における新しい収益源が次々と創出されている中で、欧米を中心にスポーツにおけるNFTの活用が急速に広がっている。

□ NFT

NFTとは、ノンファンジブルトークン(Non-Fungible Token)の略である。トークンは代替性のあるFT(ファンジブルトークン)と代替性のないNFTの2類型に分けることができる。

NFTもFTも、「ブロックチェーン上で利用できるトークン」(分散型台帳技術を用いて発行・管理されるデジタル化された権利証)である。ブロックチェーンとは、ネットワーク内で発生した取引の記録データ(ブロック)がチェーンのように連結したものであり、これを一種の台帳として取り扱い、ネットワークに参加しているすべてのユーザーが共有することにより改ざんを困難なものとする仕組みで、「分散型台帳技術」の一種である。

NFTはトークンの個性に着目して取引が行われるも

のであり、それぞれのトークンが代替性のない唯一無二の存在で、異なる価値をもつことに大きな特徴がある。デジタルデータはコピーや改ざんが容易であるため、それ自体に価値をもたせることが難しかったが、コピーや改ざんが難しいブロックチェーン等の分散型台帳技術の台頭により、NFTの発行が実現し、デジタルデータに価値をもたせることが可能となった。なお、ブロックチェーンのプラットフォームとしてはイーサリアムが有名で、そこではNFT用のERC721といった規格に準じたトークンが発行され、ウォレット(暗号資産の保管や送受信をするための財布のようなもの)を介したユーザー間での自由なやり取りが可能となっている。

個性のあるデジタルデータであれば何でもNFTにすることが可能であるため、デジタルアートやゲームアイテム、音楽、動画等、さまざまなものがトークン化され、高額な取引の対象にもなった。また、NFTは、マーケットプレイス(二次流通市場)においても活発に取引されている。スポーツコンテンツを活用したNFTの場合には、二次流通市場でのユーザー間での取引の手数料の一部をスマートコントラクトにより自動的に各コンテンツホルダーに分配できるため、スポーツ団体や選手等のスポーツコンテンツホルダーの二次流通市場からの新しい収益源としても、NFTの活用可能性に期待が寄せられている。

□ NBA Top Shot

NFTの活用がスポーツビジネスではじめて成功した事例は、「NBA Top Shot(トップ・ショット)」であろう。北米プロバスケットボールリーグNBAは、「Dapper Labs」(ダッパーラボ)と提携し、2020年10月に「NBA Top Shot」のサービスを開始したが、2021年になって爆発的な人気と収益を生み出した。NBA Top Shotでは、Dapper Labsの独自のブロックチェーン(Flow)を利用し、「モーメント」と呼ばれる



NBA Top Shot

選手のプレー動画のNFTをパックで販売している。ファンは3種類のパックから任意のものを選び、ドルや暗号資産によって購入する。モーメントの販売にあたっては、トレーディングカードと同様に、販売されるNFTがランダムに決定されるランダム型販売方式が採用されており、ユーザーはパックの中に誰のどのようなプレー動画が含まれているかは開封してみないとわからない。Dapper Labsは二次流通市場も提供しており、そこでは人気プレーヤーのスーパープレー動画のNFTほど高額で取引され、レブロン・ジェームズのダンクシュート動画が20万米ドル（約2,674万円）以上の価格で取引されたことが大きな話題となった。NBA Top Shotのサービス開始後1年間における二次流通市場も含めた取引金額の総額は、約7億米ドル（約935億円）にのぼるといわれている。

NBA Top Shotと同様に、一次流通市場でNFTのランダム型販売を行い、二次流通市場（ランダム型販売を行う事業者が運営・管理するもの）を併設するサービスは、他のアメリカ4大スポーツにおいても展開されており、たとえば、NFLもDapper Labsと提携し、「NFL ALL DAY」というサービスを2022年8月に開始している。また、MLBはNFT企業Candy Digital（キャンディ・デジタル）と提携し、NFT化された野球コンテンツの販売を開始している。Candy Digitalは2022年1月にマーケットプレイスを設置したが、同月に大谷翔平のNFTが10万米ドル（約1,337万円）で落札されたことがわが国でも話題となった。

□ 欧米スポーツ市場で拡大するNFTの活用

NBA Top Shotのサービスにおいて、NFTの購入者には、選手のレアなプレー動画をコレクション（収集）する目的で購入する既存のファンのほか、二次流通市場での高額転売を通じて利益を上げるために投機目的で購

入する者が相当程度の割合で存在するといわれている。そのため、既存のファン層を超えて幅広い層にスポーツコンテンツを届け、新たなファン層を獲得する可能性が生じ得る点に、スポーツ団体等のコンテンツホルダー側の利点があると考えられる。一方で、コンテンツホルダーにとっては既存のファンのエンゲージメント向上も重要であるところ、近時は、ファン同士のコミュニティを形成・発展させることにNFTを活用する事例が出てきている。

たとえば、ヨーロッパを中心に、プロスポーツ選手の肖像を利用したデジタルカードがNFT化され、ユーザーが暗号資産等を用いて当該NFTを購入する「Sorare」（ソラーレ）というサービスが人気を博している。SorareはNFTとファンタジースポーツ*を組み合わせたサービスで、ユーザーが取得するNFTにはSorareが提供するファンタジースポーツの大会に参加できる権利が付与されており、優秀な成績を収めた参加者には賞金等として暗号資産等が与えられる。

また、アメリカでは、2021年に、ジョージア州アトランタにて、「ファン・コントロールド・フットボールリーグ」がスタートした。2022年にはBallerz Collective NFTsに対応した4チームが追加されており、当該チームでは専用のNFT（Ballerz）がファンに発行され、当該NFTを有するファンは、NFTに紐づいた投票権を保有し、チームの名称や選手・コーチの決定に参加できたり、ライブ配信される試合にリアルタイムで投票し、チームの戦略を決定したりすることが可能になる。

このように、近時の欧米のスポーツにおいては、NFTを保有するファンがゲームに参加したり、投票によりチームの意思決定に共同で関与したりするなど、ファン同士のコミュニティの形成・発展によりファンエンゲージメントを高めるツールとしてもNFTが活用されている点が注目されている。

*ファンタジースポーツとは、自分がスポーツチームのオーナーやGMになったつもりで、一定のルールのもとで実在の選手を集めた架空のチームを組成し、選手の実際の成績をもとに付与されるポイント数で競うシミュレーションゲームである。



ファン・コントロールド・フットボールリーグ

□わが国におけるNFT活用の課題と法整備動向

NBA Top Shotの成功が話題になった2021年後半頃から、わが国でもNBA Top Shotに類似したサービスの検討が開始され始めた。もっとも、当初は、複数のNFTをランダムに組み合わせて中身がわからない状態で販売する「パッケージ販売」と二次流通市場の提供を組み合わせたサービスを提供した場合に、賭博罪（刑法185条）が成立する可能性が懸念されていたため、事業者はNBA Top Shot類似のサービス提供を躊躇しわが国のスポーツにおけるNFTの活用が阻害されることになった。また、NFTを発行する事業者が二次流通市場におけるユーザー間の取引から手数料を取得する場合、これを選手のパブリシティ権の利用の対価と捉えるべきか、引退・移籍した選手に対してどのようなルールで収益還元をするのかなどの権利関係の明確化やルール整備の必要性も指摘されていた。

そのような状況の中、2022年4月26日に自由民主党のデジタル社会推進本部から「NFTホワイトペーパー」が公表され、賭博罪の懸念や権利関係の明確化等の問題を打開する必要性と対応策に関する提言が行われた。当該提言を踏まえて、2022年9月20日にスポーツエコシステム推進協議会から「スポーツコンテンツを活用したNFTパッケージ販売と二次流通市場の併設に伴うガイドライン」が公表された。当該ガイドラインは、NBA Top Shotに類似するNFTのパッケージ販売と二次流通市場を併設するサービスについて、適なビジネスモデルを提示するものとなっており、今後、日本でも当該ガイドラインの内容を踏まえたNBA Top Shot類似のサービスの提供が開始されることが期待されている。

欧米では、今後もNFTを活用したさまざまなサービスの展開が予想されるが、欧米の新たなサービスをわが国で実現する場合には、NBA Top Shotと同様に日本法上のさまざまな法的リスクが指摘されることが予想される。また、わが国のスポーツ文化を前提とすれば、欧米で発展するサービスのビジネスモデルが日本には適合しない可能性も十分に考えられる。日本と欧米のスポーツ産業規模の差異がさらに拡大する中、NFTの活用可能性を高め、スポーツ産業におけるNFTビジネスを発展させることにより、スポーツ団体・選手に対する適切な資金循環を促していくためには、急速に展開する欧米の動向の把握とわが国の文化に即したビジネスモデルの検討、これらを法令に従い実現するためのガイドライン

の策定等が重要になると考えられる。

(稲垣弘則)

8. eスポーツの動向

□「eスポーツ元年」後の状況

わが国では2018年に「eスポーツ元年」を迎え、これを契機に大企業やその系列会社が事業として関わるようになり、2019年からeスポーツ施設のオープンが相次いだ。2019年11月、KDDI（株）の子会社・中部テレコミュニケーション（株）は、中部地域初の本格的な常設eスポーツスタジアム「コムファ e-Sports Stadium NAGOYA」を名古屋パルコ内に開設した。同月、一般層へのeスポーツ認知拡大を目指し、eスポーツコミュニケーションズ（株）が国内初の大型eスポーツパブリックビューイングカフェ「GG Shibuya mobile esports cafe & bar」を渋谷パルコ内にオープンした。コロナ禍の2020年3月には、レッドホースコーポレーション（株）、（株）電通、ウェルブレイド（株）（現・ウェルブレイド・ライゼスト（株））、Next Group Holdings（株）の4社が協業して大阪府吹田市の大型複合施設「EXPOCITY（エキスポシティ）」内に国内最大級のeスポーツ体験施設「REDEE WORLD（レディーワールド）」をオープンした。

eスポーツ施設を開設する動きは大都市以外にも広がり、2020年5月、富山県高岡市でビル管理などを行う末広開発（株）が、富山県を中心にeスポーツ事業を展開する（株）ZORGEなどの協力で、富山県初のeスポーツ施設「Takaoka ePark」を御旅屋セリオ内に開設した。NTTグループでeスポーツ事業を手掛ける（株）NTTe-Sportsは2020年8月、「ICT×eスポーツ」を通じて新しい文化・社会を創造する交流施設として「eXeField Akiba」を秋葉原UDX内に開業した。2021年1月にはフィットネス事業を手掛けるJR東日本スポーツ（株）が、JR東日本エキナカ初のeスポーツ施設「Jexer e-sports station（ジエクサー・eスポーツステーション）」を松戸駅の改札前に開設した。同年7月には、南海電気鉄道（株）が、なんばスカイオに「eスタジアムなんば Powered by NANKAI」をオープン、その後も出店を続けている。

同年8月、福岡天神ロフトビルにオープンした「esports Challenger's Park」は、九州電力（株）の子会社・（株）QTnetが経営する。同社はすでに国内有

数の人気プロeスポーツチーム「Sengoku Gaming」を運営する(株)戦国を子会社化しており、eスポーツ事業に積極的に乗り出している。

2022年4月には、東京eスポーツゲート(株)が東京タワーのフットタウン内に大規模eスポーツ施設「RED° TOKYO TOWER (レッドトーキョータワー)」をオープンし、場所の話題性もあり、大きな注目を集めている。

これら以外にも多くのeスポーツ施設がオープンして国内で活況を呈し始めている。コロナ禍で集客に苦しんだ施設が多い中、比較的安定した集客に成功していたのがeスポーツに特化した宿泊施設である。宿泊部屋にゲーミングPC等一式を揃え、eスポーツを楽しめるため、諸外国ではすでに存在していたが、わが国でも徐々にその数を増やしている。ホテル全体がeスポーツに特化したものからホテルの一室ないしは数室をeスポーツに特化させたものまで形態はさまざまである。2020年7月に大阪市日本橋にオープンした「e-ZONE~電腦空間~」はその代表的なホテルのひとつである。

□ eスポーツの展望

○世界的動向

2023年に予定されている世界的な動向のひとつとして、国際オリンピック委員会(International Olympic Committee: IOC)の「第1回オリンピックeスポーツウイーク(Olympic Esports Week: OEW)」(2023年6月22~25日:シンガポール)の開催決定があげられる。IOCが2021年に開催したeスポーツを競技種目とするオリンピックライセンスイベント「オリンピックバーチャルシリーズ(Olympic Virtual Series: OVS)」ではイベント名に「eスポーツ」という言葉は使われていなかったが、このOEWを契機にIOCがeスポーツに向き合う姿勢を表明したと考えられる。

○国内の動向

今後の国内動向として考えられるのがイベントの活発化である。2022年6月25~26日に開催された有観客大型オンラインイベント「2022 VALORANT Champion Tour Challengers Japan Stage2-Playoff Finals」は合計2万6,000席(1万3,000席×2日)が完売し、国内の有料eスポーツイベントの来場者記録を更新した。2日間の最高同時接続数は50万人を超え、わが国のeスポーツイベントが新しいステージに入ったといえる。2023年5月には、世界最大級のゲームイ

ベント「ドリームハック(DreamHack) Japan」が幕張メッセで開催される。1994年にスウェーデンでスタートした同イベントは参加者がゲーミングPCを持ち寄り、複数泊夜通しでゲームを中心に楽しむものであるが、2019年にはほかの国でも開催され、年間35万人以上が参加する大規模イベントになっていた。

2022年10月27日、百貨店大手のJ.フロントリテイリング(株)はeスポーツプロチーム「SCARZ」の運営などを手掛ける(株)XENOZ(ゼノス)を約10億円の出資で子会社化すると発表した。百貨店が弱点とする若年層に対して、大会やイベントを通じての商業施設への呼び込みを目的としている。

2022年11月にはeスポーツイベントの企画・運営などを中心に手掛けるウェルプレイド・ライゼスト(株)が国内のeスポーツ関連会社としてはじめて東京証券取引所グロース市場へ上場を果たした。eスポーツの認知度が高まるにつれ、上場を目指す企業が増えていくと考えられる。

○地方自治体の動向

地域活性化や地方創生の観点からeスポーツに対して積極的に関わる地方自治体も出てきた。関わり方には、ボトムアップ型とトップダウン型が存在し、ボトムアップ型の代表例が富山県である。もともとは地元の有志によるゲームコミュニティからスタートしたeスポーツ・ムーブメントが広がりを見せ、高岡市、魚津市、射水市など地方自治体としてその流れに加わった。

トップダウン型の代表例である徳島県、群馬県、東京都は知事が主導し、積極的なeスポーツ施策を展開している。徳島県では、各地でeスポーツを推進するため、地方自治体や教育機関、民間団体等が実施する非営利のeスポーツイベントに対して、1件あたり最大100万円の「eスポーツ推進費補助金」を交付している。障害者が交流して楽しめるeスポーツイベントの開催も行っている。群馬県では、地方自治体ではじめて「eスポーツ」の名称が入った「eスポーツ・新コンテンツ創出課」を設置し、さまざまなイベントやセミナーの開催、定期的な情報発信を行っている。東京都では、2020年から毎年、大規模イベント「東京eスポーツフェスタ」を開催しており、eスポーツの試合だけではなく、eスポーツを活用した産業振興を目指した関連企業や学校、団体などがブースを出展して企業紹介、企業間交流などを行っている。2022年に入り、多くの地方自治体でeスポーツイベントや関連事業への入札案件などが増え、その数

は今後も増加すると考えられる。

地方自治体が管轄するeスポーツ施設の開設も相次いでいる。小田原市がJR小田原駅直結の商業施設にオープンさせた「e-zone」や、徳島県が徳島駅前の商業ビルに設置した「デジタルスタジオ」など、全国各地で施設が開設している。

○教育の動向

教育分野においても、eスポーツを積極的に取り込む動きが加速している。2016年から専門学校がプロゲーマーコースやeスポーツイベント専攻などを開設し、2018年からは通信制の高等学校を中心にeスポーツコースが開始し、全国でeスポーツを学ぶ学生が増えている。こうした動きを受け、2023年からは日本経済大学の福岡キャンパスと渋谷キャンパスで「eスポーツ・アニメ産業コース」が始まり、諸外国のように4年制大学においても、eスポーツを学ぶ機会が提供される。大阪電気通信大学、日本大学、岡山理科大学、近畿大学などでは大学内にゲーミングPCや配信設備を備えたeスポーツ施設を設置し、研究や大学のサークル活動、一般学生の利用などに活用している。

○今後の動向

eスポーツは、物理的距離、性別、年齢、障害の有無を問わずに楽しめるため若い世代を中心に受け入れられている。企業、学校、行政など、さまざまな組織・団体が抱える問題に対して、解決の可能性を秘めている。さらに、現在話題となっている「メタバース」は、デジタル技術を駆使してつくられたインターネット上の仮想空間で、自分の分身となるアバターを使い、その空間に集まる人たちが社会生活を送るものである。メタバースの世界は、Microsoft Corp. (マイクロソフト)、Facebook (フェイスブック) で知られるMeta Inc. (メタ) などの世界的大企業が参入する以前から、ゲームの世界ではごく普通に行われてきた。特にeスポーツの代表的なタイトルのひとつである「フォートナイト (Fortnite)」はメタバース的な志向が強く、さまざまな企業コラボレーションによるオンラインとオフラインの境目のないエンタテインメントの提供を行っている。

ブロックチェーンやNFTなど次世代のテクノロジーと融合していく流れは、eスポーツがゲームという領域を超え、さまざまな業界と連携して、貢献できるフィールドを今まで以上に拡大していくだろう。

(寛誠一郎)

9. スポーツコンテンツとオーバー・ザ・トップ

昨今、スポーツ中継においてインターネットを介し音声や動画コンテンツを配信するオーバー・ザ・トップ (Over The Top: OTT) の存在感が増している。2022年6月に実施された総合格闘技大会THE MATCHでは、PPVにもかかわらず50万人超の視聴者を集めたことが話題になり、2022年11~12月に開催されたFIFAサッカーワールドカップはOTTにて全試合無料配信が行われ、一部報道では1日の視聴者数が2,000万人を超えたともいわれている。海外のスポーツOTT市場が高い成長を示している一方、これまで国内では地上波テレビを中心に質の高いコンテンツが無料で視聴できるという背景もあり、スポーツOTT市場の成長は低くとどまっていたが、近年ではOTTでスポーツを視聴するという習慣が加速している。

□オーバー・ザ・トップ市場

OTTは世界的にも大きな伸びを示している産業であり、その収益は2021年時点で約10.3兆円 (791億米ドル)、2026年には約14.9兆円 (1,141億米ドル) にも達する見通しで、この間の年平均成長率 (Compound Annual Growth: CAGR) は7.6%と高い値が見込まれている (図7-8)。また、図7-9に示すように、この成長はわが国でも例外ではなく、アメリカ、中国、イギリスに次ぐ4番目の市場として堅調な成長が見込まれている。

そして、業界の主要プレイヤーによる利用者獲得競争が激化しており、Amazon Prime Video (アマゾン・プライム・ビデオ) は2021年4月に利用者数が2億人を突破し、Disney+ (ディズニー・プラス) も2021年11月に有料会員数が1億1,800万人に達したと報告している。また、Netflix (ネットフリックス) は、2022年初頭に2億2,200万人の加入者がいると報告している。

ただし、こうした加入者数は特に先進国において頭打ちの様相を呈しているといわれており、OTTの主要プレイヤーは利用料の値上げや広告付きプランの提供など、収益性の確保に向けた動きを加速させている。

なお、わが国のOTT市場の特徴として、ローカルコンテンツの豊富さがあげられる。国際的なOTTプレイヤーであるAmazon、Netflix、Disney+であっても、国内での加入者拡大のため独自のコンテンツの取り込み

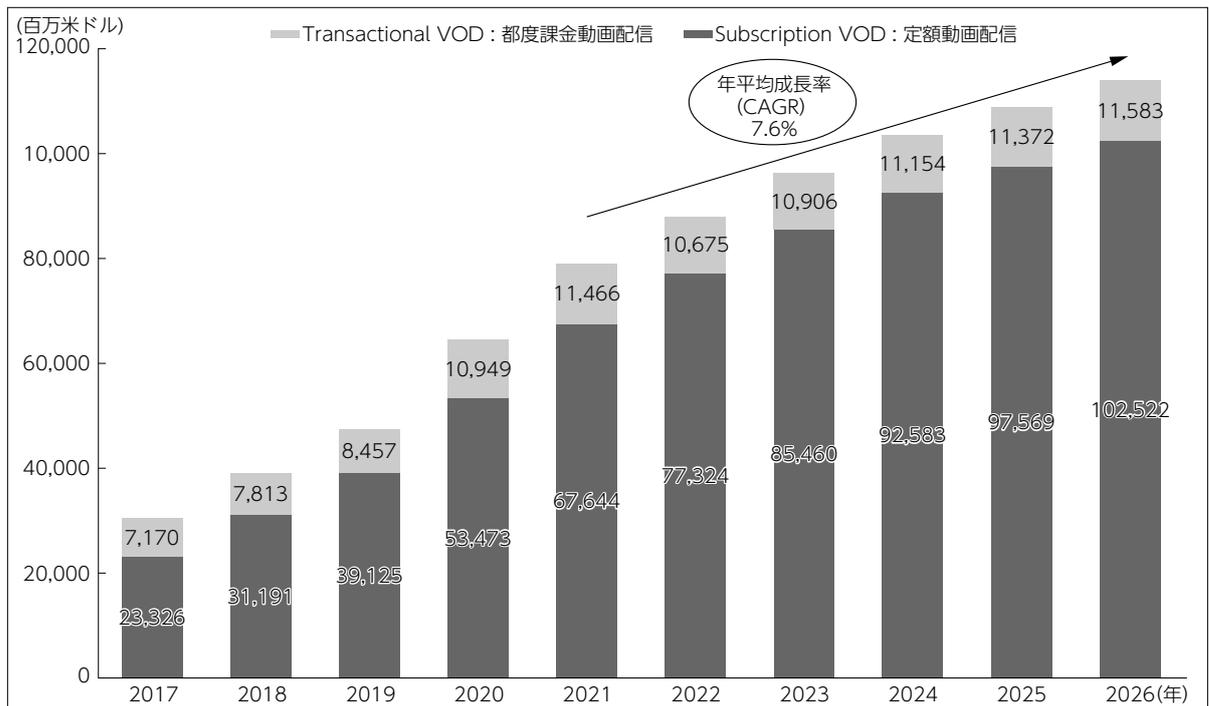
が必要不可欠となっている。

また、国内スポーツOTT領域においては、これまでプロ野球およびサッカーの放映権を有するDAZN（ダズーン）が主たるプレイヤーとして存在感を発揮していたが、格闘技やFIFAワールドカップ配信をABEMA TV（アバマティーヴィー）が手掛けるとともに、Amazon Prime Videoでも格闘技の中継を実施するなど、新たなプレイヤーの台頭が目立つ。

□ OTT事業者の台頭と放映権

こうしたOTT市場自体が成長するにつれ、視聴者獲得のために事業者間で唯一無二のキラーコンテンツを取り合う競争が激化している。特にスポーツ中継は代替困難なコンテンツという特徴に加え、コアなファン層の存在が視聴者獲得に直接的に寄与することから、独占放映権をねらう事業者間の競争が激しく、結果として国際的なメガイベントや北米メジャースポーツのようなプレミ

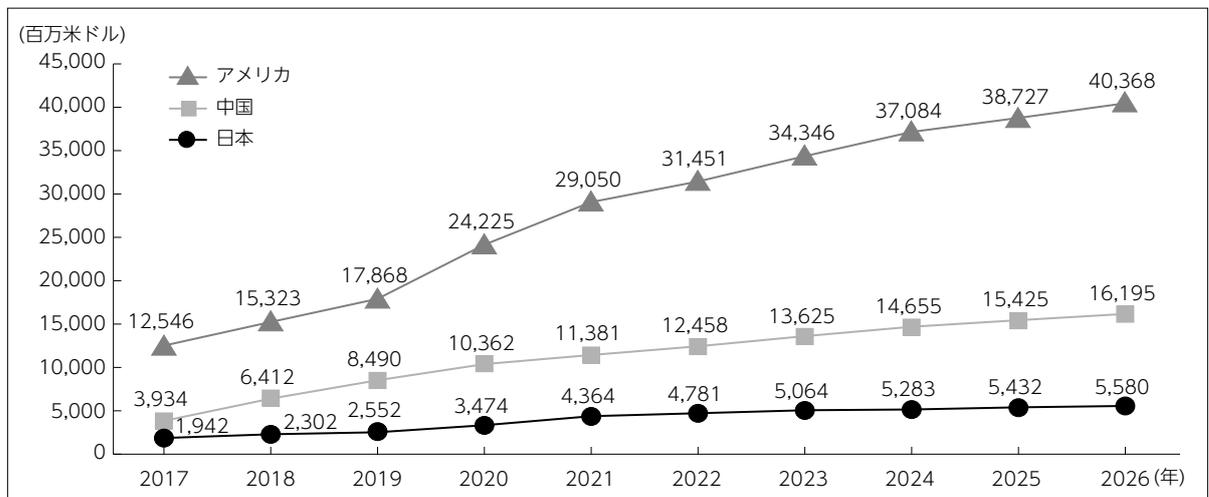
図7-8 オーバー・ザ・トップ市場の成長推移



注 2021年までは実績、2022年以降は見込み。

PwC [Global Entertainment & Media Outlook 2022-2026] (2022) より作成

図7-9 オーバー・ザ・トップによる収益推移



注 2021年までは実績、2022年以降は見込み。

PwC [Global Entertainment & Media Outlook 2022-2026] (2022) より作成

アムコンテンツでは、契約権料が従前契約の数倍にも跳ね上がるケースがみられる。そして、コンテンツホルダー側も競争を見越し、希少なコンテンツ権利をバンドル（リーグ戦およびプレイオフ、カップ戦などの権利を一体化して販売）・スライス（放送を許諾する地域・国などを分割して販売）・エクスクルーシブ（特定の一社に対し独占的権利を許諾）することで、事業者間の競争を煽っている側面がある。

一方、こうした放映権をめぐる駆け引きが激化した結果、放映権料への依存度が高まり、コンテンツホルダーと放送事業者間での交渉不調が結果的にコンテンツホルダーの運営に大きな影響を及ぼす可能性がある点に留意が必要となる。実際に、フランスのプロサッカーリーグであるリーグ・アンでは、COVID-19の影響で放映権料の支払いが打ち切られ、リーグの財務状況に深刻な影響を及ぼす例もある。

□ 放映権料高騰の行く末

「PwC スポーツ産業調査2021」によれば、今後3～5年間のスポーツ権利の販売の見通しとして、7割が「トップクラスのプロパティだけが放映権の収益を増やし、それ以外のコンテンツとの差が開く」と回答している。スポーツの放映権料の中でも、特に世界的に有名なコンテンツにおける放映権料の上昇傾向は今後も継続すると考えられる。

メディア市場の将来を正確に予測することは難しいが、利用者の視点からみた場合に、視聴環境と費用負担の側面から留意すべき点が存在する。視聴環境に関しては、現在のスポーツ配信プラットフォームは過度に分断化されており、ひとつのリーグ・大会などを視聴する場合にも複数のプラットフォームを渡り歩く必要が出てきている。こうした視聴環境は、長期的には利用者離れを招く可能性が高く、OTT事業者の収益悪化と事業の再編を強いられる可能性が高い。加えて、費用負担の側面からも、過度な放映権料の高騰は結果的に利用者に対しさまざまな負担を強いることになる。利用者の負担を抑えるためには、OTT事業者としてコンテンツの取捨選択を強いられ、いわゆるスポーツコンテンツの勝ち組・負け組を助長することにもなるであろう。

こうしたトップコンテンツへの過度な人気の集中については、スポーツもエンターテインメント産業の側面をもっている以上、一定程度は避けられない事象である。一方で、「スポーツ基本法」（2011）に記す「文化的な

生活を営む上で不可欠」という公共財としての側面に目を向ければ、プラットフォームにアクセスし一定の視聴料を支払える利用者だけがコンテンツを視聴できるという状況の是非について議論すべき時期にきている。特に、国民的なスポーツコンテンツに関しては、イギリスにみられる誰もが自由に情報にアクセスできるユニバーサル・アクセス権のように、国民がスポーツをみる権利を保護するという考え方についても議論が求められる。

□ スポーツ組織とOTTの付き合い方

従来のテレビ放送では、配給会社やテレビ局といったスポーツコンテンツの権利保有者は単に権利を販売する主体にしかなり得なかった。しかし、近年の技術革新およびOTT事業の台頭により、配信するプラットフォーム提供も含めさまざまな関わり方の選択肢が増えている。具体的には、単にパートナーに権利を販売するのみの関係から、自身でプラットフォームを構築し配信する形態までさまざま存在している。当然ながら自身でプラットフォームを構築し配信できれば、収益も自身でコントロールできるとともに、消費者と直接つながるDirect to Consumer (DtoC) も実現し、さらなるビジネスへの拡大が期待される。その一方、自身でプラットフォームを構築する財務的なリスクは大きく、自身で消費者を引き付けるPR・コンテンツ作成などの企画能力も求められる。特に、近年ではすでにOTT市場において複数のコンテンツを保有するメガプレイヤーが多数存在する状態であり、スポーツ組織みずからで配信を行う場合には、こうしたメガプレイヤーとの競争に勝ち、消費者を獲得するコンテンツの提供が求められる。こうした点を踏まえるならば、スポーツ組織は自身のもつリソース・消費者動向・ファンの特性などを複合的に検討し、自身とOTTおよびその権利とどのように付き合っていくべきかを考える必要がある。

（菅原政規）

10. 民間フィットネスクラブの動向

□ 民間フィットネスクラブ市場規模

わが国のフィットネス市場は2012年から継続して成長しており、2019年の市場規模（売上高）は4,939億円と5,000億円に迫るまでに達し、業界史上最高値を更新した（表7-5）。しかし、2020年に入り、新型コロナ

ウイルス感染症が蔓延する中、安倍晋三首相(当時)が密閉空間における感染リスクの回避を要請し、フィットネスクラブを感染リスクの高い場所と特定したことによって、フィットネス業界は半ば強制的な自粛要請により多くのクラブが閉鎖や時短営業に追い込まれた。

これにより、2020年の市場規模は、前年対比およそ35%減の3,196億円と大幅に減少し、フィットネス事業者の経営状態はきわめて困難なものになった。2021年3月期の決算におけるフィットネス業界の上位15社のうち11社までが赤字となり、その赤字総額は600億円にも達した。これは前年の同じ11社の売上総額の実に23%に相当する。これらの事業会社は、親会社や資本提携先などからの金融支援により事業の継続ができたが、支援がなければ経営破綻していたと考えられる。実際に、支援が受けられなかったほかの事業者では、倒産

や閉鎖があり、2020年度のフィットネス事業者の倒産件数は過去10年で最多となった。

2021年の市場規模は、オミクロン株(新型コロナウイルスの変異株)の影響を多少受けたものの収束とともに回復し4,113億円に達したが、2019年の規模には及ばない。特筆すべきは、市場規模の構成比の推移である。かつては売上げの大半を占めた総合業態においてすべてのフィットネスクラブ会員が大きく減少する一方、近年開業が増えている24時間セルフ型ジムやパーソナルジム、スイミングスクール、オンライン・物販などの売上構成比が大きく増加した。

□ 民間フィットネスクラブ施設数

直近5年間の施設数の推移と新規開業施設数の推移をそれぞれ表7-6に示した。2021年12月末日時点の民間フィットネスクラブの総施設数は6,757軒である。コロナ禍前までは、年間400~500軒の新規出店があったが、2021年はおよそ258軒と減少した。内訳を業態別にみると、小規模サーキット型2軒、ジム型232軒、スタジオ型8軒、ジム・スタジオ型11軒、総合型5軒と、ジム型の多さが際立つ。ジム型の多くは、近年、出店が目立つ24時間セルフ型ジムやパーソナルトレーニングジムである。総合業態型に入会していた20~30代の会員を中心に、ジム型に流れる傾向がみられる。都市部の成人中心の総合業態型や女性専用施設、ブティック型スタジオなどは、コロナ禍の影響を最も大きく受けた業態であり、これらの中には早々に撤退した施設もある。

□ 会員数、会費単価、利用回数

民間フィットネスクラブの総在籍会員数は、2020年の約425万人から、2021年に約433万人へと1.7%増となったが、ピーク期だった2019年比では22%減となり回復していない(表7-7)。一時的に無料で休会扱いとする民間フィットネスクラブもあったが、有料への

表7-5 民間フィットネスクラブの市場規模の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
売上高(億円)	4,602	4,786	4,939	3,196	4,113
伸び率※(%)	2.9	4.0	3.2	-35.3	29.0

※売上高の増減から算出した前年比。2017年の伸び率は、2016年売上高(4,473億円)より算出。

注1 「特定サービス産業動態統計月報」(経済産業省)のデータを基に「フィットネスビジネス」編集部が推定。

注2 売上高にはスイミング単体施設(およそ600億円)は含まない。クラブ内のスクール会員(成人・子ども)は含む。若干ではあるがボクシングジムなどの売上高も含まれている。

注3 フィットネスクラブ業務に関わる「その他の収入」が含まれている。

注4 カーブスなど小規模業態も含む。

フィットネスビジネス編集部
「日本のクラブ業界のトレンド2021」(2021)より作成

表7-6 新規開業施設数の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
施設数	5,299	5,821	6,188	6,564	6,757
伸び率※(%)	6.9	9.9	6.3	6.1	2.9
新規開業施設数	378	536	379	406	258

※ 施設数の増減から算出した前年比。2017年の伸び率は、2016年の施設数より算出。

注1 業態転換、継承施設、移転新設施設を除く。

注2 2021年の内訳は、小規模サーキット型2軒、ジム型232軒、スタジオ型8軒、ジム・スタジオ型11軒、総合型5軒。

フィットネスビジネス編集部「全国クラブデータ一覧」および「日本のクラブ業界のトレンド2021」より作成

表7-7 民間フィットネスクラブの会員数・のべ利用者数等の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
会員数(人)	4,627,730	5,136,780	5,552,860	4,253,491	4,325,678
参加率(%)	3.65	4.07	4.4	3.38	3.45
のべ利用者数(万人)	34,939	39,091	42,368	27,137	33,264
1施設あたりのべ利用者数(人)	65,936	67,190	68,469	41,343	49,230
年間平均利用回数(回)	76.5	76.1	76.3	63.8	76.9

注1 「特定サービス産業動態統計月報」(経済産業省)のデータを基にフィットネスビジネス編集部が推定。参加率算出に用いた総人口は総務省統計局発表の各年10月の総人口。

注2 会員数には、フィットネスクラブに所属するスクール生も含む。

フィットネスビジネス編集部「日本のクラブ業界のトレンド2021」(2021)より作成

回帰による退会の進行も在籍会員数が大きく伸びなかった要因のひとつと考えられる。

コロナ禍が収束しない2020年および2021年の毎月の新規入会者数についても低調で推移し、入会が伸びる月がないことが特徴だった。

参加率については、2018年に4.07%、2019年に4.4%に達し、その後の伸長が期待されたが、2020年はコロナ禍の影響を受け3.38%と大きく下げた。2021年は微増したが、3.45%にとどまっている。特に、20～50代女性の退会が進み、とりわけ30～40代女性のフィットネスクラブ離れが目立つ。業態別の施設数の傾向と同様に、総合業態のフィットネス会員の在籍が伸びを欠く一方、24時間セルフ型ジムやパーソナルトレーニングジム、スイミングスクールなどの在籍が伸び、わが国の民間フィットネスクラブの総在籍会員に占める構成は大きく変動した。総合業態を主力とする企業は総在籍会員数に占める中高年層の割合が年々高くなってきている。また、昨今の筋トレブームを反映し、ここ数年は20～30代の男性の入会が比較的多くなってきている。利用回数が年63.8回（2020）から76.9回（2021）へと大きく伸びたのは、こうしたヘビーユーザーがクラブに残ったためと考えられる。

現在、退会率、休会率は落ち着きをみせている。各社が新規入会者に対する運動習慣づくりを支援するサービスを強化していることもあり、初期定着が進み継続率も改善傾向にある。クラブによっては、入会6ヵ月後の会員継続率が80%を超える。子どものスイミング、テニス、体操、体育などのスクール生徒数、利用者数も大きく伸び、中にはピークを越える会員数、売上げをあげるクラブも出てきている。客単価は大きく上昇し、各社がパーソナルトレーニング、プロテイン、水素水などの付帯サービスを強化していることもあり、9.5万円/年となっている。

課題は、いかに未顧客層に向けて新しい価値をつく

り、新規の顧客を増やすことができるかにある。未顧客の価値観や行動様式の変化に寄り添い、生活に沿った行動や習慣を促すアプローチが求められる。

□収益性

表7-8に、主な民間フィットネスクラブの売上高と純利益の推移を示した。スクール会員の在籍会員数は順調に回復しているが、フィットネス会員数の戻りが想定より遅れ、2022年12月現在、2019年のピーク期に比べ2～3割ほど減少した状態が続いている。ここでの減収分を補おうと、各社はコスト削減、会費の値上げ、付帯サービスの販売強化、スイミングスクールなどの導入、指定管理者制度の活用などに努めている。この間に各社が取り組んだ施策を表7-9にまとめた。水道光熱費が昨年対比で3割の上昇がみられるが、この間に複数回の値上げもあり、コスト転嫁も困難である。

□コロナ下における新たなトレンド

コロナ禍の影響を受け、顕在化してきている新たなトレンドとしては、以下の7つをあげることができる。

①住宅近接化・専門化・狭商圏化

都心のターミナル立地の大型総合業態から顧客離れが

表7-9 各社が取り組んだ施策（取り組み順）

- ①資金調達・財務力強化
- ②不採算店舗・事業からの撤退
- ③すべての契約の抜本的な見直し（コスト面のみならず、価格改定も含む）
- ④運営の効率化（スタジオレッスン・清掃・メンテナンスの内製化、人材の適正配置など）
- ⑤フィットネス新規会員の継続サポート／付帯商品・サービスの拡販
- ⑥休退会者の早期復帰促進
- ⑦子どものスクールの拡充（短期教室・体験会の実施）
- ⑧オンライン・デジタルによるサービスの導入と拡充
- ⑨新業態の立ち上げ～スケーリング
- ⑩企業向け・学校向け・自治体向け事業の強化

各社資料（2022）より作成

表7-8 主要各社の業績推移

（単位：億円）

	2022年3月期		2023年3月期（予想）	
	売上高	純利益	売上高	純利益
コナミスポーツ株式会社	420 (15.2%)	8 (-)	460 (9.6%)	10 (30.4%)
セントラルスポーツ株式会社	403.38 (12%)	15.4 (-)	450 (11.6%)	15.4 (-)
株式会社ルネサンス	371.2 (22.9%)	5.13 (-)	410 (10.5%)	5.5 (7.1%)
株式会社東祥	273.19 (55%)	24.24 (-)	215 (▲22.0%)	9 (▲62.9%)
RIZAP グループ株式会社	1,623 (▲3.7%)	52 (300%)	1,550 (▲5.0%)	15～10 (▲72.0%～81.0%)
株式会社 Fast Fitness Japan	130.97 (17.3%)	17.02 (84.9%)	140 (6.9%)	15 (▲11.9%)

*コナミスポーツ スポーツ事業部の純利益の項目はセグメント利益

各社資料（2022）より作成

起こる一方で、都市近郊の住宅密集地に目的を絞った専門店型の小規模施設をスクールに近い形式で提供する施設は、顧客離れがなく、コロナの影響下でも比較的安定的な経営ができていた。この傾向が今後も続き、これからはより狭商圏化していくことが予想できる。

②初期対応の強化

入会初期の顧客に対して運動習慣づくりの対応を怠ると、どれだけ入会者を獲得しようと自転車操業的な運営をせざるを得なくなり、ビジネスモデルが機能不全を起こす。入会初期の会員に対して、スムーズに運動習慣づくりができるよう、特別なサポートを提供することが今後は必須になる。入会初期の利用回数などをKPI化したマネジメントが標準となる。

③ハイブリット化、ホームフィットネスの浸透

クラブに来館しなければサービスを享受できないというのでは、利便性に欠ける。顧客はますます利便性を求めるようになっていく。特に、指導サービスの提供に関しては、コロナの影響下では、リモートワークやオンラインでのコミュニケーションやオンライン学習を経験した生活者が多いため、リアルとオンライン両方のサービスを会費内で求めるようになる。また、そうした動きをホームフィットネスの広がりが増え、後押ししていきことが予想される。フィットネス事業者側は、オンラインでのサービス提供先を会員だけではなくほかにも拡大し、そこでも課金して収益をあげられる構造としなければならない。そのほかのサービスについても、できる限り顧客に努力を強いることがない仕組みづくりが重要になる。

④アウトドアスポーツイベントの広がり

三密になりがちな屋内の環境を避け、屋外でランニングしたり、ハイキングしたりといった動きが広がってきている。マラソンやトレイルラン、トライアスロンだけでなく、スパルタンレース（さまざまな距離と難易度の障害物レース）のような大会も活況を呈している。今後は、こうしたアウトドアの活動を、ひとつのカテゴリーエントリーポイント*（以下、CEP）にしていくことが求められる。

*カテゴリーエントリーポイント：対象とする顧客が、何かを購入しようと思ったときにブランドを想起するきっかけやヒントになるもの。

⑤ボディメイク系イベントの広がり

男女を問わずメンズフィジークやフィットネスビキニなどボディメイク系のイベントが広がり、ジム需要を高めている。そのため、ジムではフリーウェイトエリアが

年々拡充してきている。

⑥コラボレーションへの取り組み

マーケティングやプログラム開発などの領域で、自治体や学校、企業などと組み、集客や運動の継続、あるいは効果をあげるためのコラボレーションに取り組む機会が増えている。自社の機能だけでは、限定的な効果しか期待できないため、積極的に他者とコラボレーションして、限界を超える効果を得ようとする動きが今後も顕著になっていくと考えられる。

⑦未顧客マーケティング

インテンシティ（強度）が比較的に高めのエクササイズを提供し、身体的能力の向上を目的にしたクラブは、競争が激化する状態になっている。そのため、インテンシティがそれほど高くないが徐々に効果が得られ、情緒的な価値や社会的な価値が得られる業態・サービスの開発が、今後進んでいく。たとえば、スモールジムやグループピラティススタジオのようなフォーマットで、フィットネスのライトユーザーやノンカスタマーを獲得していく動きが出てくる。総合業態においても、未顧客を理解し、彼ら彼女らに想起してもらえるようなCEPをつくっていく必要がある。たとえば、「整えたい」「家ではないところで集中して仕事をしたい」といったニーズに着目して、既存のプールをサウナとコワーキングスペース、ジムなどに用途を変更し価値を再生する対応をしていくといったことなどが考えられる。プロモーション手法についても、国際スポーツ&ウェルネスウィークエンド（世界中のウェルネス&フィットネスの専門家が、地域社会の人々にウェルネス体験を提供するイベント）のように、未顧客にとってエフォートレスで参加したくなるような文脈を備えたイベントが着目されるようになるだろう。

未顧客マーケティングをビジネスモデルに確実に取り入れ、システムとして機能させられるケイパビリティ（組織的能力）を備えた事業会社が、今後の業界を牽引していく存在になると予測される。

（古屋武範）

11. スポーツ関連用品

□ スポーツ産業の市場動向

2020年初頭に起こった新型コロナウイルス感染症の拡大によるロックダウンなどの厳しい行動制限は、世界のさまざまな競技大会の開催を阻みスポーツ活動を停滞

させスポーツ用品産業も大きな影響を受けた。世界スポーツ用品工業連盟「Sporting Goods 2021」(2021)によれば、世界全体の2020年度におけるスポーツ用品の売上は前年売上げを10%以上下回る事態となった。一方、同調査では、アメリカにおけるフィットネス目的のスポーツアパレルやランニングシューズの同年7月時の売上げが前年比で130%、フィットネス器具の同年3月時の売上げが前年比で130%、アメリカおよびフランスにおける自転車用品の同年3月時の売上げが前年比で200%の増加を示した。ヨーロッパや北米地域の一部での厳しい感染状況にもかかわらず、個人、非接触、屋外もしくは自宅といった条件を満たす運動やスポーツの実施が、体力向上や健康改善に効果的であると再認識され、関連用品の売上げの向上につながった実情を裏づける。

□ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、スポーツ用品の生産も大きな影響を受けた。メーカーの多くは主な用品を中国や東南アジアの工場で生産している。当該地域での感染拡大は2021年のサプライチェーンを寸断させた。中国やベトナムにおけるロックダウンは商品のみならず、部材供給にいたるまで、6カ月から1年の遅納を引き起こした。また、集中した輸送、アメリカの港湾の欠勤者増加を原因とする荷上げの停滞はコンテナ不足を誘発し遅延の原因となった。さらに2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵攻が、最大で通常の10倍となる輸送価格の上昇を引き起こす結果となった。原油不足は石油由来のポリエステルのほか、綿など天然素材でさえ間接的に価格を上昇させた。eコマース（電子商取引）の売上比率の拡大で流通マージンが圧縮され、メーカーの価格調整力は高まるものすでに限界にいたる。小売価格の上昇は必至であり需要減少の危険性が高い。

コロナ禍は商品購入の要素としてサステナビリティへの意識を高めた。メーカーによるCO₂削減の取り組みはコスト上昇を余儀なくされるが、価格転嫁は困難である。また、2020年に起こった新疆ウイグル綿問題は人権問題として、世界でその使用製品の不買運動に発展し、多くのグローバルブランドは新疆綿の不使用を宣言した。宣言したがゆえに、中国国内におけるビジネスの展開に厳しい非難を浴びる結果にもなった。これらの要素は、経済安全保障の観点から、中国をサプライチェー

ンの中心的に構成している構造に疑問を呈した。

近年、多くのメーカーが消費者と直接取引するDTC (Direct to Customer) 比率の拡大を目論み流通改革を推進してきた。皮肉にもコロナ禍がデジタル化を加速化し、牽引する結果となった。行動制限で客足が止まり、直営店の売上げは減少したがeコマース売上げがDTC拡大を牽引した。ナイキは2022年度の世界の売上げ約42%をDTCで計上し、同時に取引先の選別を加速する。ブランドイメージ、販売価格のコントロールを目指し選別された小売店と共通の目標を達成しようとしている。2021年度後半は顧客の行動変容がみられ、店舗へと客足が戻る傾向があった。しかしながら、デジタル進化による商品フィッティング手段の向上やデリバリー精度改善、スピード化、ライブストーリーミングなど新たな商品PR手段などがEC販売の拡大をさらに促進している。今後、企業と顧客の販売経路を統合するオムニチャネル化による顧客の囲い込みは、安定した売上げと高い利益率を実現すると同時に、顧客データ分析や相互情報交換を容易にし、顧客エンゲージメントを高めながら企業の新戦略実現の大きな礎となる。国内企業でも（株）アシックスのDTC比率は2022年に35%を超え、各社はeコマース拡大を図る。一方、流通の拠点のひとつである地域のスポーツ専門店もeコマースを拡大し店頭販売の補填を試みるが、学校や地域クラブを主たる顧客とするため、コロナ禍における競技スポーツの活動停滞が売上げの回復を阻む。大型チェーン店の中でも（株）アルペンやゼビオホールディングス（株）などは、厳しい環境下においても、ゴルフ、アウトドア、サイクルスポーツが牽引し業績を回復する傾向もみられる。今後、メーカーは小売店も加えたオムニチャネルの推進によって顧客エンゲージメント強化を達成しようとする。顧客の囲い込み競争がますます激しくなる。

□ 東京2020大会の影響

東京2020大会が1年延期された2021年は、スポンサー企業や関連企業にさまざまな影響を及ぼした。

スポンサー企業は期間中に多くのBtoBやBtoCイベントを予定していたが、中止を余儀なくされた。入国制限やほぼ無観客による開催はブランド価値を世界的に広める効果を減少させ、開催直前までの国民のネガティブイメージが大会を記念する商品などの物販に大きな影響を与えた。さらに延期による流通コスト増加や在庫処分にサステナブルの観点からのリサイクル手法の活用な

ど、大きな追加経費を生む結果となった。

歴史的にみてスポーツ産業はオリンピックやワールドカップなど世界的なイベントを梃子にしてマーケットを広げ成長してきた。2021年は今後の関わり方を再考する契機となる重要な年になった。2022年は、わが国のスポーツ市場は回復傾向にある。一方、原油高を主因と

する価格高騰、さらに円安がのしかかり、商品販売価格の高騰は避けられない。必需品の需要は安定するものの、汎用品などコロナ禍以前の販売数量、規模を超えるには時間を要する。

(松下直樹)

Ⅲ 今後のスポーツ産業の役割と期待

1. スポーツ産業の成長産業化政策目標と意義

政府は、「日本再興戦略2016」にて、スポーツの成長産業化に向けて、2025年までにスポーツ市場規模を15兆円にすることを政策目標として掲げた。2022年に策定された第3期スポーツ基本計画においても同じ政策目標が引き継がれており、これに加え、施策目標として「新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたスポーツ産業を再び活性化させるとともに、成長産業化への道筋を明確なものとする」と明記された。(株)日本政策投資銀行(2022)によると、2011~2019年のスポーツGDPは、ほぼ毎年漸増し、7.21兆円から9.19兆円と約2兆円のプラス成長であったことが明らかになっている。2020年には新型コロナウイルス感染症の影響によるスポーツの停滞と経済全体の停滞もあるため、2025年までに政策目標の15兆円に到達するのは不確かな面はあるものの、2000年代を通じて順調な成長をみせたことがスポーツ振興にとって重要であると考えられる。

スポーツ産業の成長産業化、というスポーツの商業主義化や拝金主義化と捉えられる場合があるが、これは誤解である。むしろ、「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興にとってスポーツ産業の活性化は欠かせないと考えられる。なぜなら、現代のスポーツは、それを成立させるための組織や企業、必要とされる財やサービス、そしてスポーツ環境など、非常に多くの条件が複雑にささえ合い、それぞれがスポーツの一部を構成しながら成立しているからである。たとえば、オリンピックやサッカーワールドカップなどのメガスポーツイベントでは、国際オリンピック委員会(IOC)や国際サッカー連盟(FIFA)のような国際機関、(公財)日本オリンピック委員会(JOC)や(公財)日本サッカー協会(JFA)の

ような国内機関をはじめ、その他競技団体や協会、チームやクラブ、テレビ・新聞・インターネットなどのメディア、スポーツエージェント、スポンサー企業、スポーツ関連の行政組織などが必要であろうし、さらにはそれをささえる周辺産業として、スポーツ用品製造小売業、チケット販売事業者、決済システム事業者、会計事務所や法務事務所など、さらに例をあげれば数えられないほど多くの企業や組織が関係している。これはメガイベントだけではなく、地域クラブでの活動や学校運動部活動・学校体育などでも同様で相当な数の組織や企業にささえられているはずである。さらにいえば、スポーツシューズのような単一の用品でさえ、研究開発、原材料の仕入れ、加工、製造、卸や輸送、そして小売業者にいたるまで複雑なサプライチェーンが生み出す高度な製品であるといえる。

以上をまとめると、スポーツ産業とは、スポーツに関連した事業性を有する経済取引のサプライチェーン全体のことであると定義できる。それを踏まえ、スポーツ振興にとって、スポーツ産業が果たすべき役割は、以下2つあると考える。

- ・スポーツに関連する財・サービスの供給
- ・スポーツに関連する社会資本整備と運営

ひとつめのスポーツに関連する財・サービスの供給では、安定的な価格を実現すること、スポーツの需要に応じた供給量を常に実現すること、そして魅力的な商品の開発によって需要を喚起することが求められる。新型コロナウイルス感染症の影響が、中国や東南アジアでのサプライチェーンの寸断やコンテナ不足を引き起こし、さらにウクライナ侵攻による戦争が輸送価格の高騰を引き起こした。このような状況で、スポーツ用品用具の小売価格の上昇はあったものの、供給はほぼ滞りなく実現された。わが国のスポーツ用品製造小売企業の企業努力の賜物であった。また、コロナ禍で需要が減退するスポー

ツ用品があった一方で、アウトドア関連用品など新しい需要が喚起された一面もあった。

2つめのスポーツに関連する社会資本整備と運営では、社会的インフラとしてスポーツ環境を整備すること、そして、整備したスポーツ環境を効率的に経営し維持することが求められる。これは民間事業者の役割というより、政府や自治体の公共事業という認識も大きい。しかし、近年は財務健全性が求められ、公共財といえども収益性を高めることが求められている。これには指定管理者制度やPFI制度、コンセッション方式などの官民連携の法制度が整備され、わが国においても民間事業者の工夫によって、効率的に運営される施設がはじまっている。たとえば2017年、PFI制度によってミクニワールドスタジアム北九州が竣工・運営されているほか、2021年からアリーナでは国内初となるコンセッション制度によって有明アリーナが運営されている。また、土地のみを公からの貸与とし、資金調達や建設・運営までを民間事業者が担う例も近年みられるようになった。たとえば、ゼビオ(株)は、ゼビオアリーナ仙台、FLAT HACHINOHEというアリーナやスケートリンクを展開しているし、日本ハムファイターズの新球場であるエスコフィールドHOKKAIDOやFC今治の今治新スタジアムも同様に土地のみ公からの貸与で資金調達から民間事業者が担っている。

社会資本整備という観点では、大型施設だけではなく、学校体育施設や社会体育施設全体のスポーツ施設の整備と運営もスポーツ産業の重要な役割である。わが国のスポーツ施設数は、1996年には学校施設を合わせて約25万施設だったが、近年では減少の一途をたどり、総数で施設数が20万ヶ所を切った。これはスポーツ施設のストック適正化の政策のもと、少子化等による人口減に合わせて、スポーツ施設数を適正にすることが求められているからである。しかし、学術研究の分野では、スポーツ施設など都市の環境に応じて人々の活動量が変わる、とのエビデンスがあり、ただスポーツ施設を減らすことは、スポーツの社会資本を貧弱にさせ、「する」「みる」「ささえる」スポーツ振興の低下につながりかねないと考えられる。運営の面で無駄が生じている税負担の大きい施設を収益性の高いスポーツ施設にすること、民間事業者の創意工夫のもと付加価値を生み出すようなスポーツ施設を今後は展開していくことが望まれ、それがスポーツ産業の役割であるといえる。

2. スポーツ産業の成長産業化のポイント

スポーツ産業の役割として、財・サービスの供給と、社会資本の整備・運営の2つをあげた。それでは、スポーツ産業の成長とは何か、政府として15兆円的目標値が掲げられているが、スポーツ産業の産業規模(付加価値)を増大させるとは、どのような状態になるのか考えたい。スポーツ産業として供給側から考えた場合の付加価値の増大とは、以下の3つに集約される。

- ・法人化されたスポーツ組織を増やす
- ・スポーツ組織の利益を増やす
- ・スポーツとの新しい関わりを生み出す

□ スポーツ組織の法人化

わが国のスポーツ関連組織は、法人格をもたない任意団体が多い。たとえば、学校運動部活動の地域移行が活発に議論されているが、学校運動部活動は、課外活動と位置づけられ、任意団体として活動している場合がほとんどである。また、部活動に限らず総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団のような組織は任意団体である場合が多い。産業のプレーヤーとして付加価値を創出する主体となるには、法人格をもった法人組織になる必要がある。そうでなければ、任意団体として行われる経済活動は、単なる個人消費にすぎず、スポーツ産業としてカウントできない。そういう意味では、現在、推計されているスポーツGDPの金額は、わが国のスポーツ活動全体にとって過小評価されている可能性があると考えられる。また、任意団体にとって、法人格を取得することは、利益の主体となるばかりではなく、契約の主体となること、金融機関に口座をつくれるようになることなど、責任の所在を個人から法人にすることができ、ガバナンスの観点からも望ましいといえる。

□ スポーツ組織の利益を増やす

スポーツ産業の成長産業化は、全体の付加価値を成長させるという意味であるが、これには、スポーツ組織や企業の利益の増大が必要である。数の上では、先ほど述べたとおり、既存の任意団体を法人化することや、新しくスポーツビジネスを担う組織や企業が生まれることが必要である。また、各組織単体の利益の増大も必須である。わが国のスポーツに関連する組織の多くは、ビジネスモデルが不十分で営利性が低いことが多い。公益的な

事業で利益を確保することはよくないことであるという認識もあるのかもしれない。たとえば、中央競技団体(NF)は、歴史的に公からの補助金で運営される体質で、事業収入が少なく、活動資金が少ないこと、それによる人材不足などが問題になっている。スポーツ庁は、NFの経営力強化を推進する事業を展開し、その成果には期待するところであるが、わが国のスポーツ組織を俯瞰的にみた場合、いまだ収益性が低く、そのために十分な事業を展開できない組織や企業は多いと考えられる。

スポーツ関連の営利企業で世界一の売上高を誇るのはアメリカのナイキ(NIKE, Inc.)である。ナイキは、売上高で500億米ドルに迫る勢いであり、今後の成長も見込まれている。わが国では、(株)アシックスが4,000億円程度で最も売上規模が大きいが、世界のスポーツ用品メーカーとの比較では、年々売上ランキングを落としており、成長の停滞もしくは世界との差が開いている傾向がみられる。為替やインフレの影響等もあるので一概に比較することは難しいものの、スポーツ用品製造というスポーツ産業における基幹産業が停滞するのは、スポーツ振興にとってもマイナスの影響になると考えられる。アシックスに限らず、わが国のスポーツ企業が利益成長できる環境整備が求められているといえる。

□ スポーツとの新しい関わりを生み出す

スポーツ産業の成長産業化の最後のポイントは、産業の力によってスポーツとの新しい関わりが生まれ、それがまた産業を成長させているという点である。たとえば、eスポーツは、身体活動が主体であったスポーツが、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉え、現地やインターネットを介した観戦によって新しい競技として普及している。諸外国においては高額な賞金もあり、非常に人気が高いスポーツになっており、今後も産業としての成長が期待されている。

スポーツのDX(デジタルトランスフォーメーション)化は、既存のスポーツと人の関わりを変えるイノベーションとなっている。たとえば、FIFAワールドカップカタール2022でも話題になったVAR(ビデオアシスタントレフェリー)は、サッカーやテニスなどで導入され、ボールに内蔵されたセンサーチップと画像認識技術によって可能となっており、選手にとっても観戦者にとっても、新しい球技との関わり方を見出した。また、これらの画像認識技術は、体操競技などの採点競技にお

いても、人の目の解像度を超える厳密な判定を可能とし、さまざまな競技に応用されようとしている。さらに、DX化には、インターネット放送をはじめとするライブ中継や、チケット販売のオンライン化、その他、ビックデータの活用なども含まれる。スポーツ庁は、スポーツDXを推進する中で、スポーツDXの「デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出」を掲げており、収益モデルの確立が急務であると考えられる。

その他、産業が新しいスポーツとの関わりを生み出す点では、スポーツくじの導入の動向も重要である。(独)日本スポーツ振興センターは、サッカーとバスケットボールを対象とした1試合ごとの予想ができる新しいスポーツくじ「WINNER」をはじめた。収益金の1部は、スポーツ界への還元のほか、直接JリーグやBリーグのクラブに納付される。諸外国のように、スポーツの楽しみの一部として、くじが導入され、その収益がスポーツ界に還元されるような仕組みの構築に期待したい。

□ まとめ

諸外国においてもスポーツ産業の成長産業化、およびその産業規模を正しく測定しようとする動きは活発になっている。ヨーロッパでは、欧州委員会(EC)がスポーツサテライトアカウントというスポーツ産業の経済規模を正しく測る方法を開発し、実際に欧州28カ国の推計レポートを公表するなど、スポーツ産業の活性化を目指している。その他、たとえば、中国では2025年までにスポーツ産業を成長させる国家戦略が策定された。カナダ、マレーシア、オーストラリア等でも、スポーツ産業の活性化に向けた国家的な取り組みがみられる。わが国でも、2025年の政策目標に向けたスポーツ産業の成長産業化が期待されているが、金額の達成はもとより、スポーツ産業の成長がスポーツ振興にとってどのような意味をもつのかを明確にして、政策に取り組んでいくべきである。

(庄子博人)

第8章 スポーツと地方創生

I スポーツ・健康まちづくり

1. スポーツ・健康まちづくりに関連する施策

□ 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

わが国では、現代の最大の課題ともいえる出生率の低下とそれに伴う人口減少に歯止めをかけるため、それぞれの地域において住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的に、地方創生施策が推進されている。地方創生施策は2014年9月の「まち・ひと・しごと創生法」の制定に始まり、同年12月には第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」によってその方向性が示された。その後、2019年12月には、2020年度を初年度とした5ヵ年計画である第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、引き続き地方創生施策が推進されている。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、施策の方向性として「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」「地方とつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望

をかなえる」「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」とした4つの基本目標と、「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」とした2つの横断的目標が掲げられている。

このうち、基本目標4「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」は、(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実、(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成、(3) 安心して暮らすことができるまちづくりの3つの柱から成り立っている。さらに(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成には、①農山漁村(むら)づくり、②観光地域づくり、③文化によるまちづくり、④スポーツ・健康まちづくり、⑤地域のエネルギー資源を活用したまちづくりの5つの地域づくりがテーマとして示されている。

□ スポーツ・健康まちづくり

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でスポーツ・健康施策は、個性あふれる地域の形成のための役割が期待されているが、具体的には8つの柱が示されてい

表8-1 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におけるスポーツ・健康まちづくりの施策の方向性

スポーツ・健康まちづくりの柱		具体的な取り組み (一部省略・抜粋)
i	スポーツを活用した経済の活性化	地域スポーツコミッションの設置支援、大会・合宿誘致活動の促進 アウトドアスポーツ、武道のコンテンツ化、地域での受入体制の整備 スタジアム・アリーナを核とした取り組みへの支援
ii	スポーツを活用した社会の活性化	スポーツ資源をもつ地方大学を核とした地域貢献の推進 大学スポーツ協会 (UNIVAS) の支援
iii	生活の中にスポーツが取り込まれている 「スポーツ・イン・ライフ」の実現	対象に応じたスポーツ実施の在り方の整理、習慣化の推進体制構築 無関心層の取り込みを見据えた日本医学会、健康経営会議等との連携強化
iv	年齢、性別及び障害の有無にかかわらず 誰もがスポーツに親しめる環境整備	総合型地域スポーツクラブの質的充実 公共スポーツ施設における PPP/PFI の導入推進 部活動指導員の活用促進、持続可能な運動部活動の実現
v	健康増進・病気予防に向けた (新たな) 取り組みの展開	健康・医療及び介護分野での成果連動型民間委託契約方式の普及促進 スポーツ及び健康へのリテラシー向上のための環境整備
vi	自然と体を動かしてしま う「楽しいまち」への転換	「Walkable City」の実現に資する取り組みの推進 自転車の活用推進 スポーツのしやすい公共空間づくりの推進
vii	マインドチェンジと キャパシティ・ビルディング	スポーツ・健康まちづくりのノウハウ・成功事例、モデルプランの普及 アスリート向けのキャリア教育プログラムの普及等、キャリア形成支援
viii	スポーツ・健康まちづくりを推進する 人材・組織の再構築及び連携の強化	医療・介護・福祉部門や国際部署など関係部署との連携促進 社会的・経済的効果を創出する組織の在り方の検討、必要な制度の整備 関係省庁と連携した施策の検討・推進のためのスポーツ庁体制の在り方検討
重要業績評価指標 (KPI)		
スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合 20% (2024年度)		

内閣府第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2019)より作成

る(表8-1)。8つの柱とは「i スポーツを活用した経済の活性化」「ii スポーツを活用した社会の活性化」「iii 生活の中にスポーツが取り込まれている『スポーツ・イン・ライフ』の実現」「iv 年齢、性別及び障害の有無にかかわらず誰もがスポーツに親しめる環境整備」「v 健康増進・病気予防に向けた(新たな)取組の展開」「vi 自然と体を動かしてしまう『楽しいまち』への転換」「vii マインドチェンジとキャパシティ・ビルディング」「viii スポーツ・健康まちづくりを推進する人材・組織の再構築及び連携の強化」であり、さらにこれらを実現するために必要な具体的な取組みも明記されている。たとえば「地域スポーツコミッションの設置支援」「スタジアム・アリーナを核とした取組への支援」「大学スポーツ協会(UNIVAS)の支援」「総合型地域スポーツクラブの質的充実」「持続可能な運動部活動の実現」「スポーツのしやすい公共空間づくりの推進」「アスリート向けキャリア教育プログラムの普及等」「医療・介護・福祉部門や国際部署など関係部署との連携促進」などがあり、スポーツ庁において事業展開が推進されている。また、重要業績評価指標(KPI)として、これら8つの柱に取り組みむ地方公共団体が2024年度までに20%と設定された。

表8-2 第3期「スポーツ基本計画」におけるスポーツによる地方創生、まちづくりの施策方針

政策目標	
全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組みを創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持をさらに広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。	
今後の施策目標	
全国各地域が「スポーツによる地方創生、まちづくり」に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう促進する。その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%から40%とする。	
具体的施策(一部・抜粋)	
スポーツによる「地方創生」の加速化	地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊等の国の施策の活用事例の周知を図る
スポーツツーリズムのさらなる推進(コンテンツ開発の促進)	三密を避けて楽しむことができる「アウトドアスポーツツーリズム」や日本発祥の武道を活用した「武道ツーリズム」のコンテンツ開発を積極的に進める
スポーツツーリズムのさらなる推進(担い手の「質の向上」へのサポート)	地域スポーツコミッションにおける「地域おこし協力隊」の活用のほか、その経営において基盤となる人材の育成・確保の取組みを推進する

スポーツ庁第3期「スポーツ基本計画」(2022)より作成

□ スポーツ庁の施策

政府全体が取り組むまち・ひと・しごと創生総合戦略とは別に、スポーツ庁はスポーツ政策の方向性を定めている。2022年3月に策定された「スポーツ基本計画」がそれにあたり、2012年度から2016年度を第1期、2017年度から2021年度を第2期とし、2026年度を目標年度とする現在の計画は3期目となる。

第3期スポーツ基本計画では「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」として12の柱を掲げている(第1章、p.27)。スポーツと地方創生の領域は、「(7) スポーツによる地方創生、まちづくり」が該当する。表8-2にこの領域における政策目標と今後の施策目標、具体的施策を示した。

政策目標は「全国各地で特色ある『スポーツによる地方創生、まちづくり』の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する」とされ、スポーツによる地域課題の解決のみならず、その効果を競技スポーツへと押し広げ、国民の理解や支持の獲得も目標に掲げた。今後の施策目標は「全国各地域が『スポーツによる地方創生、まちづくり』に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう促進する。その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%から40%とする」とされ、目標年度は異なるものの、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で示されたKPIより高い数値が設定されている。

具体的な施策は、まず「スポーツによる『地方創生』の加速化」として、地方創生推進交付金・企業版ふるさと納税・地域おこし協力隊等の国の施策の活用事例を周知するとし、スポーツ庁以外の省庁とも連携・協力しながら取組みを推進する方針が示されている。次に「スポーツツーリズムの更なる推進(コンテンツ開発の促進)」として、ウィズコロナの中でも実施が可能な、地域の資源資源を活用した「アウトドアスポーツツーリズム」とポストコロナを見据えたインバウンドニーズの高い「武道ツーリズム」の2つを取り上げ、コンテンツ開発を積極的に推進するとした。3つめに「スポーツツーリズムの更なる推進(担い手の『質の向上』へのサポート)」として地域スポーツコミッションを取り上げ、その経営の安定性を高めるため、地域おこし協力隊の活用のほか、経営基盤人材の育成・確保の取組みを推進す

るとした。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と第3期スポーツ基本計画における「スポーツと地方創生」の施策をみると、近年、国の計画においてスポーツ施策を地方創生・地域活性化に結びつける趨勢が強くなっている。これは、スポーツが人びとを身体的にも情情的にも強く動かす力を持っていることの証左であろう。一方で、スポーツを社会課題の解決のために活用するには、現場で

活躍する人材の確保・育成が欠かせない。第3期スポーツ基本計画において担い手の質の向上が求められる中、スポーツと社会課題を結びつけ、これまでになかった効果を生み出せる人材、イノベーションを起こせる人材の育成を国や地方自治体、民間企業が協働して行う必要がある。

(藤原直幸)

II スポーツを活用した地方創生

1. スポーツツーリズム

□ 過去3カ年のスポーツツーリズムの現状

2020年からの3年間でスポーツツーリズムを取り巻く状況は大きく変化した。この変化をみていく上で、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響は無視できない。スポーツツーリズムの本質は「スポーツで人を動かす仕組みづくり」であるが、コロナ禍は人の流れを止め、ツーリズム産業そのものが深刻な影響を受けた。国土交通省「新型コロナウイルス感染症による関係業界への影響について」(2022)によれば、2020年4月以降、バス、タクシー、航空、鉄道の各業界における輸送人員は2019年同月比を下回る状態が続いている。なかでも航空業界における国際線の輸送人員は、2020年4月から2022年2月までのすべての月で、2019年同月比90%以上の減少となっており、国境を越える人の移動が長きにわたり制限されてきたことがわかる。

またコロナ禍では多くのスポーツイベントが中止や延期を余儀なくされ、1年間の延期を経て無観客で開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、東京2020大会)も例外ではなかった。コロナ禍の状況が緩やかに改善するにつれ、政府のイベント開催制限の見直しが進み、プロリーグの有観客試合再開、観客人数制限の撤廃、人数を制限しながらの声出し応援の再開と、国内のスポーツイベントに対する規制は段階を踏んで緩和されつつあるが、コロナ前の水準にはまだ遠い。Jリーグによると、J1全体の1試合当たり平均観客数は、2019年の20,751人に対して、2020年が5,796人、2021年が6,661人、2022年が14,328人と、2022年シーズンもコロナ前の70%にとどまる。2022年FIFAワールドカップ開催のカタールでは、大会直前

に大幅緩和に舵を切り、マスク着用義務や入場制限を撤廃、満員のスタンドでは声を出しての応援が認められた。国内におけるスポーツイベントなどの入場規制の緩和は進むものの、諸外国とは差があるのが現状である。

□ ニューノーマル時代のスポーツツーリズム

コロナ禍で人との接触を減らす、ソーシャルディスタンスを保つといった「新しい生活様式」が求められる中で、人々の価値観や行動も変化した。なかでも働き方の変化は顕著である。内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(2022)によると、2019年12月時点では17.8%であった東京都23区のテレワーク実施率が、2022年6月には50.6%となっている。このようなテレワークやリモートワークの広がりに伴い、休暇と併用して旅先で仕事をする「ワーケーション」が注目されるようになった。観光庁「『新たな旅のスタイル』ワーケーション&プレジャー」(2022)によると、ワーケーションは「Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと」であり、普段とは違う場所での勤務によるリフレッシュ効果、長期の休暇を取得しなくても旅行できるなどのメリットが期待されている。また誘致する地方自治体にとっては、交流人口および関係人口を増やす新たな観光コンテンツとして注目を集めている。ワーケーションでは、仕事の効率を高めるために遊びやスポーツが重要な要因になり、スポーツツーリズムの要素を多分に含んだ人々の移動と捉えることができる。コロナ禍が収まるにつれて、ワーケーションの導入は落ち着きつつあるが、今後も新たな旅のスタイルとして注目が集まっている。

□ スポーツツーリズムの新たな担い手

第3期「スポーツ基本計画」では「スポーツによる地方創生、まちづくり」施策において、域外から人々を呼び込む資源としてスポーツを捉えるだけでなく、域内の社会課題解決の資源としてスポーツを位置づけ、アウトター施策とインナー施策を統合させ「スポーツ・健康まちづくり」の実現を図ることが強調されている。このようなスポーツツーリズム政策を実現化させていくためには、より柔軟な発想をもち、多くのステークホルダーとの連携を図りながらの事業推進が求められる。基本計画においても、スポーツツーリズムの担い手として地域スポーツコミッション（以下、地域SC）を取り上げ「今後地域から期待される役割を果たし、かつ、将来にわたって安定した組織へと発展させていくために、経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（「質的な向上」）が課題である」と明記されている。

地域スポーツコミッションの人材確保の方策のひとつとして、近年、地域おこし協力隊の活用が注目を集めている。地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等へ住民票を異動し、さまざまな地域協力活動を行いながら、新たに転居した地域への定住・定着を図る制度であるとされる。スポーツ庁によると、2021年10月時点で地域SC11団体が同制度を活用している。取り組んでいる活動は「自主スポーツ大会・イベントの企画・実施」が34.2%（13人）で最も多く、次いで「スポーツ合宿・キャンプ誘致」が31.6%（12人）とアウトター施策が目立つ一方、「スポーツクラブの運営」が13.2%（5人）、「競技者の育成」が10.5%（4人）とインナー施策への取り組みもある。活動に要する経費が財政上の支援対象となる地域おこし協力隊は、総務省が目指す隊員8,000人の目標も追い風となり、今後も地域スポーツコミッションでのさらなる活用が予想される。

（滝田佐那子）

□ スポーツツーリズムの事例

○ アウトドアスポーツツーリズム

近年、政府は地方経済活性化の手段として、国内の豊富な自然資源を活かしたアウトドアスポーツを奨励している。新型コロナウイルス感染症の蔓延により深刻な影響を受けているツーリズム産業が持続可能な産業へと発展するためには自治体や事業者による目的地の競争力強化が急務とされている。スポーツを核とした雇用創出や地域経済活性化の取り組みは世界各国で活発化してお

り、その一環として競合するほかの目的地との差別化を図る目的地マーケティング（destination marketing）に注力している山岳リゾートが増えている。目的地の競争力を維持するために、目的地みずからの強みと弱みを認識する必要性が指摘されている。

また、地球温暖化による環境破壊の進行が降雪を減少させ、スキーやスノーボードなどのウィンタースポーツを楽しむ場の縮小を招いている。わが国でも同様の傾向がありスノースポーツ人口の減少傾向がみられる中、将来的に国内で気温が3℃上昇するとスキーツーリストが3割減少するという予測もある。

このような状況から近年ではウィンタースポーツに限らず、一年間を通してスポーツやアウトドアアクティビティを楽しめる、オールシーズン型のリゾート地開発が進められている。国内においては、長野県大町市、白馬村、小谷村、大北地区索道事業者協議会、各市村観光団体が連携して（一社）HAKUBA VALLEY TOURISM（以下、HVT）を設立し、国内および外国人観光客の滞在環境の整備やプロモーションの強化による誘客を増加し通年にわたる安定した顧客の確保を目指す事例がある。

長野県では、2016年度に設置した長野県観光戦略推進本部での議論に基づき、稼ぐ観光地域づくりに向けた県全体の取り組みの指針として、2018～2022年度までの5年間を対象期間とする「信州の観光新時代を拓く長野県観光戦略2018」を策定した。同戦略では、県が定める基準を満たした法人を「重点支援広域型DMO」（DMO：観光地域づくり法人）に指定し、地域や市町村の観光地域づくりへの取り組みに対する支援の方針を示している。これにより、県はHVTを重点的に支援する広域型DMOに指定し、アドバイザーボードの一員として当該エリアの取り組みに携わっている。

HVTは、三市村、索道事業者、観光団体を法人の社員とする2019年4月に設立された地域連携型DMOである。白馬エリアの宿泊事業者や交通事業者、山岳関連事業者は、観光団体の構成員として社員に加わっている。2022年度の予算は約6,400万円で、このうち7割に相当する4,620万円が社員構成団体からの会費、420万円が三市村および索道事業者からの事業負担金、677万円が長野県からの補助金である。

HVTが展開する地域の稼ぐ仕組みづくりのための方策のひとつに、年間を通して安定した顧客確保を目指し、サイクルツーリズムやユニバーサルツーリズムの推

進に取り組む、グリーンシーズンの受け入れ強化がある。冬期はスキー場として活用するゲレンデにマウンテンバイクコースを開設し、白馬エリア内のコースバリエーションを充実させ、通年型リゾートの重要コンテンツとしてブランド化を図ってきた。山岳や山麓の地形を活かした、豊富で高水準のコースを有し、多彩なイベント開催が通年で誘客につながっている。また、日本アルプスの景観を核とした長野県一周モデルルート「Japan Alps Cycling Road」へ参画し、自転車の活用による観光地域づくりを目指してきた。さらに、生物多様性も豊かで、高山植物や希少動植物の観賞や、地域固有の溪流や雪渓などの自然資源も白馬エリアの魅力である。HVTによれば、このような取り組みにより、2019年度に246万6,000人であった夏期観光客の総来場者数は、2020年度に148万9,000人、2021年度に164万4,000人まで落ち込んだものの、2022年度にはコロナ禍以前と同水準の216万人まで回復がみこまれるという。

一方、重点支援広域型DMOとしての活動を通じた課題もある。DMOが展開する事業は、トレンドの移り変わりが早い側面があるため収益化の難易度が高い。補助金や交付金の継続的な確保も難しく、自治体が負担し続けるにも限界がある。DMOの活動資金の確保は大きな課題となるため、HVTは諸外国を例に観光税の徴収による観光財源の導入を提案している。さらに観光財源を設備投資にあて、受け入れ環境の充実を図る必要もある。併せて、官民の人的交流や外部人材の確保の仕組みづくりが求められる。

(山下玲)

○ 武道ツーリズム：スポーツツーリズムのフロンティア領域

スポーツ庁は、スポーツツーリズムの需要を拡大するために、2017年度に「スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業」をスタートさせた。その事業の柱となったのが、「マーケティング事業」「スポーツツーリズム官民連携協議会」そして「プロモーション」の3つである。マーケティング事業では、これまで日本に訪経験のある外国人に対して、「スポーツツーリズムに関する海外マーケティング調査」(2018)を実施したが、その結果、訪日外国人の意外なニーズが明らかになった。そのひとつが、スポーツとしての大相撲と武道(柔道、空手、剣道、合気道など)に対する関心の高さで、国別に見ると、中国をはじめ、香港、タイ、アメリカ、オース

トラリアのニーズが高く、この時点で、武道に新しい観光需要があることが確認された。

日本人の精神世界と深いつながりがある武道は、水や空気のように日本人の生活に深く溶け込み、文化として定着しているが、これまで観光資源として認識されることはなかった。柔道、剣道、空手、弓道、相撲の練習や試合は、日本人にとっては日常的な風景だが、外国人観光客には新鮮で興味深い観光コンテンツである。

スポーツ庁のホームページによれば、武道ツーリズムは、「武道や武術の見学や観戦、そして実技体験や施設見学など、発祥の地である日本でしか体験できないスポーツと文化(伝統文化・精神文化)が融合した希少性の高いツーリズム」と紹介されている。実践フィールドも広く、武道館、講道館、国技館などの「聖地」から、各地の道場(県・市町村の施設、大学施設、町道場等)、そして忍者ミュージアムや空手会館などの見学・体験施設まで、多くの場所が含まれる。

武道ツーリズムは、隠れた観光資源としてある一定の広がりをもっている。図8-1には、武道ツーリズムの顧客セグメントとして、「コア層」「ミドル層」「ライト層」の3つを提示した。たとえば剣道では、インバウンド客に対して各地で体験プログラムを提供するケースがある。居合道発祥の地である山形県村山市は、「居合抜刀術サムライ体験」を観光商品化し、(図に示したミドル層向けに)真剣で試し斬りできるプログラムを提供している。またインバウンド向けの「SAMURAI TRIP」(サムライトリップ)が、本格的な剣道体験と防具製作工場の見学を合わせたアクティビティを展開する一方、「京都の侍パフォーマンス」や「1日サムライ教室」(いずれもトリップアドバイザーの「侍剣舞シアター」から検索)など、ライト層向けの商品開発も盛んである。

その一方で、地域の文化と深い関係をもつ武道や武芸が、過度にエンターテインメント化された結果、文化的歪曲という副産物が生まれることにも留意すべきである。全国各地にある忍者体験プログラムや忍者ミュージアムについても、忍者が実在したという歴史的事実をベースに、そして実際の姿をデフォルメ(あるいはアニメ化)したステレオタイプの忍者像を観光商品化することによって多くの観光客を集めているが、歴史的事実が過度にファンタジー化され、脚色された忍者イメージが世界に向けて発信されているのも事実である。

武道ツーリズムがもつ優位性は、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地に武道の指導者がいて、武道場や武

道館が整備されていることである。よって、武道ツーリズムのプロモーションに必要な人的なインフラや施設には事欠かない。沖縄県では、空手を観光資源化するために、「沖縄空手」という名称でさまざまな流派を統一し、県の文化観光スポーツ部内に空手振興課が設置された。その後、沖縄空手の聖地としてミュージアムを併設した「沖縄空手会館」が建設され、試合・演武の鑑賞と観戦、実技体験、そしてコア層向けの師範などの高段者との交流など、空手修行や空手体験を通した沖縄文化の理解促進を図る拠点が整備された。

また、スポーツ庁、観光庁、文化庁の3庁が連携して行う「スポーツ文化ツーリズムアワード」において、第一回文化庁長官賞（2016）を受賞した青森県十和田市発祥の「スポーツ流鏑馬（やぶさめ）」のように、武道ツーリズムが認知される先駆けとなった大会もある。流鏑馬は、神事として日本全国で広く行われているが、（有）十和田乗馬倶楽部が開く女性のみが参加できる「桜流鏑馬」は、勇壮にして華麗なスポーツとして多くの観光客を魅了している。会場では馬とのふれあいコーナーも設けられており、人馬一体となった日本の武道文化を発信する貴重な体験の場を提供している。

今後、「卓越した技能や修練・修行を行う精神世界に触れる武道のコア層向けのコンテンツ」と、「武道から波及した文化やエンターテインメント、そして伝統的要素を含むライト層向けのコンテンツ」（たとえば、流鏑馬や日本泳法等の武芸、忍者やスポーツチャンバラのよう

なレクリエーション、武家文化を学ぶサムライ体験など）は、ミドル層を巻き込んだ幅広いコンテンツ開発によって、武道ツーリズムの発展を加速化する可能性を秘めている。

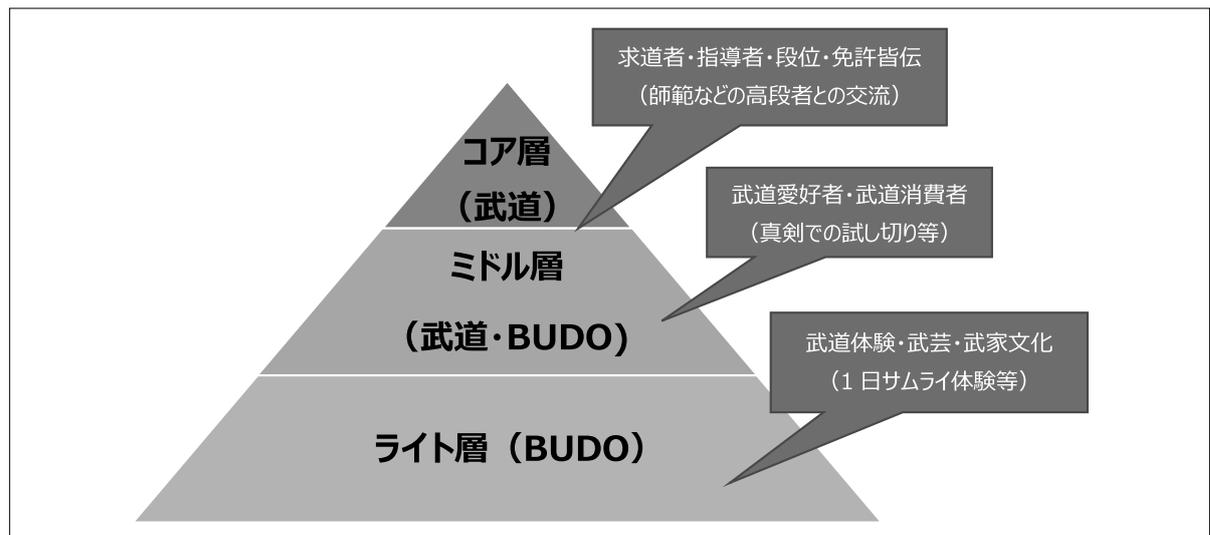
（原田宗彦）

○スノースポーツツーリズム

観光庁「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」（2022）では、2022年度の支援対象地域として10カ所（キロロ、札幌、八幡平、蔵王、湯沢、妙高、志賀高原、白馬、郡上、米原）を選定し、わが国を代表するスノーリゾートとして国際競争力の向上と地域活性化のための取り組みを推進している。本事業は、地方のスノーリゾートでの長期滞在と消費拡大を目標としたインバウンド需要の取り込みに重点を置き、来訪者の経験価値向上に向けたアフタースキーのコンテンツ造成、外国人対応可能なインストラクター確保、情報発信、二次交通およびインフラ整備などの施策が講じられている。スノーリゾート全体の観光機能の改善や利便性向上の効果への期待から、従来の国内利用者や居住者にとっても有益な事業といえる。

しかし、近年の国内スノーリゾートが置かれている経営環境は依然厳しい。日本政府観光局「訪日外客数（総数）」（2022）によると、2022年8月の訪日外客数は16万9,800人（2019年同月比－93.3%）を示し、新型コロナウイルス感染症発生前の訪日外客水準に回帰するには一定の時間を要する。また、1994年をピークとした

図8-1 武道ツーリズムの顧客セグメント



注 「武道」は、卓越した技能や修練・修行を行う精神世界に触れる伝統的スポーツを意味し、「BUDO」は、武道から波及した文化や伝統的要素を楽しむスポーツを意味し、エンターテインメント的な要素が含まれる。

スポーツ庁資料（2021）より作成

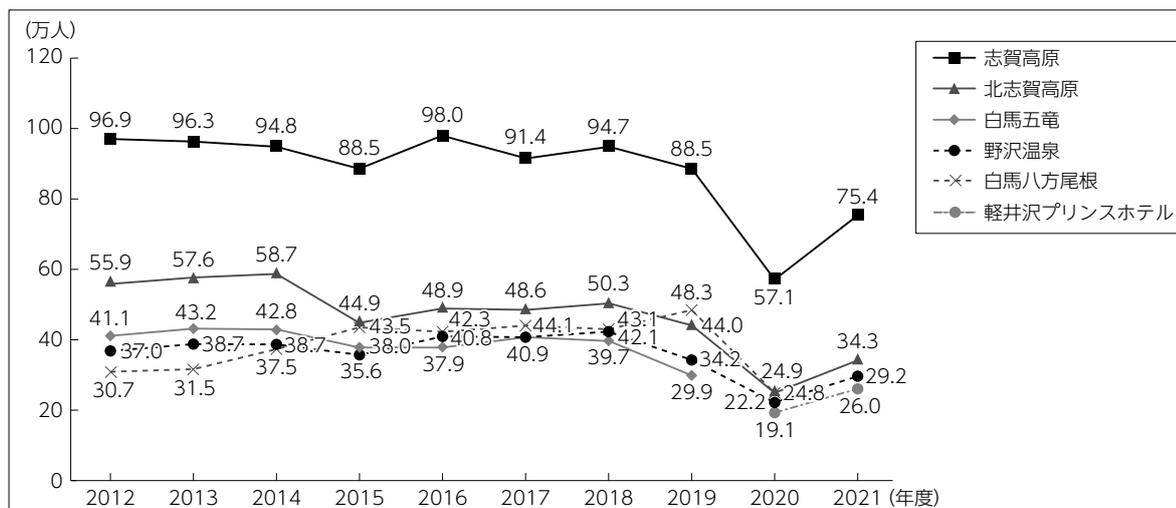
国内スキー場利用者数の減少にも歯止めがかかっていない。その中で、雪質や景観といった潤沢な自然資源に加え、受入機能の整備と拡張により利用者獲得に成果をあげる例として志賀高原マウンテンリゾートがある。

志賀高原は、長野県山ノ内町に位置し上信越高原国立公園内の中心部に占める、大小18のスキー場と84のコースを有する高原地帯である。保養地として外客誘致の歴史も古く、国策により建設された志賀高原ホテルをはじめ、観光地としての開発は1920年代に遡る。1980年にはユネスコ・エコパーク（生物圏保存地域）に登録されており、湿地帯や湖沼に恵まれた特徴ある地形をもつことから登山やエコツーリズムが活発である。国際競技会の開催会場としても知名度は高く、現在はアフタースキーやグリーンシーズンのための整備と世界基準のスキーリゾート形成に向けた整備が進められている。長野県「スキー・スケート場の利用者統計調査」（2022）によると、2021-22年シーズンの志賀高原マウンテンリゾートのスキー場のべ利用者数は75万4,000人を示し、県内の他スキー場と比較して白馬五竜・Hakuba47の34万3,000人、北志賀高原の34万3,000人、野沢温泉の29万2,000人を大きく上回り、利用者数の多さは際立っている（図8-2）。国内を代表する有名スキー場が集中する長野県において、過去10年間にわたりべ利用者数で県内首位を保持しているスキー場は志賀高原のみであり、同リゾートの底堅いスキー需要と顧客ベースの存在の証左である。

18のスキー場からなる広大なエリアを抱える志賀高原マウンテンリゾートについては、従来の雪山一麓とは異なる地形の捉え方が必要である。志賀高原全山は5つのエリア（奥志賀、焼額山、中央、熊の湯、横手山）で構成され、各エリアにあったスノーリゾート形成のため、リフト券のオンライン事前購入およびキャッシュレス決済の環境整備、エリア間移動のための二次交通改善、ICゲートシステム導入、降雪機導入、アフタースキーおよびグリーンシーズンコンテンツの開発などが展開されている。エリアごとの利用顧客層のポジショニングも成立しており、高級かつプライベートなニーズに対応する奥志賀エリア、学生旅行や一般スキーヤーを対象とする中央エリア、高級から一般の中間的ポジションに対応する焼額山エリア、上級者およびバックカントリー向けの熊の湯エリア、日本一標高の高いスキーエリアとして幅広い層に対応可能な横手山エリアとなっている。志賀高原にみられる顧客セグメントの幅広さは、このエリアがもつ高い集客力の一因と考えられる。そのほか、白馬村や野沢温泉村と比較して立地的な類似点はあるが、スキー場に隣接し用具を装着したまま出入りするスキーイン・スキーアウトが可能な宿泊施設が多い点も特徴である。

リゾート内の施設整備を含む運営を担う志賀高原リゾート開発（株）は、2020-21年の冬シーズンに志賀高原スノーリゾートの玄関口となる「山の駅（志賀高原リゾートセンター）」の大規模改修を行った。8億円規

図8-2 長野県内のスキー場の利用者数推移



注1 2014年以降、白馬五竜はHakuba 47との合算。

注2 2020年以降の県内5位は、白馬八方尾根から軽井沢プリンスホテルへ入れ替わり。

長野県観光部山岳高原観光課「スキー・スケート場利用者統計調査」（2012～2022）より作成

模の投資により、ベースタウンとなる蓮池からジャイアントスキー場間に国内初となる3連結パルスゴンドラが新設され、駐車場からスキー場への入場動線と隣接エリアへのアクセスが大幅に改善された。また、レンタルショップ、ロッカールーム、チケット売場の拡充を受け、宿泊客および日帰り利用者のためのターミナル拠点として利便性も一層強化されている。

インバウンド需要を見込んだスノーリゾートにとっては受難の時代であるが、広大なスノーフィールドの魅力を活かし、自然環境の保全にも配慮した適切な観光機能の改善を重ね、高い集客力を維持している志賀高原マウンテンリゾートに学ぶ点は多い。

(小松雅樹)

○アーバンスポーツ

スポーツ庁「アーバンスポーツツーリズム研究会」では、アーバンスポーツを「エクストリームスポーツの中で都市での開催が可能なもの」と定義する。音楽、ファッションなど遊び感覚の高い若者文化とともに進化する新しいスポーツと捉えられる。東京2020大会において、若者に人気のあるスケートボード、サーフィン、スポーツクライミング、3×3バスケットボール、自転車のBMXフリースタイルが採用された背景には、国際オリンピック委員会が若い世代のオリンピック離れに危機感を抱いたことも理由のひとつとされている。

アーバンスポーツには競技者も観戦者も若い特徴があり、東京2020大会におけるスケートボード日本代表選手の男女計10人の平均年齢は、大会開幕時点で17.4歳であった。このような競技者の若さに加え、大会での活躍も追い風となり、若者の交流人口拡大を目指す方策のひとつとして全国各地でアーバンスポーツを活用した地域活性化が展開されている。

アーバンスポーツをツーリズムの観点で見ると、大会と合宿・キャンプの両面の可能性がある。2019年に広島市で開催された「FISE WORLD SERIES HIROSHIMA 2019」は2018年に続いて2回目の開催となり、39ヵ国からトップ選手528人が参加した。大会2日間の総来場者数はのべ10万3,000人を記録し、来場者の年齢構成は10代が29%、30代までが66%であった。来場者の消費者動向調査と広島県産業関連表から試算した大会開催による経済波及効果は、約6億8,000万円と推計された。大会という観点では集客を生むイベントが開催されている一方で、合宿・キャンプの観点では競技特性ゆえの課題もある。アーバンスポーツ

は多くが個人競技であり、団体競技に比べチーム単位や複数人での合宿の機会が少ない。また、スケートボード競技においては、全日本クラスの選手権大会であっても宿泊にワンボックスカーでの車中泊やキャンプ泊を選択する競技者も多く、近隣の宿泊施設の利用は一部のスタッフやファンに限られていたという実例もある。今後は、全国的な施設の整備やプロモーション、ファミリー層を取り込む観光連携の取り組みなどによって、さらなるアーバンスポーツツーリズムの発展が期待される。

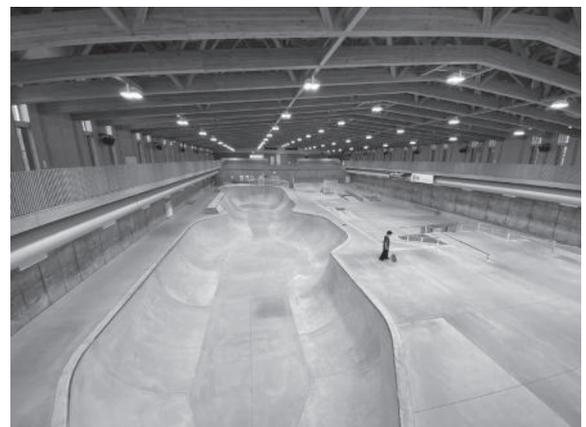
○茨城県笠間市

茨城県笠間市は県央地域に位置する人口約7万人の都市である。主要な観光資源が笠間焼をはじめとする伝統・文化に関わるものが多く、若者の集客が課題になっていた。そこで2021年3月に笠間スポーツコミッションを設立し、同時期に県営の笠間芸術の森公園内に整備したスケートボードの競技施設「ムラサキパークかさま」を中心とした新たな取り組みをスタートさせた。同施設は株式会社ムラサキスポーツが、10年間のネーミングライツの契約ならびに指定管理契約を締結し、同社は民間企業の知恵や経験を活かして施設ならびに併設したショップの運営を担っている。

設立1年目より、東京2020大会スケートボードフランス代表の事前合宿や第4回日本スケートボード選手権大会の誘致に成功し、10代・20代の若者を中心に月間1,000人以上のスケーターが利用するパークに成長している。2021年度の年間利用者数は約1万5,000人であった。

○新潟県村上市

新潟県村上市は県の最北部に位置し、海に沈む夕日でも有名な瀬波温泉を中心とした人口約6万人の都市である。2019年4月、瀬波温泉内に国内最大級の屋内スケート



村上市スケートパーク

ボード施設「村上市スケートパーク」を建設した。整備にあたりスポーツ振興くじ助成金（地域スポーツ施設整備事業）の交付を受けた。同施設はストリート・パーク両方の世界大会が開催可能という特徴から、東京2020大会スケートボード日本代表の事前合宿地となり、2022年3月30日付でスポーツ庁によるナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設（スケートボード）の指定を受けている。2020年度の年間利用者数は9,875人であった。

村上市は、パークを活用してスポーツ振興のみならず、交流人口の拡大や経済的効果の創出を目的に「むらかみスケートボードコミッション」を2022年3月に設立した。従来から注力する選手育成だけでなく、観光や商工業と融合した地域経済の活性化につながる取り組みの推進を目指している。

（滝田佐那子）

2. 地域スポーツコミッション

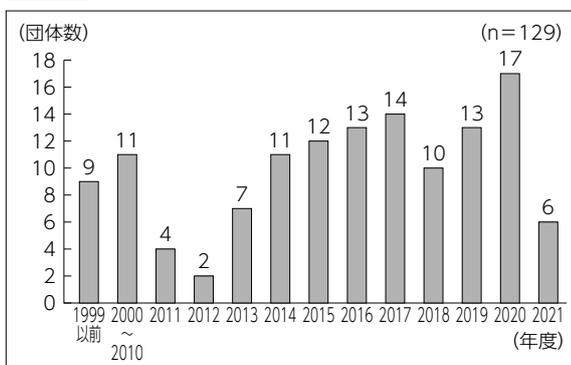
□ 地域スポーツコミッションの運営状況

スポーツと地方創生の主体として活躍が期待されている組織のひとつが地域スポーツコミッション（以下、地域SC）である。地域SCとは、スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することでまちづくりや地域活性化につなげる取り組みを推進する組織である。第2期スポーツ基本計画では、2021年度末までに170団体の設立が目標値とされていたが、2022年10月時点で194団体が設立されている。

○ 地域スポーツコミッションの設立年

図8-3に地域SCの設立年を示した。2014年度以降、

図8-3 地域スポーツコミッションの設立年



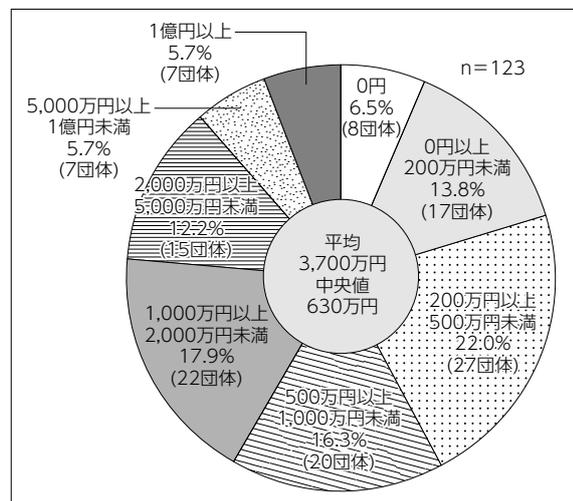
スポーツ庁「地域スポーツコミッション データ&ナレッジ」(2022)

毎年度10以上の地域SCが設立されている。わが国ではじめてスポーツコミッションの名称を用いた組織は、2011年10月に設立された「さいたまスポーツコミッション」（設立当初は任意団体であり、2018年12月に一般社団法人化）であるが、それ以降、多くの地域SCが設立された。なお、体育協会や観光協会、あるいは旧来よりスポーツ合宿を誘致してきた実行委員会組織がコミッションとして把握されているケースも存在しており、そうした組織が2010年以前に設立された地域SCとしてカウントされている。

○ 地域スポーツコミッションの予算

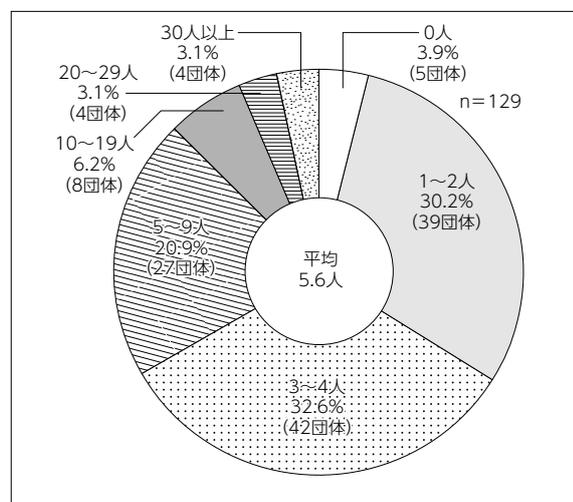
図8-4に地域SCの予算規模を示した。「200万円以上500万円未満」が22.0%と最も多く、次いで「1,000

図8-4 地域スポーツコミッションの予算規模



スポーツ庁「地域スポーツコミッション データ&ナレッジ」(2022)

図8-5 地域スポーツコミッションの職員数



スポーツ庁「地域スポーツコミッション データ&ナレッジ」(2022)

万円以上2,000万円未満」が17.9%、「500万円以上1,000万円未満」が16.3%である。予算1,000万円未満の団体が全体の6割、500万円未満の団体が4割を占めており、多くの団体は財政的には小規模といえる。一方で5,000万円以上の団体も1割存在している。予算規模が大きい団体は、主に都道府県単位、あるいは公共施設の指定管理を受託しているコミッションである。なお、予算を回答した123団体の平均は3,700万円であり、中央値は630万円であった。

○地域スポーツコミッションの職員

図8-5に地域SCの職員数を示した。「3~4人」が32.6%で最も多く、次いで「1~2人」が30.2%、「5~9人」が20.9%であり、9人以下の組織が全体の8割を占める。一方で20人以上の職員を抱える地域SCも8団体あるが、これはスポーツ協会など既存の法人でコミッション事業を実施し、職員が複数業務を兼務しているケースが含まれる。また、0人の5団体は主に委員会(会議体)の形式を採用しているコミッションであり、事務局業務などの実働は自治体等の別組織が担っている。なお、職員数を回答した129団体の平均は5.6人であった。

□地域スポーツコミッションの事例

○高知県スポーツコミッション(高知県)

(一社)高知県スポーツコミッション(以下、高知県SC)は2021年9月に設立されたスポーツコミッションである。設立当初から一般社団法人格を取得し、理事はすべて民間人という特色をもつ。高知県では、2018年度からスタートした「第2期高知県スポーツ推進計画」の中で、総合型地域スポーツクラブを中心に、近隣自治

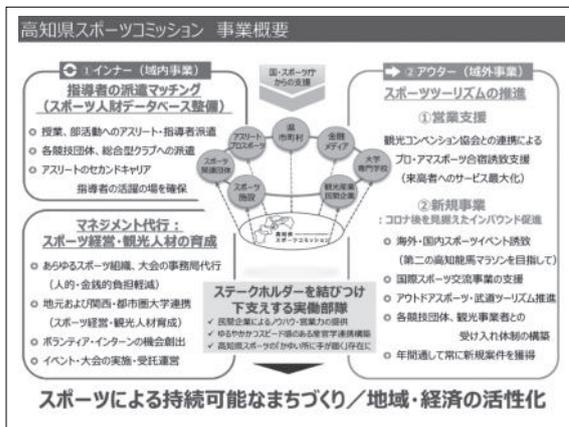
体や学校、民間企業などの複数組織を連携させてスポーツによる地域活性化を目指す仕組み「地域スポーツハブ」を県内に5つ設置する計画があった。5つの地域スポーツハブを統括する広域的な役割をもつ組織として県単位のスポーツコミッションを検討していたが、当時は設立にいたらなかった。その後、2021年5月の県議会でスポーツコミッションが議題となり、知事からも設立の際には支援するとの答弁があり、大きく動き出すこととなる。設立にあたっては、県や市が構成メンバーに入ると決定プロセスに時間を要する懸念があったため、有志の民間人主導で設立に向けて準備を進めた。これにより、5月の議会答弁からわずか4ヵ月後の9月には、日本フットボールリーグ(JFL)に所属する地元サッカークラブの代表者を代表理事にすえ、業務を執行する理事には地元プロ野球チーム役員、大学教員、経済同友会役員、県庁職員経験者などがあたる高知県SCを設立した。

高知県SCは、インナー事業とアウトター事業を両軸として活動している(図8-6)。インナー事業では、中学・高校の授業や部活動、競技団体、総合型地域スポーツクラブヘアスリートや指導者を派遣する指導者の派遣マッチング業務や、スポーツ組織や大会の事務局代行、ボランティアやインターンの機会創出といったスポーツ経営・観光人材の育成業務を実施している。

アウトター事業では、スポーツツーリズムの推進として、観光コンベンション協会と連携したプロ・アマスポーツ合宿誘致支援、海外・国内スポーツイベント誘致、競技団体や観光事業者と受け入れ体制の構築などを実施している。いずれの活動においても、県内外のステークホルダーを結びつけ、下支えする実働部隊となることを使命とし「かゆい所に手が届く存在」としてスポーツによる持続的なまちづくり、地域・経済の活性化を目標としている。

高知県SCの設立経緯や組織体制における特徴は民間人が主体となった点であるが、メリット・デメリットは次のように整理できる。メリットは、①意思決定等において配慮すべき存在が少なく、迅速に物事が進められる、②全体最適ではなく、選択と集中が可能、③地域や現場のニーズに合わせた柔軟な対応が可能、などがあげられる。一方、地元自治体(県や市)からの支援を受ける(信頼を得る)まで時間がかかる可能性がある点が最大のデメリットとなる。高知県SCもこの点を理解しており、設立まではスピード感を重視して民間人のみで進めてきたが、水面下では県や地域スポーツ団体のキーマ

図8-6 高知県スポーツコミッションの事業概要



高知県スポーツコミッション資料(2022)

ンらと密接に連絡を取っており、設立後は彼らの意向に沿って実働部隊として活動することをアピールするとともに、各地域スポーツ団体のニーズや課題を掘り起こすことに注力した。その結果、県や地域スポーツ団体からの信頼を獲得することに徐々に成功し、民間主導のメリットと公共の信頼性を兼ね備えた組織としての活動が可能となった。

運営面での最も大きな課題は継続的な活動資金の確保である。現状はスポーツ庁補助金や県からの委託事業をメインとして資金を確保しているが、持続的な活動のためには自主財源の確保が必須である。今後の活動資金の確保に向けては、補助金・委託事業の継続的な獲得に加え、県や高知市との協業による企業版ふるさと納税の活用、協賛方式ではない民間企業との事業開発などを複合的に組み合わせていく計画である。また、2022年12月現在、法人としての専従スタッフはおらず、前述の業務を執行する理事が副業のような形態で事業を実施している。今後は、活動資金とともに専従人材の確保・育成によって組織の安定性を高め、持続的に高知県のスポーツをささえる組織となることを目指している。

○ 韮崎市スポーツコミッション（山梨県韮崎市）

韮崎市スポーツコミッション（以下、韮崎市SC）は2022年3月に設立されたスポーツコミッションである。

韮崎市では、少子高齢化や担い手の不足といったスポーツ振興の慢性的な課題が顕著となり、市内スポーツ組織の改革を行わなければスポーツ振興体制の継続が困難と判断した。また、人口減少による消費減や税収減を補うため、地域外から誘客するスポーツツーリズムの確立も必要不可欠と考えた。そこで、市長のリーダーシップのもと、これらの諸課題を解決するためのスポーツ政策を一元的に担う組織として、スポーツコミッションの設立にいたった。

韮崎市における主なスポーツ関連組織として、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団が存在している。このうち、体育協会は長年にわたり運営体制が踏襲されてきたため、組織が硬直化し、実施事業への参加者数も減少していたことから、改革が必須となっていた。また、2001年に市が主導して設立した総合型地域スポーツクラブも、会員数の減少に伴い、組織体制や財政基盤の脆弱化が進行していた。これらの組織を現代化合理化していくため、新たな組織としてのスポーツコミッションが必要とされた。

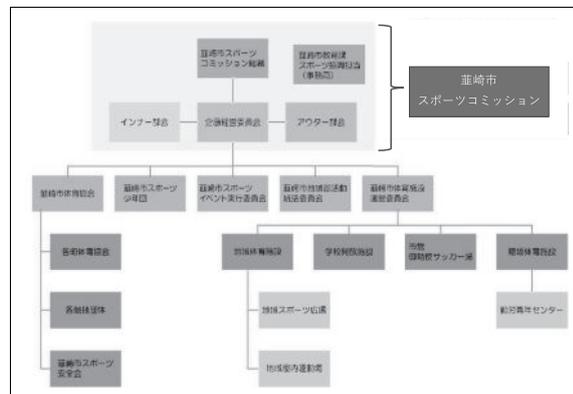
図8-7に、韮崎市SCが2024年度末に目指す組織体

制の構想図を示した。韮崎市SCの傘下に体育協会やスポーツ少年団を配置し、コミッションが運営の方向性を決定できる体制を採用している。なお、2025年度以降は、市教育課スポーツ振興担当が行っている事務局業務の一部を、総合型地域スポーツクラブに継承し、組織体制と財政基盤の強化に繋げることを想定している。

2022年度末時点で、韮崎市には「武田の里ウォーク」（教育課スポーツ振興担当が所管）、「ヤマケンカップ」（産業観光課農林振興担当が所管）など複数のスポーツ関連イベントが存在しており、それぞれ市の所管部署が異なっていることから、市外からの誘客に関して有機的な連携が図られていなかった。今後、観光客による市内への消費を誘導するためには、これらをはじめスポーツイベントを適切にマネジメントし、2022年にオープンしたホテルのほか、市内の宿泊施設への誘客などスポーツツーリズムとして確立するとともに、場合によってはイベントの廃止や統合も見すえたグランドデザインを描く必要がある。このため、スポーツイベントを一元的に所管する「韮崎市スポーツイベント実行委員会」を韮崎市SC内に設置することとしている。

事業実施の初年度である2022年度は、市内スポーツ関連組織の改革と並行して誘客に繋がる可能性のある新規イベントの企画・実施に取り組んだ。市内に著名なプロトレイルランナーが在住し豊富な山岳資源を有することから、通例ではあまり実施されない冬季のトレイルランニングイベントを2023年1月にモデル的に実施し、県内外から181人のランナーが参加した。今後は、サッカーの強豪校として全国的にも知られる県立韮崎高等学校が所在することから、サッカーを資源とした事業にも取り組んでいく予定である。また、コミッション内の組

図8-7 韮崎市スポーツコミッションの体制構想図



韮崎市スポーツコミッション資料（2022）

織として「葦崎市地域部活動統括委員会」があるところ、文部科学省・スポーツ庁が推進する地域運動部活動もコミッションが中心となって取り組むこととしている。さらに、現在は市が直接管理している市内スポーツ施設の一部をコミッションが指定管理者として担うことにより、安定的な活動資金の確保に繋げていく予定である。

(藤原直幸)

3. スポーツイベントのレガシー

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、2019年から2022年にかけて多くのスポーツイベントが中止・延期を余儀なくされた。感染拡大前に開催されたラグビーワールドカップ2019は、台風の影響による中止3試合を除き全国12会場で計45試合が行われ、大会の開催経費676億円に対し68億円の剰余金を生み出した。収入の半数を占めるチケットの売り上げは389億円、完売率は99%に達した。一方、東京2020大会は緊急事態宣言下で開催されたため、多くの試合が無観客で行われ、期待された海外からのインバウンド需要は消滅し、経済効果も限定的にならざるを得なかった。ただし、スポーツイベントから波及する効果はこうした経済効果にとどまらず、社会そして環境といった多様な効果があることが知られている。重要なのは、イベントから波及する効果を計画的にイベント誘致・開催計画に落とし込み、その効果を最大化させる戦略とそれを実行に移す有能な組織・人材の有無である。近年は、スポーツイベントの波及効果を長期的に活用していくレガシービジョンの重要性が特に強く指摘されるようになってきており、イベント主催者のみならず、開催地域にとって有益なスポーツイベントのありかたが問われている。

表8-3 スポーツイベントのレガシー

レガシーの種類	具体例
都市開発	交通機関・住環境・通信環境・スポーツ施設等の改善・整備
環境の改善	大気・土壌・水質改善・CO ₂ 削減に関わる取り組みや施設整備
政策・ガバナンス	法律・政策・カリキュラム・その他システムの法整備
人的資源の開発	新たな知識やスキル獲得・多様な組織とのネットワークの形成
知的財産	研究開発・特許・ハイスペックなスポーツ用品・システムの開発
信念・行動変容	人々の信念・価値観・行動の変容

Preuss (2019) より作成

○スポーツイベントから波及する6つのレガシー

国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee: IOC) はレガシーを「長期にわたる、特にポジティブな効果」とし、近年の開催都市はIOCによる開催候補都市へのコンサルティングを通じて、大会の開催から得られるレガシーを開催計画に示さなければならない。逆に捉えれば、IOCが介入という形式を取らざるを得ないほど、過去の大会では開催国・都市が期待するレガシーが残されておらず、オリンピックのありかたを変えざるを得ない状況に迫られている。このような背景から、レガシー研究においては、スポーツイベントのレガシーとして (1) 都市開発、(2) 環境の改善、(3) 政策・ガバナンス、(4) 人的資源の開発、(5) 知的財産、(6) 信念・行動変容の6つをあげており、戦略的なレガシープランの策定が推奨されている (表8-3)。

○レガシーフレームワーク

レガシーは、イベント開催後の波及効果のみならず、イベント開催に向けた過程 (プロセス) を含んだ概念である。すなわち、オリンピックであれば、開催都市の決定後約7年の準備期間が設けられていることから、レガシーはこの準備期間からスタートしていることになる。具体的には、イベントに向けた開催都市のビジョン形成から始まり、大会に向けた政策形成やレガシー形成に向けた価値創出や大会準備を経て、6つの構造的変化が期待され、最終的には開催地域住民の生活の質が高まることが目標 (ゴール) となる (図8-8)。ポイントは、最終ゴールを地域住民のクオリティ・オブ・ライフ (生活の質。以下、QOL) に置いている点であり、イベント主催者には開催地域のQOLを高めるために何ができるのかを追求する姿勢が求められる。

○レガシーのモニタリング・評価

レガシーのモニタリング・評価は難しく、統一された評価指標が確立されているわけではない。その理由のひとつに、その変化がイベント開催のおかげで生じたのか否かを特定できないことがあげられる。たとえば、都市開発はメガスポーツイベントで最も期待されるレガシーのひとつであるが、こうした開発計画はイベントなしにも長期的には行われるものであり、純粋なイベントの波及効果と特定することが難しい。したがって、大会によって新たに生まれた知識や技術、ネットワークやスポーツ振興などを評価するほうが純粋なレガシー評価につながりやすいといえる。その点で、イベント開催前に

実施されるホストタウンの取り組みなどはイベント前後で波及するレガシー評価の対象として捉えやすいだろう。

○ホストタウン事業の取り組み

ホストタウン事業の目的は、「人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進する（ホストタウン推進要綱）」ことであり、財政支援を含めた行政主導の事業である。ホストタウン事業の発端は、1994年広島アジア大会の「一館一国運動」から、1998年長野冬季オリンピックの「一校一国運動」、そして2002FIFAワールドカップ日韓大会やラグビーワールドカップ2019日本大会での事前キャンプへとつながっている。2022年1月時点で、462件（自治体数533、相手国・地域数185）のホストタウン登録があり、東京2020大会の開催前後に累計250の自治体で約8,000人の事前合宿を受け入れた。また、累計35の自治体で約220人の選手団を受け入れている（表8-4）。新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの自治体が予定の変更・キャンセルを余儀なくされたものの、オンラインを駆使した多様な取り組みも行われており、今後の継続的な展開が期待される。

○ホストタウンのレガシーと推進組織

ホストタウンがレガシーを継続的に展開するためには、スポーツ施設といったハードレガシーのみならず、人的資源の開発や信念・行動変容といったソフトレガシーも含めた取り組みが必要となる。東京2020大会におけるレガシーの事例のひとつに、ホストタウンの取り組みで培ったネットワークやノウハウを、地域スポーツ

コミッションの設立によって活かしていくという意欲的な取り組みがある。たとえば、熊本県八代市は2020年2月に台湾オリンピック委員会・台湾バドミントン協会のホストタウンとなり、2021年4月には八代市スポーツコミッションを設立した。また、秋田県大館市は2016年12月にタイのホストタウンとして登録され、パラアスリートの招待イベントや競技会の開催を行い、2021年3月にスポーツコミッション大館が設立された。大館市の地域再生計画では、タイのポッチャチームと形成されたネットワークをレガシーとして、大館市＝ポッチャのイメージを「誰もが暮らしやすいまち＝ユニバーサルデザインのまち」に転用することで交流人口の増加と人口流出抑制をねらっており、同市スポーツコミッションはその推進役を期待されている。

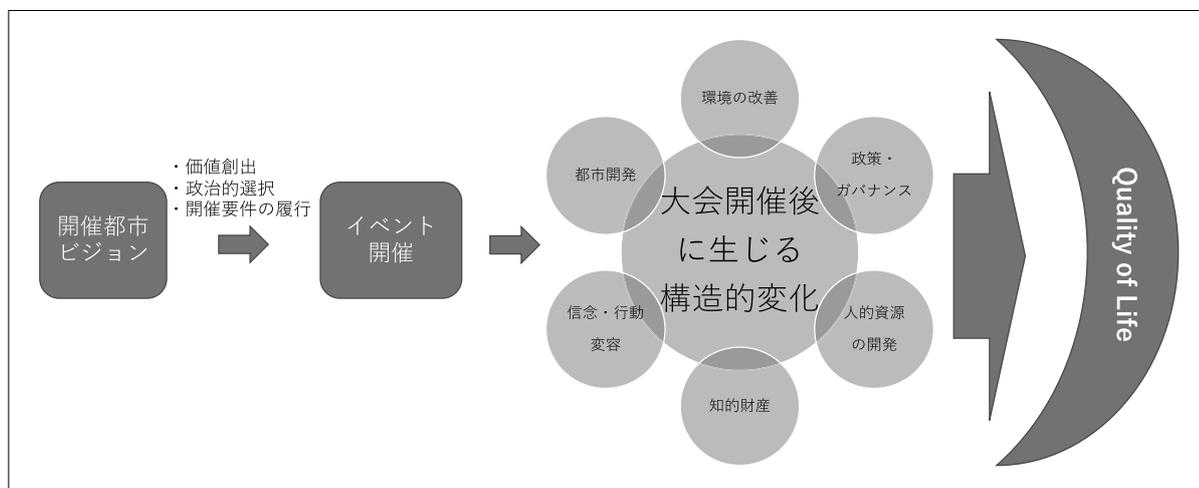
その他の事例として、ラグビーワールドカップ2019の試合開催地であった熊谷市では、埼玉県が熊谷ラグビー場を24,000人が収容可能な国際規格のスタジアムに改修し、同市が関連道路の整備や駅前広場のリニューアルを行った。大会終了後の2021年には埼玉パナソニック・ワイルドナイツのホームスタジアムとなり、ス

表8-4 東京2020前後でのホストタウン交流の取り組み

		自治体数	相手国・地域数	選手等の人数
オリンピック	事前合宿	183	79	6,349
	大会後交流	22	16	191
パラリンピック	事前合宿	67	39	1,627
	大会後交流	13	6	33

内閣官房ホームページ（2022）より作成

図8-8 レガシーフレームワーク



Preuss（2019）より作成

タジアムが立地する熊谷スポーツ文化公園内にはチームのクラブハウスや宿泊棟、カフェやサイクルステーションが埼玉県ラグビー協会によって新設された。これらは、2018年度から策定される熊谷市第2次総合振興計画におけるコア政策のひとつ「スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち」と整合しており、都市開発やスタジアム整備と官民の人的資源や政策といったハード・ソフトレガシーの組み合わせである。

レガシー形成の最大の課題として、大会を主導する組織委員会は大会終了に伴って解散するため、大会で蓄積された経験やネットワーク、またはナレッジの移転（ナレッジトランスファー）が起きにくいという点にある。イベントで培ったレガシーをスポーツコミッションやスポーツを通じた地域活性化に積極的な行政組織が引き継ぎ活用していくことは、長期的で持続可能な効果の創出に向けたひとつの取り組みとして注目に値する。今後も中長期的にレガシーのモニタリングを行い、好事例の共有によってモデルケースを他地域に展開していく継続的な取り組みが欠かせないであろう。

○スポーツイベントとレガシープラン

ラグビーワールドカップや夏季オリンピック・パラリンピックという世界有数のイベントが終了したが、

2025年には東京で世界陸上競技選手権大会とデフリンピック、愛知県および名古屋市にて2026年にアジア競技大会、2027年にはワールドマスターズゲームズ関西など、国内では多様な国際イベントが開催される予定である。なかでも、アジア競技大会や招致活動中の札幌2030大会はイベントの規模が大きく、開催地域にレガシーを生み出す戦略的な取り組みが求められる。ここでは、2026アジア大会NAGOYAビジョンおよび札幌2030大会のレガシープランを取り上げる。双方に共通しているのは、大会後を見据えた中長期的なレガシープランの策定に加え、スポーツを通じた地域活性化を推進する恒常的な組織（名古屋スポーツコミッション、さっぽろグローバルスポーツコミッション）を設置している点である。

○2026アジア競技大会NAGOYAビジョン

第20回アジア競技大会（Asian Games）は、2026年9月19日から10月4日にかけて愛知県および名古屋市を中心として開催される予定となっており、わが国で行われる3回目（1958年東京・1994年広島）の夏季アジア競技大会である。参加選手は約1万人を想定しており、40競技の開催が予定されている。東京2020オリンピック大会の33競技1万1,420人の参加選手と比べても遜色ないイベントサイズである。また第5回アジアパラ競技大会もアジア競技大会後に開催される予定になっている。

本イベントで特筆すべきは、イベント開催のコンセプトを「名古屋市総合基本計画2023」（2020）と整合させている点であり、「2026アジア競技大会NAGOYAビジョン」（2019）（以下、ビジョン）のゴールを大会終了から4年後の2030年にすえている。すなわち、スポーツイベント×まちづくりをコンセプトに、レガシー視点の持続可能な都市開発の未来像を描いているところに特徴がみられる。その具体的な施策として、SDGsを意識したビジョンとともに、「スポーツ・健康」「人材育成・国際貢献」「観光・文化」そして「地域経済・産業」の4つのコンセプトを掲げる。

「スポーツ・健康」および「人材育成・国際貢献」は大会を通じて、スポーツ自体の振興や健康づくり、そしてボランティアの育成やアジアとの交流を通じたグローバル人材の育成などがあげられる。「観光・文化」および「地域経済・産業」は、イベントを通じたスポーツツーリズムの活性化や「Made in Aichi」のブランド力強化といった経済色の強い目標となっている。特に名古屋



2026 アジア競技大会NAGOYAビジョン

屋市では、2027年にはリニア中央新幹線の開業も予定されており、アジア競技大会を起爆剤として東京・名古屋・大阪を結ぶ「中京大都市圏」というポジショニングの確立を目指している。

また、ビジョンの推進に向けて2030年までの重要業績評価指標（Key Performance Indicator: KPI）として、愛知県内での新たな国際的スポーツ大会の開催数（10大会）や愛知・名古屋大会に関連したアジア各国との交流件数（200件）などが掲げられた。開催経費は850億円を見積り、公費負担の上限を600億円として愛知県と名古屋市が2対1の割合で負担する計画である。

○札幌2030大会ターゲット&レガシー

2022年現在で招致活動を進める2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会は、使用する施設の新設はゼロを標榜し、大会運営費についてはIOC負担金や民間資金を通じて税金を投入しない計画としている。「世界が驚く、冬にしよう。」とのスローガンを掲げる本開催計画では、札幌が抱える人口減少・少子高齢化、共生社会の実現、インフラの更新、そして気候変動対策といった社会問題への対応策として、4つのターゲットとレガシー（スポーツ・健康、経済・まちづくり、社会、環境）を設定している。

「スポーツ・健康」ではスポーツ振興を通じた健康寿命の増加が掲げられており、eスポーツやバーチャルスポーツの普及・促進なども含まれている。「経済・まちづくり」では、国際的なスノーリゾートとしてのブランド価値を確立し、インバウンド観光需要の増加を目指す。「社会」では2030年度末までに利用者数の多い集客施設を結ぶ経路のバリアフリー化100%を目標とし、「環境」では2030年までに温室効果ガス排出量を2016年比で55%削減、2050年までに実質ゼロを目指す。特に、冬季オリンピックは自然環境の影響を受けやすく、温室効果ガスの削減量が排出量を上回る「クライメート・ポジティブ」な大会であることが求められており、札幌2030大会も具体的な数値目標を設定している。

大会開催経費については、現時点で施設整備費が800億円、大会運営費が2,200億円から2,400億円とされており、大会運営費はIOC負担金とスポンサー収入等で賄うとされている。既存の施設整備費のうち約半分を国の交付金等を活用し、そのほかは札幌市が負担する想定となっており、大会運営費では不測の事態に備えた予備費が200億円計上されているが、急速な物価高や円安など不確定要素も多く、慎重かつ精緻な開催計画が求め

られる。

○スポーツイベントの社会的評価

将来的に開催が予定されるスポーツイベントでは、イベントの開催目的や期待される効果、そして実際の効果検証に関する説明責任がより問われるようになる。その際、経済効果はイベント評価の際に必ず用いられる重要な評価指標のひとつであるが、社会効果といった複数の評価指標も組み合わせていく必要がある。社会・経済効果を評価する際に重要なのは、インプット（投入リソース：事業費）を通じて何が（アウトプット：活動内容）行われ、その結果として、何がどう変化したのか（アウトカム：社会・経済効果）を明確にするロジックモデルの作成である。特に、わが国のこれまでのイベント評価は、アウトプット（大会数・大会参加人数等）評価にとどまり、アウトカムの追求が十分であったとは言い難い。証拠に基づく政策立案の重要性は、スポーツの分野でも指摘されており、統計・データを活用した社会・経済効果検証の導入は不可避である。

また近年では、これまで数値化しづらかった社会効果を数値化・金銭化する手法が用いられるようになってきている。たとえば、社会的投資利益率（Social Return on Investment: SROI）は、通常は数値化しにくい無形の価値を金銭価値に置き換える貨幣評価法のひとつで



※ ターゲット&レガシー

2019年に実施したワークショップで寄せられた市民の皆さまの意見では、オリンピック/パラリンピックに期待する効果として、健康増進や経済の活性化、バリアフリーの促進を通じた暮らしやすい社会の実現等が挙げられていました。

4つの観点から、ターゲット（大会において目指すもの）とレガシー（大会によってもたらされるもの）を明確化しました。

なお、次ページ以降で掲げているレガシーは、市民生活にプラスの影響をもたらすものとして挙げられる一側であり、市民の皆さまの対話等を通じて今後さらに検討を進め、より一層の強化を図っていきます。

これらのご意見に契機に契機のある気候変動対策を加え、「スポーツ・健康」「経済・まちづくり」「社会」「環境」の

体系図



参考：SDGs(持続可能な開発目標)



平成27年(2015年)の国連総会で採択された国際目標。170ゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)で構成されている。

©2023 Hokkaido Sports Council and Sapporo Winter Games

6

あるが、スポーツ分野にも導入が進められている手法である。推計方法は、アウトカムの貨幣換算価値とインプットの貨幣換算価値の単純な割算で算出される。算出結果をSROI比と呼び、結果が1.0より大きい値であれば、投入したインプットよりも大きな社会効果の獲得を示し、評価対象となるプログラムや活動の費用対効果の算出が可能となる。先行する北米やヨーロッパの知見を参照しつつわが国でも産官学で連携し、データを用いたエビデンスの可視化に関わる体制の早急な整備が求められる。

(押見大地)

4. 総合型地域スポーツクラブ

□ 総合型地域スポーツクラブの質的充実

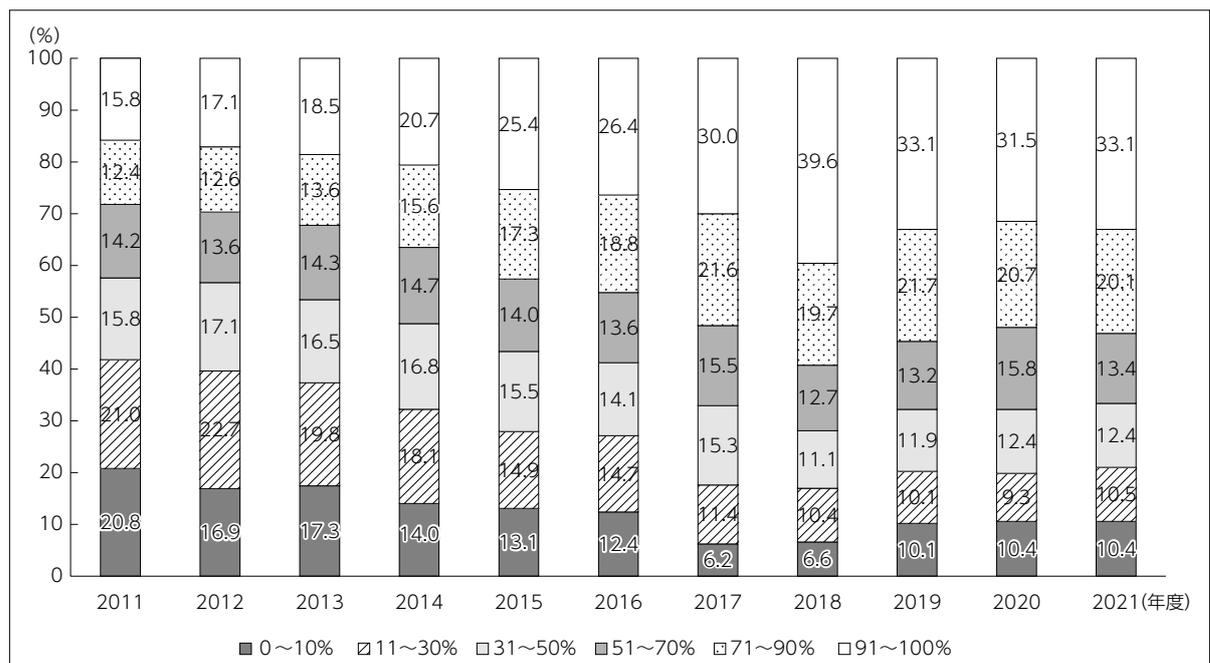
総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）は、生涯スポーツの推進やスポーツを通じた健康増進など、地域住民がスポーツに親しむ場を提供する主体として期待され、育成が続けられてきた。第1期スポーツ基本計画においては、2012～2016年度までの5ヵ年で「全国の各市区町村に少なくとも1つは育成されること」を目標とした量的な数値目標が掲げられており、さまざまな創設支援事業の結果、全国における総合型クラブの育成数は2012年度からの5年間に3,396クラブから

3,586クラブへと増加し、全市区町村に対する育成率も80%を超えた。

第2期スポーツ基本計画（以下、第2期計画）では、「質的充実を重視する」という施策目標が立てられた。第2期計画策定時（2015年度）に自己財源比率が50%以下のクラブが全体の43.5%、PDCAサイクルが定着していないクラブが全体の62.1%を占めていたため、クラブの運営改善を図ることが急務とされた。そこで質的充実を目指し、PDCAサイクルによる運営の改善を図る総合型クラブの割合の増加が、新たな目標値として掲げられた（2015年度37.9%から2021年度目標70.0%）。そのほかにも、国、日本体育協会（現・日本スポーツ協会：JSPO）、総合型クラブ全国協議会および地方公共団体が関係団体と連携し、都道府県レベルで中間支援組織を整備（2015年度0から2021年度目標47都道府県）、市区町村行政と連携して地域課題解決に向けた取り組みを行う総合型クラブの増加（2015年度18.4%から2021年度目標25%）、総合型クラブによる行政と協働した広域的な取り組みの促進を図るための登録・認証制度の整備（2015年度0から2021年度目標47都道府県）などの目標も掲げられた。

しかし、スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」（2022）によると、PDCAサイクルによる運営改善を図る総合型クラブの割合は2019年度

図8-9 総合型地域スポーツクラブの自己財源率の推移



文部科学省資料（2011～2014）、スポーツ庁資料（2015～2021）より作成

36.3%、2020年度32.5%、2021年度25.0%と減少傾向にあり、2021年度における市区町村行政と連携して地域課題解決に向けた取り組みを行う総合型クラブの割合も13.7%と、いずれも目標値には届いていない。これには、2019年度終盤から拡大した新型コロナウイルス感染症の蔓延により、活動が一部でも制限されていたクラブは2020年10月時点で60.4%、2021年11月時点では47.8%と多くの総合型クラブが活動を中断せざるを得なかった影響もあるが、自己点検や評価によるPDCAサイクル定着や、地域課題解決に向けた取り組みは今後も継続的に求められる。なお、クラブの自己財源比率の推移では、2021年度には自己財源比率が50%以上のクラブは66.6%に上り、近年は、50%以下のクラブの割合は30%を前後にとどまっている（図8-9）。

2021年3月に策定された第3期スポーツ基本計画（以下、第3期計画）では、総合型クラブに向けた具体的な数値目標は定められていないものの、スポーツの価値を高めるための新たな視点として設定された「スポーツに『誰もがアクセス』できる」ことを達成するため、地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場づくりを担う存在として、改めてその役割が示されている。

特に、学校や地域における子どもや若者のスポーツ機会の充実、体力の向上、女性や障がい者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上、地域スポーツ環境の構築などに寄与するためには、総合型クラブはより一層の質的な向上が求められている。

□ 総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度

総合型クラブの登録・認証制度は、質的向上施策のひとつとして第2期計画において示された新たな施策である。登録・認証制度は、JSPOおよび都道府県の体育・スポーツ協会が関係団体と連携し整備したもので、総合型クラブがより公共性の高い「社会的な仕組み」として永続的に充実した活動が行えるようになることを狙っている。総合型クラブには、市区町村行政と連携した地域課題解決などの公益的な取り組みに期待が寄せられているにもかかわらず、十分に機能していないといった課題が指摘されてきた。そこで、総合型クラブ自らが組織体制の整備やガバナンス強化などを通じて質的充実を図るとともに、市区町村行政などが総合型クラブを理解し、活動施設の確保や広報等による支援を行うため、登

表8-5 総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多職種（複数職種）のスポーツ活動を実施している。	・定期的 ^{*1} なスポーツ活動を2種類以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員 ^{*2} がいる。 （世代区分）A）未就学児、B）小学生、C）中学生、D）高校生（～18歳）、E）～29歳、D）～39歳、G）～49歳、H）～59歳、I）～69歳、J）70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。 ^{*3} ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。 ^{*3}
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。 ^{*4}
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等 ^{*5} 、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の所在する市町村 ^{*6} の住民である（又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である）。 ・非営利組織である。 ^{*7}
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等 ^{*5} の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※1 定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員とみなす。

※3 当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4 不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5 規約・会則・定款等を指す。

※6 特別区は市町村に準ずる。

※7 営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度概要リーフレット」(2022)

録・認証制度が定められた。第3期計画では、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」における「スポーツの推進に不可欠な『ハード』『ソフト』『人材』」の項目にて、本制度の47都道府県での運用開始が具体的施策として掲げられている。

登録とは、総合型クラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを、登録クラブとして認定することを指す。登録の基準は、「(1)活動実態に関する基準」「(2)運営形態に関する基準」「(3)ガバナンスに関する基準」の分類のもと、個別基準として、①多種目、②多世代、③スポーツ指導者の配置、④安全管理体制、⑤地域住民主体の運営、⑥規約の整備・運用、⑦事業計画・予算などの有無に関して詳細に定められている(表8-5)。登録の有効期間は当該年度の11月1日から1年間であり、登録の更新は年度ごとに行われる。2022年度は予備登録期間とされており、2023年4月から本登録が開始される。

認証とは、総合型クラブ全国協議会が定める介護予防や子育て支援などのタイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブの認証を指す。登録クラブが自らの希望によって申請するもので、1クラブが複数タイプの認証を受けられる。

運用は開始された一方、制度自体の課題もある。認証に関しては、制度そのものが2022年4月1日現在で未整備であり、登録に関しても「当面の間」という未整備の基準が含まれたまま運用が開始されている。たとえば、無償で登録している会員をどのように取り扱うかといった会員の範囲について、当面の間は各クラブの判断にゆだねられている。指導者に関しても、定期的なスポーツ活動におけるJSPO公認スポーツ指導者の配置は、当面の間の移行措置として登録時には不問とされている。実態調査では、総合型クラブに所属する有資格スポーツ指導者は、回答した総合型クラブに所属するすべてのスポーツ指導者の46.3%にあたる14,050人であるのに対し、このうちJSPO公認スポーツ指導者は5,632人であった。この結果を鑑みると、将来的な環境整備の進捗によっては登録できないクラブの増加も予測される。制度の普及に向けては、未整備事項を早期に解消し、総合型クラブが共通の理解のもとで登録申請できる制度設計が求められる。

(前田和範)

5. 地域スポーツ運営組織

2017年3月、笹川スポーツ財団(SSF)はスポーツを通じた地域活性化を推進するため、地域のスポーツ推進団体を母体とする新たな地域スポーツ推進体制として「地域スポーツ運営組織」(Regional Sport Management Organization: RSMO)の形成を提言し、実証事業を展開している。地域スポーツ運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域内のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを実践する「地域運営組織」(総務省)を応用したものである。少子高齢化の進行や都市部への人口流出に伴う集落機能の低下などから、地域のスポーツ団体運営の維持が困難な中、地域資源とスポーツを活用したまちづくりや運動部活動の地域移行といった地域スポーツの新たな局面を迎える状況においては、既存のスポーツ推進団体の資源を共有しソーシャルキャピタルを高め、複数の組織の長所や得意分野を地域全体の強みとする持続可能な推進体制の整備が求められる。

RSMOの形成には、「意識の喚起」「ビジョンの策定」「取り組み体制の確立」「経済循環の促進」の4つの段階がある。意識の喚起では、スポーツ協会や総合型クラブ、スポーツコミッションなどが行政と連携しながら、スポーツを推進する主体同士で目的と課題を認識し合意形成を図る。ビジョンの策定では、地方スポーツ推進計画を参酌し当該地域のスポーツの将来ビジョンを協議し、ビジョンに基づき各団体の役割分担を明確にしてスポーツに関する課題解決に向けた取り組み体制を確立する。経済循環の促進では、スポーツイベントや大会、教室、合宿・キャンプ誘致など複合的な事業展開で収益を生み、公益的なスポーツ事業への還元を目指す。

SSFは、2019年4月より宮城県角田市および角田市教育委員会と連携協定を締結し、RSMOの設立と実践研究に取り組んでいる。

○スポーツネットワークかくだ

角田市は、2016年度に地方創生推進交付金を活用し、道の駅を賑わいの交流拠点と位置づけ、隣接する総合スポーツ施設「かくだスポーツビレッジ(Kスポ)」と連携してスポーツツーリズムの展開を図る協議会を設置し、スポーツによる交流人口の増加を目指した。翌年度以降も「スポーツ×道の駅」の推進に取り組む一方で、

地域のスポーツ振興に関わる団体の運営と事業実施の継続性への課題意識から、スポーツ団体や関係者の連携を強化し、経営資源を共有しながら共同事業を実施するとともに、課題の解決につなげる事業体のありかたを継続的に議論してきた。2年にわたるビジョンの策定や優先的に取り組む課題の選定などの末、同協議会を継承および拡充して、2019年9月20日にRSMO「スポーツネットワークかくだ」（スポネットかくだ）がSSFとの実践研究として設立された。

スポネットかくだは、角田市スポーツ協会をはじめとするスポーツ団体、(公財)角田市地域振興公社を代表団体とする公共スポーツ施設の指定管理者、「道の駅かくだ」を運営する(株)まちづくり角田、仙台大学など9つの団体で構成し、事務局を総合型地域スポーツクラブであるNPO法人スポーツコミュニケーションかくだ(スポコムかくだ)が担い、同市および教育委員会生涯学習課が支援している。「元気をつなごう～スポーツで明るく楽しく健康で活力あるまちを目指して～」をビジョンに掲げ、その実現に向けて優先して取り組むべき課題を選定し、各団体の資源の相互理解と役割分担のもとで各種事業に取り組む(図8-10)。課題の選定には、スポーツ環境の充実により住民のスポーツ参加を促進するインナー施策と、スポーツを活用して地域・経済活性化を促進するアウトナー施策に区分し、それぞれの施策で優先的に取り組むべき課題とターゲットを議論した。イ

ンナー施策では、スポーツ実施率の向上と非実施者層のスポーツへのイメージの改善を優先課題とし、幼少期の運動習慣づくりや住民総参加型イベント「チャレンジデー」を実施している。アウトナー施策では、スポネットかくだ設立前からの取り組みを継続して「スポーツ×道の駅」によるスポーツツーリズムを推進してきた。

また課題の解決方法を具体的に検討し解決策を実行するため、スポネットかくだ構成団体それぞれの専門的な知識と経験に基づき分野ごとの専門チームを設置するとともに、構成団体だけでは把握できない課題の協議と情報交換を目的とする懇談会を開催している。設立当初は、関係団体や住民へスポネットかくだの取り組みを周知する「情報発信チーム」と、地方創生推進交付金を活用して重点的に3ヵ年で取り組むKスポと道の駅の健康拠点化を検討する「健康拠点化チーム」を組成した。2022年12月現在、専門チームは設立時の2チームに加え、幼児期の運動遊びやスポーツを推進する「乳幼児スポーツチーム」、中学校の運動部活動の見直しと地域移行を図る「子どものための部活動チーム」、同市総合体育館における車いすバスケットボール女子日本代表の強化合宿への支援を契機にパラスポーツへの理解や環境整備を目指す「車いすバスケチーム」の5チームを設置している。

このうち健康拠点化チームは、2019年4月、道の駅かくだの開業より、健康、子育て、賑わいの拠点化に向

図8-10 スポーツネットワークかくだの組織体制



SSF資料(2022)より作成

けた事業展開を強化した。すなわち、健康の拠点化においてはウォーキングステーションの整備やフードコートを活用した「運動×食×交流」の健康増進を、子育ての拠点化においては天然芝エリアへの幼児用遊び場の整備を、賑わいの拠点化ではパラスポーツの合宿誘致やアーバンスポーツ体験会の開催をそれぞれ実施している。Kスポと道の駅が隣接するエリアを核としたスポーツによるまちづくりが評価され、スポーツ庁「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度の「スポまち！長官表彰2021」を受賞した。また、これらの活動は、第2期「角田市まち・ひと・しごと創生推進計画」(2022)における「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業」に該当するため、道の駅およびKスポ一帯の交流ゾーンとしての機能拡充に企業版ふるさと納税が活用されている。道の駅オープンから1年を経たらずして来場者が100万人を超え、Kスポにおいてもさまざまな競技会や一般利用により、東日本大震災以降の利用者数が施設全体で最大4割増加するなど、交流人口増を目指した取り組みは着実に成果をあげている。

アウトター施策に加え、優先的かつ重点的に取り組んできた幼少期の運動習慣づくり事業「かくだ版アクティブ・チャイルド・プログラム」が市内保育現場で定着し、インナー施策への期待も高まることで、設立から3年が経過したスポネットかくだの認知と理解は深まり、参画する主体も広がりを見せている。行政においては、生涯学習課のほか、健康長寿課、子育て支援課、教育総務課、商工観光課、まちづくり政策課、地域包括支援センターが加わり、総合的な関与で地域の資源を最大限に活用した課題解決への機運が醸成されてきた。これにより、角田市でのスポーツによるまちづくりは、「角田市第6次長期総合計画」(2022)でも重点プロジェクト「地域資源を活かすまちづくり」の具体的な施策に位置づけられ、「スポーツにより明るく楽しく健康で活力あるまち(アクティブシティかくだ)」の実現を目指し、スポネットかくだの活動支援と関係団体の連携促進により、スポーツを通じた元気な子どもの育成、健康増進、地域コミュニティの活性化、交流人口の拡大などの地域課題の解決に取り組むことが明記された。2022年度からは、スポネットかくだの事務局機能をKスポの指定管理業務の一環として、スポコムかくだ、角田市地域振興公社、(株)フクシ・エンタープライズで構成するKスポ運営共同企業体への移行による各事業の拡充が図られている。

スポネットかくだは、地域スポーツ推進体制の再構築を見据え既存の地域スポーツ団体が有する資源の結集にはじまり、地域で優先して取り組む課題の協議と解決策を実践しながら参画する主体を拡充し、スポーツによるまちづくりを市政方針における重点施策の位置づけに貢献してきた点において大きな存在意義がある。事業の継続性と新規事業への着手、収益性の確保などさまざまな創意工夫が求められるが、地域スポーツ運営組織を中心にソーシャルキャピタルを高め、地域課題の解決に取り組む新たな地域スポーツ推進のモデルとして期待は大きい。

(吉田智彦)

6. スポーツを活用したまちづくり

□ スポーツによる地域の価値向上

第3期スポーツ基本計画において「スポーツによる地方創生、まちづくり」が掲げられているように、スポーツを活用した地域の経済・社会活性化に向けた施策が実行されている。総じてスポーツを活用したまちづくりの施策は、地域外交流人口向けのアウトター事業、地域内住民向けのインナー事業、スポーツ関連ハード整備事業に分けられる。

第2期スポーツ基本計画から継続される「スポーツツーリズムの推進」は、アウトター事業の大きな柱である。新型コロナウイルス収束後のスポーツツーリズム推進に向けて、スポーツ庁は2021年度に「地域スポーツ資源を活用したインバウンド拡大のためのモデル事業」、2022年度に「スポーツによる地域の価値向上プロジェクト」を実施してきた。事業名は異なるが、両事業の主な趣旨は国内外の観光客を惹きつけるスポーツツーリズムコンテンツの発掘ならびに磨き上げである。2021年度には、スノースポーツ、サイクル、武道、アーバンスポーツ、アウトドアスポーツ、デジタル技術の活用、スポーツワーケーション、その他の8テーマのもと12事業が採択された。2022年度の事業では重点テーマが絞られ、スノースポーツツーリズム、サイクルツーリズム、武道ツーリズム、アーバンスポーツツーリズムのテーマのもとに7事業が採択された。両年度ともに、「スポーツツーリズム需要拡大戦略」(2018)の重点テーマとして掲げられたアウトドアスポーツ(スノースポーツ、サイクリング含む)ならびに武道に加えて、

東京2020オリンピックで脚光を浴びたアーバンスポーツに関連したプロジェクトが採択された。今後は各事業の自走化およびモデル事業としての情報発信が期待される。

「国際交流」や「プロスポーツ等を活用した地域外から誘客を図る取組」もスポーツによるまちづくりの重要なアウトター事業である。国際交流においては、ラグビーワールドカップ2019開催都市やキャンプ地でのさまざまな取組み、新型コロナウイルスの影響で大幅な規模縮小を余儀なくされた東京2020大会のホストタウン事業があげられる。このような国際交流事業の推進で注目を浴びたのが、地域スポーツコミッション（以下、地域SC）の存在である。第2期スポーツ基本計画では、2021年度末までに全国の地域SCの設置数を170までに拡大する目標が掲げられ、2022年10月段階で194の地域SCが確認されている。地域SCは、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進する組織であり、スポーツツーリズムの推進も代表的な取組みのひとつである。プロスポーツ等を活用した地域外から誘客を図る取組みにおいても、地域SCの役割は大きい。これまでの地域SCは地方のスポーツツーリズム資源の創出や磨き上げなどを目的としたものが多かったが、2021年9月に名古屋スポーツコミッションが、2022年1月に大阪スポーツコミッションが設立され、各都市を拠点とする複数のプロスポーツチームを巻き込んだ地域活性化やまちづくりが推進されている。

一方、インナー事業であげられるのが、「住民の健康増進」や「スポーツクラブの運営等を通じた地域住民向けの取組」である。スポーツ庁は「スポーツ・健康まちづくり調査研究事業」（2022）を実施し、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体における基礎的なデータの収集、事例調査による現状把握、分析・考察を含めた取りまとめを行っている。たとえば、町内の福祉施設で高齢者を対象とした運動教室を開催している滋賀県愛荘町では、教室参加による健康づくりに加えて、仲間・ネットワークづくりを通じた地域づくりも進められている。徳島県海陽町では、総合型地域スポーツクラブが世話役となり、サーフィンを目的とする移住者が地域の子どもたちにサーフィンを教えるだけでなく、神事や祭祀などの行事の担い手としても地域社会に溶け込んでいる。

なお、地域SCは、インナー事業を推進する上でも重

要な組織である。SSFが実践支援を行い、地域SCとしても認定されているスポーツネットワークかくだ（宮城県角田市）は、健康教室やウォーキングイベントを通して市民の日常的な運動習慣の定着を図るとともに、スポーツ施設利用者と道の駅利用者を相互に誘引する好循環を生み出す取組みを実施している。

アウトター事業とインナー事業を概説してきたが、これら2つは相反する取組みではない。ラグビーワールドカップ2019日本大会において、アメリカ、イタリア、サモアの公認チームキャンプ地となった福岡県福岡市では、国際交流などを通して「福岡」と「ラグビー」を関連づけたブランディングを行い、シビックプライド醸成といった地域の活性化に結びつけている。メガスポーツイベントを通じた国際交流促進とシビックプライド醸成のような親和性の高いアウトター事業とインナー事業の実施においては、両側面の好循環からさらなる地域の価値向上が期待される。

□ 地方自治体のスポーツ・健康まちづくりへの取組み

アウトター事業とインナー事業に加えて、スポーツ施設の整備やWalkable City（ウォークアブルシティ）の推進をはじめとするハード整備事業もスポーツを活用したまちづくり推進のための重要な事業である。スポーツ庁は経済産業省と連携して、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指す「スタジアム・アリーナ改革」に取り組んでおり、2025年までに20拠点を管理・運営段階または設計・建設段階にすることとしている。この目標に向けて、スポーツ庁と経済産業省は「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」の選定を2020年度から実施している。2021年度に選定された京都府立京都スタジアムと神戸アリーナ（仮称）は、両施設をまちづくりの拠点とし、周辺地域の賑わい創出に向けた取組みが参考ポイントとして紹介されている。

また、スポーツ庁「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるスポーツ・健康まちづくり」（2021）では、2024年度にスポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を20%にすることが目標に掲げられている。スポーツ・健康まちづくりの柱のひとつには「自然と体を動かしてしまう楽しいまちへの転換」が組み込まれ、Walkable Cityの実現、公園活用を通じたスポーツ振興のための環境整備、自転車通行空間の整備

促進の取り組みがあげられている。

2021年1月、スポーツ庁はこのような「スポーツ・健康まちづくり」に向けた積極的な地方公共団体の取り組みを表彰する「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度」を創設した。初回となった2021年度には、20道県の30自治体が表彰された（表8-6）。スポーツ・健康まちづくり優良自治体が掲げる目標分野は、①スポーツを活用した経済・社会の活性化、②スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防、③自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換に分類でき、重複を含みそれぞれ①は27自治体、②は23自治体、③は18自治体が該当した。全体の傾向として、スポーツの力を活用した地域ブランド確立・向上、交流人口拡大、移住・定住の促進、大会・イベント誘致、健康寿命向上への取り組みが積極的に推進されている。

これらの自治体の取り組みを、アウター事業、インナー事業、ハード整備事業の視点から見ると、アウター事業としては、秋田県大館市、静岡県御前崎市などスポーツ合宿を含むスポーツツーリズム振興の取り組みが

数多くみられる。インナー事業としては、北海道増毛町、鳥取県湯梨浜町など健康増進や仲間・ネットワークづくりの取り組みがみられ、ハード整備事業としては、静岡県御殿場市の東京2020大会ロードレース会場を拠点としたまちづくりをはじめ、茨城県つくば市の廃校を自転車拠点として活用する地域振興プロジェクトなどがあげられる。さらに、笠間市スケートボードの聖地プロジェクト（茨城県）や全町民参加型「きたひろスポーツ」推進プロジェクト（広島県北広島町）など、受賞した取り組みの中には地域SCが重要な役割を担っている事例が多い。そのほかにも、未来技術を活用した健康&スポーツの飛躍的レベルupプロジェクト（栃木県矢板市）や沖縄市スポーツコンベンションシティ3.0加速化プロジェクト（沖縄県沖縄市）などのようにDXやICTなど技術革新を積極的に取り入れた意欲的な取り組みもある。

2022年11月には新たに20のスポーツ・健康まちづくり優良自治体が発表された。well-being（宮城県大河原町）、子育て世代（茨城県境町）、郷土愛（石川県宝

表8-6 スポまち！長官表彰2021受賞自治体

受賞自治体	取り組み名称	目標分野	
【北海道】	北見市 東神楽町 増毛町 壮瞥町	Curling City Kitami 魅力向上プロジェクト 東神楽町健康食育タウン事業（東神楽流からだの『見える化』計測中。） 増毛町スポーツ・健康まちづくりプロジェクト（生涯現役で働き続けられる町を目指す健康寿命延伸事業） スポーツでチャレンジ！スポーツによる持続可能なまちづくり	①②③ ②③ ①②③ ①③
【宮城県】	角田市	Kスポ（総合スポーツ施設）と道の駅かくだを核としたスポーツによるまちづくり	①②③
【秋田県】	大館市	観光とスポーツによる賑わいと交流を生むまちづくり	①②③
【山形県】	庄内町	スポーツ合宿等による地域活性化、健康と生きがいをつくる生涯スポーツの推進	①②
【茨城県】	笠間市 つくば市 境町	笠間市スケートボードの聖地プロジェクト 廃校への自転車拠点・ジオパーク中核拠点整備による地域振興プロジェクト 世界レベルのスポーツ施設等を活用した茨城県境町のまちづくり	①② ①②③ ①②③
【栃木県】	矢板市	未来技術を活用した健康&スポーツの飛躍的レベルupプロジェクト	①②③
【千葉県】	銚子市	銚子市しごと・ひと・まち創生推進計画（スポーツツーリズムの推進）	①
【新潟県】	村上市	スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクト	①
【富山県】	富山市 滑川市	SDGsの実現に向けた歩くライフスタイルの推進「とほ活」プロジェクト 「雪国ハンデを乗り越える」滑川市屋内運動場（KENKO DOME）活用推進プロジェクト	①②③ ①②
【石川県】	かほく市	「あそびの森かほく」でみんな元気！～かほく市こども屋内運動施設の整備～	②③
【長野県】	野沢温泉村	マウンテンスポーツを通じた村民社会形成プロジェクト	①
【静岡県】	沼津市 御殿場市 裾野市 御前崎市	フェンシングで地域に活力を！～「フェンシングのまち沼津」ブランディング事業～ 東京2020大会ロードレース会場のレガシーを活用したまちづくり 富士の麓で頂点を目指す！スポーツ応援プロジェクト！～準高地トレーニングができるまち～ 御前崎スポーツ振興プロジェクト～ワンストップでスポーツ合宿をトータルサポート～	①②③ ①②③ ①②③ ①
【愛知県】	西尾市	スポーツを核とした健康まちづくりプロジェクト（市民の健康づくりをお手伝い）	①②
【兵庫県】	西宮市	地域スポーツ資源を生かしたビジネスの振興～スポーツを核とした甲子園エリア活性化計画～	①②③
【鳥取県】	湯梨浜町	グラウンド・ゴルフとウォーキングによる友情と健康の輪の拡大プロジェクト	①②③
【広島県】	北広島町	全町民参加型「きたひろスポーツ」推進プロジェクト	①②③
【徳島県】	美馬市	「美と健康」のまちづくりプロジェクト（美馬市晩SIB）	②
【佐賀県】	小城市	アイル資源磨きプロジェクト	①②
【鹿児島県】	鹿児島市	鹿児島ユナイテッドFCトレーニング施設活用地域活性化プロジェクト	①②③
【沖縄県】	沖縄県 沖縄市	空手が沖縄経済を成長させる新エンジンに（沖縄空手振興ビジョンロードマップ） 沖縄市スポーツコンベンションシティ3.0加速化プロジェクト	① ①

注) 目標分野は、①スポーツを活用した経済・社会の活性化、②スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防、③自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換、を示す。

スポーツ庁資料（2021）より作成

達志水町)、職育(宮崎県都農町)などをキーワードに多様な取り組みが各地で展開されている。また、2022年度の表彰では、埼玉県、山梨県、大阪府、岡山県、熊本県、宮崎県の基礎自治体を受賞し、スポーツを通したまちづくりは全国的な広がりを見せている。今後も、地域の社会課題解決に向け、スポーツの力を活用したまちづくりの知見蓄積が求められる。

スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度をはじめ、「地域スポーツ資源を活用したインバウンド拡大のためのモデル事業」や「スポーツによる地域の価値向上プロジェクト」などのスポーツ庁による公募事業の評価基準では「定量的な目標」(目標到達点「KPI」の設定)が取り入れられている。日本学術会議「科学的エビデンスを主体としたスポーツの在り方」(2020)によると、スポーツを活用したまちづくりにおいても科学的エビデンスに基づく事業評価が必要不可欠である。KPI自体の質の向上に加えて、今後は、各事業の上位概念にあたる施策、そして政策との論理的な整合性を意識しながら、因果関係を明らかにできるモデル事業を推奨するプロジェクトが必要となる。さらなる事業評価の質向上が、第3期スポーツ基本計画において推進されるスポーツを活用したまちづくりに求められる。

(伊藤央二)

7. 公園活用による スポーツ環境づくり

□ 北米における公園・レクリエーション局の役割

内閣府が2019年に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における「スポーツ・健康まちづくり」では、自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換が政策の柱として示されている。なかでも、スポーツのしやすい公共空間づくりが推進され、公園のさらなる活用によるスポーツ環境の整備が期待されている。ウォーキングコースやサイクリングロード、広場の芝生化、運動施設の設置および整備などが例としてあげられ、充実した公共空間の創造を通じて、住民のアクティブなライフスタイルの促進が求められている。

わが国では、2000年代以降に、多くの公共施設が改修時期を迎える中、地方自治体は施設修繕費の捻出に課題を抱えていた。こうした状況下で、地方自治体は抜本的な解決策も見出せぬまま公共施設や公共空間の管理・

維持に重点を置かざるを得ず、公共サービスの質の向上を図ることが難しかった。しかしアメリカやカナダの都市では、20世紀初頭から公園・レクリエーション局(Department of Parks & Recreation)が公的な機関として次々に設置され、公共空間を管理するだけでなく、公共空間におけるサービス提供を通して人々の生活を豊かにする取り組みが公的に推奨されたという歴史的背景がある。初期の公園・レクリエーション局の取り組みとしては、フォークダンスなどの文化的・レクリエーションプログラムを公共空間で提供するというものにとどまるケースが多かったが、今では国立公園からまちのコミュニティパークまでを含むさまざまな公共空間をスポーツやレクリエーションのために活用し、その運営やプログラムの企画までを担っている。

アメリカにおける公園マネジメントを推進する公園・レクリエーション協会(National Recreation and Park Association: NRPA)は、「すべての人々のQOLの向上」という命題に公園が果たす役割が大きいと認識している。その中でも①社会環境整備、②商業促進、③健康増進のための装置として公園に期待をかける。アメリカにおけるかつての公園は、暴力や薬物などの非道徳活動の舞台となることが少なくなかった。ハード・ソフトの両側面から公園の質を向上させ非道徳活動を排除し、適切な環境整備や健全な娯楽の提供を通して、青少年の育成やコミュニティにおける人々のつながりなどの社会資本の形成が促進できる。また公園は商業促進にも活用される。たとえばニューヨーク市のマンハッタンに位置するブライアント・パーク(Bryant Park)は、ニューヨーク市公園・レクリエーション局(New York City Department of Parks & Recreation)と非営利団体であるブライアント・パーク・コーポレーション(Bryant Park Corporation)との官民連携を通して大きく改善された公園の先進事例である。民間事業者のノウハウを公園マネジメントに導入し、行政の負担を軽減できるという保守的な理由だけでなく、プログラムやサービスの提供を通して公園がコミュニティ外から人を呼び込む収入源としても機能する可能性を示したのである。ブライアント・パーク・コーポレーションの2021年度決算報告によれば、ブライアント・パークは年間約30億円の収入を生み出す公園とされている。公園は住民の健康増進に関しても重要な役割を担っている。ここでいう健康増進とは心疾患の減少などの身体的な健康だけでなく、心理的健康や社会的

健康も含むウェルビーイングを指す。公園のように緑豊かな環境で過ごす住民は、よりアクティブであり、他者に対して積極的かつ建設的な行動を起こし、さらに地域との絆を強く感じるという報告もある。これらの三つの歯車は密接に関わっており、公園・レクリエーション局は民間事業者や住民などのステークホルダーと協働してウェルビーイングを実現できるまちづくりの司令塔としての役割を担っている。

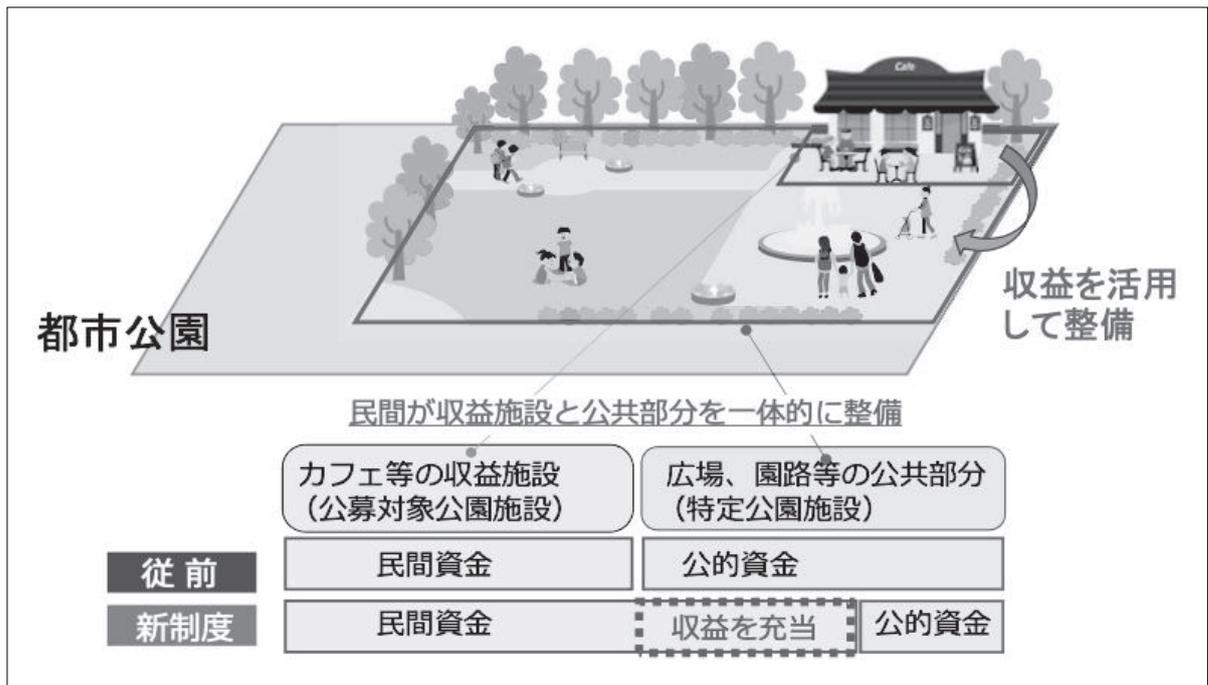
□ 公募設置管理制度 (Park-PFI) の活用と公園マネジメントの展望

わが国では2017年の「都市公園法」の改正により「公募設置管理制度」(Park-PFI) が導入され、公募対象公園施設の管理に民間事業者を選定し、当該委託管理者が設置する施設から得られる収益を、園路や広場などの一般利用者が活用できる特定公園施設の整備へ再投資できる特例措置が定められた(図8-11)。Park-PFIでの新たな展開は、①最長20年の公募設置等計画の有効期間、②最大12%の建ぺい率、③占有物件設置の特例である。まず従来の設置管理許可制度においては最長10年の許可期間を設けていたが、民間事業者の視点で考えるとカフェやレストラン等の飲食施設の建設投資を10年で回収しなければならない事実は大きなリスクと

捉えられていた。Park-PFIの活用で最長20年に延長された有効期間は、民間事業者の公園への積極的投資を促す仕掛けとして期待されている。さらに従来の都市公園法においては、公園施設として設けられる建築物は該当する公園の敷地面積に対して2%を参酌して条例に定める割合を越えてはならないとされてきた。Park-PFIの活用により、さらに10%を上限に公募対象公園施設に建築物を設置することができるようになり、事業活動を一体的に実施しやすい環境づくりが可能となった。また、これまで限定的であった電柱、電線、水道管などに代表される都市公園占有物件に加えて、選定された事業者は自転車駐車場、イベント情報などを告知する看板や広告塔を利便増進施設として設置できるようになった。民間事業者は地域住民の利便向上ならびにみずからの事業を行いやすいような公園のハイブリッドスペース化ができるようになっている。

一方、Park-PFIの積極的な導入には慎重な判断が求められる。現在、多くの公園で行われる事業活動はカフェやレストランなどの飲食業であり、大規模公園の場合、その12%もの広大なスペースを使用した事業活動は比較的に稀である。さらに委託事業者が収益を再分配して整備する特定公園施設の範囲が広がれば、民間事業者による事業の継続性と収益性の見通しが困難となるこ

図8-11 公募設置管理制度 (Park-PFI)



国土交通省資料 (2020)

ともあり、建ぺい率の優遇が大規模公園と民間事業者のパートナーシップという観点では活用根拠にならない可能性がある。東京都墨田区では、2021年に墨田区立隅田公園を対象としたPark-PFI導入に向けた調査を行ったものの、コロナ禍による先行き不透明な中での最長20年にのぼる事業期間や、公園面積約8ヘクタールに対する最大12%の建ぺい率の優遇など、制度上の特例をメリットと感じる事業者が少ないことが判明し、制度活用を再考する判断を下した。官民連携を促し、公園をより魅力的な場所にするためには、それぞれの公園に合致した制度の活用方法を模索する必要がある。たとえば、選定事業者の年次評価など行政の負担が大きい指定管理者制度の代わりに、許認可は出せないものの事業者選定にあたり議会の議決を必要としない包括管理委託を活用する選択も考えられる。行政においては、大規模公園を活用した官民連携の検討を進める取り組みが想定されるが、Park-PFI制度に関しては、公園のアクセス問題を解消できれば小規模公園でも十分に機能する可能性がある。官民連携の成功例であるブライアント・パークの面積は3.9ヘクタールであり、隅田公園の面積と比較すると約半分程度にとどまる。小さな規模の公園でもさまざまな条件を整理し、その土地にあったパークマネジメントによりまちづくりの中核を担うことができる。

□長居公園の新たな公園管理

わが国における都市公園のマネジメントの先進事例としてあげられるのが、大阪市とヤンマーホールディングス（株）（以下、ヤンマー）の100%子会社であるわくわくパーククリエイト（株）による「長居わくわくパークプロジェクト」である。このプロジェクトの舞台となる大阪市東住吉区の長居公園は、大阪メトロ御堂筋線の長居駅に隣接される利便性の高い交通アクセスをもち、Jリーグに所属するセレッソ大阪のホームスタジアムとしても使われているヨドコウ桜スタジアム（長居球技

場）やヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）を中心とする都市公園種別では都市基幹公園に位置づけられる運動公園である。大阪市は長居公園と周辺施設の一体的なマネジメントを行う事業者を、指定管理者制度および現在のPark-PFI制度のスキームを活用して募集し、2021年4月よりわくわくパーククリエイト（株）が一般園地、植物園、市立駐車場などを含む公募対象公園施設の指定管理業務委託組織として事業を行っている。

わくわくパーククリエイト（株）よれば、ヤンマーが長居公園の一体的なマネジメントに着手した背景には2つの理由がある。最も大きな理由は、ヤンマーが掲げる企業のビジョンのひとつである「ワクワクできる心豊かな体験に満ちた社会」は、長居公園から実現できるという未来への展望である。もうひとつの理由として、長居公園の敷地内にはヤンマーがメインスポンサーとして運営するJリーグクラブ・セレッソ大阪のホームスタジアムであるヨドコウ桜スタジアムがある。セレッソ大阪は、指定管理者としてヨドコウ桜スタジアムを2021年から30年間にわたり運営する委託契約を結んだ。大阪市が公募したスタジアムを除いた公園エリアの管理運営団体に、ヤンマーとは無関係の団体が選定されていたとすると、セレッソ大阪の試合観戦に訪れるファンの導線となる長居公園にヤンマーのビジョンとは関係のない環境整備がなされていた可能性もある。この点を考慮すると、ヤンマーが管理運営団体に選定されたことで、サッカークラブとヤンマーの両方で公共スペースをより効率的に一体管理できるようになったのである。

指定管理者制度では、一般的に公園などの管理施設内に新しく建築物を設置できない。設置許可制度やPark-PFIと指定管理者制度を併用すると、公園面積に対する建ぺい率の制限はあるものの選定された事業者は公園の魅力向上のために建築物を設置できる。長居公園に関しては、エントランス広場、フットサルコートや相撲場などのスポーツ施設、24時間利用できるスケートパーク、



改修された長居公園のエントランス



24時間利用可能なスケートパーク

カフェや地元の食材を扱うマーケットを充実させた。また公園内の植物園を夜間により有効に活用するため、自然をテーマにしたチームラボ（株）が手掛けるデジタルアートが常設されている。これらのさまざまな仕掛けは一例であるが、ヤンマーは長居公園の魅力を最大限向上・活用し、食、スポーツ、アート、学びの4つの軸で、すべての人にワクワクできる心豊かな体験を提供するというビジョンを具現化している。

官民連携で都市公園の活用を考える際に最も重要な要

因は地方自治体のビジョンである。Park-PFIなどのさまざまな制度の活用は、ビジョンを実現するための手段にすぎない。公園に民間投資を促し商業化を加速させ、流入人口を増やすという仕組みも重要であるが、あくまでメインターゲットは住民であり、ウェルビーイングを考慮した日常づかいできる公園という側面と両立させる必要がある。

（佐藤晋太郎）

Ⅲ スポーツを活用した地方創生の将来展望

1. スポーツによる地方創生の賦活化

□ 「スポーツ」 × 「地域・地方」 が強調された第3期スポーツ基本計画

本章では、国家戦略として策定された第2期「まち・ひと・しごと総合戦略」の中に設けられた「スポーツ・健康まちづくり」について解説した後、「スポーツを活用した地方創生」の具体的な活用例を紹介した。スポーツと地方創生は、比較的新しいテーマであるが、国のスポーツ政策の指針となる「スポーツ基本計画」とも密接な関係をもっている。

2017年に策定された第2期スポーツ基本計画は、東京2020大会の開催を強く意識して策定されたもので、「メダル獲得を意識した国の関与」や、「パラスポーツの振興」に向けた政策が盛り込まれている。第2期スポーツ基本計画で使われたワード（頻出語）のランキングでは、最も多く使われた「スポーツ」が1位で460回、2位は「団体」の189回であった。その一方、「地方」というワードは68回で11位、「地域」は60回の14位になるなど、競技スポーツや競技団体の存在感が目立つ内容であった。

ところが第3期スポーツ基本計画になると、様相は大きく変化する。「スポーツ」と「団体」については、それぞれ734回で1位、209回で2位であったが、「地域」は頻出数が増えて4位の166回となり、11位の「地方」（114回）を加えると、「地域・地方」（280回）で2位になることが判明した。さらに単語の関連性を可視化する「共起ネットワーク」を使った分析でも、第2期計画では「スポーツ」と「国」や「障害」という語句の関連

が色濃く出たが、第3期計画では、「スポーツ」と「地方」の関連が最も強く示されるなど、スポーツ政策における力点の変化が明確になった*。

□ 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による布石

第3期スポーツ基本計画の布石となったのが、2019年に閣議決定された第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略である。その中にはじめて2020年度からの5年間を対象期間とする、「スポーツ・健康まちづくり」というチャプターが設けられた。これによって自治体は、地域の総合戦略の中で、スポーツ・健康まちづくりの計画を、国の補助を得て実行に移すことができるようになった。

スポーツ・健康まちづくりの目的は、①スポーツの力を活用して、各地域がもつ多様な社会課題（たとえば地域経済の低迷等）を解決し、地域経済の活性化に貢献することと、②さまざまなスポーツ関連領域で活躍する優秀な人材を、継続的に育成・輩出することの二つとされている。

この動きに呼応したさいたま市では、「第2期さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、第3章の健康・スポーツの第2節に「スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進」を掲げ、「笑顔あふれる日本のスポーツ先進都市の創造」を目指している。また愛媛県の今治市では、「第2期今治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標3において、だれもが訪れたいと感じる魅力あふれるふるさとを創るとして、サイクルシティ構想を起動させるなど、スポーツまちづくりに感度の高い都市が補助事業に手をあげている。

□ スポーツと地方創生の歴史的背景

スポーツと地方創生に関しては、新しい政策提言のように聞こえるが、わが国における歴史は古く、半世紀以上前から「まちづくり」や「都市開発」のためにメガ・スポーツイベントが利用されてきた。1964年の東京夏季五輪はその先駆けで、首都高速の建設や羽田空港の国際化、そして米軍施設があった代々木公園の返還など、戦後の都市復興の起爆剤になった。1972年の札幌冬季五輪も同様に、駅前地下街の整備や、地下鉄の整備、そして日本初のセントラルヒーティングの導入やホテルの建設など、街並みが近代化されその後の観光都市としてのインフラ整備に寄与した。

その後も、1985年の神戸ユニバーシアード大会や1994年に広島県で開かれたアジア競技大会、1995年の福岡ユニバーシアード大会、そして1998年の長野冬季五輪も同様に、イベントを活用した大規模な施設整備や都市インフラの再開発、そして交通アクセスの改善が行われ、都市の景観と利便性が大きく向上した。毎年各地で開かれる「国民体育大会」(現・国民スポーツ大会)も、同様の役割を果たしてきたが、昭和の時代は「土木国体」と揶揄されるほど、スポーツ施設の建設に加え大規模な都市インフラ整備が行われてきた。現在も、多くの地方都市に「国体道路」と呼ばれる幹線道路が残されているのはその残滓である。

□ レガシーからヘリテージへ

これまで開催されたメガ・スポーツイベントでは、施設建設や土木工事に伴う経済効果に注目が集まったが、ここで示される数字は、大会前後の数年間の生産波及効果を示す「短期的」なものであるが、実際に効果があったかどうかを正確に検証することは困難である。東京2020大会の場合、大会が終わった後は、残された施設や設備をどう活用するかに関する「五輪レガシー(遺産)」の議論に移行している。これについては、大会前の2017年4月に、東京都オリンピック・パラリンピック準備局が「新規恒久施設の施設運営計画」を策定し、大会が終わった後の2022年1月には「TOKYOスポーツレガシービジョン」を発表し、残された五輪施設の有効利用について議論を重ねた。

しかしながら、新規恒久5施設(海の森水上競技場、夢の島公園アーチェリー場、カヌー・スラロームセンター、大井ホッケー場、東京アクアティクスセンター)

については、現在指定管理者に運営を委ねているものの、計画どおりに集客の計画が進んでいる訳ではない。むしろ、集客に困っているというのが現状である。そこで東京都は、2023年4月より、経営状況を改善するために「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い整備した新規恒久5施設の経営支援委託」事業を開始するなど、「中期的」な視点でレガシーを再駆動する手筈を整えている。

将来的には、レガシーとしての五輪施設を活用し、どのようなまちづくりを行うかという「長期的」な視点が必要となる。これが「ヘリテージ」(継承)である。レガシーが、大会後に残された遺産としての五輪施設だとすれば、ヘリテージは、残された五輪施設とまちに活力を与える「賦活(ふかつ)化」(アクティベーションの日本語訳)を意味する。よって、東京2020大会後に発表された第3期スポーツ基本計画は、「中期的」な五輪レガシーだけでなく、地域を主体とした、ヘリテージとしての「長期的」なまちづくり戦略に移行する「道標」になることが望まれる。

□ 五輪レガシーの全国的な賦活化

スポーツまちづくりが強調されるようになった背景のひとつには、東京2020大会が終わり、ホストタウン等の取り組みによって生まれたレガシーを継承、発展させ、今後の地域のスポーツによるまちづくりに繋げていく動きがある。たとえば静岡県牧之原市は、サーフィンでアメリカ代表チームのホストタウンになったが、大会後もオリパラ前に建設された人工サーフィン施設(静波サーフスタジアム)を活用して、レガシーとしてアメリカとの関係を継承し、国際交流を行いながら若い選手の育成に乗り出す計画をもっている。

その一方、パラリンピックの自転車競技に出場するチェコ共和国の選手が事前合宿を行った山梨県韮崎市は、ホストタウンの経験を「スポーツコミッション」の設立に発展させた。もし行政が引き続きスポーツ振興を担った場合、人口減と高齢化によってスポーツ振興政策が絶対的窮乏化の道を歩むが、独立民営化することで、インナー政策とアウトター政策を同時に展開して、スポーツを通じた地域活性化が可能になるという「方向性」が示された。大規模スポーツイベントはさまざまなレガシーを残してくれるが、ホストタウンで生まれた組織のスポーツコミッションへの移行は、レガシーからヘリ

ページへの道筋を「見える化」した優れた政策である。

□ スポーツと地方創生の将来

冒頭で紹介した第3期スポーツ基本計画では、いくつかの新しい方向性が示された。そのひとつが、スポーツの解釈を競技スポーツには限定せず、「散歩やゴミ拾い活動、地域の祭りなど広く身体活動と捉えていくことが可能」と明記した点である。このような解釈によってスポーツの「汎用性」は大きく広がり、結果として多様な解釈が可能となった。スポーツを活用した地方創生においては、地域に眠るさまざまなスポーツ資源（学校、指導者、自然資源、公園、道場など）を発掘し、それらを集客装置として活用するスポーツツーリズムの考えも重要になる。第3期スポーツ基本計画には、「全国各地域が『スポーツによる地方創生、まちづくり』に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進する。その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（令和3年度）から40%とする」と、具体的なKPIが数字で明記されたが、今後は、KPIの達成に向けた地方自治体の着実な取り組みが求められる。

* 鹿屋体育大学・北村尚浩教授のFacebookから引用（2022年4月19日参照）。データソースに関しては、メッセージによって、第2期と第3期ともに第3章「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」であることを確認。

（原田宗彦）



写真提供：PIXTA

第9章 スポーツ人材

I スポーツ人材の育成に関する施策

1. スポーツに関わる多様な人材の育成

スポーツに関わる人材には、地域のクラブや運動部活動などでスポーツに取り組む人からトップレベルのアスリート、プロ選手まで含めたプレイヤーを中心に、指導者、医科学等の知見により選手をささえる専門スタッフ、審判員やボランティアなど試合や大会をささえる人材、試合を観戦し応援するサポーターがいる。さらに、こうしたスポーツ活動を成り立たせるために、スポーツ団体・チームの経営を担う人材や、国・地方でスポーツ政策の推進を担う人材がいるほか、スポーツ用品の製造やスポーツ施設運営などを行う民間事業者、スポーツの魅力伝える報道関係者などがある。

これらスポーツ人材の育成と確保には、戦略的な取り組みが求められる。第2期「スポーツ基本計画」では、最も重要な政策目標のひとつに掲げるスポーツ参画人口の拡大に向け、スポーツ環境の基盤となる人材の充実にかかる諸施策が展開された。第3期スポーツ基本計画においても、スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保のため、アスリートのキャリア形成への支援や、スポーツ指導者、専門スタッフ、スポーツボランティアなどスポーツの推進をささえる人材の育成を図る施策が講じられる。

□ スポーツ人材の育成と活用に関する計画の策定

スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」（2019）は、中央競技団体（National Federation: NF）の組織運営の強化に資する人材について、各NFにおける採用と育成に関する計画を策定し公表する原則を規定する。当該計画では、組織ガバナンスやコンプライアンスにかかる知見を有する人材の採用のほか、役職員や選手・指導者向けコンプライアンス教育にかかる内容を含むよう求められている。採用活動については、小規模なNFにおける事業継承のための人員

確保および財政上の制約による専門知識を有する事務職員の十分な確保の困難さへの対応として、ほかのNFとの共同採用や副業・兼業を活用した外部人材の採用といった取り組みが推奨される。コンプライアンス教育については、役職員に対しては組織運営に求められる法令上の権限と責務などへの理解を、選手および指導者に対しては不正行為や暴力行為等の防止やSNSの適切な利用などを取り扱うことが望まれる。

NFの指導者および審判員の育成計画の策定状況をたずねたスポーツ庁「スポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究」（2021）によれば、育成計画を策定済みと回答したNFは20団体にとどまる。同調査では、指導者および審判員の高齢化や指導レベルの偏り、女性の不足、海外での指導経験や上位資格の保有者などの不足を指摘するとともに、育成体制の整備が不十分であるという課題があげられた。これらの課題を踏まえ、スポーツ庁は、スポーツ団体等が人材育成と活用に関する方針や計画をみずから策定し実行するための支援を、第3期スポーツ基本計画の施策目標に掲げた。

□ アスリートのキャリア形成

アスリートのキャリア形成支援においては、国、スポーツ団体、教育機関、民間企業等が連携し、一体的に推進する体制やシステムの整備の必要性から、2015年度より「スポーツキャリアサポート推進戦略」が図られてきた。同戦略は、トップアスリートが安心してスポーツに専念できるよう、関係団体・機関等の連携と協働を推進し、アスリートの中・長期的なキャリアについて早期から効果的な支援を行うための一元的な支援体制の構築を目的としている。その一環として、アスリートがスポーツキャリアとライフキャリアを両立するための支援を提供する「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」が2017年2月に創設された。2022年3月現在、コンソーシアムには64の会員団体がある。2020年度「スポーツキャリアサポート支援事業」からは、キャリア移行期のアスリートが必要なタイミングでキャリア形成に

関する支援を受けられるよう、プロスポーツチーム、NFおよびスポーツ団体、大学などへの配置を想定し、現役アスリートのデュアルキャリア形成に必要な研修会の開催や情報提供を行う人材であるアスリートキャリアコーディネーターの育成が図られている。2021年度には、各プログラムを修了し審査を通過した492人がアスリートキャリアコーディネーターに認定された。

□ スポーツ指導者

スポーツキャリアサポート推進戦略では、コーチとしてのキャリア形成について支援事業を行っている。スポーツ界で相次いで発生した指導者の暴力事件などを受け、2013年度に文部科学省が設置した「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース）」においては、「新しい時代にふさわしいコーチング及びコーチ」の確立が提唱され、そのための方策のひとつとしてコーチングイノベーション推進事業（2014～2015年度）を実施し、コーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」を作成した。このカリキュラムは、スポーツ指導者に求められる資質能力（思考・態度・行動・知識・技能）を確実に取得するために必要な内容を「教育目標ガイドライン」として策定されたものである。2016年度および2017年度には、引退後に指導者などのコーチとしてのキャリアが想定される学生アスリートを対象に、体育系大学にて同カリキュラムを導入した授業を試行し、授業方法の検討や、授業用テキスト等の作成を目指した。

□ スポーツボランティア

国際的なスポーツイベントの開催によるボランティアとして参加する機会の拡大は、スポーツボランティアへの関心の高まりにつながる。一方、SSF「スポーツライフ・データ」（2022）は、スポーツボランティアは、活動の希望者（11.4%）に比べ、実際の実施率（4.2%）が低い結果を示す。新型コロナウイルス感染症の流行によるスポーツボランティアの活動機会の減少が、実施率の低下をもたらしたと予想される。ラグビーワールドカップ日本大会や東京2020大会などにおけるささえる人材の活躍を踏まえ、日常のさまざまな場面で活動するスポーツボランティア参画人口が増加するよう、人材の安定的・継続的な確保と養成、その質の向上などの取り組みが求められる。第3期スポーツ基本計画では、（公財）日本スポーツ協会とSSFおよびNPO法人日本ス

ポーツボランティアネットワークのスポーツボランティア活動の推進に関する連携協定にみられる取り組みを促進し、スポーツにかかわる多様な人材の拡充への支援が掲げられた。

□ スポーツ経営人材

スポーツ団体やチームにおいてマーケティングやガバナンス、施設運営、興行などを総合的にマネジメントする経営人材が十分に確保されていないという背景から、スポーツ庁ではスポーツ産業の発展を担うスポーツ経営人材の育成と活用に向けた施策を講じている。

スポーツ庁「スポーツ経営人材育成・活用事業」（2017）では、将来を見据えたスポーツ経営人材の要件の仮説構築と、スポーツ組織への人材流入を促進しスポーツ経営人材を増やすためのキャリア制度の構築を目的に調査事業が行われた。スポーツ経営人材の要件には、スポーツ組織の経営に対するコミットメント意識の強さや、組織のビジョンやアイデンティティへの想いの強さといったマインドセットと、スポーツ組織を運営するために必要となる一般的なビジネススキルとスポーツビジネス特有のスキルの2種類のスキルセットが求められることが示された。また、外部からの人材流入の阻害要因として、求人に関する情報収集の難しさやスポーツ組織側が必要とする人材像を言語化できていない、スポーツ組織の賃金水準の低さや将来のキャリアの見通しが不透明といった雇用の不安定さなどがあげられた。さらに、2018年度には「スポーツビジネスイノベーション推進事業」において、スポーツ団体側が求人活動を行う際の課題の検討や、既存のMBAコースへスポーツビジネスを導入する新たなカリキュラム開発について調査された。2019年度には「スポーツ団体経営力強化推進事業」の一環として、競技別強化拠点における競技力強化と中央競技団体の経営力強化を目的としたプロフェッショナル人材を副業・兼業の形態で公募する事業を実施した。2020年度「スポーツ経営人材育成・活用推進事業」では、スポーツ経営人材の育成を促進するための実践的な教材の開発が進められ、スポーツマネジメント関連大学院や経営学系大学院などでの活用が想定されている。

□ スポーツ国際人材への支援

国際競技連盟（International Federation：IF）などの国際スポーツ組織に、わが国から人材を輩出し、情

報収集、人脈形成、発信力の拡大などを図ることは、競技に直結するルールや審判規定の変更などに関する情報を迅速に入手できる点で有用である。スポーツ庁（事業開始時は文部科学省）では、「国際情報戦略強化事業（IF役員倍增戦略）」（2015）において、IF役員ポストの獲得に必要な選挙活動を支援するとともに、中央競技団体の若手人材を国際スポーツ組織へ派遣し、将来的に国際的な舞台で中核的存在になれる人材の育成を進めてきた。この事業は、2016年度より「スポーツ国際展開基盤形成事業」へ継承され、IF等の日本人役員増加に向けた新規立候補者の選定、国際会議や競技大会への派遣を通じたロビー活動の支援、再選への支援の強化、上位

ポストへの格上げ支援の強化と、若手人材の育成支援が引き続き展開されてきた。

パリ2024大会、2026アジア競技大会（愛知県・名古屋市）に向け、国際的な情報収集や戦略的な情報発信を積極的に実施するため、国際スポーツ界において活躍できる人材の育成を支援するとともに、政府間会合への参画や合意事項の実現などの取り組みにより、スポーツ国際展開のための強固な基盤形成が図られている。2022年3月現在、IFなどにおける日本人役員は37人となっている。

（吉田智彦）

II スポーツに関わる多様な人材

1. 大学におけるスポーツ人材の育成

近年、バスケットボールや卓球、ハンドボールなどさまざまな競技でトップリーグのプロ化が進んでいる。これまで企業が実業団チームを保有しスポーツ振興が図られていた時代は、チーム運営の多くは母体となる企業の社員によって行われてきた。しかし、プロ化に伴いチームは企業から独立した経営が求められるようになっている。また、競技団体においても、補助金の不正受給やハラスメントなど度重なる不祥事の発生を受けて、ガバナンスの強化は喫緊の課題としてあげられている。このような状況において、スポーツ界でもビジネスや経営、組織のガバナンスに精通した人材の育成が求められる時代となっている。

□ 大学におけるスポーツマネジメント関連教育の発展と現状

スポーツの分野におけるビジネスや経営に関する興味や関心、またスポーツの現場で活躍する人材の育成に対するニーズは、大学などの高等教育機関における学部や学科、コースの設置状況からみてとれる。アメリカでは、1966年にオハイオ大学の修士課程にはじめてスポーツマネジメントのプログラムが設置され、それ以降、特に1980～1990年代に関連する教育プログラムを提供する大学や大学院が増加した。わが国でも、1993年に順天堂大学スポーツ健康科学部にはじめてス

ポーツマネジメント学科が開設されて以降、体育・スポーツ系の学部はもとより、経営学部や経済学部といったビジネス系の学部の中にもスポーツマネジメントに関連する科目を提供するプログラムが次々に設置された。スポーツ経営、スポーツビジネス、スポーツ産業、スポーツマネジメントのキーワードを用いて、スポーツマネジメントに関連する学部や学科、コース・専攻の設置状況について調査を行ったところ、確認されただけでも2022年12月現在で78の大学に設置されている。その内訳としては、経済・経営系の学部が39大学（50%）と最も多く、次いで健康・体育・スポーツ系の学部が20大学（25.6%）、人間科学系と社会・福祉系の学部がそれぞれ7大学（9.0%）、国際・情報系の学部が3大学（3.8%）、教育系の学部が2大学（2.6%）となっている。設置大学数については以前のような伸びはみられなくなったが、2018年に日本体育大学、2020年に尚美学園大学でスポーツマネジメント学部が、また2021年に中京大学、2023年に武庫川女子大学でスポーツマネジメント学科が開設されるなど、2018年から2023年の6年間に新たに学部や学科を開設する大学もみられた。なお、学部や学科、コース・専攻を設置していなくても、スポーツマネジメントに関連する科目を開講する大学は多数存在する。また、健康の分野まで含めると設置大学数はさらに増える。

一方、スポーツマネジメント関連科目を提供する大学のうち、75%の大学でスポーツマネジメントに関連する分野を専門とする専任教員の数が2人以下であった。

すなわち、多くの大学でプログラムを提供するにあたり、非常勤講師または他分野の教員に頼っている実態がある。今後は、教える側の質の担保が課題である。教員の採用や配置に関しては各大学の事情もあり、ひとつの分野において複数の専任教員の雇用は現実的に難しいため、これらの課題の即時的な改善は難しい。したがって、スポーツマネジメントの教育・研究に携わる大学教員や実務家によって組織される学会が中心となり教育内容について議論し、標準的なカリキュラムの提示や、将来この分野の教員および研究者を目指す博士後期課程の学生の育成・支援に向けた取り組みも重要になる。

□ 大学で提供されるスポーツマネジメントに関する教育プログラムの検討

アメリカでは、大学・大学院のスポーツマネジメントに関連するプログラムでどのような教育内容を提供すべきかの議論がいち早く行われた。1989年には全米スポーツ体育連盟 (National Association for Sport and Physical Education : NASPE) と北米スポーツマネジメント学会 (North American Society for

Sport Management : NASSM) の合同委員会が設置され、1993年にスポーツマネジメントのカリキュラムを完成させている。そして2000年の改訂を経て2007年にNASPEとNASSMが合同で米国スポーツマネジメント認証委員会 (Commission on Sport Management Accreditation : COSMA) という認証団体を設置し、標準カリキュラムを設定している。表9-1に、COSMAが設定した標準的な教育プログラムのカリキュラムを示した。COSMAが扱う学問領域は、スポーツマネジメント教育の伝統的分野とされているスポーツ経営、スポーツ経営管理、スポーツマーケティング、スポーツビジネス、イベントマネジメント、スポーツ法、そしてスポーツファイナンスなどである。大学や大学院などの教育機関はCOSMAの認証を受けることにより、社会・大学進学予定者・雇用主などのステークホルダーに対して、提供するスポーツマネジメントに関するプログラムが一定レベルの質を担保していると証明できる仕組みとなっている。

現在のわが国のスポーツマネジメント教育では、アメリカのCOSMAのような認証制度は存在していない。

表9-1 COSMAが定めるスポーツマネジメントに必要な学習領域

領域	科目	学習内容
スポーツの基礎	歴史、社会、心理などに関する科目	(記載なし)
スポーツマネジメントの基礎	マネジメント概念	計画、組織、指導、評価、管理、戦略的計画、意思決定を含む
	ガバナンスと政策	国内外の学校・地域社会でのスポーツおよびレクリエーションプログラムの監視・管理の方法
	国際スポーツ	スポーツマネジメントの全体的な理解のためのグローバルな考え方
スポーツマネジメントの機能	スポーツオペレーション	イベント (1 試合から数日間の国際大会まで) および施設・会場のオペレーション (戦略的計画、緊急対応、チケットング、売店、交通、混雑管理、駐車場、VIP 対応などを含む)
	スポーツマーケティング	プロモーション、販売、資金調達、広告、ブランディング、スポンサーシップ。個人、チーム、またはイベントに対応しうるマーケティング・ニーズと予測に応じた戦略の作成
	スポーツコミュニケーション	主要な利害関係者との双方向コミュニケーションの促進。ソーシャルメディア、メディアガイドのすべての側面、プレスリリース、ウェブサイト、統計アーカイブ、記録管理、試合日業務などを含む
	スポーツファイナンス・エコノミクス	予算管理の基礎 (資本、マスター、部門、明細、ゼロベースなど) に基づいた予算管理と財務予測、財務諸表、基本的な会計原則、公的・民間収入源、予算の再配分および経済効果を含む
スポーツマネジメントの環境	スポーツマネジメントの法的側面	スポーツ参加に関する日常的な契約を理解することから数十億ドルの契約に及ぶまでの知識の基礎。過失、リスクの特定、軽減、および憲法上の保護
	スポーツマネジメントの倫理的側面	ドーピング、ギャンブル、スポーツエージェントの使用など、重要な倫理的領域を含む
	スポーツマネジメントの多様性の問題	多様なスポーツ環境で多様性を理解し、効果的に対処するために必要な知識、スキル、経験を学生が獲得できる教育内容
	スポーツマネジメントにおける技術進歩	教室での学習効果向上のための技術活用に加えて、ウェブストリーミング、審判のための即時再生、怪我のリハビリテーション、ソーシャルメディアなどの技術的進歩
総合的な経験とキャリアプランニング	インターンシップ/実践的・体験的学習	学生がスポーツ組織・スポーツ関連事務所で働くために、スポーツ分野でのキャリアに役立つ、適切な経験を積むことができる体験
	総合的学習 (卒業課題・卒業研究など)	学生が知識を統合し適用する能力を実際に活用することができる論文、プロジェクト、総合試験などの体験

Commission on Sport Management Accreditation 「Accreditation principles manual & guidelines for self-study」 (2016) より作成

それゆえに、スポーツマネジメントと冠した学部・学科・コースであるにもかかわらず、スポーツマネジメント関連科目が提供されていない、学問的な位置づけが不明瞭である、そして学校間で教える内容に差があることが課題としてあげられている。スポーツマネジメントに関連する学部・学科・コースを提供する大学を対象に実施した調査では、回答のあった48大学の各プログラムで提供されているスポーツマネジメント関連科目の平均は11.32科目で、専任教員数は平均で3.2人、兼任教員数は2.37人という結果であった。そして、各大学のスポーツマネジメントに関連するプログラムの担当者が考えるスポーツマネジメント科目の重要度については、「マネジメント概念」と「スポーツマーケティング」、「インターンシップ等の実践体験」が上位を占めた。

現代の大学教育においては、理論と実践の往還が求められている。スポーツマネジメントの分野においては、インターンシップという名称を含む授業科目として現場での実践体験を提供している大学はまだ数が少なく、ほとんどが学生の自主性に任されているのが現状である。近年では、Bリーグをはじめとするプロスポーツ組織でも学生のインターンシップを受け入れる流れが広がっている。インターンシップを授業科目として設けるにあたっては、大学・スポーツ組織間の協議・調整が必要となり、インターンシップ先の確保は容易ではないが、座学で身につけた知識・理論を実践できる場の提供も今後のスポーツマネジメント教育を行う上では重要である。

□ 社会人を対象としたスポーツマネジメントに関連する教育プログラム

社会人が自身の仕事に関連する専門的な知識やスキル、また関心をもつ分野について、大学などの高等教育機関で再び教育を受けるリカレント教育が注目を集めている。リカレント教育は「社会人の学び直し」ともいわれ、スポーツマネジメントに関連する分野においても社会人を対象としたさまざまなプログラムが提供されている。

たとえば、早稲田大学ではビジネススクールと連携し、社会人を対象とした「スポーツMBA Essence」を開講している。このプログラムは毎年8月から翌年3月までの期間に、「近代スポーツの歴史」や「スポーツとメディア」、「マーケティング」、「アカウンティング」などスポーツとビジネスのより良い関係を理論的かつ実践的に学ぶカリキュラムになっている。

また、(公財) スポーツヒューマンキャピタル (SHC) は、職業経験2年以上の社会人を対象に、年に2回「SHC スポーツビジネスマスターコース」を開講している。このプログラムは、スポーツ経営者としての意志決定に関する基軸の獲得と、スポーツ人材ネットワークの提供と交流を目的に、約4ヵ月の期間に対面とオンライン形式でクラブ経営に必要な知識を学ぶ内容となっている。そのほかにも、専門学校や、近年ではオンラインを活用したセミナー形式で、スポーツマネジメントに関するさまざまなプログラムが提供されており、学びの機会が多様化している。

□ スポーツ庁によるスポーツ経営人材の育成に関する事業

スポーツ庁が中心となり、2017年度から2020年度の期間においてスポーツ経営人材の育成に向けたさまざまな取り組みが実施された。たとえば、2017年度「スポーツ経営人材育成・活用事業」では、スポーツ組織への人材流入を促進し、スポーツ経営人材を増やすためのキャリア制度の検討を目的に、スポーツ組織で活躍する経営人材に対するインタビュー調査や、(一社)日本トップリーグ連携機構に所属する294チームのマネジメント層およびスポーツ業界で仕事をしている393人を対象に「スポーツ経営人材要件に関する調査」が行われた。その結果から、一般的なビジネススキルのほかに、試合運営、チケットティング、ファンエンゲージメント、スポンサーエンゲージメント、選手・指導管理、リーグ対応、施設管理などのスポーツ特有のスキルがス

表9-2 スポーツ経営人材育成カリキュラム開発支援

No.	トピック
1	ジャパンラグビートップリーグの観客維持とファン層拡大に向けたマーケティング戦略
2	フィットネス産業：変化する経営環境下での顧客維持・拡大のためのマーケティング戦略
3	千葉ロッテマリーンズ：熱狂的ファンがもたらす影響とファンベース拡大戦略
4	東京マラソン：世界6大会大会としてのマーケティング・コンセプト
5	株式会社マネーフォワードのスポーツスポンサーシップ戦略
6	アスリートとのパートナーシップによるプロモーション戦略
7	スポーツを活用した都市戦略：スポーツ都市さいたま市のケース
8	高知ファイティングドッグス：スポーツチームが「地域課題を解決する起爆剤」に
9	アルビレックス新潟シンガポールの国際市場拡大戦略
10	HAKUBA VALLEY：スノーリゾート形成による発展

スポーツ庁「実践的スポーツ経営人材育成カリキュラム開発支援事業」報告書(2021)より作成

スポーツ組織の経営を行うにあたり必要な要件としてあげられた。また、多くのスポーツ組織が、スポーツ組織において重要となる具体的な経営スキルとして、「経営戦略・事業構想力」および「マーケティング・営業力」をあげる結果となった。

また、「実践的スポーツ経営人材育成カリキュラム開発支援事業」（2020）では、全国の大学でスポーツマネジメントを専門とする教員とスポーツビジネスに従事する実務家が共同で、スポーツ経営人材の育成を促進するために実践的かつ汎用性のある教材を開発した。表9-2に、この事業で開発された教材のテーマと目的を示した。全部で10の教材が提供され、扱われる内容もファン獲得に向けたマーケティング戦略やフィットネス産業のマーケティング、スポーツスポンサーシップ戦略、スポーツを活用した都市戦略、プロスポーツチームによる国際市場拡大戦略、スポーツツーリズムなど多岐にわたる。どの教材もケーススタディ形式で展開され、スポーツ経営を学ぶにあたり重要とされる理論や実践例が紹介されている。これらの教材はスポーツ庁のウェブサイトからダウンロードが可能であり、教員向けにティーチングノートも用意されている。全国の教育機関でこれらの教材を活用したスポーツマネジメント教育が行われることで、教育の質が担保されるとともに、将来プロスポーツチームや競技団体、自治体などでスポーツの発展に寄与する人材の育成が期待される。

（備前嘉文）

2. スポーツ団体の人材

□ スポーツ経営人材育成・活用推進事業

経済成長の源泉は人的資本である。スポーツ庁は2015年の創設翌年から5年にわたり、スポーツ産業振興を担う人材育成と人材活用事業を展開している。

わが国では、スポーツは学校教育（学校体育、運動部活動）や企業の労務施策（実業団）の一環で発展してきた。こうした活動は、付加価値を生み出し利益を出す行為とは一線を画すものである。戦前から続くプロ野球においても、国税庁通達により球団経営の赤字分を親会社の広告宣伝費として損金扱いできるため、近年にいたるまで収益拡大に向けた議論は低調であった。

また、スポーツ産業の成長化促進の重要な担い手である競技団体の大半は人材難に苦慮している。SSF「中央競技団体現況調査」（2021）によれば、調査に回答した63団体のうち正規雇用者が0人の団体が21団体、5人未満が23団体であった。およそ7割の団体は正規雇用者5人未満であり、一般的な企業分類では小規模事業者に該当する。一方で、当該競技の統括団体として多様な事業展開による収益の確保は必至でありながら、新たな価値創造を目指した資源の投入ができない状況にある。また、慣習的に競技経験者を中心とした経営が行われており独特の組織風土がある。

こうした背景により、スポーツ経営人材の育成と活用は、スポーツ産業の成長化を図る上での重要な課題とされた。スポーツ庁と経済産業省は2016年に「スポーツ

表9-3 2019年度スポーツ庁「スポーツ団体経営力強化推進事業」による求人情報（抜粋）

競技団体	役職名	職務内容	従事頻度	契約	報酬
全日本空手道連盟	ブランディング戦略ディレクター	・空手における実態、認知度の現状把握、潜在的な関係人口の調査・分析の支援 ・空手の新たなファン層の獲得、イメージを刷新するブランディング・広報戦略の立案 ・メディアリレーションの構築支援	週1日程度	業務委託 (2020年4月まで)	15,000円/日
日本テニス協会	組織開発・人事企画スペシャリスト	・経営戦略に基づいた組織課題の抽出 ・組織課題解消に向けた最適な組織体制構築に関する施策立案 ・組織変革プロジェクトのマネジメント ・人事制度/人事評価制度の構築支援	週1、2日程度	業務委託 (2、3年程度)	10,000～ 15,000円/日
日本ホッケー協会	事業戦略ディレクター	・協会内で策定を進めている中長期プランの検討支援、中長期プラン作成支援 ・アクションプランの具体化、目標と優先順位の設定、ロードマップ策定 ・インドアホッケーの普及施策、スタジアム活用施策の事業企画立案	週1、2日程度	業務委託 (半年)	15,000～ 20,000円/日
日本陸上連盟	陸上界の発展を考える事業計画推進ディレクター	・事業・業務の優先順位づけ ・ロードマップの策定 ・アクションプランの企画検討 ・各個別施策の詳細計画策定支援	月4日程度	業務委託	20,000円/日

ビズリーチ（2019）より作成

経営人材プラットフォーム協議会」を設置し、スポーツコンテンツホルダーにおける経営人材の育成・活用に向けた論点を整理した。スポーツ業界内外の多様な人材を対象とした、専門的・実践的な育成および人材活用を促すマッチング機能を有するスポーツ経営人材プラットフォームの構築が目指されている。

スポーツ経営人材の育成事業としては、国内初のスポーツMBA（経営学修士）創設に向けた検討や教材開発などが進められた。その端緒として、2017年度にスポーツ経営人材に求められる、スポーツ組織を運営するために必要な、一般的なビジネススキルとスポーツ特有のスキルを可視化する「スポーツ経営人材要件に関する調査」を実施した。

スポーツ経営人材の活用事業としては、外部人材の競技団体やプロスポーツクラブへの参入方策が模索された。2018年度は、会員制転職サイトを運営する（株）ビズリーチに「スポーツビジネスイノベーション推進事業（専門人材参入促進に向けた検討）」を委託し、①スポーツ団体が求人活動を行う上での課題、②外部人材採用の成功事例、③専門・外部人材流入方策が調査・分析された。本調査結果から得られた「複業等による柔軟な働き方による人材活用」という示唆を踏まえ、2019年度および2020年度に副業・兼業によるスポーツ団体の採用公募が実施された（表9-3）。2019年度は、12団体における18の採用枠に対して2,400人の応募があり、

16人の採用につながった。コロナ禍における2020年度においても、5団体における8つの採用枠に対して1,967人の応募があり、10人のマッチングが成立した。なかには就業開始後数ヶ月でスポンサー契約を獲得した事例もあり、採用後のフォローアップ調査によるとスポーツ団体からの外部人材に対する満足度は総じて高い。これらのモデル事業による人材マッチングの試行による教訓は、今後スポーツ団体が活用できるガイドライン「スポーツ団体向け人材採用・定着に係る考慮すべきポイント集」として整理されている。

「スポーツ経営人材プラットフォーム協議会」の設立から始まったスポーツ庁によるスポーツ経営人材育成・活用に関する事業は2020年度に役目を終え、2021年度以降は予算化されていない。主たる成果は、各種の調査やモデル事業を踏まえた、①スポーツ経営人材育成のための実践的カリキュラムの作成と、②スポーツ団体の人材採用・定着に向けたポイント集の策定である。スポーツ経営人材プラットフォーム構想実現のバトンは、民間セクターに託されることとなった。

□ 民間事業者や大学の スポーツビジネス講座

スポーツ庁によると、アカデミックな育成機関は、「スポーツ界の現場の実態に触れるような内容の講座・講義が十分になく、即戦力としてスポーツ界で活躍でき

表9-4 2022年度に開講している主なスポーツビジネス講座

講座名	運営会社	開講年	講座対象	講座期間	定員
Antlers Business College	(株) 鹿島アントラーズ・エフ・シー (株) グロービス	2020	なし	5 ヶ月	30 名
Future of Sports Executive	(一社) スポーツビジネスアカデミー	2021	一般企業の経営層または経営層を目指すもの	6 ヶ月	4 名
HALF TIME Global Academy	HALF TIME (株)	2020	スポーツに関わるすべての人が対象	6 ヶ月	-
ミッションスポーツビジネス スクール	(株) ミッションスポーツ	2020	-	3 ヶ月	-
名古屋・東海スポ Biz カレッジ	(一社) 愛知 e スポーツ連合	2021	学生	6 ヶ月	15 名
ぴあスポーツビジネス プログラム	ぴあ (株)	2021	今後スポーツビジネス界への転職・ 就職を目指す社会人・学生	7 ヶ月	25 名
+ C by PSI	(株) プラスクラス	2020	学生・若手社会人	2 ヶ月	-
スポーツマネジメント講座	ヒューマンアカデミー (株)	2008	年齢不問、職業不問	6 ヶ月	-
スポーツ・マネジメント講座	グロービス経営大学院	2019	グロービス経営大学院 本科生	3 ヶ月	35 名
SHC スポーツビジネスマスター コース	(公財) スポーツヒューマンキャピ タル	2016	職業経験 2 年以上の社会人	5～6 ヶ月	35 名
スポーツイノベーション アカデミー	大阪成蹊学園・大阪成蹊大学スポ ーツイノベーション研究所 (株) セレッツ大阪	2020	一定の社会人実務経験	3 ヶ月	30 名
スポーツ MBA Essence	早稲田大学	2017	一定の社会人実務経験	7 ヶ月	20 名
Sports X Leaders Program	(一社) Sports X Initiative	2017	スポーツ業界で活躍中、もしくは活 躍できる潜在能力があるもの	8 ヶ月	20 名
東京ヴェルディカレッジ	(一社) 東京ヴェルディクラブ	2019	学生	8 ヶ月	-
横浜スポーツビジネススクール	(株) 横浜 DeNA バイスターズ	2021	次世代のスポーツイノベーターとし て活躍する意欲をもつものほか	2 ヶ月	30 名

各社ウェブサイト（2022）より作成

る人材の育成ができていない」。こうした高等教育機関が苦手とする即戦力人材の育成を補完しているのは、学生や社会人向けスポーツビジネス講座である。近年、スポーツの成長産業化を目指すという政府の方針と軌を一にして、多くの民間企業や大学がスポーツビジネス講座を開講している。

表9-4に、2022年度に開講した主なスポーツビジネス講座をまとめた。「Antlers Business College」や「横浜スポーツビジネススクール」といったプロスポーツチームなどが立ち上げた講座、「スポーツMBA Essence」や「スポーツイノベーションアカデミー」のように学校法人が開設しているノンディグリープログラム、「SHCスポーツビジネスマスターコース」や「Sports X Leaders Program」のように非営利法人が運営するもの、「ぴあスポーツビジネスプログラム」や「+C by PSI（プラスクラス・バイ・ピーエスアイ）」のようなスポーツ関連企業が提供するビジネススクールなど提供主体は多様である。近年では、上級管理職向けや学生向けなどターゲットを明確にした講座も開講されている。これらの講座には、専任講師やゲストスピーカーによる講義・セミナーに加え、実践型ワークショップ、講師・参加者との交流会・ネットワーキング、試合観戦、転職・就職相談、海外視察などのオプションが含まれる。また、スポーツビジネスアカデミーのように公開型セミナー形式でなく、月額制の完全会員型オンラインサロン（THE BASE）を開講し、スポーツ経営人材

が創出されるクローズドなコミュニティをつくる動きもある。実務経験者やスポーツ業界への就職・転職を志す求職者にとって魅力的な選択肢となっている。

こうしたスポーツビジネス講座は、ここ数年で多くの新規参入があった一方で、撤退の経営判断を下した事例もある。スポーツ経営人材育成市場は競争市場の様相を呈しているといえる。

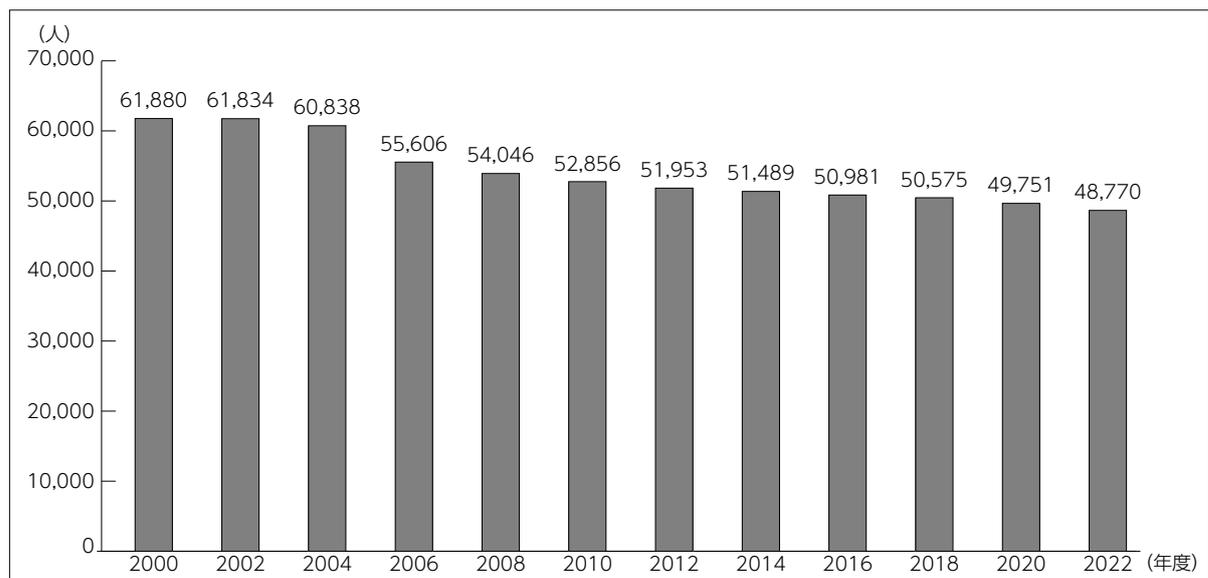
□ 地域のスポーツ振興をささえる人材

地域スポーツ団体における人材もスポーツ環境を整えるための重要な経営資源として育成・配置が進められてきた。ここでは、スポーツプログラム、スポーツ施設、スポーツクラブ、スポーツイベント等のマネジメントを通じて地域のスポーツ振興に携わる人材について概説する。

○ スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、「スポーツ基本法」第32条に基づき地方公共団体が委嘱する地域のスポーツ推進を担う非常勤公務員である。スポーツ推進のための実技指導や助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体との連絡・調整といった地域スポーツを活性化させる中核的役割を担うことが求められている。また、運動部活動の地域移行にあたり、地方自治体と地域のスポーツ団体等との連絡調整を担うことも期待されている。文部科学省「スポーツ振興に係る取組に関する調査」（2014）によると全国のスポーツ推進委員の一人あ

図9-1 スポーツ推進委員数の推移



全国スポーツ推進委員連合資料（2022）より作成

たりの報酬額（年額）は約4.6万円であり、現状は市民の善意に頼った制度となっている。

近年は、スポーツ推進委員の認知度が低いことや担い手不足が課題として指摘されている。2020年度の委員数は4万9,751人で、20年前より約1万人減少した（約20%減）（図9-1）。現在は50代の会社員や自営業者が委任される例が多いが、働き盛り世代の新規委員を確保できないでいる。委員の定年を引き上げるといった対応を講じる自治体もあるものの、委員の高齢化が次なる課題となっている。兵庫県稲美町と兵庫大学のように、自治体と大学が官学連携協定を結び、大学からスポーツ推進委員を推薦するといった工夫を行う事例もある。

○社会体育施設職員

日本全国には約4万5,000カ所の社会体育施設があり、各施設には約16万人の職員が配置されている。つまり、1施設あたり職員数は3.5人となっている。のべ2.8億人の施設利用者に適切なサービスを提供し、事業として運動プログラムを企画・運営するなど、地域のスポーツ振興に重要な役割を果たしている。

文部科学省「社会教育調査」（2022）における社会体育施設全体の職員数をみると、施設数自体は減少傾向にあるが、指定管理者に選定された団体の職員数の増加に伴い職員数は増加していることがわかる。2021年度は、指定管理団体職員が10万839人、非常勤職員（パート職員や会計年度任用職員を含む）が3万4,269人、兼任（当該社会体育施設以外の常勤職員）が1万9,304人、常勤の専任職員が6,263人であった（図9-2）。そのうち、当該施設が行う事業の指導にあたる指導系職員が約12%を占めている。

○スポーツクラブマネジャー

総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）は、地域住民に運動・スポーツ実施機会を提供する「事業所」である。住民による自主運営が指向されるが、「多種目」「多世代」「多志向」な会員を満足させるサービスを継続的に提供するためには、クラブ運営を円滑に行うために必要なマネジメント能力を備えた人材が必要である。

全国3,719クラブを対象としたスポーツ庁「令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」によると、調査に回答した2,056クラブのうちクラブマネジャーを配置しているのは49.5%であり、そのうち常勤は42.1%にとどまる。換言すれば、約8割の総合型クラブが、常勤の事業運営責任者不在の事業所というこ

とである。常勤のクラブマネジャーの78.5%、非常勤のクラブマネジャーの40.3%に、それぞれ平均9,105円と3,729円の手当（日額）が支給されている。また、事務局員は59.6%の総合型クラブで配置され、そのうち29.6%が常勤である。多くの総合型クラブ運営はボランティア頼みという現実を露呈している。こうした組織運営上の課題の解決を目指し、近年では、社会的・公共的な目的のために職業上のスキルや経験を活かして取り組む社会貢献活動を推進するプロボノワーカーとNPO法人や地域団体とのマッチングを支援するNPO法人サービスグラントを活用する事例がある。総合型クラブによるプロボノ支援の活用事例としては、事業計画立案、ウェブサイト改善、営業資料作成、マーケティング基礎調査などがあげられる。

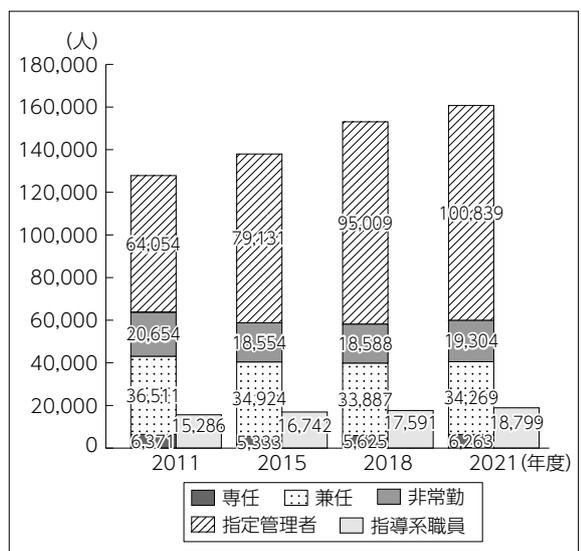
クラブ育成を推進する日本スポーツ協会は、総合型クラブにおいて、クラブ経営をサポートする「アシスタントマネジャー」とクラブの経営責任を担う「クラブマネジャー」の2つの公認資格を付与している。2021年10月までにアシスタントマネジャーは全国で5,567人、クラブマネジャーは377人が登録している。

そのほか、総合型クラブ経営に関連する資格として、日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・コーディネーター」や日本スポーツクラブ協会公認「スポーツクラブマネジャー」や「上級クラブマネジャー」がある。

○部活動コーディネーター

2023年度から公立中学校の休日の部活動を地域や民

図9-2 社会体育施設の職員数の推移



文部科学省「社会教育調査」（2012～2022）より作成

間の団体に委ねる地域移行が始まる（第1章、p.30）。地域移行の成否は、学校外の指導者の確保はもちろんのこと、自治体・中学校・地域スポーツクラブ活動の実施主体との連携を担うコーディネーターによる舵取りも鍵を握る。スポーツ庁は改革推進期間の始まる2023年度から、全国自治体のコーディネーター配置を補助する方針を示している。部活動コーディネーターは、地域の子どもの新たなスポーツ環境づくりを担う重要なスポーツ振興ポストである。

各自治体への配置が検討されている総括コーディネーターは関係者との連絡調整・指導助言にあたり、各中学校区への配置が検討されているコーディネーターは学校と実施主体との連絡調整や指導者の派遣管理などを担う。コーディネーターを先行的に配置している事例を概観すると、その配置の態様は多種多様である。地域資源に応じて、自治体の教育委員会・スポーツ部局、（教育委員会設置の）任意団体、地方競技団体、総合型クラブ、体育・スポーツ協会、民間事業者、地域学校協働本部や保護者会等の職員・構成員が調整役を務めている。沖縄県うるま市の学校運動部活動は、スポーツデータバンク（株）によるコーディネートのもと、地元企業等による協賛で運営されている。退職教員やスポーツ推進委員を含めたコーディネーターの適任者探しは重要な課題となる。

（舟橋弘晃）

3. スポーツ指導者

□ スポーツ指導者の現状および資格制度

○ 指導者資格と指導者数

トップアスリートからスポーツを始めたばかりの人まで、スポーツ実施者をささえているのがスポーツ指導者である。昨今ではスポーツテクノロジーの発達によりVR（ヴァーチャルリアリティ）やAI（人工知能）を用いた非対人型スポーツ指導ツールの開発も進んでいるが、現在のところこれらは発展過程であり、選手の自主性・自立性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成は、スポーツ実施率向上のためにも国際競技力向上のためにも不可欠である。

スポーツ指導者育成の枠組みとして、わが国でも他国と同様にスポーツ指導者資格制度が活用されてきた。スポーツ指導者資格制度は各認定団体が講習・検定等を行い一定の基準をクリアした指導者に対し資格を付与する形態が一般的だが、その認定団体は多岐にわたる。表9-5に、国内の主な指導者資格制度を示した。もっとも登録指導者数の多い日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格登録者数は全国で64万8,537人となっており、中央競技団体との協同認定資格である競技別指導者資格のほか、マネジメント資格、メディカル系資格など資格領域が充実しているのが特徴となっている。そのほか、（公財）日本パラスポーツ協会、（公財）日本レクリエー

表9-5 主な公認指導者資格と登録者数

認定団体	日本スポーツ協会	日本パラスポーツ協会	日本レクリエーション協会	健康・体力づくり事業財団
趣旨・養成目的	スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するため、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を公認スポーツ指導者として育成することにより、望ましい社会の実現に貢献する。	日本国内のパラスポーツの普及と発展を目指して、パラスポーツのスポーツ環境を整備する上で専門的な知識、技術を有する人材の養成、資質向上を目的とする。	子どもから高齢者まで各世代にわたる国民一人ひとりの豊かな生活の形成と、それを実現する社会環境の整備に資することを旨として、レクリエーションに関わる質の高い指導者を養成するとともに、活動促進および支援体制を確立する。	・個人々の心身の状態に応じた安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成および運動指導を行う役割を担う人材の養成を行う。（健康運動指導士） ・積極的な健康づくりを目的とした運動を安全かつ効果的に実践指導できる能力を有し、健康づくりのための運動の専門知識を備え、みずから見本を示せる実演能力と、特に集団に対する運動指導技術に長けた者と認められる人材の養成を行う。（健康運動実践指導者）
登録者数（人）	648,537 (2022年10月現在)	27,575 (2022年11月現在)	45,952 (2022年3月現在)	36,784 (2022年12月現在)
資格の種類・名称	スポーツリーダー、コーチングアシスタント、コーチ1～4、スポーツドクター、アスレティックトレーナー、ジュニアスポーツ指導員、クラブマネージャー等	障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツ医、障がい者スポーツトレーナー等	レクリエーション・インストラクター、スポーツ・レクリエーション指導者、福祉レクリエーション・ワーカー、レクリエーション・コーディネーター	健康運動指導士、健康運動実践指導者

各団体資料（2022）より作成

ション協会などが主な認定団体としてあげられる。各団体の登録者数はおおむね横ばいあるいは減少傾向にあるが、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度はスポーツ少年団指導者資格制度との統合や取得しやすい資格の創設といった制度改定等により増加傾向となっている。また、これ以外に各競技団体や自治体が独自に発行・認定している指導者資格も多数存在する。

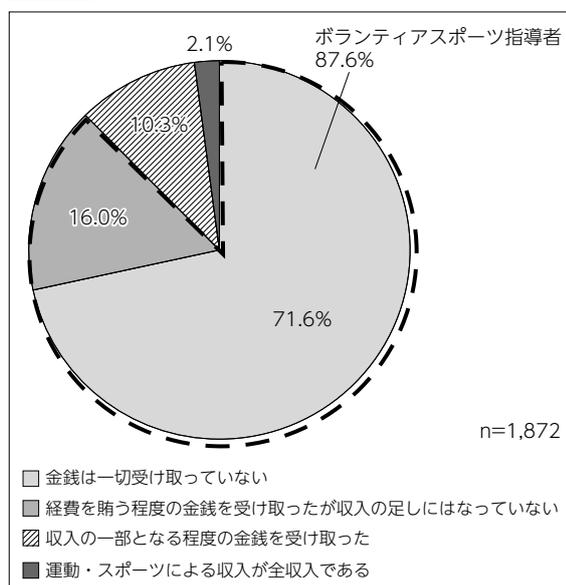
このようにスポーツ指導者資格は多数存在するものの、スポーツ指導者全体で捉えると資格をもたずスポーツ指導にあたっている者も多く存在する。全国約4万人の18歳以上男女を対象に実施した国内のスポーツ指導の実態に関するインターネット調査では、過去1年間にスポーツ指導を実施したと回答したものは回答者の4.8%であった。この値とわが国の人口から推計すると、国内のスポーツ指導実施人口はおよそ360万人となる(表9-6)。一方、SSF「スポーツボランティアに関する調査」(2018)の結果から算出すると、ボランティアとして日常的にスポーツ指導を行っている人は1.6%であり、推計スポーツ指導実施人口は120万人となる(表9-6)。SSF調査はボランティア活動のみを対象としているため、インターネット調査の結果がやや高い値になっているが、いずれにしてもこれらのスポーツ指導人口と各団体のスポーツ指導者資格保有者数を比べると、資格をもっている指導者は限定的であると考えられる。

○職としてのスポーツ指導者の実情と課題

国内のスポーツ指導者の実態に関するインターネット調査では、スポーツ指導を職業として行っているのか否かについてたずねているが、全体の87.6%がボランティア(スポーツ指導により金銭は一切受け取っていない、あるいは経費を賄う程度の金銭を受け取ったが収入の足しにはなっていないと回答した者)として指導しており、運動・スポーツの指導だけで生計を立てている人は全体の2.1%にとどまる(図9-3)。生業としてスポーツ指導を行っている人は少数派だといえる。これは、受益者側においても「スポーツ指導に対価を払う」という考え方が浸透していないとも捉えられる。

さらに、同調査ではボランティアとして指導している人へ指導に対する姿勢をたずね、「やむを得ず指導している」が7.9%、「どちらかといえばやむを得ず指導している」が23.9%と回答した(図9-4)。これら約3割のボランティア指導者は「他に指導できる人がいない」「対象者や保護者に頼まれて」などの理由により自身の意思に反して指導を行っている「不本意ボランティア指導者」だと考えられる。ボランティアとは本来自発的に行う活動であり、みずから望まないにもかかわらず指導せざるを得ない指導者が存在する状況は健全とは言い難い。このため、現在は不本意ボランティア指導者によって提供されているスポーツ指導サービスは、職域化の進展が期待される。スポーツ指導者の職域化が進むことにより、受益者にとっても選択肢が広がる、享受できる指導スキルのレベルが上がるなどのメリットが想定される。

図9-3 スポーツ指導による金銭報酬の有無



石黒(2019)より作成

表9-6 スポーツ指導実施率と推計スポーツ指導人口

	実施率	スポーツ指導実施人口(推計)	備考
国内のスポーツ指導の実態に関するインターネット調査	4.8%	約360万人	ボランティアが有償かは問わず、過去1年間に一度でも指導した者が該当
スポーツボランティアに関する調査	1.6%	約120万人	スポーツボランティアとして過去1年間に日常的なスポーツ指導を行った者が該当

注1 「国内のスポーツ指導の実態に関するインターネット調査」は、2017年12月実施。性別・年代別によりウェイトバック補正した後の値。

注2 スポーツ指導実施推計人口は、2018年10月時点の生産年齢人口(7,545万1,000人)を用いて推計。

石黒(2019)、SSF「スポーツボランティアに関する調査」(2018)より作成

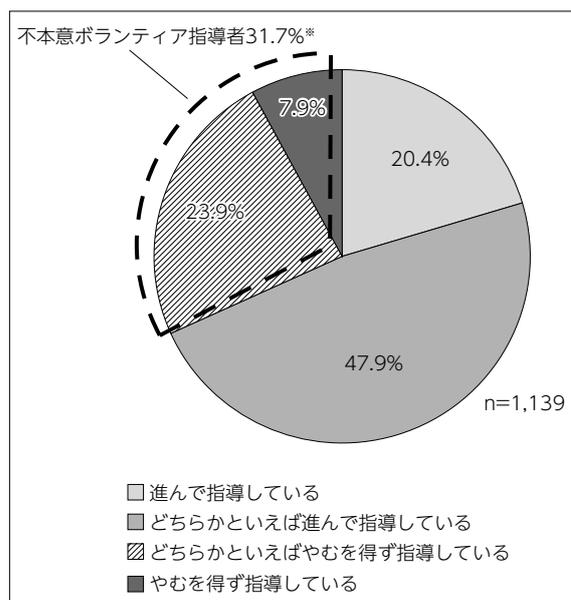
□ 運動部活動におけるスポーツ指導者

○ 部活動顧問教員の現状

学校運動部活動（以下、部活動）は青少年のスポーツ実施の重要な場である。部活動の責任を有するのは顧問であり、これまで多くの部活動で教員がその責を担うとともに実技指導にあたってきた。日本スポーツ協会は、2021年に2014年に続き2回目となる「全国運動部活動指導者の実態に関する調査」を実施した。同調査によると、中学校で26.9%、高等学校で25.3%の顧問教員が保健・体育教員ではなく担当している部活動の競技経験がない、いわば初心者指導者であることが示されている（図9-5）。2014年に実施された第1回調査（中学校で45.9%、高等学校で40.9%）と比較すると、初心者指導者の割合は減少傾向にあるものの、実技指導法の習得も当該競技の経験もない教員が、依然として部活動の顧問を担当している実態を浮き彫りとしている。

顧問教員が最も課題・問題と感じている項目について、中学校・高等学校とも全体の第1位は「校務が忙しくて思うように指導できない」（中学校31.8%、高等学校33.8%）であるのに対して、「体育以外×競技経験無し」群における第1位は「自分自身の実技指導力の不足」（中学校35.9%、高等学校31.5%）であった。競技経験の有無が指導力に直結するものではないとの注意が必要であるが、十分な知識・スキルがないまま、あるいは指導技術に自信をもてないまま指導にあたっている顧問教員が一定数存在すると推測される。

図9-4 指導に対する姿勢



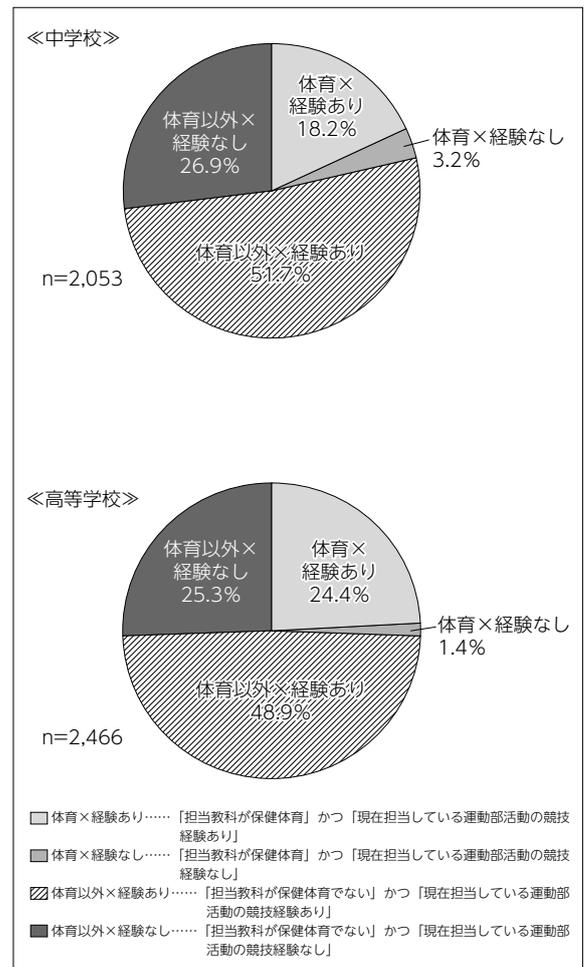
* 四捨五入により合計値が一致していない。 石黒（2019）より作成

また、顧問教員の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の認知度は中学校49.8%、高等学校61.3%、保有率は中学校10.0%、高等学校20.0%となっており、いずれも第1回調査時を上回る結果となっている（第1回調査時認知度中学校38.6%、高等学校51.7%、保有率中学校8.3%、高等学校17.4%）。

○ 外部指導者と部活動指導員

教員数の減少や多忙化といった課題に対応するため、従前より学校運動部活動に外部指導者（または外部指導員）を登用する取り組みが行われている。外部指導者は技術面を中心に部活動指導にあたる学校外関係者であり、その担い手は保護者、卒業生、地域人材などさまざまである。しかし、外部指導者の立場は法律上の規定がなく、練習・大会時は原則として顧問教員の立会いが必要であり単独で引率できない実態などから、実質的に顧問教員の負担軽減に繋がっていないといった課題が指摘

図9-5 担当教科と現在担当している競技の過去経験の有無



日本スポーツ協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」(2021)

されていた。これらの課題を解決するための方策として、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(2017)により、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する「部活動指導員」の名称や職務などが規定された。部活動指導員は同規則に基づき法的に身分を位置づけられた存在となり、試合等への単独引率や顧問への就任が認められた。また、部活動指導員は有償での配置が前提とされており、学校設置者は報酬、費用弁償や災害補償についても定めることが求められている。

(公財)日本中学校体育連盟(以下、中体連)の調査によると、全国の中体連加盟競技の部活動における外部指導員は2022年度時点で2万8,389人となっており、調査が開始された2001年度の1万5,734人と比較するとほぼ倍増となっているが、3万人を突破した2009年以降はほぼ横ばい状態となっている(図9-6)。また、1校あたりの外部指導員数は2022年度時点で2.84人であり2009年頃より大きな変化はない。なお、同調査によると、部活動指導員は2022年度で8,035人となっている。2020年度に外部指導員が若干減少しているのは、これまで外部指導員を務めていた人材が部活動指導員に移行した可能性がある。

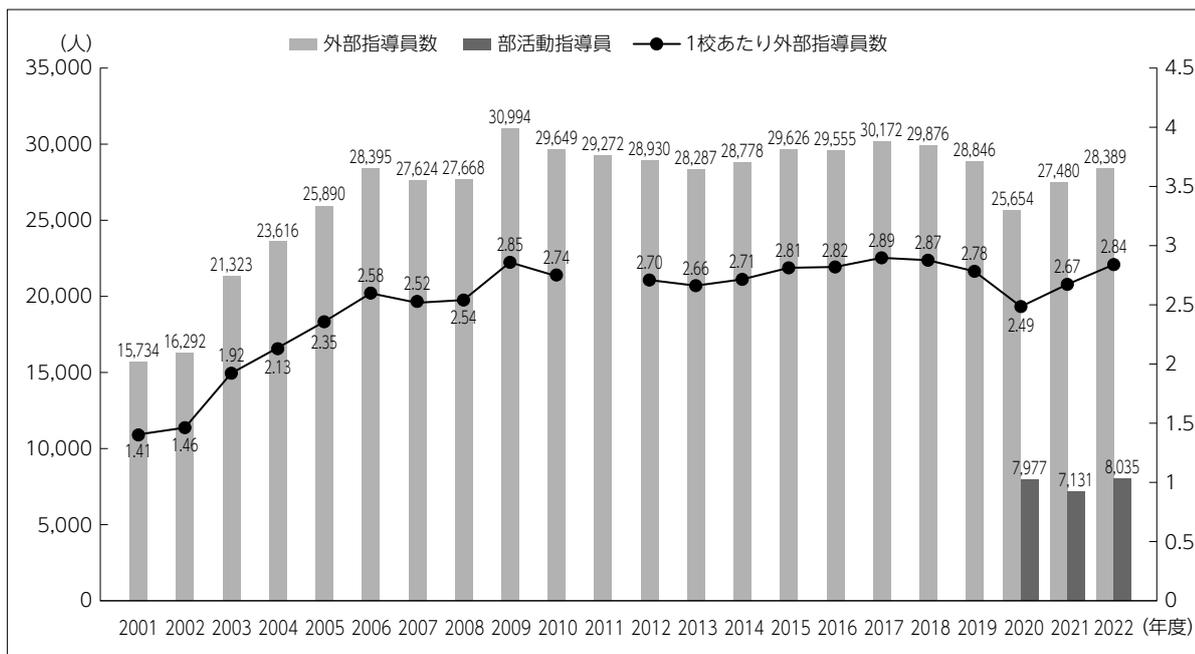
○学校運動部活動指導者の今後

少子化の加速等により学校運動部活動の持続可能性が

危ぶまれる中、競技経験のない顧問教員が指導せざるを得ない状況や、休日の指導・引率等による業務負担の増加などを踏まえ、スポーツ庁や中央教育審議会等で学校と地域が共同・融合した形式でのスポーツ環境整備について検討が進められてきた。2020年9月には「令和5(2023)年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」との方針がスポーツ庁から示され、これを受け2021年に「運動部活動の地域移行に関する検討会議」が発足した。2022年6月には検討会議での具体的な議論をまとめた「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が公表され、地域における指導者の質の保証・量の確保方策や指導を希望する教師等のありかたについて整理・提言されている。また、地域指導者を確保するための予算措置として、2023年度予算では1万500人の外部指導員の配置を目指し12億円が計上された。

日本スポーツ協会の調査では、休日の運動部活動が地域に移行された場合、「地域人材に任せたい」と回答した顧問教員が中学校で45.6%、高等学校で36.1%といずれも「兼職兼業の許可を得た上で自身が指導したい」(中学校26.1%、高等学校31.3%)を上回っている(図9-7)。こうした顧問教員の声に対応するためにも指導人材の確保が急務となっている。

図9-6 外部指導員数と部活動指導員数の推移



注 2011年度は一部都道府県で調査が実施されなかったため、1校あたり外部指導員数はデータなし。

日本中学校体育連盟加盟校「加盟生徒数調査集計表」(2001~2022)より作成

□ ナショナルコーチ

トップアスリートやチームの国際競技力向上には優れた指導者の育成・配置が不可欠である。このため、(公財)日本オリンピック委員会(JOC)はナショナルコーチ等を設置している。2022年7月現在、39競技において380人が指定されており、区分別内訳はハイパフォーマンスディレクター43人、ナショナルヘッドコーチ55人、ナショナルチームコーチ186人、ナショナルチームスタッフ96人となっている。従前は競技団体の中・長期的な強化戦略プランに基づく強化活動を統括するためのコーチとしてナショナルコーチや専任コーチ等のポストがあったが、2022年度より各競技団体の強化活動を統括する責任者である「ハイパフォーマンスディレクター」が新設されている。これは、近年の選手強化活動の高度化・専門化に対応するため、競技団体全体の強化活動とチームマネジメントを区分してそれぞれの活動に専念できるよう役割を明確化することをねらいとしたものである。

また、JOCはオリンピックをはじめとする国際競技大会で活躍できる選手を育成・指導するワールドクラス

のコーチおよび各種スタッフの養成を目的に2007年度より「JOCナショナルコーチアカデミー」を開講している。プログラムは受講者・講師間の双方向による情報交換を主体に、コーチングに必要な知識のほか、ディベート実習、プレゼンテーション実習、戦略的コミュニケーションなどで構成され、修了者に対するフォローアップも行われている。受講者は、各競技団体が推薦するJOC専任コーチングディレクターとその候補者などで、2022年度までに41団体574人が修了した。なお、2021年度より日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格のうち、競技別指導者資格であるコーチ3およびコーチ4の資格の保有が受講の推薦条件となっている。

(石黒えみ)

4. スポーツボランティア

□ スポーツボランティアの定義と分類

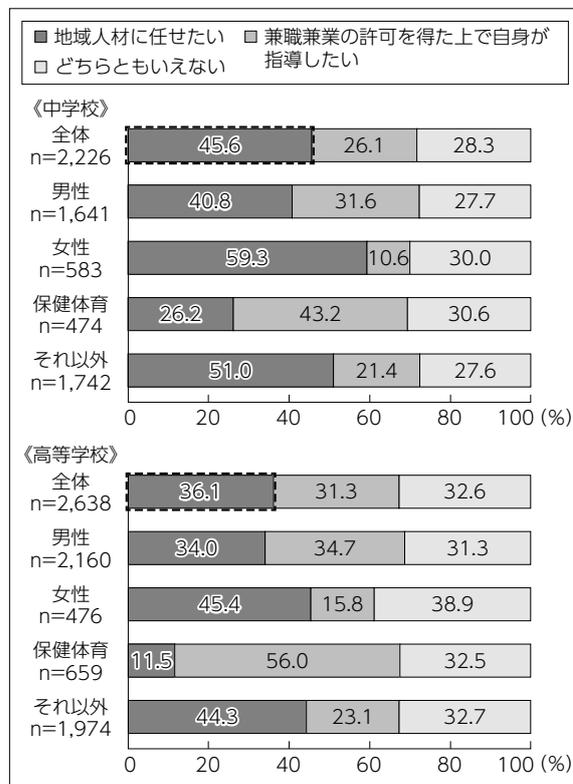
○ スポーツボランティアの定義

ボランティアの語源は、ラテン語の voluntas (ウォラントラス) であり、自由意志や自主性を意味している。文部省(現・文部科学省)「スポーツにおけるボランティア活動の実態等に関する調査研究協力者会議」(2000)では、スポーツボランティアを「地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、報酬を目的としないで、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支えたり、また、国際競技大会や地域スポーツ大会などにおいて、専門的能力や時間などを進んで提供し、大会の運営を支える人」と定義している。民間スポーツクラブが担う水泳や硬式テニスなどの一部の競技を除き、子どもがスポーツと出会い、中学校の部活動に入る前に競技に打ち込む場合は、公共施設や学校開放施設で活動する非営利のチームやクラブである。これらの団体は、数多くのボランティアの日々の献身によって成り立っている。2021年度の日本スポーツ少年団のデータをみると、56万9,586人の団員に対し、10万4,740人の指導者・役員が登録されており、子どものスポーツ現場には多くのボランティアが存在することがわかる。

○ スポーツボランティアの分類

スポーツボランティアは役割とその範囲から、大きく3つに分類できる。定期的な「クラブ・団体ボランティア」、不定期的な「イベントボランティア」、トップアスリートやプロスポーツ選手による「アスリートボランティア」である(表9-7)。

図9-7 休日の運動部活動が地域に移行された場合の移行



日本スポーツ協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」(2021)

クラブ・団体ボランティアは、地域スポーツクラブやスポーツ団体におけるボランティアを指し、日常的で定期的な活動である。具体的には、地域のスポーツ少年団やママさんバレーなどで監督やコーチを務める「ボランティア指導者」や、監督やコーチが指導する際の指導アシスタントである。また、クラブや団体の役員や監事、練習時に給水などを担当する世話係、さらに競技団体役員は「運営ボランティア」と位置づけられる。

イベントボランティアは、地域における運動会、市民マラソン大会や各種競技大会、さらには国民体育大会（国体）や国際大会をささえる、非日常的で不定期な活動である。イベントボランティアのうち、専門的な知識や技術が必要な「専門ボランティア」としては、審判員や通訳、医療救護員、データ処理、大会役員などがあげられる。「一般ボランティア」には、特別な技術や知識が不要で、誰にでも関わることができる受付や会場案内、給水・給食、記録・掲示、運搬・運転、そして選手の滞在・訪問を受け入れるホストファミリーなどがある。

現役および引退後のプロスポーツ選手やトップアスリートによるアスリートボランティアは、ジュニアのスポーツ指導や地域のイベントに参加したり、オフシーズンに病院や福祉施設を訪ねたりする社会貢献活動である。2011年3月の東日本大震災を契機に、アスリートによる社会貢献への意識は高まり、プロ野球選手やJリーガー、オリンピック・パラリンピアンなどがチームやリーグ、競技の枠を超えて協力して活動する機会が増えている。

前述のとおり、スポーツボランティアには多種多様な活動があるが、スポーツ関係者を含めて、スポーツボランティア＝スポーツイベントの運営の手伝い、と認識している人が少なくない。SSF・日本スポーツ協会「競技大会を支える人材とその活用状況に関する調査」(2019)によると、中央競技団体の主催大会担当者が「スポーツボランティア」という言葉でイメージする役割や人で最も多いのは、「競技大会・イベントの運営に携わる者（審判を除く）」の84.2%で、「競技の審判」(40.4%)や「競技の指導者（指導者資格をもたない者）」(38.6%)の倍以上となっている。また、第2期スポーツ基本計画にある「指導者、専門スタッフ、審判員、大会等運営スタッフ、サポーター、ボランティア及び団体等の経営人材などスポーツに関わる人材」という表現をみても、多くがボランティアとして活動している指導者や審判員な

どがボランティアと並列で使われている。近年、大規模イベントのボランティアが一般公募され、その活動がメディアで報道されるようになったことから、審判や競技役員などの専門性のある活動を除くイベントボランティアが、狭義のスポーツボランティアとして多くの人に認識されていると考えられる。

□東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティア

東京2020大会は、新型コロナウイルスの感染拡大による1年間の延期を経て、2021年7月23日に開会式を迎え、オリンピック17日間、パラリンピック13日間の計30日間にわたり開催された（開会式前に実施された競技を含めると32日間）。大会に関わる主なボランティアは、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、東京2020大会組織委員会）が運営する大会ボランティア「フィールドキャスト (Field Cast)」と、東京都とその他の開催自治体が運営する都市ボランティア「シティキャスト (City Cast)」の2種類である。

大会ボランティアと都市ボランティアはそれぞれ、2018年9～12月に募集された。大会ボランティアの活動は、競技会場、選手村やその他大会関係施設における観客サービスや競技運営のサポートなど。「案内」「競技」「移動サポート」「アテンド」「運営サポート」「ヘルスケア」「テクノロジー」「メディア」「式典」の9分野に8万人を募集し、定員の2倍を超える20万4,680人が応募した。応募者の36%は外国籍であった。

表9-7 スポーツボランティアの分類

クラブ・団体ボランティア (クラブ・スポーツ団体) (日常的・定期的活動)	
ボランティア指導者 監督・コーチ、指導アシスタント	
運営ボランティア 役員・監事、会計係、世話係、運搬・運転係、広報など	
イベント ボランティア (地域スポーツ大会、国際・全国スポーツ大会) (非日常的・不定期的活動)	
専門ボランティア 審判、通訳、医療救護、データ処理、大会役員など	
一般ボランティア 受付・案内、給水・給食、記録・掲示、運搬・運転、ホストファミリーなど	
アスリート ボランティア	
トップアスリート・プロスポーツ選手 ジュニアの指導、施設訪問、地域イベントへの参加など	

山口「スポーツ・ボランティアへの招待」(2004)より作成

都市ボランティアの活動は、東京2020大会の観戦に訪れる国内外からの旅行者などへの観光案内・交通案内である（活動場所は空港、主要な駅や観光地など）。東京都では3万人の活動を計画し、東京都観光ボランティアや都内区市町村からの推薦者などを除く2万人を募集したところ、3万6,649人の応募があった。

ボランティアの呼称であるフィールドキャストとシティキャストは、有識者からなるネーミング検討委員会が選定した4つの案から、ボランティア応募者の投票により決定した。ネーミングは、ボランティアのモチベーション向上や一体感の醸成に効果的な取り組みで、ロンドン2012大会（ゲームズメーカー）、平昌2018大会（パッションクルー）、そしてラグビーワールドカップ2019（TEAM NO-SIDE）などでも採用されている。

東京2020大会組織委員会と開催自治体は、オリエンテーション、面談、説明会等を経て応募者のマッチングを行い、活動予定者全員に研修を行った。フィールドキャストでは、共通研修、役割別研修、会場別研修等を通じて、活動本番に必要な知識とスキルの習得や大会の一員としてのマインドの醸成を促した。東京2020大会組織委員会では、ボランティアの応募から活動終了まで

の一連のスケジュールを、「旅路、旅程」を意味する英語・ジャーニー（journey）を用いて、「ボランティアジャーニー」と呼び、期間中、ボランティアのモチベーション維持のための丁寧なコミュニケーションに努めた（表9-8）。

1年間の延期を経てなお、新型コロナウイルスの感染は収束せず、大会は原則無観客での開催となった。このため、フィールドキャスト、シティキャストともに、国内や海外からの観戦客に関わる活動はなくなった。しかし、東京2020大会組織委員会や開催自治体は、大会に貢献したいというボランティアの意欲にこたえるべく、当初の予定と異なる新たな役割を設けて、希望する多くのボランティアに活動機会を提供した。たとえば、東京都のシティキャストでは、羽田空港での各国選手・関係者の来日時の出迎えと帰国時の見送りや、聖火台設置場所や大会マスコット展示エリア（マスコットガーデン）の来場者への声かけ（感染症・熱中症への注意喚起）など、ボランティアが多岐にわたる現場に配置された。結果として、フィールドキャストは7万970人、東京都のシティキャストは1万1,913人が活動した（表9-9）。ボランティアの前向きな姿勢とおもてなしの精神は、国内外の多くの選手や大会関係者から賞賛された。

表9-8 東京2020大会フィールドキャストのボランティアジャーニー（抜粋）

年月	内容
2018年9月26日～12月21日	ボランティア募集
2019年1月28日	ネーミング決定
2019年2月～7月頃	オリエンテーション
2019年10月～2020年2月	共通研修（集合研修）
2020年3月～	役割・会場の通知
2020年3月24日	大会延期の決定
2020年7月～9月	大会参加への意思確認
2020年10月～12月	共通研修（オンライン）
2021年4月～5月	シフトの通知
2021年4月～	役割別、会場別、リーダーシップ研修
2021年5月～	ユニフォーム、アクレディテーションカード配布
2021年7月23日～8月9日	東京オリンピック
2021年8月24日～9月5日	東京パラリンピック
2021年10月9日	オンラインサンクスイベント

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
公式報告書（2022）より作成

表9-9 東京2020大会のボランティア数：フィールドキャスト、東京都のシティキャスト

	フィールドキャスト	シティキャスト (東京都)
募集人数（当初の活動予定人数）	80,000人	30,000人
活動人数（全体）	70,970人	11,913人
活動者の男女比	男性42%/女性58%	男性37%/女性62%*

* 未回答1%。

東京2020大会組織委員会資料、東京都資料（2022）より作成

□大規模スポーツイベントのレガシーとしてのボランティア

前述のとおり、東京2020大会では多数のボランティアが活躍した。しかしながら、フィールドキャスト、シティキャストに加えて、全国の聖火リレーや事前キャンプ地のボランティアなど、多くの現場において、新型コロナウイルスの影響でボランティアの活動機会が失われた。このため、東京2020大会をきっかけとしたボランティア活動の活性化というソフトレガシーも、当初の想定よりも縮小せざるを得ない。こうした状況にあっても、ボランティアを大会のレガシーとして発展させようとする取り組みが各所で進められている。

○日本財団ボランティアセンター

2017年6月、東京2020大会組織委員会と（公財）日本財団は、大会ボランティアの連携・協力に関する協定を締結した。協定は、日本財団がもつボランティアに関するノウハウを、東京2020大会に活かすことを目的としている。これを受けて設立した（一財）日本財団ボランティアサポートセンター（以下、ボラサポ）は、全国の開催都市とも連携し、フィールドキャストとシティ

キャストの育成とボランティア気運の醸成に取り組んだ。

ボラサポは東京2020大会終了後の2022年3月で解散したが、その事業は、(公財)日本財団ボランティアセンター(以下、ボラセン)に引き継がれた。ボラセンは前身の日本財団学生ボランティアセンター(2010年設立)から事業を発展・拡充し、2022年からすべての世代を対象にボランティアを推進する団体となって活動している。ボラセンは、東京2020大会組織委員会からフィールドキャストの個人情報を引き継ぎ、日本オリンピック委員会(JOC)とともに運用しており、オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かして、わが国のボランティアの普及・発展を図る団体としての役割が期待されている。

ボラセンは、ボランティア活動のマッチング、ボランティアに関するセミナーやイベント、さらにボランティア仲間とのつながりなど、ボランティアライフ充実のためのプラットフォームとしてウェブサイト「ぼ活!」を運営している。ぼ活!を通じて、スポーツ、環境美化、国際貢献などのボランティア活動機会を提供するとともに、災害ボランティア、障害理解、語学などの幅広い研修プログラムを展開している。ぼ活!には、2022年12月時点で約1万7,000人が登録している。

○東京都つながり創生財団

2020年10月に設立した(一財)東京都つながり創生財団は、2021年11月より、ボランティアのポータルサイト「東京ボランティアレガシーネットワーク」を運営している。このサイトでは、東京2020大会で活躍した都内のシティキャストやフィールドキャストなどのボランティアの活動の継続や活躍の場の拡充をサポートするためのコンテンツを提供している。ボランティア募集情報として、スポーツ、福祉、多文化共生・国際交流など、幅広い分野の活動の場を紹介しており、2022年12月時点で約1万人のユーザーが登録している。

□スポーツボランティア推進団体の再編

東京2020大会を契機に、スポーツボランティアを取り巻く社会の状況も急速に変化している。こうした中、2012年に設立したスポーツボランティアに関する全国組織、NPO法人日本スポーツボランティアネットワーク(Japan Sports Volunteer Network:JSVN)が2023年3月で解散し、事業をボラセンに譲渡することになった。JSVNは、ポータルサイト「スポボラ.net」

を通じて、ボランティアを必要とするスポーツイベント等の主催団体とボランティア活動を希望する人とのマッチングや、スポーツボランティア活動に従事する個人向けの研修プログラムの実施など、わが国のスポーツボランティア文化の醸成につながる事業に取り組んできた。2022年12月現在、JSVNのスポーツボランティア養成プログラムの修了者はのべ約3万人を数える。

総務省「社会生活基本調査」(2021)によると、ボランティア活動の行動者率は17.8%で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、5年前の2016年の調査(26.0%)と比べて大幅に減少している。スポーツボランティアを含むボランティア活動全般の回復とさらなる活性化に向けては、東京2020大会を起点とした新たな推進体制に対する期待が大きい。

(渋谷茂樹)



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会公式報告書(2022)



日本財団ボランティアセンターウェブサイト「ぼ活!」

Ⅲ わが国のスポーツ人材の育成と活用に向けて

1. 多様なスポーツ人材の育成方法

スポーツ組織および組織が展開するスポーツ事業を動かすのはスポーツ人材である。スポーツの価値を最大限に活用して、その事業効果を高め、収益性を上げたり、社会貢献度を上げたりするためには、人材の有効活用が不可欠である。それは、人々にスポーツをする機会を提供するスポーツクラブにおいても、スポーツをみる機会を提供するプロスポーツクラブ・球団においても、そしてスポーツイベントを開催して地域活性化に貢献するスポーツ団体や地方自治体においても同様である。

スポーツ人材といっても、多様な人材が必要とされていることを本章をとおして解説してきた。まず、スポーツ指導者として、支援者として（メディカルスタッフやトレーナーなど）、そして管理者・経営者（マネジャー・マネジメントスタッフなど）としてというように、スポーツ事業への関わり方は多様である。その立場についても、有償の常勤および非常勤に加えて、無償で活動するボランティアも存在し、それは人によって異なる。また、関わる対象のスポーツも、プロスポーツ、学校スポーツ、地域スポーツ、そしてスポーツイベントなどとさまざまであり、さらにはその規模が学区から市区町村、都道府県、そしてナショナルレベル、インターナショナルレベルまで幅広い。

さて、このようなスポーツ事業において必要不可欠かつ多様なスポーツ人材をいかにして獲得し、開発すればよいのだろうか。その方法は、次の3つに大きく分けられる。ひとつはすでにスポーツ現場で活動している人材の維持、開発とさらなる有効活用、2つめはスポーツ以外のフィールドで活動している人材の誘引、そして3つめは新しい若い人材の育成である。

□ 既存のスポーツ人材の育成・開発

まず、ひとつめの既存のスポーツ人材に対する取り組みであるが、主には各種競技スポーツの指導と地域におけるスポーツおよび健康に関する指導と支援に関わる人材育成が各種団体によって長く取り組まれている。たとえば、非常勤公務員であるスポーツ推進委員は一時期よりも減少はしているものの現在も約5万人が存在する。社会体育施設に配置されている職員は約16万人と報告されている（p.214）。日本スポーツ協会公認スポーツ

指導者資格登録者は約65万人、そして日本パラスポーツ協会、日本レクリエーション協会、健康・体力づくり事業財団の指導者等登録者はそれぞれ約3～5万人である（p.215）。これに加えて各都道府県・市区町村等で育成・管理しているスポーツ人材が多数存在する。それぞれに重なりはあるものの、合わせて相当な数のスポーツ人材が、多様なスポーツ・健康に関連する現場に対応できるように全国に存在していることがわかる。これら多くの人材の育成と開発、そして維持・管理には、当然ながらそれ相応の資金・資源が投じられている。その頻度、時間数、内容の濃淡はさまざまであろうが、各管理組織・団体は研修会等を開催し、スポーツ人材の質の維持・向上に努めている。それでもなお「スポーツ基本計画」においてスポーツの推進をささえる人材の育成を図る施策が掲げられるのはどうしてであろうか。なぜ現状では不十分なのであろうか。

まずは、各組織・団体が取り組んでいる研修会等が形骸化していないかどうかについて、点検・評価することが必要である。研修の内容に問題があるのか、受講者の認識や学習意欲に問題があるのか、あるいは両者が一致していないのか、この検証とその結果を受けた改善は喫緊の課題である。たとえばスポーツ推進委員に地域スポーツ推進に係る連絡・調整という役割が求められるように、既存のスポーツ人材に経営能力が求められるようになってから、もう随分と時が経過している。しかし、いまだにスポーツの実技指導だけに意識が向いているスポーツ人材は少なくない。今後の研修会のありかた、指導者資格の更新、人材登用などに関して、各組織や団体における大きな改革が期待される。

□ スポーツ事業への人材の誘引・開発

2つめのスポーツ以外のフィールドで活動している人材を誘引することについては、これまであまり取り組まれてこなかった。スポーツ指導者（コーチ）や支援者（メディカルスタッフやトレーナー）などは、スポーツや健康に関する専門的知識とスキルが求められるため、即時的な人材確保はやや困難かもしれない。しかしながら、スポーツ現場でマネジメントスタッフとして活動する人材であれば、そのような活動を望む人材をみつけることができれば、その育成はそれほど難しくはない。スポーツ以外の事業に携わり、一定のマネジメント能力を

有していれば、あとはそれをスポーツ事業に応用できればよいのである。そのためには、スポーツ事業におけるルールや規範を理解することが必要である。その理解がスポーツ事業の展開における適切な判断を導き、スポーツ経営人材としての活躍が可能となる。

このような人材の誘引と開発への寄与が期待されているのが、各種スポーツビジネス関連の講座である。Ⅱ節2項でも紹介されているように、各講座の受講者数はまだ少ないが、既存のスポーツ人材育成の仕組みではみられなかった人材の開拓が期待される。先に述べたスポーツ事業におけるルールや規範がすべて適切であるわけではなく、そのルールや規範がむしろスポーツの発展の妨げとなっていることもある。それに気づくことも重要であり、それができる人材であれば、スポーツ事業に変革をもたらしたり、スポーツに関する新規事業を立ち上げたりすることも可能であろう。なお、スポーツビジネス講座は民間団体だけでなく、大学でも提供されており、それが大学院の学位プログラムとしてビジネススクールで展開されている事例も出始めている。

このような新たな社会人教育プログラムによって開発した人材がその能力を遺憾なく発揮する場を準備することも必要である。スポーツ庁が中心となり、スポーツ経営人材の育成に注力されたが、実際のスポーツ現場における変革や新規事業がなく、既存の事業を慣例的に行うだけであれば、育成された人材は不要である。変わらない事業であれば本人たちもやりがいを感じることはないであろう。したがって、人材育成については単体で検討するのではなく、スポーツに関する事業全体の変革および新規立ち上げなどの仕組みづくりについても同時に考えるべきである。

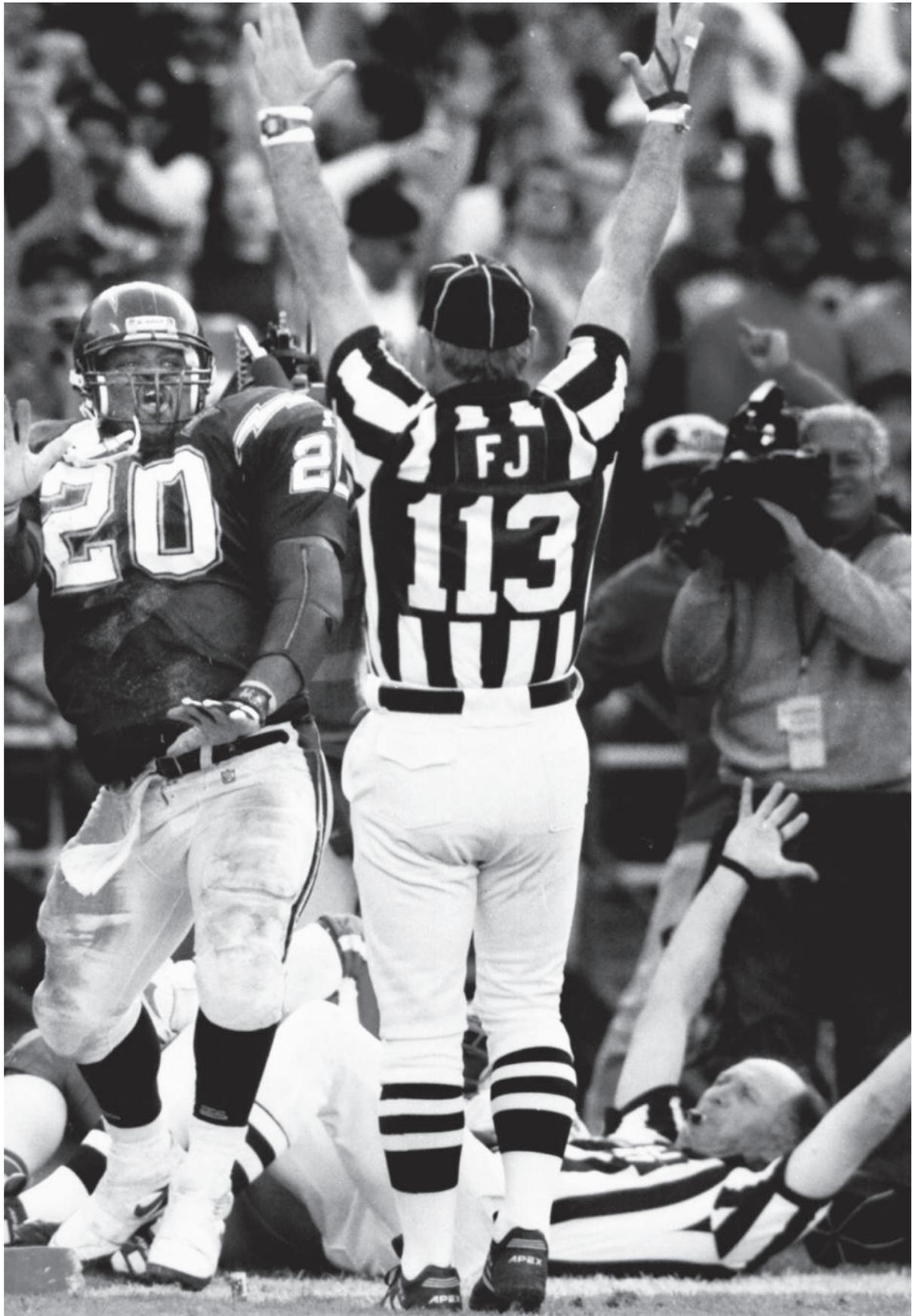
□ 新卒スポーツ人材の育成

3つめは大学での教育を通した新しいスポーツ人材の育成であるが、これについてはⅡ節1項において詳細に示されている。前出の既存のスポーツ人材の育成においては、スポーツ現場にて長く活動している人ほど、その考え方や行動を変えるのが難しく、新たな知識やスキルを身につけることが困難なこともある。その点においては、現在およびこれからのスポーツ人材に求められる点を若い学生に知らせ、身につけてもらうことは比較的容易であろう。ただし、そのためには適切な教育プログラムの展開が必要である。その展開が可能になるように、カリキュラム構築や教育人材拡充などは早急に取り組む

べき課題である。スポーツ人材を育成する教育機関は、いまだに保健体育教員やスポーツ指導者の育成だけを担っていると認識されているように見受けられる。スポーツに関わる多様な人材、およびスポーツをとおして社会に貢献する多様な人材の育成がますます求められる。

スポーツマネジメント教育・研究の先進国といわれるアメリカでは、その教育が普及してから30~40年程度が経過している。スポーツ市場も拡大し、多くの人材がスポーツ事業に携わり、そこから派生するIT、メディア、ツーリズムなどの事業でも多くの人材が活躍する。わが国の大学でスポーツマネジメント教育が発展し始めてから、まだ20年程度である。黎明期に教育を受けた人材がちょうど各企業・組織において中堅になる頃であり、これからの活躍が期待される。その成果がみえるのはもう少し先になるであろう。

(松岡宏高)



SSF世界スポーツフォトコンテスト入選・入賞作

第10章 ハイパフォーマンススポーツ

I 国際競技力の向上施策

1. 国際競技力向上

□ 東京2020大会に向けた競技力向上

○ 東京2020大会の決定

2013年9月7日、ブエノスアイレスで行われた国際オリンピック委員会総会において、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定した。この決定を受け、2014年4月に文部科学省は「2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト」として、東京2020大会で活躍が期待される若い世代への育成・強化が始まった。

2015年10月1日にスポーツ庁が設置され、2016年度からは、競技力向上事業の実施に関する基本方針はスポーツ庁より示されるようになった。競技力向上事業の支援内容は、各競技団体などが主要国際競技大会に向けて日常的・継続的に行う強化活動（感染症対策などを含む）に対する活動「基盤的強化」と、オリンピック・パラリンピック競技大会などで活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取り組みへの活動「戦略的強化」の2つのプログラムから構成される。また、わが国のトップアスリートが世界の強豪国に競り勝ち、確実にメダルを獲得できるよう、メダル獲得が期待される競技を対象として、スポーツ医・科学や情報などの活用、専門スタッフによる強化合宿などでのサポート、専用の競技用具などの開発、オリンピック・パラリンピック競技大会など開催地でのサポート拠点の設置など、多方面から専門的かつ高度な支援を戦略的、包括的に実施する「ハイパフォーマンス・サポート事業（旧マルチサポート事業）」などを実施している。

○ 競技力強化のための今後の支援方針の実施

2016年10月、東京2020大会で優れた成績を収めるための支援、さらには、その取り組みを強力で持続可能なものとして構築・継承するため「競技力強化のための今後の支援方針」（通称：鈴木プラン）が発表された。鈴木プランは、直近大会での活躍が期待されるシニア選

手だけでなくジュニア（次世代）のアスリートも含めた2大会先のオリンピック・パラリンピックを見据え、一貫した強化策を総合的・計画的に進めていくために、「中長期の強化戦略プラン」を支援するシステムの確立を第一に置いている。そのため、これまで各中央競技団体（NF）主導で行っていた強化戦略を（独）日本スポーツ振興センター（JSC）のハイパフォーマンススポーツセンター（High Performance Sport Center：HPSC）に、（公財）日本オリンピック委員会（JOC）と（公財）日本障がい者スポーツ協会（現・日本パラスポーツ協会）/日本パラリンピック委員会（JPSA/JPC）を含めた「協働チーム」を設置し、各NFが設定した4年、8年単位の強化戦略プランをPDCAサイクルの各段階で多面的にコンサルテーションやモニタリングをするとした。また鈴木プランは、リオデジャネイロ大会後の2017年度以降、東京2020大会に向けた前半を「活躍基盤確立期」、後半を「ラストスパート期」と位置づけ、ラストスパート期においては、メダル獲得の可能性の高い「重点支援競技（東京：26競技、北京：6競技）」が選定され、選手強化活動のための助成金額を加算するなどの支援が実施されるとともに、スポーツ医・科学、情報などに基づく専門的かつ高度なアスリート支援の対象競技として重点的な支援が実施された。

○ コロナ禍での強化活動

2020年度は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行に伴い、各国政府はアスリートを含む人の移動を制限した。そのため、国内外の競技大会の中止・延期に加えて、トレーニング施設の閉鎖や複数名での合宿は中止・制限され、これまでの強化活動が困難となった。2020年3月11日に世界保健機関（WHO）は、COVID-19について「パンデミックとみなせる」と表明し、3月24日には国際オリンピック委員会が東京2020大会は当初の予定から1年延期を発表した。

わが国のトップアスリートの中核拠点であるHPSCは、COVID-19感染拡大防止に伴う緊急事態宣言（東京都：2020年4月7日～5月25日）、およびそれを受け

た東京都の要請を踏まえ、一時的な閉鎖を余儀なくされたが、HPSCのウェブサイトの特設サイト「New Style with HPSC」を4月9日に開設し、自宅でできるトレーニングや自炊方法など、これまでのアスリートサポートに基づくナレッジやエビデンスに基づく情報の発信、メディカルやコンディショニング部門は電話やインターネットを活用した相談体制を設けた。特設ウェブサイトは多くのアスリートや関係者に閲覧してもらうために、Twitter（ツイッター）にて掲載情報を案内した。その結果、特設サイトには5月31日までに4万9,020のページビュー数（アクセス数）があり、Twitterでは、54日間（4月8日～5月31日）で102万4,067件のインプレッション（ユーザーのタイムラインに表示された回数）を記録した。

5月20日にJSCおよびHPSCは「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン」を作成し、統括団体であるJOC、JPCを通じてNFに配布し、各NFが安心・安全な環境で強化活動が再開できるように取り組んだ。

HPSC施設の選手などの利用再開にあたっては、JOC、JPC、スポーツ庁と協議の上、厳格な要件を満たすことを条件に、各NFが独自に作成したガイドライン「競技特性に応じた具体的な感染防止対策」とHPSC施設利用のガイドライン「HPSC再開時の感染防止策」（12月に名称を「HPSC新型コロナウイルス感染症に関する感染防止策」に変更）の遵守により、5月末より

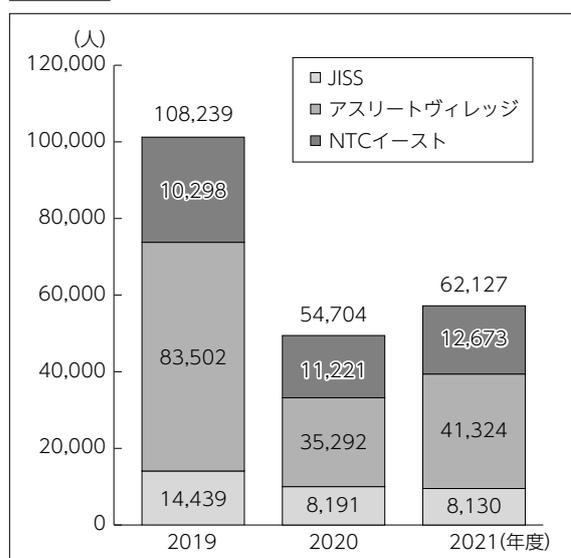
HPSCを再利用できるようになった。

2020年6月には、HPSCにおけるCOVID-19対策強化を目的としてHPSC感染症特別対策プロジェクトチームを設置し、ハイパフォーマンス事業に関わる各部署のガイドラインの整理、対策状況の定期的な巡回指導、体調不良者への対応、HPSC利用時検査の実施を行った。HPSC利用時検査は、2020年10月5日から試験的に開始され、2021年の2月1日からHPSCを利用するアスリートやコーチ、それらと接するHPSC職員を中心に新型コロナウイルス核酸増幅検査（PCR検査・SmartAmp検査など）を入館時と4～5日に1回の頻度で定期的実施した。HPSCの方針として、利用者から感染者が出ても、個々の感染防止を徹底して、HPSCからクラスターを出さない方針のもと、感染症対策を徹底した。東京2020大会直前の7月1日から大会終了日の9月5日の期間は、東京2020大会組織委員会が発表した大会運営や感染症対策について記された「Play book（プレイブック）」に従い、HPSCに出入りするアスリートやコーチ、医療従事者などは毎日検査とし、これまで以上の検査頻度と入館制限を行った。その結果、HPSC利用者に対して、2020年10月から2021年9月までに実施した検査件数は、6万8,420件であった。そのうちCOVID-19の新規感染者と判断した件数は15件あったが、クラスターの発生はなかった（図10-1）。

○東京2020大会の成果

オリンピック日本選手団は、女性種目で過去最多の金メダル（14個）を含む30個のメダル獲得や、これまでメダル獲得がなかった12種目で初のメダル獲得など、若い世代の活躍（10代のメダリストは8名）もあり、金メダル数（27個）、総メダル数（58個）、4～8位（78名）、入賞者数（136名）と過去最多の成績を記録した。一方、パラリンピック日本選手団は、史上最年少14歳メダリストや史上最年長50歳での金メダリストが誕生するなど幅広い世代の活躍があり、金メダル13個（前大会では0個）を含む過去最多に匹敵する51個のメダルの獲得や入賞者数158名の大幅増などの成績を収めた。大会後に実施されたJSC・JOC・JPCによる協働コンサルテーションでは、NFが策定する強化戦略プランの実効性（達成度）および計画性が検証され、外部有識者による委員会から強化戦略プランの評価結果が高い競技や、重点支援競技に選定された競技は、東京2020大会において、メダル獲得を含む入賞数が多い傾向にあ

図10-1 HPSC内宿泊施設利用者数



注 NTCイースト宿泊室は、2019年8月からオープンのため8カ月分の数値。

ハイパフォーマンススポーツセンター年報（2019～2021）より作成

り、鈴木プランを含む東京2020大会に向けて実施された施策は、着実に成果をあげているといえる(表10-1)。

□ 施設整備

○ オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築

2014年4月にパラリンピックを含む障害者スポーツ振興は厚生労働省から文部科学省の所管となった。同年10月の仁川アジアパラ競技大会の選手村内にマルチサポートハウスを開設し、2015年度からJISSによるパラアスリートへの支援が本格的に開始された。

2015年1月、東京2020大会の成功や2020年以降の国際競技力の向上に向け、トップアスリートにおける強化・研究活動拠点のありかたについての調査研究に関する有識者会議の提言を受け、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築に向けNTC拡充整備をすることになった。これにより、ナショナルトレーニングセンターHPSCにはJISSを含め16競技19種別の専用練習場が設置されている。2019年6月末に竣工さ

れたNTC・イーストの館内はバリアフリー化し、介助者と車いす利用者が一度に30人乗れる大型エレベータの設置やトイレや浴室などでユニバーサルデザインを取り入れた。館内には、アスリートがトレーニングに専念できる環境を確保した上で、練習の様子やその能力を体感できる展示など、ガイドによるツアー形式での見学コースを併設している。すべての施設においてオリンピック・パラリンピック競技との共同利用を行っており、トレーニング方法、指導方法などのさまざまな相乗効果を通じて、わが国の国際競技力向上に貢献している。

パラリンピック競技選手のJISS・NTCの共同利用により、オリンピック・パラリンピック競技を含めたわが国の国際競技力強化に向けた施策を推進している。また、鈴木プランにもHPSCの機能強化が示され、2017年からスポーツ・インテリジェンスセンター、スポーツ技術・開発センター、アスリート・データセンターの3センターを含め本格的に稼働した。2020年には、HPSC内にコンディショニング課が新設され、コンディ

表10-1 夏季オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル獲得数および入賞数

開催年	開催都市	オリンピック					パラリンピック				
		メダル獲得数				入賞数 (1～8位)	メダル獲得数				入賞数 (1～8位)
		金	銀	銅	合計		金	銀	銅	合計	
2021	東京	27	14	17	58	136	13	15	23	51	158
2016	リオデジャネイロ	12	8	21	41	88	0	10	14	24	97
2012	ロンドン	7	14	17	38	82	5	5	6	16	86
2008	北京	9	6	10	25	78	5	14	8	27	106
2004	アテネ	16	9	12	37	77	17	15	20	52	124
1964	東京	16	5	8	29	65	1	5	4	10	-

注 1964東京パラリンピック大会は入賞者数の情報なし。

日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会資料(2022)より作成



味の素ナショナルトレーニングセンター・イーストの外観と内観

ショニングサポートを総合的に実施する体制が整えられた。JISS棟のコンディショニングスペースでは、各専門分野の相談窓口も設置した。ここでアスリートがコンディショニングについて知り実践することで、さらなるパフォーマンス向上を目指せる環境を整備した。

東京2020大会では、HPSCが蓄積してきたノウハウ、および情報などに基づき、コンディショニングに配慮したスポーツ医・科学、情報面から総合的にサポートするための拠点（以下、村外サポート拠点）を設置した。村外サポート拠点は、選手村から徒歩圏内の晴海拠点と、晴海拠点から車で約5分の豊洲拠点の2カ所が設置され、東京都北区のHPSCと合わせた3カ所で村外サポートを実施した。代表選手は、大会期間中も普段から変わらないサポートを受けられ、パラリンピック期間ではオリンピック期間中で得た知見を活かした一元的な運営により、さらに充実したサポートを提供できた。その結果、多くのメダル獲得に貢献し、日本代表選手、およびその関係者のオリンピック・パラリンピック競技大会期間中の3つの拠点ののべ利用者数は5万70人であった。

（花岡裕吉）

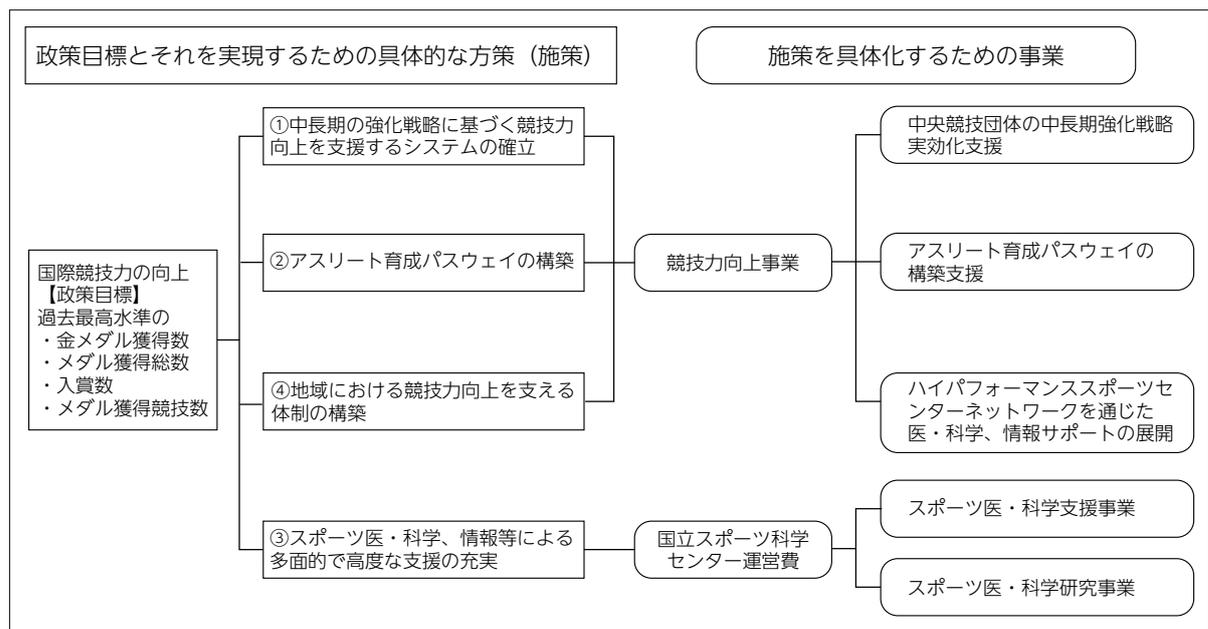
2. 第3期スポーツ基本計画における競技力向上施策

□ 国際競技力の向上の政策目標と4つの施策

東京2020大会に向けた国際競技力の向上に関する施策の検証に基づき、東京2020大会以降の国際競技力施策は持続可能に重点を置き、東京2020大会のレガシーとして、これまでの取り組みの成果を引き継ぐことが、重点的に取り組むべき施策と位置づけられた。これらの視点も踏まえ、第3期「スポーツ基本計画」（以下、第3期計画）における国際競技力の向上の政策目標は、「夏季及び冬季それぞれのオリ・パラ競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数及びメダル獲得競技数等の実現」とされた。第2期「スポーツ基本計画」（以下、第2期計画）では金メダル獲得数が業績指標とされていたが、それらに加えメダル獲得総数、入賞数、メダル獲得競技数が新たな業績指標として示された。

これらの目標を実現させるために、「①中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」「②アスリート育成パスウェイの構築」「③スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実」「④地域における競技力向上を支える体制の構築」といった4つの施策の柱が設定され、それぞれについての現状、目

図10-2 第3期スポーツ基本計画における国際競技力の向上に関する施策と事業の関係性



スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」(2022)、スポーツ庁「令和5年度概算要求主要事項」(2022)より作成

標、具体策が示されている（図10-2）。

○中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

東京大会に向けて、各中央競技団体（NF）の中長期計画である強化戦略プランの支援のために、ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）に日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）、日本スポーツ振興センター（JSC）で構成する「協働チーム」が設置された。協働チームの取り組みは一定の成果をあげ、第3期計画においても、必要な改善を加えながら取り組みを継続する。

強化戦略プランの実効化に加え、NFの国際競技力をささえる組織能力の向上を目指して、国、JSC、JOC、JPCが協働して、選手強化活動を自立して進めていくための組織基盤の強化、選手強化活動に必要な強化責任者やスタッフ等といった人材の育成や配置も具体策として掲げられている。また、女性アスリートが健康にハイパフォーマンススポーツを継続するために、女性アスリートが活躍するための環境整備に取り組むことも示されている。女性アスリートへの支援の必要性が広く認知され、さまざまな競技水準における取り組みの重要性は広く認識されてきており、政策的な取り組みは意義深いと考えられる。第3期計画では、これらの統括組織の協働による取り組みを積極的に進め、国際競技力向上の基盤の確立を目指している。

○アスリート育成パスウェイの構築

アスリートの発掘・育成に関して、第2期計画期間は、将来有望なアスリートを発掘・育成し、アスリートをNFの本格的な育成・強化コースに導くことに重点が置かれていた。これらの5年間の取り組みを踏まえ、第3期計画では、世界で活躍するトップアスリートの継続的な輩出を目標に掲げ、国、地方公共団体、競技団体等が行うアスリートの発掘・育成・強化のさまざまな取り組みを有機的に連携させ、アスリートが競技を開始してからトップレベルにいたるまでの道筋（アスリート育成パスウェイ）を整備する課題が設定された。

競技ごとのアスリート育成パスウェイを構築するためには、育成の各段階におけるコーチや関係者の役割と責任の明確化、関係者が使う用語の統一、日常的な育成環境を整備する上での判断基準の設定等が特に重要であると指摘されている。それらの事項を踏まえ、長期的な視点からアスリート育成を考える枠組みとして、「日本版FTEM」がJSCによって開発された。日本版FTEMは、

アスリート（スポーツを「する」者）の育成段階をF（Foundation：ファウンデーション）、T（Talent：タレント）、E（Elite：エリート）、M（Mastery：マスタリー）の4段階で提示している。また、アスリート育成パスウェイが関連する多くの要因と要素が複雑に絡み合っていることから、指導者をはじめとするスポーツをささえる者の観点からも日本版FTEMは検討されている。スポーツをささえる者が、それぞれの立場から協働するための手順を示すために、日本版FTEMはアスリート育成パスウェイの全体を3つの観点（個人、スポーツ、システム）で整理し、アスリート育成パスウェイをささえる育成の基軸である7つの柱を提示している。日本版FTEMの活用により、スポーツに関わる関係者が統一された言語を用いてアスリート育成を考えられる。また、日本版FTEMは開発過程では、パラスポーツにおけるアスリート育成パスウェイを示す枠組みの必要性についても検討され、インクルージョンの視点やパラスポーツのクラス分けの要素が加えられたことにより、パラリンピック競技での活用も可能である。

一方、第2期計画期間におけるアスリート育成パスウェイの構築への取り組みに関する検証において、パラリンピック競技でのアスリート発掘は、オリンピック競技と比較して短期間で国際大会等へ出場する選手が発掘されるなど効果が高いと認識されている。また、パラリンピック競技のアスリートを対象とした研究では、メダリストの競技開始年齢が、オリンピック競技種目の競技開始年齢と比較して遅い傾向にあることや、オリンピック競技と比較してパフォーマンスのピーク年齢の幅が広い可能性が報告されている。このように、アスリート育成パスウェイの構築を進める上で、オリンピック競技とパラリンピック競技では異なるアプローチが求められる可能性を認識する必要がある。

○スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

アスリートへのスポーツ医・科学、情報等による支援に関する施策は、スポーツ医・科学等の研究を推進し、得られた知見の活用が施策目標として示されている。スポーツ医・科学、情報に関する支援と研究の機能を有する国立スポーツ科学センター（JISS）と、トレーニング拠点としての屋内ナショナルトレーニングセンター（NTC）・ウエスト、NTC・イーストから構成されるHPSCは、スポーツ医・科学、情報等による研究・支援を行う中核的な拠点として位置づけられ、支援と研究は

表裏一体と捉えた機能強化が進められている。

HPSCは、支援から課題を抽出し、実践研究の実施によって知見を生み出し、科学的根拠に基づく支援を実装化する流れをつくるなど、支援と研究を両輪として国際競技力の向上に貢献するための戦略的な取り組みが進められている。スポーツにおける科学的エビデンスの重要性や、情報をJISSで一元化し関係者間で共有できる体制整備といったデータの有効活用の必要性については、日本学会会議による提言においても指摘されている。

感染症等による制約を受ける状況にあっても、デジタル技術を活用し継続的な選手強化活動を行う環境の整備も、第3期基本計画の施策目標として示されている。「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても、デジタル技術を用いたデータ利活用の拡大によりスポーツ活動の変革を推進するスポーツDXの活用について言及されているように、先進デジタル技術やデータの活用を通じて高度な支援を充実させていくことの社会的ニーズは高まっている。さらに、具体的施策にはHPSCを活用して実践機会の提供によるスポーツ医・科学等の分野の若手研究者の育成について示されており、HPSCにおける諸活動が人材育成に資する場を生み出す可能性についても注目されている。

○地域における競技力向上を支える体制の構築

アスリートがスポーツを始めるのは生まれ育った地域であることから、アスリート育成パスウェイの入り口

は各地域にあるといえる。この点において、世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するために、地域における競技力向上をささえる体制の構築はますます重要性が高まってきている。スポーツ庁に設置された「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議」においても、アスリートが健康を維持しながら安全に競技を実施し、最大のパフォーマンスを発揮し続けるために、日常的なアスリート育成の場である地域の現場において、スポーツ外傷・障害・疾病等による競技離脱を招かぬよう、予防という考え方を浸透させていく議論が交わされた。

これらの議論と関係する具体的施策として、各地域のスポーツ医・科学センターや競技団体、大学などの関係団体間の情報、ナレッジ、リソースの連携や共有、HPSCとの連携などが構想されている。これらの施策を通じて、スポーツ医・科学支援の対象を拡大させるとともに、支援内容の質の向上によって、居住地域を問わず、全国のアスリートがスポーツ医・科学による支援を受けられる環境整備を目指している。地域における競技力向上をささえる体制を構築し、持続可能な国際競技力の向上を実現していくためには、HPSCに蓄積されるハイパフォーマンススポーツに関する知見を、全国のアスリートの発掘・育成・強化の実践において活用できるよう還元していくことが必要となる。

(山下修平)

II 競技力向上施策と成果

1. アスリートの発掘・育成・強化 I / パスウェイという考え方

□ アスリート育成パスウェイ

アスリート育成パスウェイは、子どもがスポーツに触れてからトップアスリートにいたるまでの一連の過程である。その競技で最高水準に達したトップアスリートの競技開始から、メダル獲得にいたるまでの過程や軌跡の観点からアスリート育成パスウェイの特徴を把握できる。

○ 競技開始からメダル獲得までの過程

オリンピック競技大会のメダリストが競技開始からはじめてメダル獲得までにおよそ15年を要し、パラリンピック競技大会のメダリストが競技開始からはじめてメ

ダル獲得までにおよそ12年を要することがわかっている。そのため、オリンピック競技のメダリストと比較してパラリンピック競技のメダリストの競技開始年齢が全体的に高く、かつ国際競技大会で活躍しうるピーク年齢の幅が広い可能性が示唆されている。

○ トップアスリートにいたるまでの軌跡

オーストラリアのトップアスリート256名を対象にした研究では、アスリート育成パスウェイの個別の軌跡に関して、ばらつきがあることが明らかになった。具体的には、トップアスリートの大多数(84%)は非線形の軌跡を経験しており、ジュニア期からシニア期への純粋な成長としての線形の軌跡を示したトップアスリートは7%未満と少なかった。また、JSC「デュアルキャリア調査」(2014)では、日本人のオリンピック263名を

対象に同様のデータ分析を行った結果、線形の軌跡は15%、非直線の軌跡は78%であった。これらの国内外のトップアスリートの軌跡データから、タレントの喪失（タレントロス）の生じやすいジュニア期からシニア期への移行をどのように支援し、長期的な視点からより多くのアスリートをどのように各競技のアスリート育成パスウェイにとどめるかを考えていく必要性が高まっている。

□ 持続可能な国際競技力向上施策

第3期スポーツ基本計画では、国際競技力向上におけるアスリート育成パスウェイの構築の推進が示されており、わが国の重要なスポーツ施策のひとつとして位置づけられている。

また、スポーツ庁「持続可能な国際競技力向上プラン」（2022）では、「強化戦略プランに基づくアスリート育成パスウェイの構築」が今後の具体的な施策・取り組みのひとつとしてあげられている。強化戦略プランとは、各NFが策定する4年先および8年先を見据えたアスリート強化の中長期計画のことであり、こうしたプランにおいてアスリート育成パスウェイの構築に関する記載が求められている。具体的には、NFが提出する強化戦略プランの中に、2022年にパスウェイに関する記載欄がはじめて設けられたことから、国内での競技別のパスウェイモデルの構築への関心もさらに高まることが期待されている。

これらのことから、持続可能な国際競技力向上施策では特にNFに対するアスリート育成パスウェイの構築の重要性が高まってきている。

□ アスリート育成パスウェイに関わる理論や枠組み

アスリート育成パスウェイに関わる要因と要素は、多様かつ、複雑で変化するといわれている。こうした背景もあり、アスリート育成パスウェイを説明するための多種多様な理論モデルや枠組みが提案されている。

○ アスリート育成パスウェイに関連する理論モデル

持続的な国際競技力の向上のためには、アスリート育成における長期的な視点が求められている。国際競技力向上に戦略的に取り組む諸外国は、「資金の投入」と「アスリート育成の理論モデル」をとおしてアスリートの発掘・育成・強化のシステムを組織的に経営管理して

いる。なかでもアスリート育成パスウェイに関連する理論モデルとして、意図的トレーニング理論（Deliberate Practice）や長期競技者育成モデル（LTAD）などのさまざまなモデルがすでに確立されている（表10-2）。しかし、各理論モデルは基本的に研究者の学問領域の中で出されたものであり、アスリート育成パスウェイの扱う範疇が限定的なことやアスリート育成パスウェイの段階が不十分な結果、アスリート特有の経験を反映した微妙な非線形の移行を広く捉えることができない可能性が指摘されている。

一方、諸外国の国際競技力向上の施策に着目して作成された「Sports policy factors leading to international sporting success (SPLISS) モデル」を用いて、国家間での比較研究が増えている傾向もある。このSPLISSモデルは、9つの柱（財政支援、スポーツ政策の組織と構造、スポーツ基盤・参加、タレント発掘・育成システム、（セカンド）キャリアサポート、トレーニング施設、コーチの確保・養成、国内・国際競技大会、医・科学研究）の充足が国際競技力に寄与するとされている。しかし、近年SPLISSモデルは、分析的または概念的な枠組みとしては有用であるが、モデルとしての適用は限定的で、場合により不適切であるとの批判もある。

表10-2 アスリート育成パスウェイに関連する理論モデル

理論モデル	学問領域	概要
Ericsson (1993) の意図的トレーニング理論 (Deliberate Practice)	発達心理学	熟達は10年間または1万時間に及ぶ意図的なトレーニングの最終産物とするモデル
Côté (1999) のスポーツ参加・育成モデル (DMSP)	スポーツ社会・発達心理学	3つの明確な育成段階 (1. サンプリングから生涯スポーツへ、2. サンプリングと専門化から競技スポーツへ、3. 早期専門化から競技スポーツへ) をモデル化
Gagné (2003) のギフトテッドとタレントの差別化モデル (DMGT)	教育心理学	ギフトテッドからタレントへの転換について競技適性や特性の観点からモデル化
Balyi と Hamilton (2004) の長期競技者育成モデル (LTAD)	運動生理学	トレーニングと競技大会への参加指針について6つの育成段階に分かれるモデル
Henriksen ら (2010) のアスリートタレント育成モデル (ATDE)	スポーツ心理学	ミクロとマクロの視点からみた育成環境の動態モデル
Llyod と Oliver (2012) のユース年代育成モデル (YPD)	ストレングス & コンディショニング	幼児期から成人期におけるトレーナビリティ (トレーニングに対する適応) をモデル化

衣笠 (2022)

○アスリート育成パスウェイを考える上での
枠組みの必要性

国際オリンピック委員会は、2015年にアスリート育成に関する合意声明を出している。声明では「アスリート個々の進歩を受け入れて、アスリートの目線とニーズに適切に対応し、育成の各段階でベストプラクティスを活用しながら、柔軟性のある実行可能な根拠に基づいたアスリート育成の包括的な枠組みを取り入れること」を推奨している。そのため、アスリート育成パスウェイを考える上で、より包括的な枠組みの必要性が高まっている。

□日本版FTEMの概要と活用事例

○日本版FTEMの開発背景

FTEMは、活動的なライフスタイル、スポーツへの参加、ハイパフォーマンススポーツの観点から大きく4つの育成段階に統合された枠組みである。この枠組みは、これまでのアスリート育成パスウェイに関連した理論モデルに加え、オーストラリアの20年以上の国際競技力向上における好事例を通じて開発された。また、JSCは、2012～2019年（平成24～30年度）にかけて「メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業（文部科学省委託事業）」「2020ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト（タレント発掘・育成コンソーシアム）（文部科学省委託事業）」「タレント発掘・育成コン

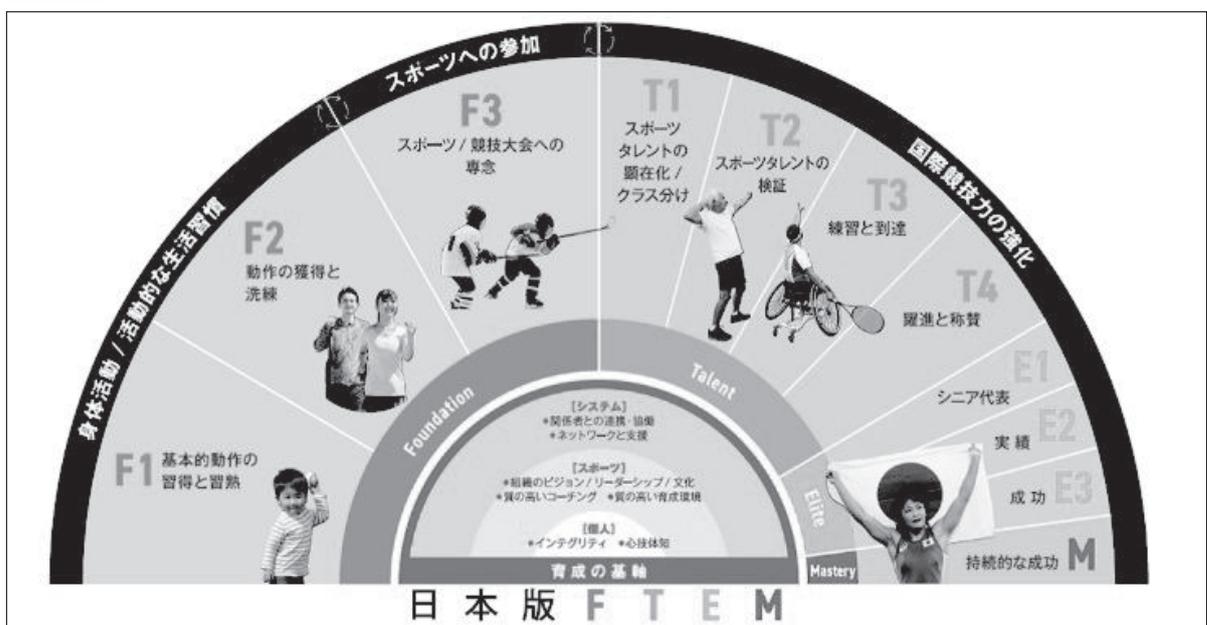
ソーシアム事業（JSC競技力向上事業）」「アスリートパスウェイの戦略的支援事業（JSC競技力向上事業）」を推進してきた。こうした中、オーストラリアでのFTEMの開発背景を参考に、わが国の競技スポーツの基盤を踏まえたスポーツを「する」者と「ささえる」者の観点から、JSCはスポーツとアスリート育成の包括的な枠組み「日本版FTEM」を開発した（図10-3）。

○日本版FTEMの概要

日本版FTEMは、エビデンスに基づいてアスリート育成パスウェイの方向性を提示する基本図として、以下の3つの特徴がある。

- ① オリンピック、パラリンピック、プロフェッショナルのスポーツ全般における長期的なアスリート育成のありかたを根拠に基づいて段階的に視覚化している
- ② スポーツを「する」者の最終的なねらいである「身体活動/活動的な生活習慣—スポーツ参加—国際競技力の強化（ハイパフォーマンススポーツ）」をひとつの連続体として捉え、新たにスポーツを「ささえる」者の育成の基軸（柱）を組み込んだ、スポーツ全般とアスリート育成を網羅した全体的な枠組みを構築している
- ③ スポーツを「ささえる」者であるアスリート育成の実践者や関係者が育成の基軸（柱）を活用することで、共通言語を用いて誰がどの段階で何をすべきか

図10-3 日本版FTEMの概念図



衣笠ら (2019)

の方針を示すことができる。

○日本版FTEMを活用した競技別のパスウェイ構築事例

JSCは、日本版FTEMの枠組みを用いて、対象NF2団体が有するエビデンスに基づいたパスウェイモデルの構築の試みを始めている。モデル構築の基本手順には「概念等の理解」「現状の把握」「仮説モデルの策定」「エビデンスの収集」「モデルの再構築」「モデルの見える化」があり、パスウェイの構築は長い年月がかかる取り組みである。また、パスウェイの構築には、NFスタッフだけでなく、アスリートやコーチとその関係者（アントラージュ）との連携・協働が必要で、これらの関係者からエビデンスを十分に収集した上で適切に取捨選択したパスウェイモデルの構築が重要であることもわかっている。

○日本版FTEMの活用で期待される効果

日本版FTEMを活用したパスウェイモデルの構築が必ず国際競技力向上につながるとは限らない。しかし、競技別のパスウェイモデルの可視化により、以下の点が期待される。

- ①統一した枠組みの中で共通言語を用いてアスリート育成の実践者や関係者とのコミュニケーションを促進し、連携・協働体制を強化できる
- ②エビデンスに基づいた強化戦略プランや育成の全体方針を策定できる
- ③関連する強化戦略プラン、支援内容、資源等を整理できる（ムダとムラの減少）
- ④育成における各段階の移行期に焦点を当てることで、段階ごとのドロップアウト等阻害要因を減らすことができる
- ⑤コーチ教育プログラムの見直しや、カリキュラムを更新できる
- ⑥個別のモニタリングを通してアスリートの目標と現状との乖離を埋めることができる。

（衣笠泰介）

2. アスリートの発掘・育成・強化Ⅱ／パスウェイという考え方

□メダルポテンシャルアスリート

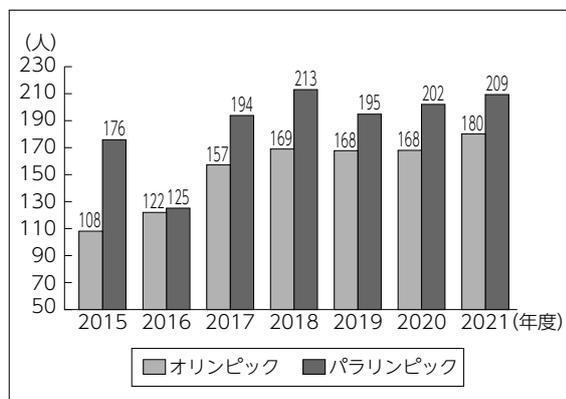
オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数を構成する指標は、メダルポテンシャルアスリート（Medal Potential Athlete：MPA）とMPAがメダル

を獲得できたアスリートの割合（Medal Success Rate：MSR）で構成される。いかにMPA数を増やし、そのMPAが競技大会でメダル獲得成功率（MSRの各国の平均は20～25%程度）を高めるかが、わが国の国際競技力に係る政策目標の達成において大きな柱となっている。この指標は、バンクーバー2010大会において金メダルランキング1位を達成したカナダの強化戦略プラン「Own The Podium」（オウン・ザ・ポディウム）を参考にしている。（独）日本スポーツ振興センターのハイパフォーマンススポーツセンターが設定したMPAは、原則として直近の世界選手権などの国際競技大会をベンチマーク大会とし、それらの大会における上位8位に入った選手・ペア・団体を対象とする。これは、ベンチマーク大会で8位以内であればオリンピック・パラリンピックでメダルを獲得する可能性が高い結果に基づいて設定されている。MPAとして認められる競技種目は、原則としてオリンピック・パラリンピック実施競技種目である。ただし、実施競技種目に対応する種目が対象とする競技大会にない場合、各競技種目で特別な対応が必要となる。特にパラリンピック競技のクラス分けは直接的な算出が困難なため、パラリンピック競技種目間との調整を図り、毎年のMPA数を算出している。

図10-4は、2015年度から2021年度までのオリンピックとパラリンピックのMPA数の推移を示したものである。2015年度のMPA数に対して、東京2020大会および北京2022大会が開催された2021年度のMPA数は、オリンピックでは72人増えて約67%増加、パラリンピックでは33人増えて約19%増加した。

オリンピックについては、東京2020大会で27個の

図10-4 オリンピック・パラリンピックにおけるわが国のMPA数の推移



日本スポーツ振興センター（2022）

金メダルを含む58個のメダルを獲得し、北京2022大会でも過去最多となる18個のメダルを獲得した。オリンピックはMPAの増加に伴って、メダル獲得数も増加する傾向にあった。

パラリンピックについては、東京2020大会で51個のメダル獲得と優秀な成績を収め躍進した。一方で、冬季パラリンピックのMPA数は、前回大会時の2018年度から78%増加しているものの、北京2022大会でのメダル獲得数は7個と前回大会を下回る結果となった。これは、オリンピックに比べて、パラリンピックは世界選手権と種目数が異なる（クラス分けの区分が異なる）点や、同一競技のベンチマーク大会でも開催年度によってクラス分けの区分が統合されるなど、都度見直しがあるため、一概にMPA数でメダル獲得数の推定が困難である点が影響している。

国際競技力に関する政策目標として、オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得が目標として掲げられており、国際競技力強化の進捗状況を客観的に把握する指標のひとつとしてMPA数があげられている。パラリンピックのMPA数は、クラス分けの区分が大会ごとに見直されるため、メダル数を予想することは難しいが、国際競技力強化の進捗状況を客観的に把握する指標のひとつとして参考になる。

□ わが国のタレント発掘・育成

エリートアスリートのキャリアは、エリートレベルのパフォーマンス地点に到達するまでに10年を費やし、最高レベルで競技を続けるのは5年から10年とされている。この長い道りを体系化する方策として各競技団体は、国際競技力向上の観点から多くの人材からメダル獲得の潜在力を有するスポーツタレント（競技種目における国際競技大会での競争で最終的にメダル獲得の潜在力を発揮できる者）を見出し（identification）、系統立てられた検証・育成プログラムにおいて組織的かつ計画

的に育成（development）する「タレント発掘・育成（Talent Identification and Development：TID）」を展開している。わが国におけるTIDについては、種目適性型（talent detection）、種目選抜型、（talent selection）、種目最適型（talent transfer）に大別できる（表10-3）。

国際競技力強化のためにTIDが重要な戦略のひとつとしてあげられ、文部省（現・文部科学省）「スポーツ振興基本計画」（2000）を受けて、日本オリンピック委員会（JOC）の推進のもと各競技団体は、「競技者育成プログラム」を作成し、タレント発掘、スポーツ医・科学、トレーニング科学、各種情報システムの開発、社会的環境整備、財源的支援総合強化体制の確立を目指した。

各競技団体によるTIDは、アーティスティックスイミングや新体操などのオーディション選考型、団体競技等で実施されているトライアウト選考型や全国を複数のブロックに分けるブロック選考型、記録系競技などで実施されている競技会選考型といった種目選抜型（talent selection）の取り組みが展開されている。

TIDとしての本格的な取り組みは、競技団体を中心に有望なスポーツタレントを発掘・選抜・転向させるプログラムが取り組まれているが、一競技団体がアクセスできるアスリートや活用できる資源には限りがある。一方で、2004年以降においては地方公共団体が主体となるタレント発掘・育成事業もさまざまなタレント発掘・育成モデルを用いて全国各地で行われるようになっていく。競技団体や地方公共団体が、アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘を行い、これが育成・強化と一貫した取り組みとなるよう、国およびJSCでは、競技団体や地方公共団体と連携したプログラムを支援する取り組みが行われている。

（藤原昌）

3. アスリートの発掘・育成・強化 III／パスウェイという考え方

□ ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク

わが国でもTIDの必要性が指摘されるようになった中、地域との連携を模索していた国立スポーツ科学センター（JISS）は、中央競技団体、JOC、体育系大学、JISS、および地方公共団体等の多様な関係団体が連携・

表10-3 タレント発掘・育成モデルの定義

モデル	定義
種目適性型	まだ競技種目を専門化していない者を対象に、才能を見極め、専門競技種目を選択させること
種目選抜型	すでに競技種目を専門化している集団の中から、パフォーマンスレベルが高い者やポテンシャルを有する者を選び出すこと
種目最適型	すでに種目を専門化しているアスリートを対象に、自身の特性を活かすことのできる新たな競技種目へ転向させること

日本スポーツ振興センター（2022）

協力する結節点として、地域 TID 事業を企画した。この取り組みの中で2004年、福岡県タレント発掘事業が開始した。その後、地方公共団体が主体となって行う地域 TID 事業は徐々に増加していった。支援を希望する地域 TID 事業に対しては JOC と JISS が連携し、各地域における会議への出席や評価会議等を通じて情報提供を行ってきたが、2012年3月、文部科学省により第1期「スポーツ基本計画」が策定され、「国及び JSC は、中長期的な視点から、将来性の豊かなジュニアアスリートを発掘・育成していくため、その育成システムを支援する」と明記されたため、JSC が中心となり、地域 TID を支援していくこととなった。2015年には、地域 TID 事業等が連携し、国際競技大会で活躍するアスリートの発掘・育成システム構築およびその高度化を効率的・効果的に推進する連携・協働体制として「ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク (Worldclass Pathway Network : WPN)」が立ち上げられた。立ち上げ時 (2014年度末時点) に入会を申請したのは14地域であったが、2023年3月現在、WPN 加盟地域は市町単位、広域ブロック単位を合わせて46地域となっている (表10-4、図10-5)。

WPN では地域 TID 事業をその事業形態から大きく3つに分類している。タレント発掘・育成モデルのうち、種目適性型モデルを2つに分け、基礎的な運動能力によって選抜したタレントにさまざまな競技体験を提供し、個人の適性に応じた競技種目を模索する「種目適性型事業」と、あらかじめある競技種目に限定して才能を見極め育成する「種目特化型事業」、そして、ある競技種目のアスリート自身の特性をより活かすことのできるスポーツへ転向する「種目最適型事業」である。現在、27地域が種目適性型事業を実施しているが、発掘するタレントの年代によって種目特化型事業を併用している地域もある。地域 TID 事業の成果のひとつとして、東京2020大会では大会開催時点の WPN 加盟地域の修了者から7名が、北京2022大会では5名が日本代表に選出された。「いわてスーパーキッズ」(岩手県) 出身の小林陵侷 (スキージャンプ) は、平昌2018大会から連続で出場し、WPN 修了者では初となるメダル (金1、銀1) を獲得した。

□ ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト

2016年10月、スポーツ庁「競技力強化のための今

後の支援方針 (鈴木プラン)」が提示された。「アスリート発掘への支援強化」では、「持続可能な支援体制を構築する上で、アスリート発掘支援の強化・確立は非常に重要である」と示されており、JSC の支援に加え、新たに日本体育協会 (現・日本スポーツ協会 : JSPO) の参画が謳われている。そこで、JSC は2017年度、JSPO に委託し、地域ネットワークを活用したアスリート育成

表10-4 ワールド・パスウェイ・ネットワーク加盟地域一覧

地域	事業名
福岡県	福岡県タレント発掘事業
北海道美深町	美深町タレント発掘・育成プロジェクト
和歌山県	和歌山県ゴールデンキッズ発掘プロジェクト
岩手県	いわてスーパーキッズ発掘・育成事業
山形県	山形県スポーツタレント発掘事業
山口県	YAMAGUCHI ジュニアアスリートアカデミー
東京都	トップアスリート発掘・育成事業
長野県	SWAN プロジェクト
秋田県	AKITA スーパーわか杉っ子発掘プロジェクト
高知県	高知県パスウェイシステム事業 (高知くろしおキッズ・ジュニア)
香川県	スーパー讃岐っ子育成事業
京都府	京の子どもダイヤモンドプロジェクト 京都きつず
埼玉県	彩の国プラチナキッズ発掘育成事業 彩の国プラチナジュニア発掘育成事業
宮城県	みやぎ「愛・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業
北海道	北海道タレントアスリート発掘・育成事業
岐阜県	清流の国ジュニアアスリート育成プロジェクト
宮崎県	世界へはばたけ! 宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト
静岡県三島市	みしまジュニアスポーツアカデミー
愛媛県	えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業
大分県	チーム大分ジュニアアスリート発掘事業
三重県	MIE スーパー☆ (スター) プロジェクト
栃木県	とちぎ未来アスリートプロジェクト
佐賀県	SSP ジュニアアスリート発掘事業 (サガスカウト)
青森県	あおもりスポーツアカデミー事業
長岡市	キッズアスリートチャレンジ事業
愛知県	あいちトップアスリートアカデミー
兵庫県	ひょうごジュニアスポーツアカデミー
広島県	ひろしまスポーツアカデミー
神奈川県	かながわジュニアチャレンジプロジェクト
群馬県	ぐんまスーパーキッズプロジェクト事業
岡山県	ステップアップ おかやまアスリート事業
鳥取県	鳥取ジュニアアスリート発掘事業
福島県	ふくしまスポーツキッズ発掘事業
茨城県	世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業
静岡県	ジュニアアスリート発掘・育成事業
福井県	未来のアスリート発掘・育成事業
山梨県	未来のトップアスリート発掘事業「甲斐人の一撃」
長崎県	ながさきスーパーキッズ育成プロジェクト
千葉県	ちばジュニア強化事業
神奈川県横浜市中区	横浜ウインドサーフィンアカデミー
北海道札幌市	さっぽろジュニアアスリート発掘・育成事業
富山県	未来のアスリート発掘事業
石川県	いしかわジュニアアスリート発掘事業
広島県福山市	(検討中)

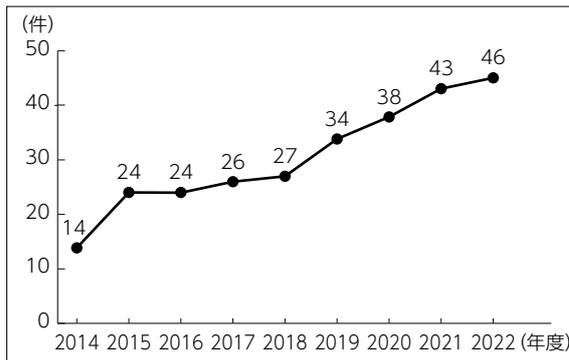
2023年3月現在。

注 ワールド・パスウェイ・ネットワーク加盟順。

日本スポーツ振興センター (2023)

パスウェイの整備として「ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト (J-STARプロジェクト)」を開始した。J-STARプロジェクトでは、毎年全国各地からエントリーを募り、基礎的な測定によるスクリーニングを経て、対象となる競技種別に適性がありそうなタレントを約1年かけて検証するプログラムを実施している。2017年度の1期から2021年度の5期募集までにオリン

図10-5 ワールド・パスウェイ・ネットワーク加盟地域数の変遷



2023年3月現在。
注1 2014年度末については入会を希望した地域数。
日本スポーツ振興センター (2023)

表10-5 J-STARプロジェクト対象競技一覧

オリンピック	パラリンピック
2017年度(1期)、2018年度(2期)	
ウェイトリフティング	ボッチャ
ボート	水泳(身体障害)
ハンドボール(女子)	パワーリフティング
7人制ラグビー(女子)	車いすフェンシング
水泳/飛込	自転車
ソフトボール	
自転車	
2019年度(3期)	
ウェイトリフティング	ボッチャ
ボート	水泳(身体障害)
ハンドボール(女子)	パワーリフティング
7人制ラグビー(女子)	車いすフェンシング
水泳/飛込	陸上競技(身体障害)
	アイスホッケー
2020年度(4期)、2021年度(5期)	
ウェイトリフティング	夏季・冬季全28競技
ボート	
ハンドボール	
7人制ラグビー	
ホッケー	
ビーチバレーボール	
バスケットボール	
トライアスロン	
ボブスレー・スケルトン・リュージュ	
陸上競技	
フェンシング/エペ	

注1 オリンピックの自転車は1期で終了。
注2 ボブスレー・スケルトン・リュージュの5期はスケルトンのみ。
注3 フェンシング/エペは4期で終了。
日本スポーツ振興センター (2022)

ピック・パラリンピック合わせてのべ約8,000人が応募している。オリンピック競技は2017年度7競技、2018年度6競技、パラリンピック競技は2017年度、2018年度とも5競技を対象とし、JSPOが各競技の拠点となる都道府県体育・スポーツ協会に再委託する形式で事業を展開した。2019年度からは再委託先を都道府県体育・スポーツ協会からNFに移し、NFが中心となって全国で活動を展開する形式に変更された。2019年度の対象競技はオリンピック競技5競技、パラリンピック競技6競技であったが、2020年度はオリンピック競技11競技、パラリンピック競技については(公財)日本障がい者スポーツ協会(現・日本パラスポーツ協会)への再委託により、夏季・冬季パラリンピックの全28競技を対象とすることとなった。2021年度は主体がJSPOからJSCに変更され、対象競技はオリンピック競技10競技、パラリンピック競技28競技であった(表10-5)。

東京2020大会では車いすフェンシング、ボッチャ、カヌーの各競技に、J-STARプロジェクト1~4期で検証プログラムを実施した4名が出場した。

(松井陽子)

4. ハイパフォーマンススポーツセンター

□ ハイパフォーマンススポーツセンターの整備と国際競技力向上

ハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)は、東京都北区西が丘に位置するわが国におけるトップアスリートの国際競技力強化の中核拠点である。国立スポーツ科学センター(JISS)と味の素ナショナルトレーニングセンター(NTC)からなり、オリンピック、パラリンピック等国際競技大会での活躍を目指す中央競技団体の育成・強化活動を支援する。2001年のJISS設立にはじまり、2008年にNTC・ウエスト、2019年にNTC・イーストが設立され現在の形となった。2016年には、それまでJISS、NTCとそれぞれの施設名を呼称としていたが、施設と機能を一体的に捉えてHPSCと総称するようになった。近年、オリンピック、パラリンピックにおける日本代表選手の顕著な活躍は、HPSCがその一端を担っているといえる。

○ HPSCネットワークの構築

スポーツ庁「トップアスリートの強化・研究活動拠点の在り方に関する調査研究」報告書(2016)では、

『相対的にみた中核拠点及び全体システム』においては、各拠点を『一体のネットワーク』として捉えた新たな『NTC システム』の上で、『ハード、ソフト・ヒューマン』各機能のデザインを行うこと、また『ビジネス・コオペレーション(事業協力関係の構築)』を担うプロフェッショナル人材の発掘・育成・登用・配置が肝要である。その運用においては、情報テクノロジーの活用が不可欠」と指摘する。各拠点が単体として活動するのではなく、HPSCを中核にすえ一体となったネットワーク型の体制整備の重要性や、ネットワークの推進を目指し、機器の整備のみならず支援プログラムなどのソフトウェアの開発のほか、取り組みを推進する人材の育成が必要であることを示唆している。

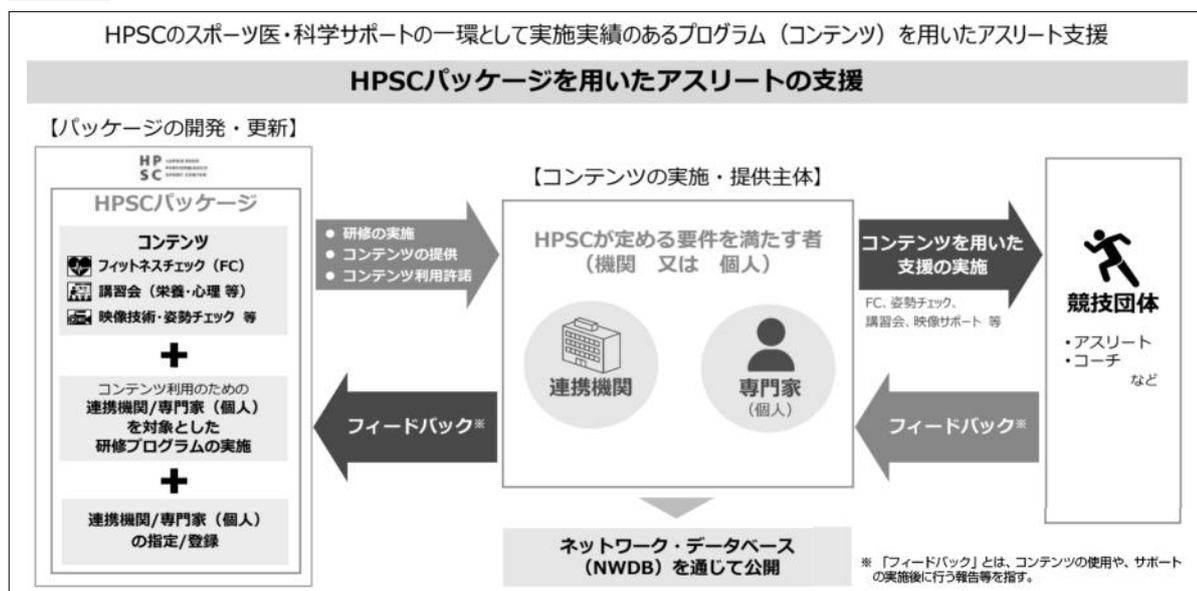
同調査報告を受け、HPSCは2018年に「HPSCネットワークの構築」事業を立ち上げた。この事業は、競技団体が実施する競技者の発掘・育成・強化活動を、競技団体が必要とする場所、タイミングで包括的に支援するために、国内にある地域のスポーツ医・科学センター、大学、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点のネットワーク化と、これを推進するスタッフの育成を目的とするものである。スポーツ庁が指定するナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点は、2022年4月時点で、全国に43施設ある。NTC競技別強化拠点のすべてでスポーツ医・科学センターを新設することは、予算や人材等の確保の面から現実的ではない。国内では17道府県において、スポーツ医・科学、情報等に係る

支援を行うための地域スポーツ医・科学センター、大学等があるほか、(一社)全国体育スポーツ系大学協議会に加盟するスポーツ・体育系大学、またはスポーツ・体育系の学部・学科・コースを有する大学が226ある。これらの施設・機関の多くには体力測定や体カトレーニングなどスポーツ医・科学、情報支援に必要となる機材・設備が設置されているとともに、機材等を活用した支援・研究・事業を展開する人材がいる。そこで、既存の資源を活かしながら、HPSCにおける支援を全国に展開するモデルを作成した。

○HPSCパッケージ

図10-6に、HPSCが実施するアスリート向けの各種支援をパッケージ化した「HPSCパッケージ」の概念図を示した。HPSCパッケージは以下の3つからなる。ひとつめは支援のコンテンツ化である。HPSCはこれまでさまざまな分野において競技団体、アスリートを支援してきたが、これらの支援手法や内容を整理し、「コンテンツ」とした。これらのコンテンツを提供するための手引きを資料として準備した。2つめは「研修プログラム」である。コンテンツを用いて支援を実施する上で必要となる留意事項等を、研修プログラムを通してパッケージを提供する人材に伝えている。なお、講習会を受講できる人材は、たとえば、栄養の研修プログラムであれば、(公社)日本栄養士会および(公財)日本スポーツ協会が共同認定する「公認スポーツ栄養士」の認定取得者を受講対象者とするなど、一定の要件を満たすものとし

図10-6 HPSCパッケージの概念図



日本スポーツ振興センター (2023) より作成

た。3つめは「登録（指定）」である。所定の条件を満たし、研修プログラムを受講した人材をコンテンツ提供者として登録する。登録した人材は、原則としてHPSCネットワークの構築事業で設置した専用ウェブサイトにおいて「人材データベース」として公開されている。HPSCの支援を希望する競技団体等は、同データベース

において支援実施可能な人材を検索することができる（図10-7）。

2022年12月現在、HPSCパッケージは11種類（栄養5、心理2、映像・情報技術2、体力測定1、傷害予防1）あり、同パッケージを用いた支援可能な人材はのべ142人である（図10-8）。今後も継続して、新規パッ

図10-7 HPSCネットワークのウェブサイト



日本スポーツ振興センター（2023）より作成

図10-8 HPSCパッケージ



2022年12月現在。

日本スポーツ振興センター（2023）より作成

ケージの開発を進めるとともに、研修プログラムを順次開催し、実施可能な支援コンテンツの拡大や支援可能な人材の増加を図る。

○HPSCネットワーク連携機関

体力測定など特殊な機器を用いた支援を実施する場合、HPSCパッケージは人材だけではなく、大学、地域スポーツ医・科学センター等の機関と連携した展開が求められる。そのため、JSCは体力測定を全国で実施可能な体制を整備するにあたり、HPSCが定める基準・方法によりアスリートの体力測定を実施できる機関を「HPSCネットワーク連携機関」に指定している。体力測定は各選手の体力の現状を把握し課題を抽出する上で、またトレーニング等による効果を観察、確認する上で重要であり、筋力や有酸素性能力などを測定するための機器を保有している大学、地域スポーツ医・科学センターは少なくない。

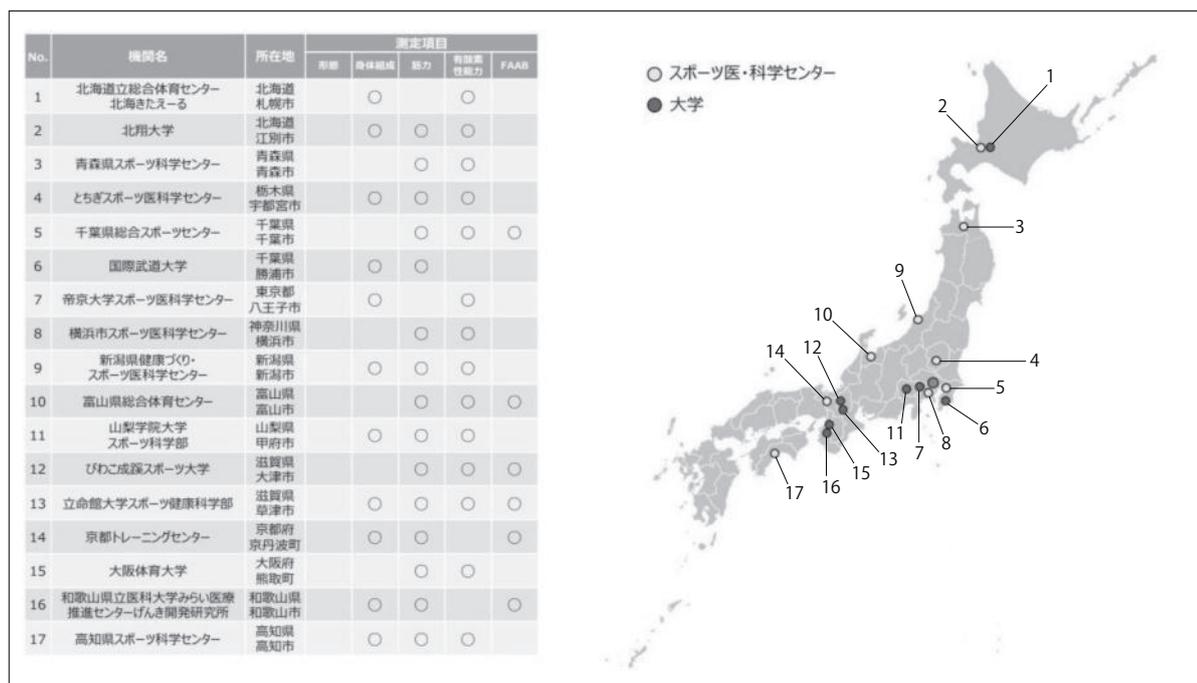
アスリートは必要に応じて、年間数回の体力測定を実施する。しかし、その測定プロトコルや測定機器が異なると、測定値の比較ができない場合がある。アスリートが生まれ育った地域のスポーツ医・科学センター、普段トレーニングしている大学等が保有する機器と、HPSCで使用している機器とに互換性があり、また測定プロトコルが同一であれば、いつ、どこで測定したデータも比較が可能になるが、現在のわが国には体力測定の統一基

準がない。したがって、体力測定を実施する各機関が、それぞれの機器と測定プロトコルで体力測定を実施しているのが現状である。これらの課題を解決するために、HPSCネットワークの構築事業では、HPSCと互換性のある測定機器を用い、共通の測定プロトコルで体力測定を実施し、競技団体の競技者発掘・育成・強化の支援を目的とする「HPSCネットワーク連携機関（アスリート支援）」の公募を行った。公募に際し、全国の大学、スポーツ医・科学センター等に対して事業趣旨等に関する説明会を実施した。その結果、2021年には9つの機関、2022年には8つの機関を「HPSCネットワーク連携機関（アスリート支援）」として指定するにいたった（図10-9）。

□第3期スポーツ基本計画とHPSCネットワーク

第3期「スポーツ基本計画」（2022）は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示している。その中の「(3) 国際競技力向上④地域における競技力向上を支える体制の構築」では、今後の施策目標のひとつに「HPSC、NTC競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、HPSC等に蓄積された知見の地域・社会への選

図10-9 HPSCネットワーク連携機関（アスリート支援）一覧



2022年12月現在。

日本スポーツ振興センター（2023）より作成

元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備する。」と明示する。HPSCネットワークは、国内のトップアスリートが全国各地にいても必要なタイミングで包括的な支援を受けることができる環境整備を目指しているが、支援のノウハウはトップアスリートに限定されるものではなく、地域で発掘・育成されるアスリートや国民スポーツ大会を目指すアスリートにとっても有益なものである。JISS設立から20年以上が経過し、HPSCには多くのアスリートのスポーツ医・科学支援のためのノウハウが蓄積されている。HPSCネットワーク事業を通してこれらのノウハウを地域に展開することは、地域・社会への還元にもつながるものになると期待される。

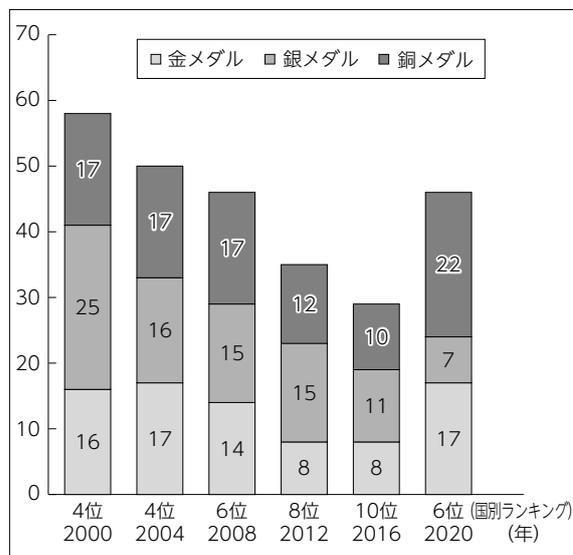
(白井克佳)

5. 諸外国の競技力向上施策

□ オーストラリアの国際競技力水準

オーストラリアにおける夏季オリンピック・パラリンピック競技大会のメダル獲得数および国別ランキングにみる競技力水準は、シドニー2000大会の自国開催時の世界第4位をピークに、リオデジャネイロ2016大会まで下降傾向にあった。しかし、東京2020大会では、金メダル数で9個、総メダル数で17個増加し、世界第6位の成績を残し、オリンピックにおいては復調の兆しをみせている(図10-10)。2021年7月には、2032年オ

図10-10 オーストラリアの夏季オリンピックのメダル獲得数と国別ランキング



日本スポーツ振興センター(2022)

リンピック・パラリンピック競技大会のブリスベンでの自国開催が決定した。これらのことから、オーストラリアのハイパフォーマンススポーツシステムの変革に注目したい。

□ ハイパフォーマンススポーツ政策の執行機関

オーストラリアのスポーツ政策は、保健・高齢者介護省(Department of Health and Aged Care)が管轄している。スポーツ政策全般の執行機関であるオーストラリアスポーツコミッション(Australian Sports Commission: ASC)の中にあるオーストラリア国立スポーツ研究所(Australian Institute of Sport: AIS)がハイパフォーマンススポーツ政策の執行を担う。

オーストラリアは、1976年のモントリオール大会で金メダル0個と惨敗を喫したことに端を発し、アスリートのトレーニングや、スポーツ医・科学研究と支援を実施・提供する競技団体の強化拠点として、AISを設立した。その後、各州・地区に規模の異なるスポーツ研究所やアカデミーが次々設立され、現在までに国立のAISを含め9つの強化拠点を有している(表10-6)。

オーストラリアの競技力向上施策は、競技団体がアスリートパスウェイに応じたトレーニング環境を考慮し、各スポーツ研究所・アカデミーを拠点に強化を推進する仕組みである。シドニー2000大会以降の競技力水準の継続的な低下を受け、2012年にオーストラリア政府としてははじめてとなる強化戦略プラン「The Australian Winning Edge 2012-2022」を策定し、メダル獲得可能性の高い競技への戦略的かつ重点的投資と、州立の研究所・アカデミーと同様に提供していた奨学金制度の廃止など、強いリーダーシップを発揮しさまざまな方針転換を推進した。しかし、リオ2016大会での結果を受けて中止となった。

□ ハイパフォーマンススポーツシステムにおける役割分担と連携強化

オーストラリアの競技力向上施策における次の転換期は2018年である。連邦政府は、オーストラリアが、誠実さとスポーツによる成功で知られる活発で健康的な国を目指してスポーツプラン「Sport 2030」を策定した。さらに、Sport 2030の重要政策のひとつである国際競技力向上において、国の強化戦略プラン「National High Performance Sport Strategy 2024」を公表し

た。これは、競技団体とAISおよび州立のスポーツ研究所・アカデミーがはじめて合同で策定した共同戦略でもある。

この強化戦略に基づき、世界をリードするハイパフォーマンスシステムを構築・運営するために、競技団体、国と州・地区の政府系スポーツ研究所等がこれまで以上に一体的に連携し、政府、地域コミュニティ、教育機関、および産業界等との連携を強化する方針が示された。そして、国としての連携・協働体制を強化する上で、各関係機関の役割と責任を明確に提示した。

□ オーストラリア国立スポーツ研究所の改革

国の強化戦略の目標を達成する上で、AISの役割は、ハイパフォーマンススポーツにおける計画と資源配分

ロセスを主導し、AISと州立スポーツ研究所・アカデミーで構成するナショナル・インスティテュート・ネットワーク (National Institute Network : NIN) が、AISのリーダーシップのもとで、競技団体やアスリートに世界基準のサポートサービスを提供することとなった。

これを受け、AISは、州立のスポーツ研究所・アカデミーでは取り組むことが困難な施策に重点的に取り組み、州立のスポーツ研究所・アカデミーの拠点でアスリートへのサポートを提供する仕組みに転換した。これにより、AIS設立以来、長期間継続してきたスポーツ医・科学研究・支援サービスの規模を縮小し、テクノロジーを活用した技術開発や人材の育成、アスリートウェルビーイング等に取り組んでいる。また、長年の知見や

表10-6 オーストラリア州・地区のスポーツ研究所・アカデミー一覧

名称	主な競技	東京オリンピック		東京パラリンピック	
		競技種目	アスリート数(人)	競技種目	アスリート数(人)
ACT アカデミーオブスポーツ (ACT Academy of sport)	陸上、自転車、ホッケー、ボート、競泳	不明	不明	不明	不明
クイーンズランドアカデミーオブスポーツ (Queensland Academy of Sport)	陸上、格闘系、ボクシング、カヌー、自転車、飛込み、サッカー、ゴルフ、ホッケー、ボート、ラグビーセブンス、セーリング、スケートボード、競泳、サーフィン、トライアスロン、バレーボール、水球、車いすバスケット、車いすラグビー	不明	128	12	40
ニューサウスウェールズインスティテュートオブスポーツ (New South Wales Institute of Sport)	陸上、カヌー、スラローム、カヌースプリント、自転車、飛込み、ホッケー、セーリング、ボート、ソフトボール、パラアーチェリー、サーフィン、水球、競泳、車いすバスケット、冬季競技	21	105	13	44
ビクトリアインスティテュートオブスポーツ (Victorian Institute of Sport)	陸上、自転車、飛込み、ホッケー、ネットボール、ボート、セーリング、射撃、競泳、車いすバスケット、エアリアルスキー	17	52	10	31
タスマニアインスティテュートオブスポーツ (Tasmanian Institute of Sport)	陸上、自転車、ホッケー、ボート、カヌー、スラローム、ネットボール、セーリング、競泳	7	9	1	2
サウスオーストラリアインスティテュートオブスポーツ (South Australian Institute of Sport)	ビーチバレー、カヌースプリント、自転車、飛込み、ホッケー、ネットボール、ボート、競泳	18	54	7	10
ウェスタンオーストラリアインスティテュートオブスポーツ (Western Australian Institute of Sport)	陸上、バスケットボール、カヌー、自転車、飛込み、ホッケー、ネットボール、ボート、セーリング、競泳、車いすバスケット	19	51	10	24
ノーザンテリトリーインスティテュートオブスポーツ (Northern Territory Institute of Sport)	特定競技のプログラムはなし	1	2	1	1

各機関資料 (2022) より作成

表10-7 Australia's High Performance 2032+ Sport Strategyにおける重点領域

重点領域	概要
パフォーマンスの発揮	重要な場面におけるトップアスリートのパフォーマンス発揮
アスリートパフォーマンスパスウェイ	表彰台とその先を見据えた、未来のハイパフォーマンスアスリートの発掘、育成、及び支援
世界をリードする知識と実践	高度に機能するパフォーマンスチームとして、アスリート、コーチ、及びパフォーマンスへの支援における世界トップレベルの知見や技術、実践値の活用
優れた人材と組織	多様な人材を惹きつけ、育成し、維持するとともに、ハイパフォーマンススポーツの原動力としてその人の持つ潜在能力を最大化できる優れた組織の構築

Australia's High Performance 2032+ Sport Strategy (2023) より作成

研究に基づきガイドラインや立場表明（ポジションステートメント）を策定し、それらを競技団体や州立スポーツ研究所・アカデミーに共有し、情報や知識の普及等に注力している。

一方、AISは、2018年以前からも、競技団体や州立スポーツ研究所・アカデミーが活用できるツールの開発を推進してきた。たとえば、2013年に競技団体ごとに異なるアスリートのパスウェイを構造化・可視化するための、FTEM Frameworkを開発した。これにより、競技団体やコーチなどが、アスリートのパスウェイを検証し、計画的に支援できる仕組みの構築が進んだ。また、これまで競技団体や州立スポーツ研究所・アカデミーが個別に保有していたデータベースを統合し、アスリートやコーチ、およびスポーツ医・科学スタッフ等が、時間や場所の制約を受けずにアスリートのデータにアクセスでき、アスリートの健康やパフォーマンス向上のための教育や意思決定に活用できるインターネットプラットフォーム「アスリートマネジメントシステム（AMS）」を開発してきた。2023年3月現在、42競技団体の150万件以上のトレーニングセッションや30万件以上の治療の記録が蓄積されており、これらのデータを傷害予防や教育に活用している。

AISは2012年の強化戦略プランに基づき、ハイパフォーマンススポーツシステムにおけるリーダーとしての役割を担っている。また、2019年の強化戦略プランにより、オーストラリアのハイパフォーマンススポーツシステムにおける各団体の役割と責任が明確になったことで、これらの取り組みがさらに加速してきた。

□ ブリスベン2032大会開催を契機とした強化戦略

オーストラリアは、2023年1月に、ブリスベン2032大会の自国開催以降を見据えたハイパフォーマンス

スポーツにおける戦略プラン「Australia's High Performance 2032+ Sport Strategy」を公表した。これは2018年からそれぞれの役割の中で連携強化が進んできたハイパフォーマンススポーツ関係機関が作成過程に関わり、競技団体、AISや州立スポーツ研究所・アカデミー、オリンピック委員会やアスリート等が共同で策定したものである。この特徴は、ビジョンの「We win well to inspire Australians」に象徴されるように、ただ勝つのではなく、安心安全で公平で協力的な文化や行動を伴うハイパフォーマンススポーツシステムで勝つことの重要性を鑑みて「Well」を入れたところにある。

また、「包摂的で持続可能なスポーツシステムの構築を追求するために団結する」をミッションとし、「一緒に働き、一緒に歩み、一緒に志し、一緒に達成する」ことが強調され、2032年以降を見据えた競技力向上施策において、各関係機関がともに団結し、連携・協働する重要性が明確に示された。

今後のオーストラリアの競技力向上施策において、パフォーマンスの発揮、アスリートのパフォーマンスパスウェイ、世界トップレベルの知識と実践、および優れた人材と組織の4つの重点領域が示された（表10-7）。オーストラリアは、3大会後となる自国開催に向けて今後さまざまな施策が打ち出されることが予想される。そして、ただメダルを獲得する（勝つ）ことだけでなく、安全で公平で協力的な文化と行動を伴う勝ち方（Win Well）も重要視した持続可能なハイパフォーマンススポーツシステムの構築が求められている。AISは、その実現に向け、州・地区のスポーツ研究所・アカデミーとのネットワーク（NIN）を牽引し、競技団体や教育機関等とも連携しながら、計画や資源の配分におけるリーダーとしての役割を担っていくことが期待されている。

（野口順子）

Ⅲ 持続可能な国際競技力向上施策の必要性

これまで各項で述べてきたとおり、わが国の国際競技力向上をささえる場としてハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）が位置づけられており、これらは第3期スポーツ基本計画に基づいている。一方で、東京2020大会、北京2022大会を経てわが国の国際競技力向上施策は、大きな転換期にある。これまで東京2020

大会招致の成功以降、右肩上がりが増えてきた予算は2019年度から微増にとどまっている（図10-11）。そこで、ここでは、これまで東京2020大会前からHPSCにおいて実施してきた国際競技力向上のための4つの準備と各事業との関係性をまとめる。

□ データベース化

これまで国立スポーツ科学センター（JISS）は、スポーツ医・科学、情報に関する多様なデータを蓄積してきた（表10-8）。そこでHPSCでは、2016年からアスリートやコーチなどが自由に情報を取得可能にするために情報の共通認証プラットフォームを作成し、ID管理を統一的に行う新しいシステムを構築してきた。これまで単体で稼働していた競技者栄養システム（Mellon II）、次世代医療情報システム（JINIE-Medicine）、画像解析WS兼筋形態計測支援システム、トレーニング体育館総合支援システム（SCWAT）、JISS統合情報環境TSC事業サブシステム（JINIE-TSC）、スポーツ映像データベースシステム（JISS nx）、入館および入退管理システム、西が丘基幹ネットワークシステム等を連動させて利便性の向上を図ってきた。

さらに、アスリートの発掘・育成を道筋として捉えたアスリート育成パスウェイに関するデータと、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）、日本スポーツ協会（JSPO）、そして日本スポーツ振興センター（JSC）が各競技団体の作成した強化戦略プラン（4年・8年）をもとにした協働コンサルテーションに関するデータを一元管理するデータベースも準備した。

今後、JISS開所より20年間蓄積してきたデータを公開できれば、ハイパフォーマンススポーツにおける学術研究分野の推進につながる可能性も考えられる。

□ ネットワーク化

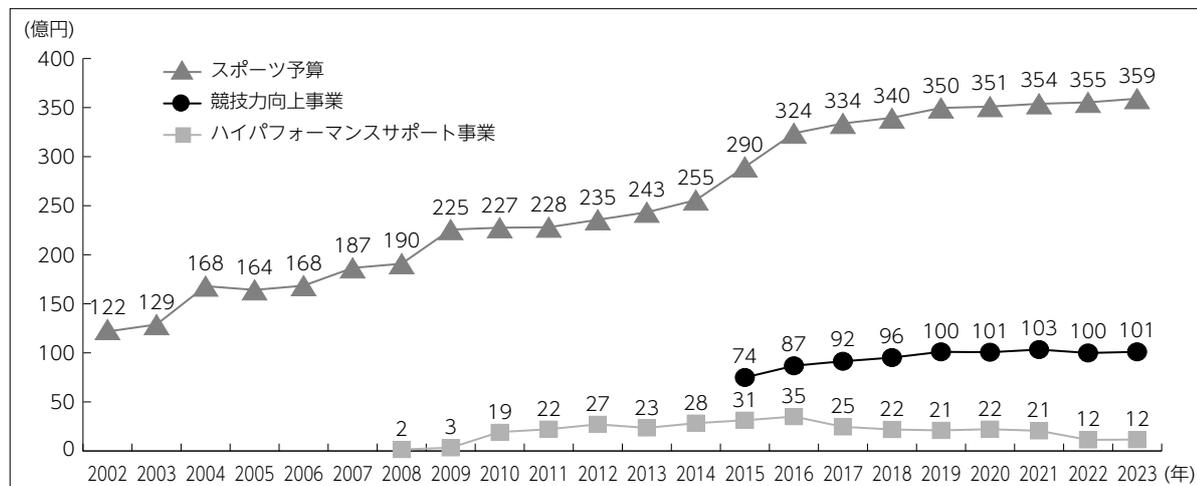
HPSCでは、国内の体育・スポーツ系大学と連携協定（MOU）を結び人材の交流や共同研究を進める枠組みを構築しており、2023年1月現在で13の大学と締結している。これらに加えてトップアスリートが中核拠点であるHPSC以外においても支援を受けることができるように、地域のスポーツ医・科学センター、大学、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点をネットワーク化する事業を推進している。この事業では、HPSCがトップアスリートに提供してきたスポーツ医・科学、情報に関する支援をパッケージ化して提供する試みも実施している。さらに、アスリート育成パスウェイに関する事業では、ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク（WPN）も有しており、前述の大学とのMOUや地域とのネットワークと合わせてタレント発掘・育成から強化まで包括的な国内のネットワークが整

表10-8 国立スポーツ科学センターが保有する主なデータ

項目	詳細データ数	
フィットネスチェック（ASC）	測定データ数（件）	約 1,912,000
	利用登録者数（人）	約 22,000
メディカルチェック	登録データ数（件）	約 31,000
	診療（受傷データ）	受傷データ数（件）
競技者栄養システム（Mellon II）	利用登録者数（人）	約 6,000
スポーツ映像データベースシステム（JISS nx）	利用競技種別数	52 競技種別
	利用登録者数（人）	約 5,000
	映像登録者数（件）	約 673,000
コンディショニングアプリ（Athletes Port）	利用競技種別数	59 競技種別
	利用登録者数（人）	約 800
	データ登録数（件）	約 886,000

2022年8月1日現在。日本スポーツ振興センター資料より作成（2022）

図10-11 わが国のスポーツ予算と競技力向上関連予算



注 2014年度まではマルチサポート事業（技術開発含む）。2017年度からハイパフォーマンスセンター基盤整備含む。

文部科学省資料（2023）より作成

いくつかある。

一方、諸外国では、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、カナダ、オーストラリアなどにおいても国内のネットワーク化による育成と強化がますます進んでいる。これら強豪国の動向を把握しつつ、わが国の制度に合ったネットワーク化の推進は必須項目のひとつである。

□ パッケージ化

強豪国との熾烈な競い合いの中で国際競技力向上を推進するためには、育成・強化予算の増加が不可欠となる。しかし、自国開催であった東京2020大会が終了した現在、この分野に予算の多くを費やす必要があるのかという意見も少なくない。そこで、国際競技力向上施策に予算化する説明責任が問われることとなる。HPSCでは「ハイパフォーマンススポーツからライフパフォーマンスへ」をコンセプトとして、トップアスリートに提供したスポーツ医・科学、情報に関する支援をパッケージ化して地域のスポーツ医・科学センターや大学に提供する試みを実施している。将来的には、高校生、中学生、そして小学生や高齢者へのパッケージの展開も考えている。具体的には、暑熱対策としてスポーツ医・科学の知見を活用した手法を高校生や中学生の大会でも活用できれば、真夏の大会でも安全にプレーすることができる可能性が高い。さらに、小学生や高齢者に提供できれば、真夏でも安全・安心な体育の授業やスポーツを楽しむ可能性が増すであろう。これらの実践により、国際競技力向上施策への予算の費消が、二次的な効果として国民への還元につながる可能性が考えられる。

□ メソッド (方法) 化

HPSCでは毎年、1年間実施した支援と研究等の事業をまとめて「ハイパフォーマンススポーツセンター年報」として発表している。その中では、JISSが実施したスポーツ医・科学、情報に関する支援事業も掲載してきた。現在、JISSでは、これまでの支援に関する方法をまとめた書籍出版の準備を進めている。開所当初から実施してきた各競技団体への支援は、競技団体の助言のもとで試行錯誤を繰り返し完成されてきたものも少なくない。さらに、2014年より開始したパラリンピック競技への支援においても、多くの方法を確立してきた。また、オリンピックやパラリンピックでは、現地での支援拠点であるハイパフォーマンスサポート・センター（通

称：サポートハウス）を設置してきた。これはアメリカやオーストラリアという強豪国の事例をもとに日本流にアレンジしてきたものであり、現在ではカナダ、ドイツ、オランダ、フランスなどが興味を示し情報共有を求められたものである。これについても設置と運営に関する手法などについてもメソッド化のひとつとして取り組んでいきメソッド化の公開により、各競技団体はスポーツ医・科学委員会等で独自の支援を実施することも容易になるだけでなく、地域での高校生から小学生の年代を対象としたスポーツ医・科学分野の支援の展開につながる可能性も考えられる。

□ まとめ

今後、予算の削減も見据えた中で持続可能な国際競技力向上を実現するためには、大きく分けて三つの施策を推進する必要がある。ひとつは、次世代のアスリートが発掘・育成される環境の整備と国際競技力強化を一体として捉えたアスリート育成パスウェイ（アスリートの道筋）の仕組みを構築することである。2つめは、スポーツ医・科学、情報に基づくアスリートやコーチなどに関する支援の徹底である。3つめは、HPSCのさらなる機能強化と活用（人材の交流と育成を含む）である。そのためには、国（スポーツ庁）、スポーツの統括組織、地域スポーツ医・科学センター、大学、企業などとの役割分担と強い連携を図りオールジャパン体制を構築していく必要がある。

（久木留毅）

第11章 スポーツ・インテグリティ

I スポーツ・インテグリティの推進に関する近年の動向

わが国のスポーツ施策の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」において、「スポーツ・インテグリティ」という用語がはじめて登場し、その用語を含む具体的施策が示されたのは、2017年に公表された第2期スポーツ基本計画からである。

一方SSF「スポーツ白書」において、スポーツ・インテグリティが主要テーマのひとつとして取り上げられたのも「スポーツ白書2017」(2017)が最初である。そして、2020年3月に発行された「スポーツ白書2020」(2020)では、2017~2019年におけるスポーツ・インテグリティに関する国内外の主な施策が「近年の施策として」取り上げられ今日にいたっている。

このような経緯を踏まえ、2020年以降のスポーツ・インテグリティの動向に着目し、その捉え方や取り組みの概要を事例をあげて示す。具体的には、国内外の政府機関やスポーツ統括団体等公的組織の動向を中心に概観し、最初に、スポーツ・インテグリティ(スポーツの誠実性・健全性・高潔性)のこれまでの捉え方や取り組みの方向性も含めた代表事例を緒言的に示す。次に、昨今の国内外における公的なスポーツ・インテグリティの動向を、①ガバナンス・コンプライアンス、②ハラスメント防止、③ドーピング防止、④試合の不正操作防止およびSNS等での誹謗中傷・差別等問題防止に関する取り組み観点などから概観し、それぞれの代表的な事例を示す。

最後に、第I節および第II節で論じた内容を「近年の動向」として総括する。加えて、気候変動や国際情勢の変化、あるいは多様性および共生社会の実現など、持続可能な社会の発展に資するスポーツの可能性の視点から、今後のスポーツ・インテグリティに関する新たな捉え方について提案する。

1. スポーツ・インテグリティ推進の動向

2011年、国際オリンピック委員会 (IOC) のジャック・ロゲ会長 (当時) は、違法なスポーツ賭博などからの圧力がスポーツに対する脅威となる可能性について懸念を示し、「スポーツは危機に瀕している (sport is in danger)」と述べた。また、同年3月1日に国際刑事警察機構 (INTERPOL) のロナルド・ノーベル事務局長 (当時) は、IOC本部で行われた会議において「スポーツ・インテグリティを脅かす圧力は増大し、その圧力は世界中のあらゆるところからさまざまな形で押し寄せている」と警鐘を鳴らした。

このような状況を背景に、国内においては、2014年にスポーツ・インテグリティをメインテーマとする日本スポーツ振興センター (JSC) 主催の公開シンポジウムがはじめて東京で開催された。そこでは「今日のスポーツ界を取り巻く国際社会において、スポーツのインテグリティを根幹から揺るがすような脅威が数多く存在している」とスポーツの危機的状況について言及された。そして、JSCは2014年度より「スポーツ・インテグリティユニット」を設置し、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する業務として、スポーツにおける八百長・違法賭博、ガバナンス欠如、暴力、ドーピング等のさまざまな脅威から、スポーツ・インテグリティを守る取り組みを実施している。

国内外の公的なスポーツ組織においてインテグリティという用語活用の発生と広がりが顕著にみられるようになったのは、2010年前後と推測されている。そして、その背景には、ドーピングに加えて、八百長・違法賭博、暴力、ハラスメント、ガバナンスおよびコンプライアンスといった広範囲にわたるスポーツの価値を脅かす倫理および社会的な問題がある、との指摘がなされている。

国内の公的なスポーツ組織においてインテグリティという用語活用の発生と広がりが顕著にみられるようになったのは、2010年前後と推測されている。そして、その背景には、ドーピングに加えて、八百長・違法賭博、暴力、ハラスメント、ガバナンスおよびコンプライアンスといった広範囲にわたるスポーツの価値を脅かす倫理および社会的な問題がある、との指摘がなされている。

2. スポーツ・インテグリティの捉え方と取り組み

□ 国内の動向

スポーツ・インテグリティという用語がはじめて掲載

された第2期スポーツ基本計画では、次のような捉え方と施策目標が示されている。

まず、捉え方については「スポーツにおけるインテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)とは、必ずしも明確に定義されているとはいえないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である」。

そして具体的な政策については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。」との政策目標が掲げられ、その上で次のような具体的施策が示された。

- ・国は、JSC、JOC、日体協及び日障協と連携し、スポーツ団体の組織運営に係る評価指標を策定するとともに、必要な体制を整備して継続的にモニタリング・評価し、支援が必要な団体に対し必要な助言等を行うことを通じて、スポーツ・インテグリティに一体的に取り組む体制を強化する。
- ・国は、スポーツ団体と連携し、スポーツ・インテグリティに関する優れた取組の情報提供により、スポーツ団体の取組の活性化を促進する。
- ・国は、スポーツ団体における不適切な事案が発生した場合の対応手順等の整備や組織運営の基盤である人材や財務等の強化に関する支援を通じ、関係法規を遵守した透明性の高い健全なスポーツ団体の組織運営を促進する。
- ・国は、プロスポーツ団体がスポーツ・インテグリティに組織をあげて取り組んでいることを踏まえ、コンプライアンスセミナーなどの情報提供や必要な助言を行う。

また、第3期スポーツ基本計画(2022)では、わが国の今後5年間にわたる総合的かつ計画的に取り組む12の施策の中に「スポーツ・インテグリティの確保」が明記された(第1章、p.24)。この計画において「(スポーツ・インテグリティとは)スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。」と記述されている。そして、具体

的政策について「国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。」という政策目標のもと、「スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底」「紛争解決制度の整備」「ドーピング防止活動の推進」「スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶」「SNS等での誹謗中傷・差別等問題防止に関する取り組み」に関する具体的施策が示されている。

□ 諸外国の動向

近年の国外におけるスポーツ・インテグリティ政策の重要なものとして「ユネスコ体育・スポーツ担当大臣等国際会合(MINEPS)」の動向に注視する必要があるだろう。なぜならば、この会合は、各国のスポーツ政策に関わる担当大臣と上級実務者(Senior Officials)が一堂に会する会合であり、そこでの決議や宣言内容が参加各国のスポーツ政策に影響を及ぼすと予測されるからである。

2013年にドイツ・ベルリンで開催された第5回会議(MINEPS V)では、「スポーツ・インテグリティ」が3つのテーマのひとつとして設定され、スポーツのインテグリティの保護に関する条文が、「ベルリン宣言(Declaration of Berlin)」に明記された。その主な内容は「スポーツの自治、アンチ・ドーピング、八百長・試合の不正操作及び違法賭博対策、国境を超えた組織犯罪対策」などである。

また、2017年にカザンで開催された第6回会議(MINEPS VI)では、「不正を発見した際の報告システムの確立や独立した監督機関を設置することの重要性」などが論議された。そして、会議の成果文書として「カザン行動計画」が策定され、ここには、「スポーツ・インテグリティを脅かす八百長やドーピングは脆弱なスポーツ団体のガバナンスや資金不足が要因となっていることを指摘し、政府がスポーツの高潔性の保護に介入することの必要性」について言及され、3つの「メインポリシー」のひとつに「スポーツ・インテグリティの保護」が明記された。当該の内容としては、①アスリート、観客、労働者等の保護、②子ども、若者、社会的弱者の保護、③スポーツ団体のグッドガバナンスの促進、④スポーツ競技会の不正操作への対応の強化、⑤適切なアンチ・ドーピング政策的フレームワークおよび効果的コンプライアンス測定の保証などが示されている。

このカザン行動計画をもとに、2020年に欧州評議会

(Council of EUROPE : CoE) は「スポーツ・インテグリティに関するガイドライン (Guidelines on sport integrity)」を策定している。欧州評議会はガイドラインについて、「初めて、スポーツ競技、人々、スポーツ組織のインテグリティを維持することを目的とした豊富なイニシアチブが、スポーツのインテグリティに対する単一の全体論的アプローチにまとめられ、ガイドラインを提供するために作業部会が設置された」と公表している。

このガイドラインには、スポーツのインテグリティとは、「人類及び社会の持続可能な発展に対するスポーツの貢献を保護し、最大化するための前提条件である。」といった捉え方が示されている。また、「スポーツ・インテグリティには、個人、組織及び競技会のインテグリティ確保が必要」と記され、併せて、スポーツ・インテグリティの観点から拒否されるものとして「試合の不正操作・八百長、差別、ドーピング等の不正行為、暴力、虐待、腐敗、犯罪行為」などがあげられている。加えて、スポーツ・インテグリティの観点から重視されるものとして「スポーツ団体のガバナンス強化、人権の尊重」といった取り組みに関する方向性も明記されている。

また、近年の動向として、フィンランドやオーストラ

リア、あるいはエストニアなど複数の国において、自国のスポーツ・インテグリティの保護に関わるドーピング防止や試合の不正操作防止などを行う機関や組織を統合する動きもみられている。たとえば、フィンランドは2016年に、フィンランドにおけるドーピングコントロールとスポーツ競技の不正操作の防止、観客の安全確保に責任を担う新たな組織としてフィンランドスポーツ・インテグリティ・センター (Finnish Center for Integrity in Sports : FINCIS) を創設した。エストニアは2019年に、ドーピング防止、スポーツ競技の不正操作の防止、スポーツにおける差別・虐待・ハラスメントの防止、そしてスポーツ競技参加者の安全性確保などを行うエストニアスポーツ・インテグリティ・センター (Estonian Center for Integrity in Sports : ECIS) を設立した。オーストラリアでは2020年に、国内のアンチ・ドーピング機関 (Australian Sports Anti-Doping Authority : ASADA) や健康部門のナショナル・スポーツ・インテグリティ・ユニット (The National Integrity of Sport Unit : NISU) のプログラムなどの運用を統合する役割を担うスポーツ・インテグリティ・オーストラリア (Sport Integrity Australia) を新設している (第1章、p.16)。

(勝田隆)

II 国内外における新たな取り組みの動向

1. ガバナンス・コンプライアンスに関する取り組み

□ 国内の取り組み

スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの推進は、昨今、国内外で最も取り組みが進められてきた政策分野のひとつといえる。ここでは、2020年以降に運用を開始した「スポーツ団体ガバナンスコード」の適用に関する国内の動向について整理する。

スポーツ庁は2018年12月20日に「スポーツ・インテグリティ確保に向けたアクションプラン」(以下、アクションプラン) を公表し、スポーツ団体のガバナンス強化に向けて、以下の方針を掲げた。

①「スポーツ団体ガバナンスコード」(以下、ガバナンスコード) の策定 (なお、ガバナンスコードには「中央競技団体向け」と「一般スポーツ団体向け」の2つ

がある。)

- ②スポーツ団体のガバナンスコード遵守状況に関する自己説明・公表の促進
- ③JSPO、JOC、JPSAの統括3団体によるガバナンスコード適合性審査の実施
- ④スポーツ庁長官、JSC理事長、統括3団体の会長が構成員となる「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」(以下、円卓会議) の設置
- ⑤JSCによるスポーツ団体モニタリングの実施
- ⑥JSCにおける不祥事が発生した中央競技団体の外部調査を支援する仕組みの構築
- ⑦スポーツ団体への公的支援と適合性審査結果との連携
このうち、②に関しては、ガバナンスコードの公表を踏まえ、スポーツ庁はスポーツ団体に対して、ガバナンスコードに対する遵守状況を公表し、定期的に見直すように推奨している。アクションプランを踏まえ、統括3

団体は傘下の競技団体が中央競技団体（NF）向けガバナンスコードへの遵守状況について自己説明・公表することを加盟団体の責務とするよう、2019年度末までにそれぞれの加盟団体規程を改正した。2020年度以降、統括3団体に加盟するNFは、毎年10月末までに自己説明資料を作成し、各団体のウェブサイトへの掲載を通じて公表することとなっている。また、統括3団体自体もNF向けガバナンスコードへの遵守状況について、毎年度自己説明・公表を行っている。

統括3団体とそれらに加盟するNF以外は、基本的に一般スポーツ団体向けガバナンスコードの適用対象となる。スポーツ庁は2019年9月、一般スポーツ団体（統括3団体とその加盟競技団体以外の団体）の指導・支援等の業務を行っている都道府県、NF、（一社）大学スポーツ協会、（一社）日本トップリーグ連携機構等に対して、スポーツ庁長官メッセージを送付し、一般スポーツ団体向けガバナンスコードを活用し、各団体が指導・支援するスポーツ団体のガバナンス確保に活用するよう呼びかけた。これに合わせ、各スポーツ団体が簡便に自己説明を作成・公表できるよう、2021年3月よりJSCにおいてスポーツガバナンスウェブサイトの運用が開始された。2023年1月現在、同ウェブサイトには1,900を超える国内のスポーツ団体が登録され、各団体のガバナンスコード遵守状況に関する自己説明を確認することができる。また、JSCではスポーツ庁の要請を踏まえ、2021年度のスポーツ振興くじ・基金助成事業より、スポーツ団体が申請を行う場合はガバナンスコードによる自己説明・公表を完了していることを要件に追加した。助成金申請を行うスポーツ団体は、上記のスポーツガバナンスウェブサイトにて自己説明の登録・公表を完了させ、公表確認書を受領し、申請書類に添付することとなっている。自己説明・公表を行うかどうかは各団体の自由意志に任されているが、これらによりNFにせよ、一般スポーツ団体にせよ、一定の強制力のもと、ガバナンスコードに即した情報開示が求められる状況となっている。

統括3団体の加盟団体規程改正によって、傘下のNFが4年ごとに中央競技団体向けガバナンスコード適合性審査を受審し、審査を通過することがその責務と規定された。なお、JPSA加盟団体のうち、適合性審査の対象となるのは日本パラリンピック委員会（JPC）加盟競技団体のみである。JSPO、JOC、JPCには合わせて約120のNFが加盟しており、2020年度以降、毎年度約

30団体ずつ適合性審査が進められている。審査結果は各統括団体のホームページに公表されている。統括3団体は合同で適合性審査委員会を設置し、共通の審査基準を策定し、審査を行っている。対象の団体は、NF向けガバナンスコードの各原則・各項目への遵守状況について、以下4点の基準で評価を受ける。「適合」評価を受けるためには、すべての審査項目に対して「F」以外の評価を得る必要がある。

- A：当該審査項目におけるNF向けコード規定を十分に遵守していると認められる。
- B：当該審査項目におけるNF向けコードの規定を十分には遵守していないものの、直ちに遵守することが困難である具体的かつ合理的な理由を説明し、遵守に向けた今後の具体的な方策や見通しについて説明していると認められる。
- N：当該審査項目を自らに適用することが合理的でないと考え、合理的な自己説明を行っていると同認められる。
- F：前3号のいずれの評価にも当てはまらない。

審査の対象となる団体は、7月末までに審査書類を提出し、予備調査を受けることとなる。予備調査の過程で審査書類の修正等の対応が行われ、12月に開催される審査委員会において適合・不適合が決められる。その後、統括3団体は審査結果を理事会に諮り、機関決定することで、審査結果に基づく加盟団体の処遇を確定する。確定された審査結果は2月に統括3団体のウェブサイトにて公表され、3月以降に開催される円卓会議に報告される。

適合性審査の結果には、適合・不適合の合否判定のほか、グッドプラクティスが認められる場合は好事例としてその取り組みが紹介されている。また、審査結果自体は「適合」であるが、B評価となった審査項目のうち、現時点で「対応していないことにより、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねない」と審査委員会が判断する場合、「要改善事項」として指摘が付される場合がある。要改善事項が付された団体は、その項目の改善状況について翌年度、改めて適合性審査を受審する必要がある。

スポーツ庁長官は2018年12月26日、JSC理事長、統括3団体の会長とともに、円卓会議設置と、アクションプランに示された各団体の実施事項に関する合意形成を行った。以後、円卓会議は毎年度1回のペースで開催され、統括3団体による適合性審査結果の報告等が行わ

れている。なお、当初は適合性審査等のNFのガバナンス確保に関する議題に限定されていたが、2022年10月に開催された第5回円卓会議よりその他の政策課題に関する情報共有が行われ、第6回円卓会議では、「大規模な国際又は国際競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」の設置について決議がなされるなど、スポーツ庁、統括3団体、JSCの長が多様な政策課題に対して意見交換や方針を策定する場としての位置づけが定まりつつある。

JSCはアクションプランに基づき、スポーツ団体のモニタリングとして、NFのガバナンスまたはコンプライアンスの現況評価を支援する取り組みを行っている。対象団体は統括3団体加盟NFから無作為抽出され、ガバナンスであれば理事・監事を、コンプライアンスであれば競技者・指導者・事務局員を対象としたアンケート調査により、組織運営上のリスク評価レポートが作成され、対象団体にフィードバックされる。これは団体関係者の意識、理解をアンケートにより可視化することで、組織運営上のリスクを把握し、不祥事発生の未然防止に繋げる活動であり、適合性審査と合わせてNFにおけるガバナンス・コンプライアンス強化の推進が期待される。取り組みの結果は円卓会議にも報告される。

JSCではさらに、アクションプランを踏まえ、不祥事の発生等により第三者による調査が必要になった中央競技団体の求めに応じて、弁護士等のアドバイザーを派遣し、第三者調査委員会の設置方針等について助言を行う「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」を設置している。

スポーツ庁はアクションプランおよび財政制度等審議会の指摘を踏まえ、ガバナンスコードに基づく適合性審査評価結果等を、国費を財源とする競技力向上事業助金の交付に、以下のとおり反映させている。

①自己説明・公表（毎年）状況の活用

適切に行われていない場合：10%減額

②適合性審査結果（4年ごと）および改善状況の活用

審査結果が不適合の場合：翌年度の申請不可

要改善事項の再審査が未改善の場合：20%減額

③不祥事案件（随時）の取り扱い

不祥事事案として円卓会議に報告された場合：20%減額

不祥事事案としては、これまで2件の事案が円卓会議に報告されている。

以上、ガバナンスコード公表後、2020年以降の国内の動きについて解説した。アクションプランで示された

スポーツ団体のガバナンス強化に向けた方策は一通り実行され、実績が積み重ねられている状況といえる。2023年度は適合性審査開始から4年目となり、統括3団体加盟の全NFが1回目の適合性審査を終える。これまでの取り組みの成果と実績を踏まえ、アクションプランも含めて政策・施策の検証と見直しが求められるタイミングにきているといえよう。

□ 諸外国の事例

諸外国ではわが国に先立ち、スポーツ団体のガバナンス強化のため、特に公的助成を申請するスポーツ団体に対してガバナンスの基準を定め、定期的な適合性チェックを実施しており、わが国のスポーツ団体ガバナンスコード作成においても多く参照されてきた。

○イギリス

イギリスでは2016年に政府系機関のUKスポーツとスポーツ・イングランドが共同でガバナンスコードを策定し、2017年より公的補助を申請するスポーツ団体に対して適合性審査を行っている。同コードにはTier3（主に大規模団体向け）とTier1（主に小規模団体向け）の2種類があり、申請する補助総額に応じて、適用するガバナンスコードと審査内容に柔軟性をもたせている。

2020年7月、3年間の適合性審査の実績を踏まえ、UKスポーツとスポーツ・イングランドはガバナンスコードの改定を行うことを発表した。改定に向けて、専門家や関係団体、公的補助を受ける団体等から広範囲に意見を聴取し、2021年12月に改定版ガバナンスコードを公表した。反黒人差別運動への対応なども背景として、Tier3コードでは、役職員における多様性の確保、福祉・安全確保担当理事の指名、人事戦略の策定と毎年の評価・見直し等の細則が追加された。また、旧コードでは公的補助を申請するすべての団体がTier1またはTier3コードへの適合を求められたが、改定コードでは1万ポンド以上の補助を申請する場合から必須となる等、運用においても変更がみられた。

○オーストラリア

オーストラリアでは政府系機関のスポーツ・オーストラリア（旧オーストラリア・スポーツ・コミッション）が、2012年にスポーツ・ガバナンス原則を公表し、2013年以降、公的補助の交付を受けるNFに対して遵守を求めている。NFの適合性審査に加えて、スポーツ団体理事対象の教育講座の提供、スポーツ団体の理事ポスト情報の公表、規程やガイドライン、議事録等のテン

プレートの提供等を行っており、スポーツ団体の経営、運営の支援を進めている。

○カナダ

カナダ政府は2019年に「カナダ・ハイパフォーマンス・スポーツ戦略」を策定し、その中で①「カナダ・スポーツ・ガバナンス・コード」の策定、②ハイパフォーマンスに関するリーダーは明確な権限系統を有しかつスポーツ団体内の役割と責任をもとに意思決定する、③意思決定においてアスリートの声を参照する、④アスリートおよびNF等はカナダ・アスリート権利・責務宣言を採択する、との方針が掲げられている。

これを受け、NF等からの意見聴取を踏まえ、2021年に「カナダ・スポーツ・ガバナンス・コード」が公表され、すべてのNFは2022年12月31日までに同コードへの遵守が求められている。

○国際スポーツ団体等

スポーツ団体のガバナンス強化について、国際スポーツの統括団体においても取り組みが進められてきた。国際オリンピック委員会（IOC）は、2009年に「オリンピック・ムーブメントにおけるグッドガバナンスに関する基礎的な普遍原則」を定め、各国・地域のオリンピック委員会等、オリンピック・ムーブメントに係るスポーツ団体に対して、オリンピック憲章、倫理規程とともに同コードへの遵守を呼びかけている。

夏季オリンピック競技国際連盟連合（Association of Summer Olympic International Federations：ASOIF）は、加盟団体である夏季オリンピック競技の国際競技連盟（IF）のガバナンス強化方策を検討するため、2015年にガバナンス・タスクフォースを設置した。そして2017年以降、定期的にASOIFが開発したガバナンス基準への自己評価アンケートを実施し、その報告書において団体名を明記するかたちで各団体の遵守状況レベルを公表している。また、加盟団体のガバナンス強化に関する好事例についてもレポートにまとめられ、ウェブサイトで公表している。

2017年にIOCの呼びかけで設置された「スポーツにおける反腐敗国際協力会議（International Partnership against Corruption in Sport：IPACS）」では、スポーツ団体による汚職、腐敗防止の観点から、ASOIFのガバナンス規準を更新し、すべての国際・国内競技団体向けのガバナンス規準を作成するとともに、各規準の詳細解説と参考情報を集約し2022年に公表している。

以上、諸外国および国際スポーツ団体等の取り組みを

紹介した。ガバナンスに関する規準を作成し、関係するスポーツ団体に遵守を求めることは世界的に進められている施策である。これに加え、好事例や規程等のテンプレートの提供、有償・無償の教育プログラムの提供等を行う団体もあり、わが国においても参考となる取り組みといえる。

（桶谷敏之）

2. ハラスメント防止に関する取り組み

□国内の取り組み

2013年4月25日、JSPO、JOC、JPSA、（公財）日本中学校体育連盟（中体連）、（公財）全日本高等学校体育連盟（高体連）は連名で「スポーツ界における暴力根絶宣言」を公表し、スポーツにおけるあらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明した。2023年はこの宣言が公表されてから10年の節目となる。ここでは、スポーツにおける暴力行為やハラスメントへの対策に関して、特に関係機関による相談窓口の設置に関する動向を中心に、整理、解説する。

2013年2月、下村文部科学大臣（当時）は、前年に生じた柔道女子日本代表監督らによる暴力事件等を受け、スポーツ指導から暴力の一掃を呼びかける大臣メッセージを発した。その中で、指導者が暴力に頼らないコーチング技術を身につけるとともに、各競技団体に相談・通報窓口を設置し、中立的な第三者が相談を受ける仕組みの整備の必要性が指摘された。

これを受け文部科学省では、「スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議」が設置され、JSCに第三者相談・調査制度を導入することについて検討された。2014年1月より、JSCではスポーツ指導において暴力・ハラスメントの被害を受けたトップアスリートの相談を受け付ける窓口を開設し、2023年2月現在も運用を続けている。

JSCによる相談窓口開設の前後で、統括団体の窓口設置が進められた。JOCは、2013年にJOC強化指定選手や専任コーチ等を対象とした相談窓口を開設した。JSPOも2013年に相談窓口を設置し、スポーツ少年団やJSPOの公認指導者資格保有者等が関係する事案への対応を行っている。JPSAの相談窓口では、加盟団体の事案も含め、より幅広い相談に対応している。中体連、

高体連、(一社) 大学スポーツ協会もそれぞれ相談窓口を設置し、生徒・学生の事案に対応する環境整備が進められている。2014年に設立された(一社) 日本スポーツ法支援・研究センターでは、JSPOの相談事案の調査等を引き受けるとともに、スポーツに関するあらゆる相談に対して初回無料で法律の専門家に対応するサービスを提供している。

2013年以降、中央競技団体(NF)における相談窓口設置も進められている。2019年にスポーツ庁が公表した「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」では、原則9において、スポーツを行う者の権利利益が不当に侵害されることを防ぎ、スポーツ団体の自浄作用を機能させるため、相談・通報窓口の設置と関係者への周知等の実施を求めている。そして2020年度より、ガバナンスコードへの適合性審査が開始されたこともあり、NFにおける相談・通報窓口については飛躍的に整備が進んでいる。表11-1に、NFが2022年に公表した自己説明資料記載内容から、倫理・コンプライアンスに関する規程整備、倫理委員会の設置、通報・相談窓口の設置に関する状況をまとめた。規程整備を完了しているNFは、JSPO・JOC加盟団体で96.1%、JPC加盟団体で97.8%と、ほぼすべてのNFが対応している結果であった。また、通報・相談窓口の開設状況については、JSPO・JOC加盟団体で85.5%、JPC加盟団体で

73.9%であった。適合性審査開始前の2019年度の調査データと比較して、すべての項目で体制整備が進んでいる結果となった。

しかしながら、国際NGOであるヒューマン・ライツ・ウォッチは、2020年に公表した報告書において、子どもがスポーツの場でいまだに暴力・暴言等の被害を受けているわが国の状況を指摘している。同報告書はさらに、暴力・暴言等が認定された場合の処遇が不統一、組織体制が細分化されているために横断的に事案に対処できる組織がスポーツ界にない、被害者支援のインフラの欠如等を指摘した上で、法整備によりスポーツにおける暴力・暴言等の禁止の明確化、スポーツにおける子どもの虐待を一元的に対処する独立した行政機関の設置等を提言している。この提言の背景には、依然としてスポーツにおける暴力行為等が存在する現実があり、その是正に向けたより実効性のある施策について継続した検討と実行が求められている。

スポーツ庁は2021年より、JSCや統括団体、NF等が設置・運営する暴力・ハラスメント等相談窓口の情報を取りまとめ、一覧表をウェブサイトで公開している。JSPOは2022年6月、新たに「登録者等処分規程・処分基準」を制定し、処分基準および手続きの一本化を進めている。また、スポーツ少年団員等が相談窓口を利用しやすくするため、子ども向けの専用ウェブサイトを公

表 11-1 中央競技団体における倫理規定・倫理委員会・相談窓口整備状況

	JSPO・JOC 加盟団体 (%)	JPC 加盟団体 (%)
倫理・コンプライアンスに関する規程整備状況		
整備済み	96.1 (75.8)	97.8 (56.5)
準備中又は未整備	3.9 (24.2)	2.2 (43.5)
倫理委員会等の設置状況		
設置済み	89.5 (89.4)	78.3 (52.2)
設置準備中	7.9 (3.0)	21.7 (8.7)
設置予定なし	2.6 (7.6)	0 (39.1)
相談窓口設置状況		
設置済み	85.5 (71.2)	73.9 (37.0)
設置準備中	11.8 (10.6)	10.9 (8.7)
設置予定なし	1.3 (1.5)	0 (4.3)
独自には設置せず、上位団体・統括団体等の窓口を活用	1.3 (-)	15.2 (-)
役職員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動を実施している団体 (ドーピング防止のための教育啓発活動を除く)	63.2 (53.0)	54.3 (41.3)
監督・コーチその他の競技スタッフに対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動を実施している団体 (ドーピング防止のための教育啓発活動を除く)	75.0 (68.2)	58.7 (39.1)
選手に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動を実施している団体 (ドーピング防止のための教育啓発活動を除く)	68.4 (62.1)	58.7 (47.8)
審判員に対する倫理・コンプライアンス違反の予防のための教育啓発活動を実施している団体 (ドーピング防止のための教育啓発活動を除く)	65.8 (40.9)	23.9 (17.4)

注1 2022年10月末までにJSPO、JOC、JPCに加盟する122の中央競技団体が公表した「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく自己説明資料から集計。

注2 自己説明資料は定性的な説明資料であるため、記載内容から定量データに変換している。

注3 JSPO加盟団体とJOC加盟団体はその多くが重複しているため、合算して集計した。

注4 JSPO、JOC、JPCのいずれにも加盟している団体については、JSPO・JOC加盟団体として集計し、JPC加盟団体の集計からは除外した。

注5 括弧は、JSC調べ(2020)より数値を引用。調査方法が異なるため、参考値であることに留意が必要である。

各中央競技団体資料(2022)より作成

開している。

指導者をはじめとした関係者へのコンプライアンス教育の取り組みも進められている。スポーツ団体ガバナンスコードにおいて、スポーツ団体は役職員、指導者・指導スタッフ、選手、審判員に対するコンプライアンス教育の実施が求められている。2022年度のNFの自己説明資料から得られたデータと、JSCが適合性審査開始前の2019年度に実施したアンケート調査結果の比較をみると、NFにおける関係者のコンプライアンス教育の実施状況についても、すべての項目で実施団体数の割合が増えていることがわかる。他方で、3~4割以上の団体において対応ができていない現状も確認された。NFを含め、スポーツ団体は慢性的に人手不足であることを考慮すれば、今後さらにコンプライアンス教育実施団体の割合を増やすために、有償・無償の教育プログラムの提供、教材の開発・提供、教育を担える講師の育成や講師候補者の紹介制度等を充実させていくことが考えられる。

スポーツ団体ガバナンスコードの公表をはじめ、近年多くの取り組みが進められ、スポーツをする者の権利利益を守るインフラ整備が進められている。今後、関係団体が運用する相談窓口や、コンプライアンス教育等の取り組みにおいて相互に連携を強化し、より柔軟に事案に対処するとともに、失敬事例の共有等も含め、スポーツにおける暴力・ハラスメント等の不祥事の発生を未然に防ぐ活動を積極的に推進していくことが求められている。

□ 諸外国の取り組み

○アメリカ

2016年に発覚したアメリカ体操協会所属医師による選手への性的虐待は、過去20年間で被害者は368人に上ると報じられた。この事件を契機に、2018年2月、連邦議会で「2017年若年被害者の性的虐待からの保護及びセーフスポーツ授権法」が成立し、全米セーフスポーツセンター（US Center for SafeSport）の設置が、連邦法上に規定された。これにより、アメリカ・オリンピック・パラリンピック委員会（USOPC）に関する規定が改正され、全米セーフスポーツセンターを設置すること、USOPCおよびその加盟NFは統一のセーフスポーツコードを採択し、事案への対処については同センターに従うこと、USOPCは同センターの運営費を拠出すること等が定められた。同センターは、法律により

NFへの管轄権を有し、セーフスポーツコードへの違反事案に関する調査・勧告を行う。2020年には、アマチュアスポーツのガバナンスに関する改正法が成立し、USOPCからの同センターへの拠出金が毎年2,000万米ドル（約27億円）に増額されるとともに、通報義務の適用範囲が拡大された。同センターはオンラインフォームと電話で相談を受け付け、匿名相談も可能である。

○イギリス

イギリスでは慈善団体による活動が特徴的である。英国コーチング協会（UK Coaching）は指導者向けの教育プログラムやツールキット、さまざまな情報提供を行い、安全・安心なスポーツ環境整備に向けて指導者に必要な知識・知見の獲得を支援している。スポーツにおける子どもの保護局（NSPCC Child Protection in Sport Unit）は、スポーツにおける児童虐待への対応として2001年に設立され、NFを含むスポーツ団体に対して同局が作成した虐待等防止規準への遵守促進、遵守状況の監査報告、関係者のトレーニングと助言提供等の支援を行っている。また、保護者向けの情報提供等の支援も積極的に行っている。

スポーツ・レゾリューション（Sport Resolutions）は、イギリスのスポーツ仲裁機関として問題事案への審問に対応している。同組織は2022年、政府系機関のUKスポーツ（UK Sport）およびスポーツ・イングランド（Sport England）と提携し、「Sport Integrity」と題したパイロットプログラムを開始し、第三者機関としての相談窓口の運用を始めている。対象はUKスポーツから支援を受けるオリンピック・パラリンピック競技の選手、関係者および団体関係者で、メールフォームと電話で相談を受け付けているが、匿名相談は不可としている。

○カナダ

カナダ・スポーツ紛争解決センター（Sport Dispute Resolution Centre of Canada : SDRCC）は、2021年よりカナダ政府からの資金援助を受け、2022年より「虐待のないスポーツ」（Abuse-Free Sport）プログラムを開始した。カナダでは2021年4月より、連邦政府から支援を受けているすべてのNF等は、「スポーツにおける虐待の防止と対応に関する普遍的行動規範」（Universal Code of Conduct to Prevent and Address Maltreatment in Sport : UCCMS）の採択が求められている。虐待のないスポーツプログラムでは、第三者機関として上記NF管轄範囲のUCCMS違反

事案へ対処している。また、カナダ・スポーツ・ヘルプラインを開設し、スポーツに関する虐待、ハラスメント、差別等に関する相談を、メールと電話で受け付けている。匿名での相談も可能となっている。

○オーストラリア

オーストラリアでは法改正により、政府機関のオーストラリア・スポーツ・アンチ・ドーピング機構 (Australia Sport Anti-Doping Authority : ASADA) とナショナル・インテグリティ・スポーツ・ユニットが統合され、2020年7月にスポーツ・インテグリティ・オーストラリア (Sport Integrity Australia : SIA) が設立された。SIAはNFに対してナショナル・インテグリティ・フレームワークを提供し、これを採択するNFに関係する事案の相談を受け付け、調査・勧告等を行っている。相談はメールフォームで受け付けているが、匿名相談は不可となっている。

諸外国におけるハラスメントの防止と事案への対応として、通報・相談窓口の設置、関係者への教育等は各国で共通して実施されている。法体系や社会制度が異なるため、諸外国の取り組みを即座に導入することは困難であるものの、相談窓口の機能強化のため関係スポーツ団体に共通する規約の採択や、相談員候補者やスポーツ団体関係者への情報提供の強化などは、今後のわが国の施策検討においても参考となる。

(桶谷敏之)

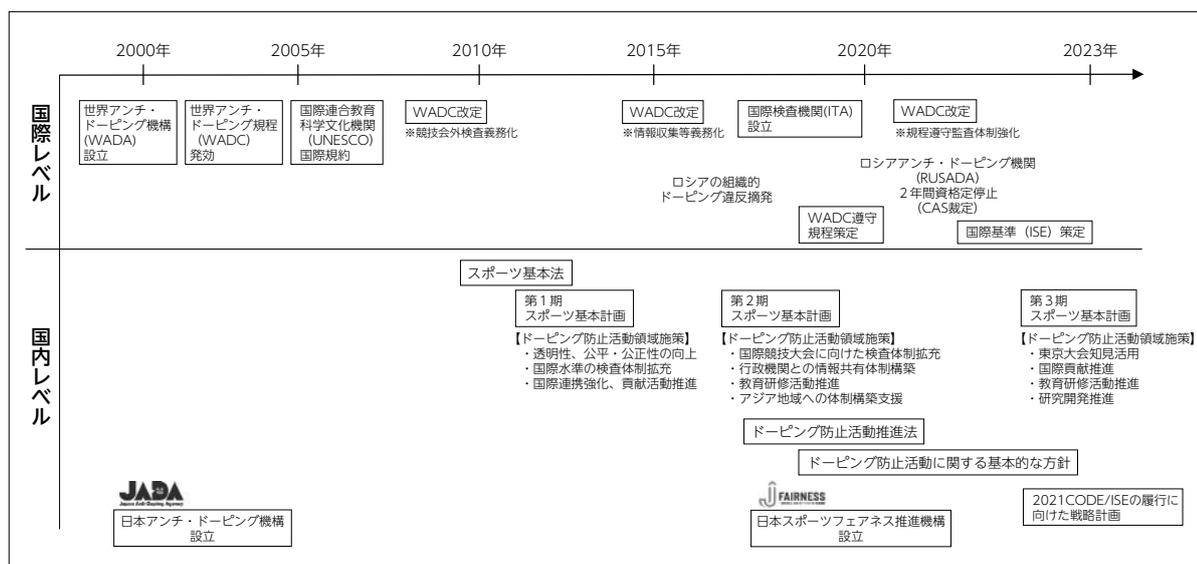
3. ドーピング防止に関する取り組み

スポーツにおけるインテグリティ確保の観点では、ドーピング違反への対処は現代のスポーツにおいて重要な位置づけである。1999年に世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) が設置されるなど、世界規模での対策が実践されている。2015年にロシアにおける組織的ドーピング違反が発覚したことを受けて、ドーピング対策はさらに厳格な運用が導入されている。

□ ドーピング防止活動の法制化

1999年、国際オリンピック委員会 (IOC) を中心とするスポーツ界と各国政府が財源拠出と運営権限を50対50の比率で担うハイブリッドな国際機関である世界アンチ・ドーピング機構 (World Anti-Doping Agency : WADA) が設立され、2003年には、スポーツ界におけるドーピング防止活動の統一規則である世界アンチ・ドーピング規程 (World Anti-Doping Code : WADC) が策定された (図11-1)。その後、WADCは、IOC、国際パラリンピック委員会をはじめ多くの国際競技連盟、それぞれの国・地域のオリンピック委員会・パラリンピック委員会および各国の国内アンチ・ドーピング機関により批准され、名実ともにスポーツ界を統一するアンチ・ドーピング規則となった。他方、スイス民法に基づく民間法人であるWADAが策定

図11-1 国内外のドーピング防止活動の変遷



各団体資料 (2022) より作成

した規則であるWADCは政府に対する拘束力がなく、スポーツの健全性の確保において責任のある立場で関与すべき各国政府のドーピング防止活動への参画を確立する手段が求められていた。これを受けて、2005年には国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization：UNESCO）が「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（UNESCO国際規約）」を策定し、各国政府が直接ドーピング防止活動に参画する基盤を構築した。2022年12月現在、わが国を含む世界191ヵ国が締約国となり、各国政府がドーピング防止活動に積極的に参画している。

□ スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

WADC、およびこれに関連する国際基準は、6年に一度の周期で大幅に改正される。2015年の改定により、競技者に関わるさまざまな情報を収集、解析を行うインテリジェンス活動を検査立案の過程に組み込む、または検体の分析によらないドーピング違反行為を立証する活動の実施が義務化された。競技者に関する情報の範囲には、行政機関のみが有する情報の活用も想定されており、各国においてアンチ・ドーピング機関と行政機関との連携体制の構築が進められている。わが国においては、これら事情に加え、東京2020大会のドーピング検査体制構築の必要性等を背景として、2018年10月1日、「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」が施行された。同法律により、ドーピング防止活動推進に関する施策を実施するための法制上および財政上の措置を政府として講じることの責務が明文化された。その上で、ドーピング防止活動を推進する国内体制については、日本スポーツ振興センター（JSC）は、中核的な機関として積極的な役割を果たすものと規定された。これらの施策により、わが国のドーピング防止推進体制は、民間組織である（公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）と行政機関との連携が図られ、その活動の基盤がさらに強化されることとなった。

また、同法律では国際レベルの競技者による不正目的のドーピング行為は法律違反になると明示された。同法律の施行により、行政機関が保有する情報をドーピング防止活動に活用することが可能となり、東京2020大会期間中のドーピング検査活動において行政機関との連携が実現し、クリーンな大会を実現するための検査体制の

強化が図られた。

□ スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」の第11条には、文部科学大臣に対してドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に推進するための基本方針を策定することを求めており、2019年3月には「スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）」が策定された。これにより、わが国のドーピング防止活動は文部科学省およびスポーツ庁が示す方針のもと、行政施策として推進される体制が拡充され、政府が指定する国内アンチ・ドーピング機関であるJADAがJSCとの連携のもとで具体的な事業を推進する体制が規定された。

基本方針においては、ドーピング検査、ドーピング検査員等の人材育成、検体分析に関する研究開発、教育、国際協力、プロスポーツにおける取り組み、サプリメント製品、スポーツ施設への検査室の設置等の広範な領域について具体的な施策が論じられている。

□ 独立性の確保と東京2020大会のドーピング防止活動

2015年11月、ロシアによる組織的なドーピング違反が発覚し、ドーピング検査体制の独立性、中立性の確保がより高い次元で要求される状況となった。これを受けIOCは独立した立場でオリンピック競技大会のドーピング検査を遂行するための第三者機関である国際検査機関（International Testing Agency：ITA）を設置し、オリンピック競技大会をはじめとするIOCが主催する競技大会に関するすべてのドーピング検査活動を委譲する体制をとった。東京2020大会は、ITAがはじめて所管する夏季オリンピック大会となった。

なお、わが国ではWADAの監査において、競技団体がJADAにドーピング検査を依頼し検査代金を支払う当時の形態が、検査計画立案（内容・規模ほか）に競技団体が介入しているとの評価を受けた。これを受け、ドーピング検査の独立性を担保するため、検査指針を審議するアンチ・ドーピング体制審議委員会が設置され、同委員会を運営するとともに、検査等の財源を整備するため（一社）日本スポーツフェアネス推進機構が2018

年に設立された。これにより検査指針とともに、独立した検査財源が確保され、同指針・財源のもとに日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が個別具体的な検査計画を立案遂行する体制へと移行している。

オリンピック・パラリンピック大会のドーピング検査の実施においては、予見性を伴う競技大会での検査主体の体制から、事前通知のない競技会外検査を主体とする体制へと大きく切り替わってきている。このような背景のもと、東京2020大会においてはITAが主導し大会開幕の6ヵ月前から世界規模でドーピングリスクの高い対象者を特定して検査を遂行するタスクフォースが設置され、JADAもこのメンバーとして世界規模での事前ドーピング検査活動を展開した。タスクフォースのもと、東京2020大会で実施されたすべての33競技を対象に2万6,000件に及ぶ検査推奨が提示され、世界各国のアンチ・ドーピング機関がこれと連携し検査推奨に基づく大会前の検査を実施した。

東京2020大会期間中のドーピング検査は、オリンピック大会では6,200件の検査（尿、血液）が実施され、6件のドーピング違反が報告されている。パラリンピック大会では2,174件の検査（尿、血液）が実施され、1件の違反が報告されている。

東京2020大会では、ドーピング検査のほかに日本政府が主導するレガシープログラムであるスポーツ・フォー・トゥモローの一環として、ドーピング防止教育、情報発信活動が広範に展開された。JADAでは2014年から2021年までの8年間にわたり、教材の多言語翻訳版の世界各国への提供、各国のドーピング防止活動に従事する人材を日本に招聘するなどアジアをはじめとする世界各国のドーピング防止体制の拡充支援を展開した。パラリンピック大会期間中には8年間の活動の集大成となる情報発信ブースを設置し、アスリートのみならず社会全体に向けたスポーツの価値を保全する活動を発信した。

□ 第3期スポーツ基本計画におけるドーピング防止活動

「スポーツ基本法」（2011）の規定に基づき2012年3月に策定されたスポーツ基本計画では、スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上、ドーピング防止活動推進のための環境整備を政策目標として設定している。これら政策領域は第2期、第3期の基本計画においても継承されており、2022年3月に策定された第3期スポーツ基

本計画では、東京2020大会の開催を通して獲得した知見、成果、技術レベル、ネットワークなどの活用を通してさらなる体制の拡充を推進しつつ、検査体制等の整備、国際的な活動、教育研修活動、研究活動の4領域について具体的な施策を掲げている。

具体的な施策目標としては、国際的な検査員の育成プログラムへの参画、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の高度化する違反を念頭に検査体制等を拡充することを掲げている。

国際的な活動については、WADA設立以来の常任理事国としてリーダーシップを発揮し、国際的な活動の意思決定に関与してきた実績を踏まえ、継続的に国際的なドーピング防止活動に貢献することを掲げている。

教育研修活動については、2021年に発効となったWADAの教育に関する国際基準に沿った国内体制の構築のほか、スポーツに関わる機会が少ない専門分野の医師、歯科医師、薬剤師に対する情報提供の拡充、大学生アスリートなどへの一層の教育推進を行うことを掲げている。

研究活動については、巧妙化、高度化するドーピングの検出、アスリートの負担軽減の実現のために最先端の研究を推進することが掲げられている。

JADAは、スポーツ庁、JSC、WADA認定ドーピング分析機関であるLSIMメディエンス（株）、研究活動推進において連携する大学等と協働して、第3期スポーツ基本計画に掲げられている政策課題に取り組んでいる。

□ 教育活動の義務化と2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画

国際的なドーピング防止プログラムにおいては、かねてよりドーピング検査と並行して教育の重要性が指摘されていた。しかしながら、実際のドーピング防止教育の実践については統一された基準や方針が示されていなかったことから、実際の活動はそれぞれの実施主体に委ねられている状況が長く続いていた。他方、ドーピング防止活動における摘発・抑止と予防のバランスの観点から教育の重要性が強く指摘されており統一された基準に基づく実効性を担保した教育の実施が望まれていた。

これらの背景から、2021年1月には教育に関する国際基準（International Standard for Education：ISE）が施行され、国際競技連盟、各国アンチ・ドーピング機関、各国・地域のオリンピック・パラリンピック

委員会、国内アンチ・ドーピング機関等の各組織における義務事項として位置づけられることとなった。

ISEの施行による大きな体制改編としては、教育の概念が統一され「スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的及び意図的ではないドーピングを予防するための、学習の過程をいう」と定義された。当該定義のもとで、ドーピング防止活動を推進する各組織においては、「情報提供」「ドーピング防止教育」「価値を基盤とした教育」「啓発」の4つの要素を組み込んだ教育プログラムの策定が義務次項として規定された。

また、教育プログラムの策定においては、年間の教育計画を策定し教育を実践するとともに実績の検証も義務化されている。その上で、各組織の教育実施状況についてWADAから監査がなされ、適切な事業遂行がなされていない場合には、是正勧告がなされる体制が導入された。

わが国においては、これらISEが要請する諸事項を、実効性を確保した体制のもとで推進するため、スポーツ庁とJADAが連携し、2021Code/ISEの履行に向けた教育に関する検討会議を設置し、有識者、統括組織代表等の参加を得て、課題を整理するとともに、具体的な教育の実施に向けた「2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」を2022年3月に策定した。今後、同戦略計画のもとでJOC、JPC、JSPO等の統括組織およびNFが年間の教育計画を策定し、それぞれに推進する体制へと移行していくことが想定されている。

□ スポーツ愛好者層を対象とした 諸外国の取り組み

スポーツの公平性、公正性はトップレベルのスポーツにのみ求められるものではない。パフォーマンスのレベルにかかわらずスポーツはフェアでなければその魅力や価値は失われてしまう。

ドーピング防止活動の実態について、ドーピング検査をイメージする人が多いが、ドーピング検査はその一部でしかない。ドーピング防止活動はスポーツの公正性、公平性を保護し、その価値を守る活動であり、ドーピング検査のみならず教育、調査研究等を総合的に推進する活動である。

また、先述のとおり教育においては、倫理観や信条を育み倫理的に行動する意思決定能力を醸成する「価値を基盤とした教育」の推進が義務化されている。これらの

教育活動は、一部のトップレベルのアスリートのみを対象としたものではなく、ジュニア期のアスリート、指導者、スポーツ愛好家をも対象とした実施が理想的とされており、競技大会会場においてブースを設置したり、会場の大型モニターなどを介してこれら価値を基盤とした教育、啓発活動が実施されている。

また、北欧を中心に、フィットネスクラブにおいてエクササイズを行うスポーツ愛好家が禁止物質を含むサプリメントを使用することによる健康被害が生じている問題に取り組む活動が実施されている。フィットネスクラブは、スポーツ愛好家がエクササイズのために利用する場所としての位置づけのみならず、地域のスポーツ愛好家の情報交換、発信の場としての機能もあることから、禁止物質の濫用は社会に大きな影響を及ぼす可能性がある。スポーツの観点のみではなく、社会全体の健康問題の観点からアンチ・ドーピング機関とフィットネスクラブが連携し、研修会等の提供のみならずフィットネスクラブの会員に対してドーピング検査を実施する取り組みが実施されている。

(浅川伸)

4. インターネットの進展等に 伴い注視すべき取り組み

① 試合の不正操作防止に関する取り組み

スポーツ組織における「インテグリティ」という用語活用は、2010年前後を境に、ヨーロッパおよびオーストラリアのスポーツ関係組織を中心に広まってきたと考察されている。その中で、スポーツ試合の不正操作(manipulation of competitions)は、スポーツ・インテグリティにとっての大きな脅威と捉えられている。2020年に欧州評議会が公表した「スポーツ・インテグリティに関するガイドライン」が指摘しているように、スポーツ・インテグリティに関する問題は当初、「その殆どがスポーツ試合の不正操作のリスク」として捉えられていた。事実、2010年代の前半、国際スポーツ団体においてインテグリティと題される業務は、試合の不正操作や違法賭博対策が中心であった。

近年、インターネット技術を活用した新しい賭博が開発される中、国境を越えた賭博も多く行われている。Jリーグをはじめとした日本国内の試合も、諸外国で行われる賭けの対象となっている。なかには組織犯罪集団とつながる違法賭博サイトもあり、スポーツ界はその脅威

にさらされてきた。本稿では、違法賭博による試合の不正操作に関する取り組みの背景と概要の一端について示す。

□ 違法賭博による試合の不正操作の概要

2014年に成立した「スポーツ試合の不正操作に関する欧州評議会国際条約」(マコラン条約)において、「スポーツ試合の不正操作」(Manipulation of sports competitions)とは、「自己又は他者の不当な利益を得るため、予測不可能というスポーツ試合の本質の一部又は全部を取り除くために、スポーツ試合の結果又は過程を不正に変更することを目的とした意図的な取り決め、行為、又は不作為」と定義されている。

ここでいう不当な利益が、金銭に結びつく場合と結びつかない場合がある。後者の例としては、決勝トーナメントで有利な相手と試合するために予選リーグで力を抜く、いわゆる無気力試合が考えられる。この場合はJリーグが採用している「ベストメンバー規定」のように、無気力試合を違反行為として競技ルールの中で明記する等の対策を講じておく必要がある。後者の場合は、組織犯罪と結びつく場合もあり、スポーツ界以外との連携が必須となる。

不正操作が疑われるスポーツ試合では、賭博が行われている場合、掛け率が異常な変動を示すことが知られている。スイスのスポーツ・レーダー社等の専門業者は、多くの国際競技連盟等と提携し、世界各国のスポーツ賭博を常時監視し、異常値を検出した場合、提携している団体に警告を提供するサービスを行っている。

国際スポーツ団体の中では、国際テニス連盟および国際サッカー連盟が違法賭博・試合の不正操作対策としてかなり早い段階から専門部署を設置し、対策を進めている。

世界くじ協会(World Lottery Association: WLA)は、スポーツ界との連携を背景に、試合の不正操作防止に向けてスポーツに関連する賭博の異常な掛け率の変動を察知するシステムである「世界くじ監視システム」(Global Lottery Monitoring System: GLMS)を2014年から稼働し、関係団体に情報提供を行っている。

□ 国際連携の推進の概要

ドーピングは勝利やよりよい成績を得るために行われる不正行為であるが、試合の不正操作は、金銭等の自己

または他者の利益のために意図的に負けたり、故意に全力を出さない等の不作為により試合の結果および過程を操作する行為である。

前述のとおり、賭博と結びつく試合の不正操作では、組織犯罪集団の関与等が指摘されていることなどから、国際連携推進等の取り組み強化は必須である。

欧州評議会では2008年以降、試合の不正操作対策に関する決議がなされ、スポーツの重要課題に対する基準や政策を策定する会議である「スポーツに関する拡大部分協定」(Enlarged Partial Agreement on Sport: EPAS)に対して法案の起草が諮問された。この議論には欧州評議会加盟国以外も参加し、2014年にマコラン条約として公布され、2019年9月1日に発効された。条約批准国は、国内の競技団体や賭博運営団体等との連携および情報共有体制(国内プラットフォーム)を構築し、さらに他の批准国および関係国際機関と国内プラットフォームを通して連携・情報共有を進め、事案に対処することになる。

なお、2017年に体育・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS)で採択された「カザン行動計画」において、試合の不正操作防止に向けた各国政府のコミットと連携の必要性が指摘されており、マコラン条約への批准はそのひとつの方法論として考えられている。ドーピング対策と同様に、スポーツ試合の不正操作の脅威に対抗するには、スポーツ界のみならず各国政府、国際機関、関係機関の連携・協働がより重要になっている。

□ 国際オリンピック委員会の取り組み

国際オリンピック委員会(IOC)がオリンピック競技大会において試合の不正操作・違法賭博対策を開始したのは北京2008大会からである。2010年バンクーバー冬季オリンピック閉会后、IOCは試合の不正操作・違法賭博対策のためのワーキンググループを設置し、スポーツ団体だけでなく国際刑事警察機構(INTERPOL)や賭博運営団体の代表等をそのメンバーに加え、議論を開始した。ロンドン2012大会において、IOCはイギリス賭博委員会(UK Gambling Commission)と連携し、オリンピック競技大会の試合に係る試合のモニタリング体制を整備し成功を収めた。IOCはこれをモデルとして、その後のオリンピック大会組織委員会に同様の体制整備を求めている。2015年4月、IOCは国際スポーツ・インテグリティ・フォーラム(International Forum for Sports Integrity: IFSI)を開催し、ロンド

ン2012大会での実績も含め、ワーキンググループでの議論の総括をスポーツ団体、関係国際機関、各国政府代表等と共有し、連携の強化を訴えた。

2014年に発表されたIOCの中期改革計画である「オリンピック・アジェンダ2020」において、IOCはINTERPOLとの連携を明記し、共同研究と教育ツールの開発を進めた。IOCは現在、各国・地域オリンピック委員会、競技団体、政府関係者等を対象に、INTERPOLと共同でワークショップを開催し、教育啓発活動を進めている。また、オリンピック競技大会開催国を対象に同様のワークショップを開催しており、東京2020大会に向けては2019年に実施されている。

IOCはまた、オリンピック・ムーブメントに関連する試合の賭博情報を集約し、異常な掛け率の変動を把握し、関係機関と共有するシステムである「インテグリティ賭博インテリジェンス・システム」(Integrity Betting Intelligence System: IBIS)を2014年から運営している。2017年以降、IBISの対象はオリンピック競技大会からその他の競技大会にも拡大された。これら大会に関連する賭博情報のモニタリング結果はIBISに集約され、異常が検知されれば関係機関、関係国に共有され、必要な対応を促す体制整備が進められている。

さらには、試合の不正操作防止に関する規程を作成し、オリンピック競技大会での運用を開始している。また、同規程の運用を担う特別チーム(Olympic Movement Unit on Manipulation of Competitions)を2017年に設置し、対策の強化を進めている。この取り組みを推進するためにはマコラン条約批准国が設置する関係団体との連携のための国内プラットフォームと同様の機能が各国・地域において必要となるため、IOCは特にオリンピック開催国に対して同条約への署名・批准を推奨している。

2017年のIFSI以降、IOCは経済協力開発機構(OECD)および国連薬物・犯罪事務所(UNODC)との連携強化を進めている。IOCとUNODCは、スポーツに関する不正防止に関する調査研究を2018年に公表し、試合の不正操作を含む不正防止のため、マコラン条約のほか、腐敗の防止に関する国際連合条約の適用可能性について言及している。

□ 国内の動向

わが国では、刑法の規定によりあらゆる賭博が禁止されている。宝くじやスポーツ振興くじ等の公営くじにつ

いては、個別に法律が制定されることで成立している。そのため、イギリス等の賭博が経済活動として認可されている国々とは、スポーツ賭博に対する向き合い方が大きく異なる。

また、海外の事業者が運営するオンラインカジノに日本国内からアクセスし、賭博を行う事例が急増している。現状でも違法行為となる事案であるが、賭博が合法の国において運営されているオンラインカジノは日本の刑法に基づく捜査を行うことが困難であるため、取り締まりが進まない状況である。また、海外のスポーツ賭博のウェブサイトには、日本語のページも用意されているものがあり、明らかに日本国内からのアクセスを意識した対応といえる。警察庁と消費者庁は、2022年10月に「オンラインカジノを利用した賭博は違法です!」とウェブサイト上で注意喚起を行っている。

マコラン条約も指摘するように、試合の不正操作は「予測不可能というスポーツ試合の本質」を破壊する行為であり、スポーツそのものの破壊行為といえるだろう。情報技術をはじめとした科学技術の進展に伴い、スポーツは新たな脅威と向き合い続けなければならない。スポーツ・インテグリティの確保に向けて、関係者がスポーツの本質とは何かという点を常に意識し、対策を講じていく必要があるだろう。

(桶谷敏之)

② ソーシャル・ネットワーキング・サービス等での誹謗中傷・差別等問題防止に関する取り組み

第3期スポーツ基本計画では、スポーツを、「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会に向け、新たな視点のひとつとして、さまざまな立場・背景・特性を有した人や組織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会の実現を目指すことが示されている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による行動制限、東京2020大会で追加されたアーバンスポーツの現代的性質も踏まえ、そのような社会実現に向けた環境整備や機運醸成が、今後より重要になるとされ、ここにインターネットをはじめとするテクノロジーの進化が資する側面は大きい。しかしながら、社会においては、プラスの側面だけでなく、いじめの助長やプライバシーの侵害などさまざまなマイナスの影響も顕在化している。そのような中、2022年3月、総務省は、安心・安全なインターネット利用に関す

る啓発を目的とした新たなウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」を開設した。また、法務省などとともに、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）といったソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（Social Networking Service：SNS）プラットフォームに関する人権啓発サイトを開設するなど、インターネット上の誹謗中傷が社会問題となっている。

スポーツ界も社会の一部であり例外ではない。北京2022大会においては、スノーボードで金メダルを獲得した女子選手がSNSでの誹謗中傷によるメンタルヘルスの不調により一時的に競技から離脱し、東京2020大会では複数の選手がSNSで誹謗中傷を受けたことを告白した。スポーツを、「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに自発的に参画し楽しさや喜びを得ることは、人びとの生活や心をより豊かにするウェルビーイングの実現にも繋がる。このためにも、ドーピング防止など主に「する側」の課題と捉えられがちなスポーツ・インテグリティについて、「みる側」にもこれまで以上にその担い手としての意識が求められる。

□ 国内における取り組み

国内におけるスポーツ・インテグリティへの脅威としては、アスリートの盗撮が問題となっている。また、単なる盗撮にとどまらず、SNSでの投稿が拡散され、性的な目的での写真や動画へ悪用されている事態もみられる。

このような問題に関するスポーツ界の動向をみると、2020年11月、JOC、JSPO、JPSA、（一社）大学スポーツ協会、（公財）全国高等学校体育連盟、（公財）日本中学校体育連盟、JSCは連名で、「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止の取り組みステートメント」を发出するとともに、スポーツ庁長官に対し「アスリートへの動画・写真による性的ハラスメント防止についての要望」を提出した。ステートメントにおいては、すべてのアスリートが競技に集中し、スポーツを心から楽しめる環境を守るため、スポーツ界全体でこの問題に取り組むことを打ち出した上で、盗撮をはじめアスリートの写真・動画を使用した性的な目的でのSNSへの投稿やウェブサイトへの掲載を「アスリートの写真・動画による性的ハラスメント」と位置づけ、大会における盗撮防止事例の共有や各大会での防止策の取組

みを後押しするなどの対策や、SNS投稿等の実態把握のための情報提供フォーム設置を行った。

他方、スポーツ庁はスポーツ基本計画において、スポーツを通じた共生社会の実現のため、女性の活躍促進の具体的施策として、スポーツを実施する者に対するインターネット上の誹謗中傷や、性的な意図をもった写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、統括団体をはじめとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発および被害防止のための関係団体の取り組み事例の共有等に取り組むとともに、スポーツを実施する者に限らないこれらの問題に関する法制上の課題や対応等について検討を進めるとし、この課題を強く認識している。同時に、スポーツを実施する者の安全・安心の確保の観点から、アスリートに対する誹謗中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止のための今後の施策目標として、関係省庁や団体等と連携して対処し、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進めることとしている。

また、スポーツ庁「持続可能な国際競技力向上プラン」（2021）においては、心理面のサポートに関する項目が示され、「インターネット上の誹謗中傷などアスリートを取り巻く昨今の状況を踏まえ、全てのアスリートが心身ともに健康な状態で競技に取り組み、大舞台で

アスリートの盗撮、写真・動画の悪用、悪質なSNS投稿は卑劣な行為です。

大会会場での盗撮等が疑われる行為を見かけましたら大会主催者にお知らせください。アスリートを傷つける性的目的のSNS投稿やWEB掲載を見かけましたら下記サイトよりご連絡ください。本日の対応にご協力ください。盗撮や悪用については盗撮への通報をお願いします。

<https://www.joc.or.jp/about/savesport/>

盗撮は盗撮防止条例で犯罪として処罰される可能性があります。
SNS等で本人の名前を掲げる書き込みは犯罪（名誉毀損罪）として処罰される可能性があります。
匿名による投稿であっても、法的手段により、投稿者が特定され、損害賠償請求の対象になる可能性があります。

関係団体 日本オリンピック委員会 全国高等学校体育連盟 日本スポーツ協会 全国学生体育連盟 日本女子体育連盟 日本学生体育連盟 日本中学校体育連盟 日本女子学生体育連盟 日本女子学生体育連盟 日本女子学生体育連盟 日本女子学生体育連盟

関係団体が協同して作成したポスター

最大のパフォーマンスを発揮できるようにするためには、メンタルトレーニングを含む心理サポートの充実を図り、アスリート・ウェルビーイング（アスリートが身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること）の向上に向けた取組を行う必要がある。あわせてアスリートを支えるコーチ・スタッフ等のメンタルヘルスも重要である」との認識に基づき、女性アスリートが健康に競技を継続するための環境整備と心理面での支援の充実を掲げている。

加えて、北京2022大会を控えた2022年1月には、「アスリートへのSNS等での誹謗中傷について（長官メッセージ）」として、SNS等を通じたアスリートへの誹謗中傷に対するメッセージが発せられた。この中では、ひとりの人間としてのアスリートの尊厳の保持を訴えるとともに、発信、拡散行為が民事上・刑事上の責任にいたることについて言及している。同時に、アスリート自身に対しては、HPSCでの心理サポートの実施、IOC、IPCによるアスリートやその家族、指導者などを対象とした24時間のメンタルヘルス支援を提供するヘルプラインの設置にも触れている。

スポーツ界は警察とも連携した取り組みも推進した。2021年7月、性的な目的でアスリート画像を撮影・拡散する行為が問題になる中、JOCなどスポーツ7団体と警視庁が意見交換会を開き、東京2020大会の開催を控えている状況も踏まえ連携体制を確認した。警察当局も摘発を強化し、警視庁は、JOCからの情報提供に基づいて女性アスリートの競技画像を無断転載したサイト運営者を著作権法違反容疑で逮捕したほか、千葉県警も、女性アスリートの動画をインターネットで販売した会社員を名誉毀損容疑で逮捕している。

また、近時の誹謗中傷の実態に鑑み、侮辱罪（刑法231条）について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを踏まえ侮辱罪の法定刑が引き上げられた。これを受けスポーツ庁は、「刑法等の一部を改正する法律による侮辱罪の法定刑引き上げ及びアスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止に向けた競技団体の取組事例等について」を関係団体に発出した。ここにおいて、厳罰化を周知するとともに、アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止に向けた競技団体の取り組み事例について共有を図ったほか、SNS等での誹謗中傷や写真や動画による性的ハラスメントに係る相談窓口についてのさらなる周知が依頼された。

□ 諸外国における取り組み

諸外国においては、特に人種差別等に関するSNSの負の側面がみられる。その対策の一環として、東京2020大会に先立つ2021年7月、IOCは、IPCと共同でメンタルヘルスカウンセリングサービス「Mentally Fit Helpline」を設置した。これは東京2020大会、北京2022冬季大会に参加するすべてのアスリートが、大会前、大会中、大会後3ヵ月間利用できる24時間のサポート体制であり、70以上の多言語に対応する専門カウンセラーが常駐し対応するものである。

人種差別に関する取り組みは、特にサッカー界において顕著である。たとえばサッカーのイングランド・プレミアリーグは、「No Room For Racism Action Plan」を打ち出し、SNSのボイコット活動を2021年4月に4日間にわたって実施した。この活動はインターネット上で行われる人種差別やそのほかの差別的な中傷に対する抗議活動として、イングランド・フットボール界のさまざまなステークホルダーが参加したが、プレミアリーグの声明では、フットボール界が団結したのは、ソーシャルメディア企業がこれまで以上にネット上の差別的表現を一掃する努力をしなければならないことを強調し、差別との戦いについて啓発活動を行う重要性を強調するためであり、選手としての声や影響力が集まれば多くの国の企業に説明責任を求めることにつながり世界中の観客に「誹謗中傷行為は許されない」という力強いメッセージを送ることができるとしている。

一方、国際サッカー連盟（International Federation of Association Football：FIFA）は、国際連合（United Nations：UN）が宣言した2022年6月18日の「ヘイトスピーチと闘う国際デー」に合わせ、国際大会期間中にソーシャルメディア上でサッカー選手に向けられる罵倒の度合いが高まっていることに関する報告書を出した。この中で、直近の2つの国際大会において40万件以上のSNS上の投稿を追跡した結果、5割以上の選手が何らかの差別的虐待を受けていることが明らかになった。また、テレビなどでの視聴者数や予選参加国の数ではオリンピックを凌ぐ世界最大のスポーツイベントであるFIFAワールドカップの2022年カタール大会期間中、FIFAは、世界のプロサッカー選手を代表する国際プロサッカー選手会（Fédération Internationale des Associations de Footballeurs Professionnels：FIFPro）と協力し、差別に対抗し選手を守ることを意図するため、ソーシャルメディア上のヘイトスピーチを

監視し大会期間中にブロックする「ソーシャルメディア保護サービス」(SMPS)を導入した。この取り組みについて、FIFPro会長は選手とその周囲のコミュニティがますます直面するようになる嫌がらせや虐待から保護することは、サッカー界の責務であると述べている。そのほか、スポーツ・インテグリティ・オーストラリアは、2021年11月、スポーツの場やオンラインにかかわらず虐待を許容しないという主旨の声明「PLAY IT

FAIR ONLINE」を出し、オンライン安全宣言への署名に参加した。同組織は、スポーツ・インテグリティの中核となるのは、すべてのスポーツ関係者を差別や中傷、虐待などの不適切な行為から保護することであると、オンライン・セーフティの必要性を強調するとともに、虐待に対して継続的で毅然とした対応を約束している。

(佐野総一郎)

III 今後に向けて：近年の動向の概要と新たな視点

1. 近年の動向の概要

ここまで2020年以降のスポーツ・インテグリティに関する国内外の代表的な動向を概観し、その中から特にスポーツ・インテグリティに関する捉え方や取り組みの

事例に着目した。表11-2および表11-3は、その結果も含めてSSF「スポーツ白書2020」で示した「各スポーツ組織・会議等にみられるスポーツ・インテグリティの意味に関する記述」および「国外の各スポーツ組織におけるインテグリティに関する動向」に、本章の内容を加

表11-2 近年のスポーツ・インテグリティに関する国内外の代表的捉え方の一例

組織	記述内容 (抜粋)
[国外]	
国際オリンピック委員会 (IOC)	スポーツ・インテグリティとはクリーンなアスリートを守るという意味である。
国際ラグビー連盟 (WR)	インテグリティとは、ゲームの核をなすものであり誠実さとフェアプレイによって生み出される。
オーストラリア・スポーツ・コミッション (ASC)	インテグリティとは内面の価値と実際の行動が一貫していること。インテグリティを有する個人は、自らの価値観、信念、原則に従って行動することができる人である。
国際コーチング・エクセレンス評議会 (ICCE)	「(インテグリティとは) 自身の価値観や行動に忠実であること。ロールモデルとして行動すること」
エストニアスポーツ・インテグリティ・センター (Estonian Center for Integrity in Sports)	エストニアスポーツ・インテグリティ・センターの目的は、エストニアにおける非差別的、倫理的、公正なスポーツを推進すること。
ナショナル・インテグリティ・スポーツ・ユニット (NISU, オーストラリア)	スポーツにおけるインテグリティとは何かについて、正式な定義を提供することは非常に困難。インテグリティについて「不当な強化や外部の利益に影響されない、公正で正直なパフォーマンスと結果を含む、スポーツに対するコミュニティの信頼を促進する倫理と価値観の表明」と定義。
欧州評議会 (CoE)	人類および社会の持続可能な発展に対するスポーツの貢献を保護し、最大化するための前提条件である。
世界アンチ・ドーピング機構 (WADA)	アンチ・ドーピングにおける教育の概念が統一され「スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的および意図的ではないドーピングを予防するための、学習の過程をいう」と定義。
[国内]	
文部科学省・スポーツ庁	第2期スポーツ基本計画 (2017) スポーツにおけるインテグリティ (誠実性・健全性・高潔性) とは、必ずしも明確に定義されているとはいえないが、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態であり、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念である。 第3期スポーツ基本計画 (2022) (スポーツ・インテグリティとは) スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。
日本スポーツ振興センター (JSC)	・「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態、を意味する言葉。 ・スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」
日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)	インテグリティ (高潔性) とは、「高潔性、すなわち、誠実であるとともに強固な倫理原則を維持できている状態」を意味します。特に、スポーツ界においては、インテグリティ (高潔性) を脅かすとして社会的に問題視されている事象として、ドーピング、八百長、差別、暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、スポーツ事故等が掲げられています。

勝田 (2017, 2018) より作成

筆して近年の動向を整理したものである。したがって、これは国内外の公的なスポーツ組織においてインテグリティという用語活用の発生と広がりが見られるよ

うになったと推測される2010年前後から現時点までの概要とも捉えることができるだろう。本章では、2つの表の内容を、2023年現在におけるスポーツ・インテグ

表 11-3 近年のスポーツ・インテグリティに関する国内外の代表的取り組みの一例

年	組織・機関	名称
[国外]		
2021	世界アンチ・ドーピング機構 (WADA)	教育に関する国際基準 (International Standard for Education : ISE) が施行され、国際競技連盟、各国アンチ・ドーピング機関等において教育活動が義務事項として位置づけられる。
2020	欧州評議会 (CoE)	「スポーツ・インテグリティに関するガイドライン (Guidelines on sport integrity) 策定。[「スポーツ・インテグリティには、個人、組織及び競技会のインテグリティ確保が必要」と記され、スポーツ・インテグリティの観点から拒否されるものとして「試合の不正操作・八百長、差別、ドーピング等の不正行為、暴力、虐待、腐敗、犯罪行為」などがあげられる。加えて、スポーツ・インテグリティの観点から重視されるものとして「スポーツ団体のガバナンス強化、人権の尊重」といった取り組みに関する方向性が示される。
	スポーツ・インテグリティ・オーストラリア (Sport Integrity Australia)	国内のアンチドーピング機関 (ASADA) や健康部門のナショナル・インテグリティ・スポーツ・ユニット (NISU) のプログラムなどの運用を統合する「スポーツ・インテグリティ・オーストラリア (Sport Integrity Australia)」新設。
2019	エストニアスポーツ・インテグリティ・センター (Estonian Center for Integrity in Sports)	国内のドーピング防止、スポーツ競技の不正操作の防止、スポーツにおける差別・虐待・ハラスメントを防止、そしてスポーツ競技参加者の安全性確保などを行うエストニアスポーツ・インテグリティ・センター (Estonian Center for Integrity in Sports) を設立。
2018	国際検査機関 (ITA)	主催者である IOC から独立した立場の第三者機関がドーピング検査を遂行する体制を構築するため、IOC が国際検査機関 (International Testing Agency : ITA) を設置。オリンピック大会等におけるドーピング検査活動を移管。
2017	国際陸上競技連盟 (IAAF)	IAAF のインテグリティ改革の中心に位置する独立した Athletics Integrity Unit (AIU) を 2017 年より正式に運用開始。
	第 6 回体育・スポーツ担当大臣等国際会議 (MINEPS VI)	第 6 回会議では、「不正を発見した際の報告システムの確立や独立した監督機関を設置することの重要性」などを論議。会議の成果文書「カザン行動計画」では、「スポーツ・インテグリティを脅かす八百長やドーピングは脆弱なスポーツ団体のガバナンスや資金不足が要因となっていることを指摘。[「スポーツ・インテグリティの保護」]が明記された。[①アスリート、観客、労働者等の保護 ②子供、若者、社会的弱者の保護 ③スポーツ団体のグッドガバナンスの促進 ④スポーツ競技会の不正操作への対応の強化 ⑤適切なアンチ・ドーピング政策的フレームワーク及び効果的コンプライアンス測定の見直し]などが示される。
2016	フィンランド政府	フィンランド・アンチドーピング機構 (Finnish Anti-Doping Agency) の役割を拡充しフィンランドスポーツ・インテグリティ・センター (FINCIS) を設立。
	国際陸上競技連盟 (IAAF)	ドーピングに関するスキャンダルを受け、「Road Map: "REBUILDING TRUST"」の中で、インテグリティ・ユニット創設のための措置として予算を倍増。
2015	国際オリンピック委員会 (IOC)	試合操作防止に関するオリンピックムーブメントコードを発表。オリンピック開催国組織委員会と Joint Intelligence Integrity Unit の設置を求める。
	イギリス政府	「Sporting Future : A New Strategy for an Active Nation」策定。「The Integrity of Sport」に言及し、関連施策を示す。
2014	国際オリンピック委員会 (IOC)	スポーツ・インテグリティおよびオリンピックの根本原則を保護のための新しいユニットの設立を表明。
	欧州評議会 (CoE)	「スポーツ試合の不正操作防止のための国際条約」制定。
2013	国際ラグビー連盟 (WR)	ウェブサイト上に「Integrity」ページを設置。
	第 5 回体育・スポーツ担当大臣等国際会議 (MINEPS V)	スポーツのインテグリティを守る (Preserving the Integrity of Sport) がメインテーマ。スポーツの価値へのコミットメントや八百長、違法賭博、ドーピングや汚職に対して立ち向かうことを表明。
	オーストラリア犯罪委員会	「オーストラリアのプロスポーツにおけるインテグリティへの脅威 (Threats to the integrity of professional sport in Australia)」に関するレポートを発表。
2012	国際サッカー連盟 (FIFA)	Security and Integrity Committee 新設。
	オーストラリア政府	National Integrity of Sport Unit を新設 (保健省)。
2011	国際刑事警察機構 (INTERPOL)	Integrity in Sport Unit を新設。
	欧州サッカー連盟 (UEFA)	各国インテグリティ担当者によるワークショップ初開催。
	オーストラリア・スポーツコミッション	「スポーツ・インテグリティ」を公的に定義化。
2008	国際ラグビー連盟 (WR)	ラグビー憲章に「Integrity」という項目を明示。
	国際テニス連盟 (ITA)	国際テニス連盟が Tennis Integrity Unit を新設。
2005	国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)	スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約 (UNESCO 国際規約) を策定。
2004	世界アンチ・ドーピング機構 (WADA)	スポーツ界におけるドーピング防止活動の統一規則である世界アンチ・ドーピング規程 (World Anti-Doping Code : WADC) を策定。
1999	世界アンチ・ドーピング機構 (WADA)	国際オリンピック委員会 (IOC) を中心とするスポーツ界と各国政府が財源拠出と運営権限を 50 対 50 の比率で担うハイブリットな国際機関である世界アンチ・ドーピング機構 (World Anti-Doping Agency : WADA) が設立。

次ページへ続く

リティの代表的な捉え方および取り組みの一例とする。

2. 多様性・共生社会の実現に向けた新たな視点

新型コロナウイルス感染症に加え、地球温暖化や海洋汚染、地域・教育・経済等の格差、そして人口、少子・高齢化問題など、さまざまな社会的課題に直面している。また、情報化やテクノロジーの急激な進化や、国境を巡る争いの激化など新たな国際情勢の変化とも向き

合っている。今後、これらの問題や変化は、人間の本質的な価値観や行動に、そして私たちの暮らしに、大きな影響を与えていこう。もちろんそれらの影響はスポーツにも広範に及ぶ。

このような社会課題に対して、国際連合は「持続可能な開発のための2030アジェンダ宣言」(2016)において「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発および平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若

年	組織・機関	名称
[国内]		
2022	日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)	教育に関する国際基準 (International Standard for Education : ISE) に基づく具体的な教育実施の国内体制構築のため「2021Code/ 教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」を策定。
	スポーツ庁	第3期スポーツ基本計画 「スポーツ・インテグリティの確保」: 具体的政策について「国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。」という政策目標のもと、次のような「スポーツ・インテグリティ」という用語を含んだ具体的施策 (下記)。 ・スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底 ・紛争解決制度の整備 (関連して) ・ドーピング防止活動の推進 ・スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶 ・性的ハラスメントの防止 (誹謗中傷・写真や動画)
2019	文部科学省	「スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」策定。
2018	日本スポーツフェアネス推進機構	WADAによる監査において、国内の検査体制の独立性に問題があることが指摘され、ドーピング検査と検査財源の独立性を担保するため、(一社) 日本スポーツフェアネス推進機構が設立。
	日本政府	「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」施行。
2017	スポーツ庁	第2期スポーツ基本計画 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。」
2016	スポーツ庁	「スポーツ界におけるコンプライアンス徹底に関する会合」において「スポーツ・インテグリティに関する情報提供」が行われる。
	日本体育協会	「コーチ育成のためのモデル・コア・カリキュラム作成事業報告書」にカリキュラム骨子のひとつとして「インテグリティ」を明記。
2015	日本オリンピック委員会 (JOC)	竹田会長就任所信表明において「スポーツの価値とインテグリティを守る活動にも取り組む」と表明。
	日本アンチ・ドーピング機構 (JADA)	「TOKYO2020に向けたスポーツのインテグリティ」をテーマにした国際会議・国際シンポジウムを開催 (東京)。
	2020東京オリンピック・パラリンピック組織委員会	インテグリティディレクターとオフィサーを配置。
2014	日本政府	政府が主導するレガシープログラムであるスポーツ・フォー・トゥモローの一環として、ドーピング防止教育、情報発信活動が広範に展開。
	日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)	NFのインテグリティ (高潔性) に関するフェアプレイガイドライン策定。
	文部科学省	コーチング推進コンソーシアム「グッドコーチに向けた7つの誓い」を発表。そのひとつに「正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのものの価値やインテグリティ (健全性) を高める」と記述。
	日本スポーツ振興センター (JSC)	スポーツ・インテグリティ・ユニットを新設。 「Integrity of Sport を考える」をテーマにシンポジウムを開催。
2013	日本サッカー協会 (JFA)	八百長防止に向けて関係機関との連携を図る「インテグリティ協議会」およびその具体的施策を実行する「インテグリティプロジェクト」設置。
	文部科学省	「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議・報告書」において「スポーツにおける健全性 (Integrity) の確保」を明記。
2012	日本スポーツ法学会 第20回大会	「法的観点から見た競技スポーツの Integrity : 八百長、無気力試合とその対策を中心に」をテーマに東京で開催。

勝田 (2017、2018) より作成

者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する。」とスポーツの可能性について言及している。

その一方で、欧州評議会は「残念なことに、世界中でスポーツが流行れば流行るほど、その健全性（インテグリティ）を保つためのリスクも大きくなっている」とし、「この影響は、スキャンダルが見出しを飾るエリート・スポーツやプロスポーツで顕著であるが、草の根スポーツやレジャースポーツにもリスクは存在する。特に商業的な利害関係が発生するところ」（2020）と論じている。そして、スポーツの本質的な特徴を維持するために、適切な公共政策など必要性について言及している。

以上のような状況に鑑み、今後「スポーツ・インテグリティ」の捉え方や取り組みの方向性については、多様な人びとがスポーツを楽しむための重要な基盤である「安全性」や「自然環境との共存・共生」「地域コミュニティの創造」などにも、その範囲を広げていく必要があると考える。

いずれにしても、スポーツが持続可能な社会の発展のために資する（役立つ）可能性を見据え、さらに「スポーツ・インテグリティの探究」と向き合っていくことは、今を生きるスポーツ関係者の共通課題とすべきものといえる。

最後に、欧州評議会が策定した「スポーツ・インテグリティに関するガイドライン」（2020）の一文を再掲したい。

スポーツのインテグリティは、「人類および社会の持続可能な発展に対するスポーツの貢献を保護し、最大化するための前提条件である。」

（勝田隆）

第12章 スポーツによる国際開発

I スポーツを通じた国際社会への貢献に関する施策

1. スポーツを通じた開発・平和への貢献

□ 第2期スポーツ基本計画と具体的施策の総括

第2期「スポーツ基本計画」(2017)では4つの政策目標のうちの一つとして「社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む」ことが掲げられた。開発と平和の目的に貢献するための手段として、スポーツに基づくアプローチを意図的に用いる「開発と平和のためのスポーツ (Sport for Development and Peace : SDP)」という概念がわが国のスポーツ計画に具体的に記述されたのはこの時からである。上記政策目標のもと、障害者スポーツの振興やスポーツを通じた健康増進、スポーツを通じた女性の活躍促進などからなる「スポーツを通じた共生社会等の実現」、スポーツ市場の拡大やスポーツツーリズム推進等の「スポーツを通じた経済・地域の活性化」、国際的なスポーツ政策策定過程への貢献やスポーツ・フォー・トゥモロー (Sport For Tomorrow : SFT) 事業推進などによる「スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献」の3項目に関する施策目標が設定され、具体的施策が展開されてきた。たとえば、障害者スポーツの振興については、都道府県・市町村等において医療・福祉・教育・スポーツをコーディネートする人材の育成や、教員に対する障害者スポーツのノウハウの普及、健常者も含めた障害者スポーツの体験機会の提供、地域の障害者福祉施設・医療リハビリ施設・総合型地域スポーツクラブなどにおけるスポーツ機会の提供を通じて、その実施環境・推進体制を整備してきた。また、障害者のスポーツ参加の阻害要因等を把握・分析し、その解決に向けた施策案の提案や障害者スポーツの指導などに係る競技別の標準化・マニュアル作成等に関する調査研究も実施されてきた。さらに、Specialプロジェクト2020と題して、全国の特

別支援学校で、スポーツ・文化・教育活動の成果を披露するための全国的な祭典を開催したり、特別支援学校における体育・部活動等を充実させるとともに、特別支援学校等を活用して地域の障害者スポーツや共生社会の拠点づくりに取り組んできた。

スポーツを通じた女性の活躍促進については、女性アスリートが抱える傷害や健康課題等の解決に向けた調査研究や支援に取り組んでおり、女性アスリートが競技力向上を図りながら健康に競技を継続できる環境整備や競技引退後も活躍できる支援をしている。また、ハイパフォーマンスの分野だけでなく、男性と比較してスポーツ実施率が低くなっている学生などの若い世代や働き盛り・子育て世代の女性に対してもスポーツに親しめるようアプローチしており、スポーツ庁のウェブサイト「女性のスポーツ参加サポートページ」では、手軽に仕事や家事の隙間時間にできるスポーツメニューを紹介したり、スポーツ指導者・保護者・学校関係者が女性を対象としたスポーツ指導やスポーツへの参加を促す上で留意すべき医学的知見をまとめたハンドブックなどを提供して、女性の発育発達や身体活動量に応じた指導、年代・ライフステージ・志向などにより変化する女性の考え方に合わせた働きかけを促すなど普及啓発に取り組んでいる。

第3期スポーツ基本計画(2022)を策定するにあたって実施された第2期スポーツ基本計画の評価において、スポーツを通じた共生社会の実現に関しては依然として低い障害者のスポーツ実施率や男性よりも低くとどまっている女性のスポーツ実施率という現状を引き合いにし、「誰でもひとしくスポーツが実施できる環境の構築に向け、引き続いての取組が求められる」と総括している。

年齢、性別、ジェンダー、人種、民族、文化、地理、障害などのさまざまな社会的アイデンティティに左右されず、スポーツの参加や関与への包括的で平等なアクセスを確保することはSDPの主要原則ではあるが、障害者や女性の実施率の向上がすべてではない。スポーツ実

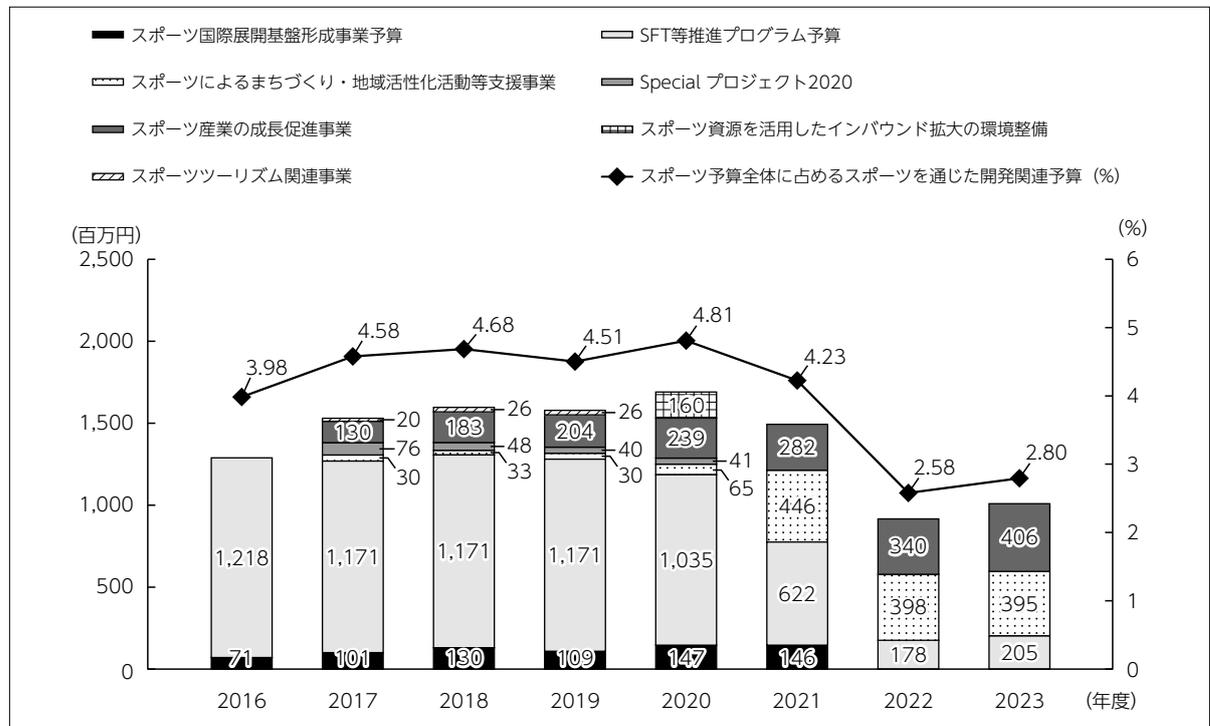
施という側面だけでなく、スポーツに基づく活動をきっかけとした障害者の社会参画促進や、女性のリーダーシップや能力育成、スポーツ分野の意思決定分野への登用等、社会課題の解決へスポーツを真の意味で活用するためには、課題に応じた施策目標の設定が求められる。

「スポーツを通じた経済・地域の活性化」に関する施策では、たとえば、スポーツの成長産業化を図るため、スポーツ団体の経営改革へ向けて中長期の普及・マーケティング戦略の策定・実行を支援したり、経営人材を養成するなどの取り組みがみられる。そして、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの整備を推進するため、官民連携協議会の開催や専門家の派遣による周辺エリアマネジメントを含む多機能型・複合型施設の先進事例の形成支援を行い、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備を進めるなどしている。スポーツツーリズムの観点からは、日本の自然資源を活用したアウトドアスポーツや日本発祥・特有の武道を活用した観光コンテンツの造成や磨き上げを行い、デジタルを活用した効果的なプロモーション等を実施して、スポーツ資源を活用したインバウンドの地方誘客や消費拡大の促進に取り組んできた。また、地方公共団体、スポーツ団

体、観光産業やスポーツ産業分野の民間企業等が一体となり、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくり・地域活性化に取り組む連携組織「地域スポーツコミッション」の設立を促進し、スポーツ合宿やキャンプの誘致による長期継続的な人的交流を図るとともに、通期・通年型のスポーツアクティビティの創出により恒常的なスポーツ誘客を可能とするような取り組みを支援してきた。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンに登録された地方公共団体や組織委員会の「東京2020参画プログラム」に取り組んできた団体・組織を地域スポーツコミッションに発展させ、大会までの取り組みを一過性のものとせずレガシーとして継続していけるようスポーツ庁が体制整備を支援している。「スポーツを通じた経済・地域の活性化」の関連予算は、近年スポーツを通じた開発関連予算全体に占める割合が高くなってきている（図12-1）。新型コロナウイルスの影響などにより、これらの施策の効果が現れるのはもう少し先になると予測されるが、地元住民やコミュニティにとってどのようなメリットを生み出せるのかを明示していく必要がある。

「スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献」

図12-1 スポーツを通じた開発関連予算内訳とスポーツ予算全体に占める割合（2016～2023年度）



注1 2023年度は概算要求に基づく。
 注2 スポーツツーリズム関連事業は2017～2019年度のみ対象。
 注3 スポーツ資源を活用したインバウンド拡大の環境整備は、2020年度から開始。

スポーツ庁資料（2016～2023）より作成

に関するSFT以外の施策では、たとえば、国際スポーツ界において活躍できる若手人材を支援・育成するために国際競技連盟（International Federation：IF）や国際オリンピック委員会（International Olympic Committee：IOC）などへ短期派遣し、国際環境で実践的な実務に従事する機会を提供したり、IF等の日本人役員を増加するべく、新規立候補者の発掘や候補人材の育成、国際会議や競技大会への派遣・ロビー活動の支援に取り組み、国際スポーツ界の意思決定に積極的に関与できるよう取り組んできた。

□ 第3期スポーツ基本計画

第3期スポーツ基本計画は、第2期中長期的なスポーツ政策の基本方針を踏襲しつつ、国民の「する」「みる」「ささえる」を実現するためには、3つの新たな視点が必要になるとしている（第1章、p.26）。誰ひとり取り残さずすべての人がスポーツにアクセスできる環境を整備することは国際連合の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）で掲げる理念と一致するが、今求められているのは「誰もがアクセス」できる前提を整えた上で、スポーツを通じてどのような社会をつくり上げていくべきか、という視点である。ただし第3期の計画ではその点に踏み込んだ記述が

あまりみられない。「未来に向けて日本社会をどのような形で持続可能な社会に切り替えていくのか、その際、スポーツはどのような貢献が可能なのかについて検討することが急務である」との記述がなされているが、すでに世界ではそのような検討段階を経て具体的な政策・施策の実行段階へ移行している中で、わが国はこの分野で取り残されているといわざるを得ない状況である。

□ スポーツを通じた開発関連予算

予算面において、スポーツ予算全体としては年々増加しているものの、スポーツを通じた開発関連予算が連動して増加しているわけではない。2017年度から2021年度まで、スポーツを通じた開発関連予算のスポーツ予算全体に占める割合は4%台を推移していたが、2022年度以降は2%台に減少している（図12-1）。これは主に、東京2020大会以降にSFT等推進プログラム予算が減少したことによるものであるが、SDP分野をわが国に根づかせるためには、それ相応の予算配分が必要である。

（山田悦子）

表12-1 開発と平和のためのスポーツに関連する国際政策の重要なマイルストーン

- 1991年 コモンウェルス政府首脳が持続可能な開発の促進と貧困の軽減におけるスポーツの役割を確認する（英連邦ハラレ宣言第9項）。
- 1993年 古代ギリシャの伝統であるオリンピック休戦（エケケイリア）を国連総会が復活させる。
- 2000年 国連ミレニアム宣言が採択され、2015年を達成期限とする一連の目標、ミレニアム開発目標（MDGs）が定められる。
- 2001年 国連事務総長が開発と平和のためのスポーツ（Sport for Development and Peace：SDP）分野の国連事務総長特別顧問を任命する（のちに特別顧問の任務を支援する国連機関としてUNOSDP（United Nations Office on Sport for Development and Peace：国連開発と平和のためのスポーツ事務局）が設置される）。
- 2003年 教育、健康、開発および平和を促進する手段としてのスポーツと題する決議が国連総会ではじめて採択される。
- 2005年 国連が2005年をスポーツと体育の国際年と定める。世界サミットの成果文書でSDPの重要性が言及される。
- 2006年 開発と平和のためのスポーツに関する国連行動計画がはじめて事務総長報告書で詳述され、国連総会に提出される。
- 2013年 国連総会が4月6日を開発と平和のためのスポーツ国際デー（IDSDP）と定めることを決定する。MINEPS V（第5回体育・スポーツ担当大臣等国際会議）にてベルリン宣言が採択される。
- 2015年 国連持続可能な開発サミットの成果文書である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて持続可能な開発目標（SDGs）が示され、その前文で「スポーツは持続可能な開発における重要な鍵となる」と言及される。旧憲章を改訂した「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」が採択され、SDPIに関する条項が新たに盛り込まれる（UNESCO）。
- 2017年 MINEPS VI（第6回体育・スポーツ担当大臣等国際会議）にてカザン行動計画が採択される。
- 2018年 WHOが身体活動に関する国際行動計画（Global Action Plan on Physical Activity：GAPPA）2018-2030を策定する。

日本スポーツ振興センター、sportanddev。「SDGs達成へ向けたスポーツの活用ガイドブック」（2022）より作成

II スポーツによる国際開発の傾向

1. スポーツを通じた国際開発の潮流

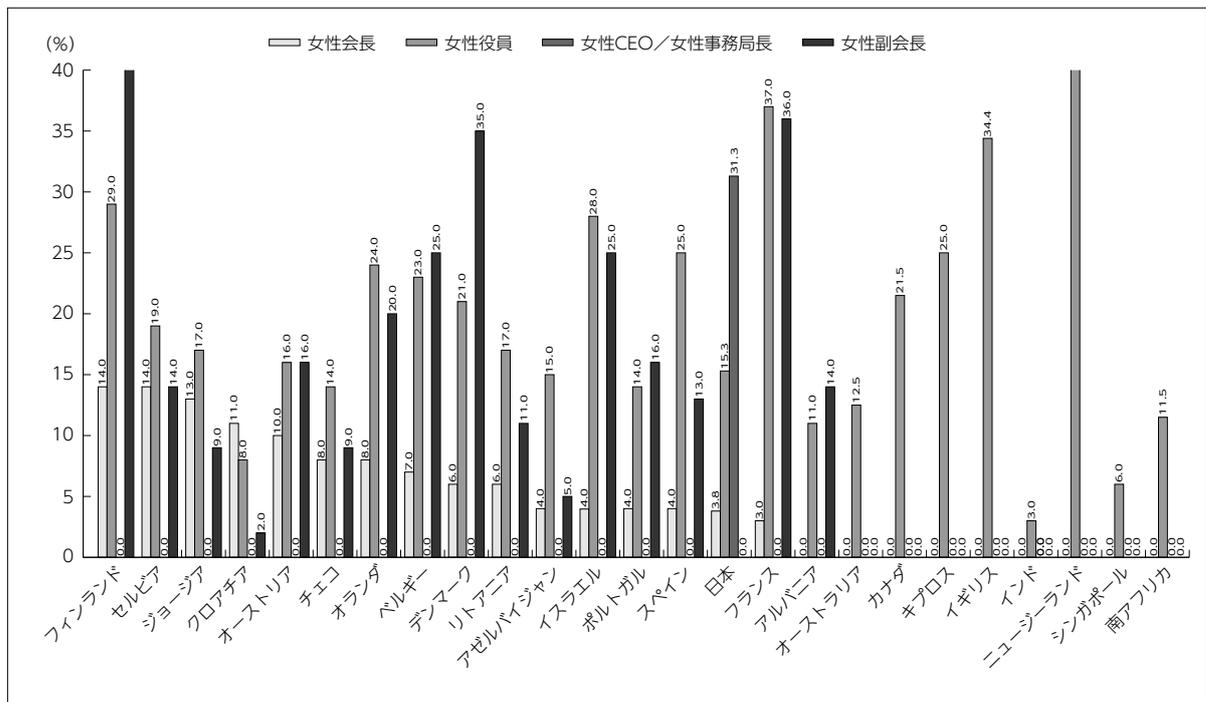
□ 宣言から具体的行動へ

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が記載された国際連合「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」（2015）の前文において、「スポーツも、持続可能な開発における重要な鍵となる」と明示されたことはスポーツ界にとって大きな一歩であった。ユネスコが取りまとめ、各国の体育・スポーツ担当大臣が一堂に会して国際スポーツ政策の優先課題等を議論する体育・スポーツ担当大臣等国際会議（International Conference of Ministers and Senior Officials Responsible for Physical Education and Sport：MINEPS）の第5回目で採択された「ベルリン宣言（Declaration of Berlin）」（2013）では、スポーツの社会経済的利益が認識され、関係者が体育・スポーツプログラムへの投資を増やしていく際の根拠として用いられてきた。また、

改訂されたユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章（International Charter of Physical Education, Physical Activity and Sport）」では、開発と平和のためのスポーツ（Sport for Development and Peace：SDP）に関する新たな条項が加えられ、第11条で「体育・身体活動・スポーツは、開発・平和・紛争後・災害後の目標の実現において重要な役割を担うことができる」と言及された。スポーツに基づいたアプローチが個人・コミュニティ・社会に対して幅広い利益をもたらすという認識を強調したこれらの国際的な政策文書は、各国や国際機関などにおけるスポーツを活用した健康・教育・社会的包摂・環境・災害復興・ジェンダー・平和構築などの分野における取り組みをより一層推進してきたといえる（表12-1）。

2017年7月にカザン（ロシア）で開催された第6回体育・スポーツ担当大臣等国際会議（The 6th International Conference of Ministers and Senior Officials Responsible for Physical Education and Sport：MINEPS VI）では、「カザン行動計画（Kazan

図12-2 「スポーツとSDG指標15：競技団体における女性会長・役員・事務局長の割合」に関する各国別データ



注 フィンランドの「女性副会長」、ニュージーランドの「女性役員」の数値は未記載のため表示なし。

【第3回スポーツとSDG指標全体会議（3rd OEWG）：Sport and SDG Indicator Development: Steering Group Update】（2020）

Action Plan) (2017)が採択され、3つの主要政策領域(①全ての人々のスポーツ・体育・身体活動への包括的アクセスというビジョンの展開、②スポーツの持続可能な開発と平和への貢献の最大化、③スポーツのインテグリティの保護)が特定され、国際的に5つの具体的な行動に取り組んでいくよう支持された。カザン行動計画の採択は、スポーツと開発・平和を取り巻くテーマに関するアクションへと段階が移行してきたことを意味しており、2030アジェンダ、ベルリン宣言、体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章を礎とし、「その土台に基づいてスポーツ政策は測定可能な実施段階へ焦点を当てていくべきである」とされた。

□ スポーツとSDG指標の開発

カザン行動計画に記された事柄を具現化するため、2018年から国際的プロジェクトが始まっている。なかでも最も進捗がみられるのが、Action 2(体育・身体活動・スポーツによるSDGs・ターゲットへ対する貢献度合いを測るための共通指標の開発)に関するプロジェ

クトである。2030アジェンダの前文でスポーツの持続可能な開発における有益性が認識されたものの、どのSDGs・ターゲットにおいてもスポーツ・体育・身体活動が直接的には言及されておらず、国内外でスポーツに基づく政策介入は軽視されたり、十分に認識されない恐れがあるため、スポーツに特化した指標を開発する必要性が指摘されたためである。

スポーツに関する国際的な社会経済データや統計が一元化されておらず、スポーツがもたらす貢献・成果を可視化できないため、エビデンスに基づいた政策策定や投資決定、戦略策定が欠如している現状を打破すべく、「スポーツとSDG指標」開発が2018年から国際的に開始された。コモンウェルス事務局とユネスコが本プロジェクトをコーディネートし、わが国からはJSCが運営委員会に参画し、指標に関連するデータの収集・分析、テスト、検証作業、指標改善提案等に当たってきた(図12-2)。「スポーツとSDG指標・ツールキットv4.0」がすでに一般公開されており、実際にスポーツ政策や開発政策の中に指標を組み込んでいる国や、戦略策定に活用

表12-2 スポーツとSDG指標例

関連するSDGs	指標で測定する領域 = スポーツが貢献可能な領域	スポーツとSDG指標例 (カテゴリー1の指標の一部)	
SDG 3 SDG 4 SDG 5 SDG 8 SDG 10 SDG 11 SDG 12 SDG 13 SDG 16 SDG 17	組織的なスポーツ・身体活動への参加	指標1: スポーツ参加が自身・家族・コミュニティへポジティブな影響をもたらすと報告した人口割合 指標3: 週1回スポーツ・運動へ参加する人口の割合	指標21: スポーツ・スポーツ施設に関する基本計画を有する地方自治体の割合 指標22: スポーツに投資された国家予算の割合
	アクティブな学校・教育環境	指標4: 最低時間(小: 週120分、中高: 週180分) 体育が実施されている学校(小・中・高)の割合	指標12: UNESCOのQPE政策ガイドラインに定義されている質の高い体育を全面的または部分的に実施していると報告した学校の割合
	社会的インパクト、インクルージョン、平等	指標14: 子ども・女性・女兒のセーフガードに関する戦略を採用している競技団体の割合 指標15: 競技団体における女性役員・会長・事務局長の割合	指標16: i) 男女平等戦略、ii) 障がい者のインクルージョン戦略へ投資している競技団体の割合 指標19: 競技団体で女性・女兒に対する暴力予防のトレーニングを受けた選手・コーチ・オフィシャル・役員の数
	経済的發展と雇用	指標7: スポーツ部門のGDPへの寄与割合 指標8: スポーツ・フィットネス・レクリエーション部門の労働人口の割合	指標9: スポーツのボランティアをする人口割合
	環境的持続可能性	指標13: a) 主要スポーツ施設、b) 主要スポーツイベントのi) カーボンフットプリント、ii) リサイクル率の年変化	指標17: 気候変動対策・温室効果ガス削減に対応した戦略を採用しているi) 競技団体、ii) 主要スポーツ施設、iii) 主要スポーツイベントの割合
	スポーツのガバナンス	指標10: スポーツのガバナンスに満足している人口の割合	指標19: 前年に競技団体でa) ガバナンスとスポーツのインテグリティ、b) 子ども・若者・脆弱な集団のセーフガード、c) 女性・女兒への暴力予防、d) 持続可能な開発の促進、に関して教育を受けたi) 選手、ii) コーチ・オフィシャル、iii) 役員の数
		指標18: スポーツ・インテグリティの保護を目的として、i) 選手・観客・労働者の権利を保護する戦略、ii) 試合の不正操作対策の戦略、iii) 適切なアンチ・ドーピング政策フレームワークおよび効果的なコンプライアンス措置の保証を執行する方針、を採用している競技団体の割合	指標20: i) 子どものセーフガード・保護のコーディネート、ii) 女性・女兒に対する暴力予防の担当者を配置している競技団体の割合

Commonwealth Secretariat et al. (2020). Sport & SDG Indicator Category 1 Indicators V4.0 draft. より作成

している団体なども現れている（表12-2）。

□ スポーツに基づく活動成果の可視化とモニタリング・評価の重要性

SDPに関する最新の国連決議（持続可能な開発を可能にするものとしてのスポーツ）（2022）では、「国連加盟国・国連システム・競技団体・スポーツ関連団体・選手・メディア・市民社会・学術機関・民間企業に対して、開発と平和に関する分野横断的な政策・施策・戦略において、基準・指標・ベンチマークに基づいたスポーツの活用を促進すること、また、そのモニタリング・評価（Monitoring&Evolution：M&E）を確保すること」を求めている。このようにSDP分野における取り組みを進めるにあたって近年国際的に重要視されてきているのがM&Eである。国として、あるいは組織・団体としてSDGsの達成に貢献できるよう取り組むといった宣言では十分とはいえ、どの社会課題・分野に、どれだけの資源を投入し、どのような活動をして、どのような成果を生み出すことができたか、といった目に見える形でのM&Eが求められている。

（山田悦子）

2. スポーツと環境保護・気候変動対策

スポーツ界では国際オリンピック委員会（IOC）を中心に環境保護のための取り組みが行われている。この動向は、1992年に開催された「環境と開発に関する国連会議（United Nations Conference on Environment and Development：UNCED）」が契機となっている。UNCEDでは、持続可能な開発のための連携体制の構築に向けた「環境と開発に関するリオ宣言（The Rio Declaration on Environment and Development）」や、その行動計画である「アジェンダ21（Agenda 21）」、さらには「国連気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change：UNFCCC）」などが採択され、スポーツ界も例外なく国際社会の一員として対応を求められるようになった。なお、近年では特に気候変動対策に重点が置かれ、ガバナンスの文脈でも語られるようになっていく。国内では2021年に上場企業の企業統治の指針となる「コーポレートガバナンス・コード」が改訂され、新たに気候変動対策に関する情報開示が追加された。

他方、気温上昇や雪不足、海面上昇などにより、オリンピックをはじめとしたスポーツイベントの開催が困難になることも危惧されている。このまま、地球温暖化が進行し2080年の時点で平均気温が4℃上昇した場合、過去に冬季オリンピックが開催された都市のうち、降雪量や雪質の観点から開催地として適しているのは札幌市のみになるという調査報告もある。

このように環境保護や気候変動対策の推進は、スポーツ団体におけるガバナンスの確保もさることながら、スポーツそのものの持続可能性の確保にとっても喫緊の課題である。

□ スポーツと環境保護・気候変動対策の歩み

スポーツ界における環境保護のための取り組みは1960年代頃からみられ、主にIOCが主導するオリンピック・ムーブメント（Olympic Movement）に対する環境保護団体による抗議活動の発生が契機となっている。たとえば、1972年に札幌で開催された冬季オリンピックでは、スキー滑降競技場の建設予定地が国立公園内に位置していたため環境保護団体から批判が上がり、大会組織委員会との協議の末に大会終了後に競技設備を撤去し跡地に植林を施す環境保護対策が行われた。また、1976年に冬季オリンピックを開催する予定であったデンバー（アメリカ）では、公的資金の投入の是非を問う住民投票が行われ、過半数の住民が自然環境への影響や重い財政負担を主な理由として公的資金の投入を拒否した。デンバーは開催経費を確保することが事実上不可能となったため、開催権を返上した。

1980年代以降も環境保護団体による抗議運動が断続的に行われ、1990年代にはマスメディアを通じてオリンピックの開催に伴う環境問題が大きく取り上げられるようになった。IOCはこの状況をスポーツやオリンピック・ムーブメントの推進を脅かす問題として捉え、1994年にリレハンメル（ノルウェー）で開催される冬季オリンピックの競技場建設計画に対して自然環境への配慮を求めた。

その後、IOCはスポーツ界を先導する立場として国際機関との連携を深めつつ、環境問題の解決に向けた取り組みを自ら積極的に行うようになった（表12-3）。近年のIOCは持続可能性戦略（IOC Sustainability Strategy）として、①インフラと自然環境、②調達と資源管理、③モビリティ、④ワークフォース、⑤気候、の5つの重点項目を設定し、国際競技連盟（IF）や国内

オリンピック委員会 (National Olympic Committee : NOC) をはじめ、選手やクラブ、スポンサー等のあらゆるステークホルダーを巻き込み主導的役割を果たそうとしている。また、IOCはオリンピックのあらゆる側面での持続可能性の確保に向けた各種ガイドラインおよび枠組みを策定している。「Olympic Agenda 2020+5」(2021)によると、最近のIOCは特に気候変動対策に重点を置いており、2024年までに温室効果ガスの排出量と削減量を均衡させる「カーボン・ニュートラル」な組織から、排出量よりも削減量が多い状態である「クライメート・ポジティブ」な組織に移行することを目指している。

□ IOCの取り組み事例

○ 温室効果ガス排出量の削減

IOCは組織運営全般で排出される温室効果ガスの排出量「カーボンフットプリント (Carbon Footprint of Products : CFP)」を算出し、経年変化を公開している(表12-4)。ここには、自社による直接排出 (Scope1)、他社から供給された電力等の使用に伴う間接排出 (Scope2)、上記以外の自社の活動に関連する職員の通勤や輸送、製品使用などの他社による間接排出 (Scope3) が含まれており、サプライチェーン全体の排出量が示されている。排出量削減のための具体策としては、オンライン会議を推奨し、可能な範囲で航空便利用を削減することや、排出量の少ない通勤手段を利用している職員に対しインセンティブを付与する制度を導入している。さらに、削減不可能な排出量については、最終手段として排出量を削減する活動に投資する、あるいはほかの場所で削減された排出量が金額換算されたクレジットを購入する「カーボン・オフセット (carbon offset)」を導入し、排出量を理論上ゼロにしている。

○ 持続可能性に関する第三者審査認証等の取得

2021年12月現在、IOCは事務局や敷地利用の環境評価やマネジメントシステムに関する認証を取得している。2019年に新設されたローザンヌ (スイス) の事務局本部「Olympic House (オリンピック・ハウス)」は、「LEED (Leadership in Energy & Environment Design)」の最高レベルであるプラチナ認証などを取得している。なお、新築または大規模改修を行う建物全体の評価システム「Building Design and Construction BD+C」の中で最も高評価 (94点) を得た建物となった。また、マドリード (スペイン) に所在する事務局

は、エネルギーマネジメントシステムの国際規格である「ISO50001」、環境マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO40001」を取得している。

○ 「スポーツを通じた気候行動枠組み」の設立

2018年、IOCを中心とした複数のスポーツ団体とUNFCCC事務局は、「スポーツを通じた気候行動枠組み (Sports for Climate Action Framework)」を立ち上げた。この枠組みの主な目的は、①パリ協定 (Paris Agreement) における気温上昇を2℃よりも低く抑えるため、温室効果ガス排出量の計測や削減など、世界のスポーツ関係者が気候変動対策を実行するための基盤を整備すること、②世界の人々の気候変動に対する認識と行動を推進するためのツールとしてスポーツを活用すること、の2点である。また、この目標を達成するために、①より大きな環境責任を担うため組織的な取り組みを行う②気候変動の全般的な影響を削減する③気候変動対策のための教育を行う④持続可能な責任ある消費を推進する⑤情報発信を通じ気候変動対策を求める、の5つの原則が設定されている。この枠組みに署名した団体は188団体である。

表12-3 IOCにおける主な対応

年	内容
1991	・「オリンピック憲章 (Olympic Charter)」に「環境問題」に対して責任をもって関わることを明記
1994	・オリンピック・ムーブメントの柱である「スポーツ」「文化」に「環境」を加えることを100周年記念オリンピックコンGRESSにおいて宣言
1995	・「スポーツと環境委員会 (Sport and Environment Commission)」を設置 (2015年に「持続可能性とレガシー委員会 (Sustainability and Legacy Commission)」に名称変更) ・「第1回スポーツと環境世界会議 (World Conference on sport and Environment)」の開催 (2013年まで隔年開催)
1996	・「オリンピック憲章」に「持続可能な開発 (sustainable development)」の重要性を普及することを明記
1999	・「Olympic Movement's Agenda21」の作成
2008	・「スポーツと環境・競技別ガイドブック (IOC Guide to Sport, Environment and Sustainable Development)」の刊行
2012	・「Sustainability Through Sport -Implementing the Olympic Movement's Agenda 21-」の刊行

石塚 (2020) より作成

表12-4 IOCにおけるCFPの経年変化

年	2016	2017	2018	2019	2020
t-CO ₂ e ※ / 年	39,070	45,540	60,630	30,050	9,820

※ ton of CO₂ equivalentの略。二酸化炭素換算 (トン) を示す。

注1 主に移動によるカーボンフットプリントを算出したもので、オリンピックやユースオリンピックなどのイベントの開催国により大きく変化する。

注2 2020年は暫定的な数値。

IOC資料 (2021) より作成

□ 国内スポーツ団体の取り組み事例

○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

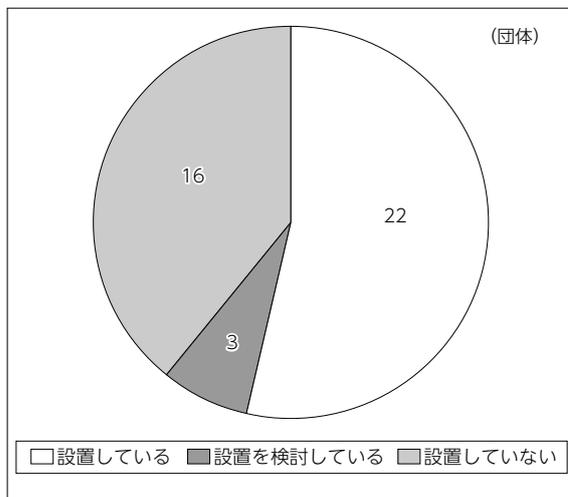
(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、大会運営に係る電力のすべてを再生可能エネルギーで供給し、聖火台やトーチには水素を活用した。また、海洋に廃棄されたプラスチックごみなどを材料とした表彰台を制作した。大会で授与される約5,000個のメダルは携帯電話などの小型家電から集めた金属で制作された。同組織委員会は、このような取り組みを

行った上で最終的に大会に関連したCO₂排出量約196万t-CO₂に対し、多数の事業者から提供された約438万t-CO₂のクレジットによりカーボン・オフセットを行い、排出量を大幅に上回るクライメート・ポジティブを達成した。

○ 日本スポーツ協会

(公財) 日本スポーツ協会 (JSPO) は、2019年から各種調査研究を行い、その結果に基づく啓発動画等の教材制作を行っている。国内スポーツ団体の取り組みや方針を把握するため、加盟団体に対して実施した調査(2021)では、回答した過半数のNFが専門部署・委員会等を設置していることが明らかになった(図12-3)。また、公認スポーツ指導者に対して実施した「スポーツにおける環境問題・環境保護活動に関する意識調査」(2021)では、「あなたは環境問題や環境保護活動に関心はありますか」という問いに対し、「非常に関心がある」と答えた回答者は36.8%、「やや関心がある」と答えた回答者は56.7%であり、調査に回答した9割以上が環境問題や環境保護活動に関心を持っていることが明らかになった(図12-4)。

図12-3 中央競技団体における環境保護に関する専門部署・委員会等の設置状況



日本スポーツ協会「スポーツと環境に関する意識調査」(2021)より作成

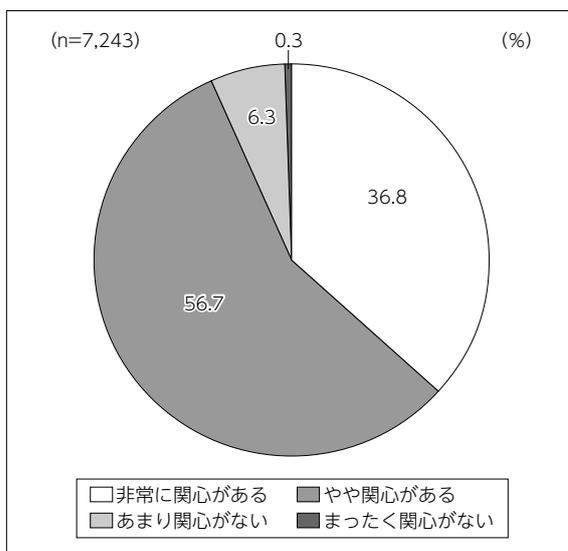
○ 日本オリンピック委員会

(公財) 日本オリンピック委員会 (JOC) は2001年に「スポーツ環境委員会」(2021年にオリンピック・ムーブメント事業部に吸収)を設置し、NFへの啓発ポスターの配布、「JOCスポーツ環境保全活動報告書」の発行、環境省との連携による啓発動画の制作等を継続的に行っている。また、JSPOとともに環境保護を啓発するための「スポーツと環境カンファレンス」を開催している。

○ 日本トライアスロン連合

(公社) 日本トライアスロン連合 (JTU) はIFや横浜市とともに開催している「ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会」において、持続可能なイベント運営の国際標準規格である「ISO20121」を取得している。また、わかめの地産地消と海水熱の有効利用によるカーボンクレジットを認証する「横浜ブルーカーボン事業」に参画し、参加選手から徴収した「環境協力金」を原資としてカーボン・オフセットを行っている。さらに、参加選手にレースの完走を願う「完走(乾燥)わかめ」の配布や、大会1ヵ月前イベント「グリーントライアスロン」を開催し海底清掃を行うなど、積極的な啓発活動を展開している。

図12-4 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の環境問題や環境保護活動への関心



日本スポーツ協会「スポーツにおける環境問題・環境保護活動に関する意識調査」(2021)

(石塚創也)

3. スポーツとジェンダー平等

国連女性機関 (US Women) は、ジェンダーを生物学的性別に基づく性に対して、社会的属性や機会、女性と男性および女兒と男児の間における関係性、さらに同性間における相互関係を意味し、社会的に構築されたものと定義する。

今日の国際社会の目指す持続可能な開発目標 (SDGs) が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、障害や国籍だけではなく、ジェンダーの示す女性やLGBTQ+なども含む文化的・社会的・政治的障壁や偏見を理由に「平等」「公平」な権利や機会の享受が困難なグループの社会への包摂が急務である。

女性を取り巻くジェンダー課題解決のツールとして、スポーツが貢献できることについて、「開発と平和のためのスポーツ (Sport for Development and Peace : SDP)」分野を主導する国際NGOのひとつであるローレウス・スポーツ・フォー・グッド財団 (以下、ローレウス財団) の取り組み事例を概説する。

□ 女性を取り巻く国内外の動向

女性を取り巻く動向の観点では、世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ指数」(2022)において、わが国は116位とG7加盟国や韓国、中国、ASEAN諸国より低い結果となった。わが国のジェンダー平等の推進と女兒・女性の権利向上は、彼女たちを取り巻く課題解決に限らず、男性の家庭や地域での活躍の場の拡大など、社会全体としての挑戦なくして成し遂げることはできない。2020年末に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位のある人々の性別に偏りがないような社会」を目指しており、通過点として、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%以上となる」取り組みを進めている。

国際連合によってスポーツがSDGs達成の成功要因と定義されているにもかかわらず、女性・女兒のスポーツ参加率の低さが根本的な課題として存在する。世界保健機関 (World Health Organization : WHO)

「WHO Guidelines On Physical Activity And Sedentary Behaviour」(2020)によると、5~17歳までの子どもや青年は毎日最低60分間の身体運動の実施が推奨されているのに対し、青年 (11~17歳) を対象

にした調査では5人に1人しか必要な運動ができておらず、この国際課題は男性よりも女性でより深刻である。SSF「12~21歳のスポーツライフに関する調査」(2021)によると、週5回以上運動している12~21歳は、男女で43.7%と国際水準より高い一方、女性は37.3%とスポーツ参加率へのジェンダー格差がみられた。スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2021)によると、体育の授業を除く1週間の運動時間が1時間未満と回答したのは、対象となった小・中学生世代のうち女兒が男児よりも2倍も多かった。スポーツ庁「体力・運動能力調査」(2017)の「運動・スポーツ実施状況が「(1日も)しない」と答えた者の割合」によると、10歳以降にスポーツをやめてしまう確率が女兒のほうが高く、18歳の頃には女性のスポーツ参加における男性との格差がさらに拡大する。このような現状をNPO法人日本NPOセンターの協力のもと実施した調査で把握した「プレー・アカデミー with 大坂なおみ」(以下、プレー・アカデミー)では、「女性らしくない体つき・身だしなみに見える」「女性らしい趣味・習慣ではない」「運動している姿を他人から見られたくない」など「女性らしさ」に基づく①ジェンダーに対する固定観念、②セーフガーディングに対する意識の低さ、③女性指導者の少なさ、④女性の身体的変化に関する理解不足、またこれらを含む要因を理由とした⑤参加者の興味関心に合致するスポーツ環境の欠如などが女兒・女性のスポーツ参加の障壁となると結論づけた。

国連女性機関「COVID-19、女性、少女、そしてスポーツ：より良い復興を目指して」(2020)によると、コロナ禍を理由に、女性や女兒に対する暴力、特に家庭内暴力の世界的急増が危惧された。スポーツ組織では歴史的に男性指導者の占める割合が高く、女性が意思決定にほとんど携わらないことからwithコロナ時代のスポーツから暴力の被害に遭っている女性や女兒の参加が置き去りになってしまう危機感を指摘している。

□ 女性のエンパワーメントへの取り組み

ローレウス財団は、財団設立時の支援者であった南アフリカ元大統領ネルソン・マンデラが、スポーツ界のアカデミー賞と称される「ローレウス・ワールド・スポーツ・アワード」の初回授賞式で発した「スポーツには世界を変える力がある」をモットーに、2000年よりイギリスに本部を置き活動している。スポーツの力で暴力、差別、不平等をなくすことを目的に、現在、世界50カ

国、300以上ものSDP事業を通じて子どもや青年の生活に変革をもたらしている。スポーツを通じた社会課題の解決を目指すローレウス財団で、ジェンダー平等は重点分野のひとつとして戦略化しており、地域から国際レベルにわたる多様な企業や団体、スポーツ組織などと連携しながら取り組んでいる。SDP分野において、ジェンダー平等が最優先事項として認識されるようになったのは2010年代以降であり、いまだにSDP事業・団体はジェンダー平等実現のために手探りでスポーツを活用していることが多い。この打開策として、ローレウス財団では「ジェンダー・ジャスティス・プログラム」の取り組みを通じて、スポーツを活用しながら女性や女兒に対する暴力を根絶し、彼女たちの声の社会発信、リーダーシップ向上や平等参画推進を行う。国際NGOオックスファムは、ジャスティスを「生活のあらゆる領域における男女の完全な平等と公平であり、その結果、女性が男性と同等に協働して、彼女たちの生活や社会全体に影響を与える政策、構造、決定を定義し形成する」と定義する。意図的にプログラム名にジャスティス（Justice／正義）の用語を導入し、スポーツを通じた実現を目指している。

ローレウス財団のプログラムは、事業助成や財団担当者や専門家による事業および組織基盤強化のための伴走サポート、調査、ネットワーキングなどを通じて、以下4要素が相互補完しながら、女兒が参加しやすいスポーツ環境の創出をそれぞれの事業で促している。

①女兒や青年期女性のスポーツ参加の増加

スポーツを通じてジェンダー平等を推進するためには、彼女たちの活発なスポーツ参加が不可欠である。女兒や青年期女性がスポーツに参加する動機や障壁を理解



ローレウス財団の支援プログラム「障害のある女性の自立支援を目的としたクライミングプロジェクトNPO法人モンキーマジック」の様子（写真提供：Play Academy with Naomi Osaka/Hiroki Nishioka）

するためには、地域の事業対象者となりうるグループや保護者との継続的対話、学びの意図のかつ柔軟な事業への反映が必要であり、ほかの3要素に取り入れられると、参加者の増加につながる。また、安心安全な場づくりのためにセーフガーディングの運用を必須条件としており、事業提供者として参加者に対するあらゆる形態の虐待や暴力、故意の怠慢や搾取に関わるリスク分析を行い、それに対する方針や手順をもつこと、組織全体および組織の連携団体や訪問者にも浸透させることも欠かせない。

②ジェンダーに配慮したスポーツ事業モデルの導入

単純にスポーツに取り組むだけでは女性を取り巻く社会課題の解決策にはならないため、SDP方法論を取り入れながらジェンダー平等を目指すための制度設計が重要である。たとえば、女兒特有のニーズを理解・考慮し、彼女たちを取り巻く暴力などの問題、自信やリーダーシップなどの社会的スキル開発に対しスポーツを活用しながら、かつ彼女たちの参加を妨げる文化・社会・政治的障壁を取り除きながら取り組むことがあげられる。

ローレウス財団がプレー・アカデミーを通じて国内で支援するNPO法人モンキーマジックでは、障害のある女兒・女性を対象にクライミング教室を月2回程度運営している。この事業では、障害差別と性差別の複合差別の対象となりうる参加者に対し、女性に特化したクライミング空間を創出し彼女たちの自己効力感や社会性の向上を狙う。事業運営ではセーフガーディングやジェンダー配慮への理解を高めることを目的としたスタッフ研修を年3回実施してきた。研修を受けたスタッフは指導者としてではなく、「参加者の成長を見守るクライミング仲間の一人」として活動し、多様な仕掛けで参加者とスタッフ全体の交流を活性化する。また多様性の理解促進のために、さまざまな障害をもつ参加者の受け入れや健常者との交流イベントも行っている。参加者モニタリングも欠かさず実施し、事業立ち上げ時に設定した指標に基づく変化の評価やプログラム改善にも取り組んでいる。

③女性リーダーや指導者の育成支援

ジェンダー平等を推進するには女性のロールモデルの存在が必要となる。文化・社会・政治的障壁により女性のロールモデルが育ちにくく、特にスポーツ空間では女性の参加が少ないことが、育成と活躍をより困難にして

いる。当事者として女性特有のニーズへの理解がある女性リーダーをクラブや組織内で育成し、女性のロールモデルの増加が、女兒や青年期女性の参加を促し、成長支援につながる。

④地域でのアウトリーチ活動

事業活動をとおして、地域における認知度向上のため

には、協力者のネットワーク形成が必要である。ジェンダー課題の現状を変革するには、スポーツやSDPだけではなく、地域やそれを支援する個人、団体、企業等が一丸となって政策や社会システムなどのハードとソフト両面での変革に取り組むことが重要である。

ローレウス財団では、全支援事業を短期・中期・長期

プレー・アカデミー with 大坂なおみ

ローレウス財団が22年間にわたる「開発と平和のためのスポーツ（Sport for Development and Peace：SDP）」活動で蓄積されたノウハウを活かし、プロテニス選手・大坂なおみと国際スポーツメーカー・ナイキが協働で2020年夏に設立したのが「プレー・アカデミー with 大坂なおみ」（以下、プレー・アカデミー）である。プレー・アカデミーでは、「生涯を通して影響が続くと証明されている遊びとスポーツを、現代社会に浸透しているジェンダー格差を埋めるのに役に立つエンパワーメントツールとして活用し、女の子の生活に変革をもたらすこと」を目的としている。

課題解決に向けては、三菱UFJフィナンシャル・グループや大坂選手をスポンサーするヨネックス㈱、GoDaddy, Incなどの企業・団体とパートナーシップを結び、各企業・団体の強みを活かしながら一体となり活動している。2022年12月には、プレー・アカデミーを題材にした絵本を大坂選手が発売し、売り上げの一部をプログラムに還元するなどファンドレイジングにも積極的である。

活動は助成金制度によるスポーツを通じた女の子のエンパワーメントに取り組む団体の支援を中心に行っている。助成支援団体を対象に、SDP事業の効果的な運営と持続可能な組織力開発を目的としたSDPとジェンダー方法論、セーフガーディング、評価などの研修や伴走支援を国内の専門家と連携しながら提供している。研修や伴走支援を通して、各団体がセーフガーディングの方針策定、事業ロジックモデルと評価フレームワークの策定を行った。助成金制度を活用した団体の中には、女の子に特化した新規事業の構築・運営、他団体との交流イベントの企画など、プレー・アカデミーの目的に沿った成果もみられる。

女の子が地域において定期的にスポーツに参加できる安心・安全な居場所づくりや、さまざまな人が楽しみながら交流・体験できる機会（インスピレーション）の提供も重視している。国際ガールズデーに合わせて開催した2022年秋のイベントでは、7～18歳までの女の子31人（視覚障害者を含む）が参加し、運動や遊びに加えて、女子サッカークラブ「大和シルフィード」によるミニサッカー教室、ヨネックスによるテニス教室などを通

じて「楽しむ」「協力」「チャレンジ」などの価値を体験・共有する機会を提供した。開催前には関係者を対象にセーフガーディング研修を実施し、行動規範の周知やリスク分析を行い対策することにより、イベント当日はすべての参加者にとって居心地のよい交流の空間創出が実現した。

当初、東京（首都圏）のみで始まったプログラムは、大坂選手のゆかりあるロサンゼルスやハイチ、大阪府にも活動の幅を広げ、国内では指導者のネットワーク構築も行っている。



大坂選手やプログラム実施団体である大和シルフィードの選手たちと一緒にペアサッカーを楽しむ参加者たち（東京 写真提供：Play Academy with Naomi Osaka/Nike, Inc.）

（篠原果歩）

アウトカムに基づいた70以上の重要業績評価指標(Key Performance Indicator : KPI) を用いて毎年インパクト評価を行っている。2021年には、全275の事業を通じて25万7,374人を支援し、その参加者の49% (12万6,113人) が女児・女性であった。全参加者のうち2万9,911人 (11.6%) が暴力のない生活を送る権利を認識し、1万7,746人 (6.9%) が女児・女性に対する暴力根絶への行動を起こした。女児・女性の機会均等とリーダーシップに関しては、女性参加者のうち9.5% (1万2,032人) が彼女たちの権利や経済・社会・政治的機会が平等に存在していることを理解し、27.6% (3万4,769人) の女性参加者がコミュニティ・リーダーの育成支援を受けた。

年間をとおして実施する事業全体を年次報告書としてまとめることに加えて、エビデンスをもとに関係者・支援者への説明責任を果たし、プログラム・事業の開発・改善を進め、スポーツを通じた社会課題解決とSDPセクターの底上げに努めている。

(篠原果歩)

4. スポーツ・フォー・トゥモロー

□ スポーツ・フォー・トゥモローの活動実績と評価

スポーツ・フォー・トゥモロー (Sport for Tomorrow : SFT) は、東京2020大会開催国として政府が官民協働で推進するスポーツを通じた国際貢献・交流事業である。2013年9月、国際オリンピック委員会 (IOC) 総会における東京オリンピック招致にて、わが国の国際公約のひとつとして100ヵ国1,000万人にスポーツの価値を届けるSFTの構想を発表した。世界のあらゆる世代にスポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げ、スポーツの力によりよい世界をつくる取り組みを進めてきた。

SFTは、外務省やスポーツ庁を中心とした運営委員会委員と、SFTの趣旨に賛同した会員で構成されたコンソーシアムによって運営された。SFTコンソーシアム (SFTC) は2014年8月に発足し、立ち上げ当初の運営委員会は、文部科学省 (2015年10月からはスポーツ庁)、外務省、日本スポーツ振興センター (JSC)、(公財) 日本オリンピック委員会、(公財) 日本障がい者スポーツ協会 (現・日本パラスポーツ協会) 日本パラリンピック委員会 (JPC)、(公財) 日本アンチ・ドーピング

機構 (JADA)、筑波大学、(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、(独) 国際協力機構 (JICA)、(独) 国際交流基金 (JF) の10団体で構成された。その後、(公財) 日本体育協会 (現・日本スポーツ協会)、(公財) ラグビーワールドカップ2019組織委員会、(独) 日本貿易振興機構 (JETRO)、(公財) ワールドマスタースゲームズ2021関西組織委員会が加わり14団体となった。運営委員会の役割は、コンソーシアムの運営方針の決定や会員の入退会および認定事業の承認等で、議長はスポーツ庁、副議長は外務省が務め、事務局はJSCが担当した。

コンソーシアム会員はスポーツ国際交流・協力に携わるスポーツ関連団体、地方公共団体、民間企業、大学、NGO/NPO等で構成されている。初年度の会員団体数は43であったが、2022年度には10倍を超える446に増加した。その内訳は「スポーツ関連団体」が140団体と全体の3割を占め、次いで「民間企業」(123団体)、「NGO/NPO」(98団体)、地方公共団体 (42団体)、大学 (23団体)、その他 (20団体) であった。会員になるには、①スポーツ国際貢献および交流に関する実績があること、②スポーツ国際貢献および交流に関する今後の取組計画があること、③SFTコンソーシアムに提供することができるスポーツ国際貢献に関する機会・情報の保有、のいずれかであった。会員にはSFTのウェブサイトやSNSにおける活動の情報発信、会員間メーリングリストでのSFTに関する活動の協力依頼、会員情報の検索・閲覧、会員交流会への参加を通じたネットワークの拡充等ができるメリットが提供された。

SFTの活動領域は「スポーツを通じた国際協力及び交流」「国際スポーツ人材育成拠点の構築」「国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援」の3つであった。

「スポーツを通じた国際協力及び交流」は、ハード・ソフトの両面からスポーツを通じた国際協力および交流を促進するもので、わが国の体育教育の展開、スポーツ用品の提供、ボランティア・専門家等の人材派遣、諸外国チームとの交流、セミナーや講習の実施、イベントやスポーツ大会・シンポジウムの開催、女性のスポーツ参画に関する取り組み、スポーツの価値を伝える資料の普及、施設整備等多岐にわたった。各国・地域のスポーツの発展や振興、交流に関する活動が中心であったが、スポーツを通じた社会課題の解決を目指した活動も数多く行われた。

「国際スポーツ人材育成拠点の構築」では、国際ス

スポーツ界における次世代リーダーを育成するために、国内外の若者等を対象とした大学院修士コースの開設と、日本文化やスポーツマネジメント等を学べる短期セミナーの開催が実施された。スポーツ庁の「スポーツ・アカデミー形成支援事業」として、筑波大学、日本体育大学、鹿屋体育大学にスポーツ・アカデミーを設置し、IOC委員等の国際的に活躍する関係者を招き、将来的に国際スポーツ界の中核を担う人材を養成した。

「国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援」では、アンチ・ドーピング体制が整っていない国に対して、「スポーツの価値」を基盤としたアンチ・ドーピングに関する教育の実施を支援するため、JADAが中心となり、人材育成支援、教育パッケージの導入・普及、国際セミナーの開催等を行った。

2022年3月までの認定事業実施数は7,783件であり、多くは外務省やJICA、スポーツ庁等政府関連の事業であった。(図12-5) 事業実施件数の地域別内訳は、アジアが最も多く4,410件(32.6%)、次いで、欧州2,420件(18.1%)、アフリカ2,132件(15.8%)、中南米1,971件(14.6%)、オセアニア1,127件(8.3%)、中東640件(4.7%)、北米435件(3.2%)、その他348件(2.6%)であった。その結果、8年間にわたり、開発途上国を中心に204カ国・地域における13,39万2,240人が裨益した。裨益者数の地域別の割合は、アジアが最も多く(56.6%)、次いで、アフリカ(18.7%)、中南米(14.5%)、欧州(4.1%)、その他(3.1%)、オセアニア(2.0%)、北米(0.6%)、中東(0.5%)であった。一方、会員団体はSFTCの認定事業制度において、SFTCのブランドやネットワークを活用してスポーツ国際交流・協力活動に取り組み、その約半数が通算一回以上の認定事業の実績を有した。通算の認定事業数は513件で、うち193件(38%)が会員間連携によるものであった。活動的な会員の増加や新たな活動を創出するための会員間のマッチング・協創の仕組みの見直しが課題として認識された。旧SFT最終年度に実施された、SFTC会員向けアンケートによれば、ポストSFTにおけるコンソーシアム継続意向について、回答した135団体(回答率30%)のうち、「ある」は80団体(59.3%)、「ない」は7団体(5.2%)、「分からない」は45団体(33.3%)、「無回答」は3団体(2.2%)であり、継続に対する一定のニーズがある一方、未定の団体もいることが明らかとなった。その背景として、資源の調達、現地のニーズ・状況の把握、コロナ禍での制約への

対応等の課題やニーズが示された。

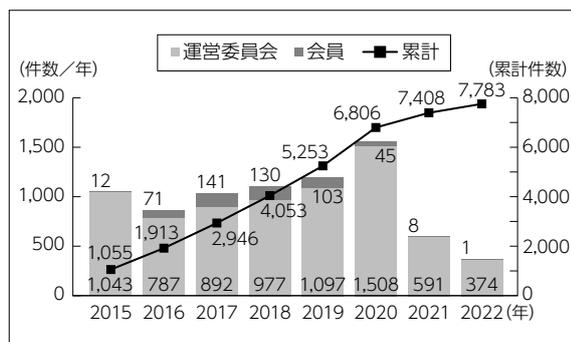
□ スポーツ・フォー・トゥモロウの成果

国際レベルでは、SFTは各種の国際会議を契機としながら進展してきた。2016年10月に京都および東京で開催された「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」では、約70カ国のスポーツ大臣等が参加するスポーツ大臣会合が開催され、日本政府は議長サマリーとしてスポーツの力で未来の社会を変えていくという「未来のためのスポーツ(Sport for Tomorrow)」の運動を進めていくことを提言し閉幕した。その後、2017年7月にロシア・カザンで行われた第6回ユネスコ・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS VI)や、2017年から隔年で開催されている日ASEANスポーツ大臣会合、2018年5月にボツワナで開催された第7回世界女性スポーツ会議、2019年8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議(TICAD7)等の機会を通じてSFTの取り組みや経験が広く共有された。2021年8月には、日本政府およびASEAN事務局が主催する「ASEAN-JAPAN Workshop on Promoting Gender Equality in Sports」が開催され、ASEAN諸国を対象に、スポー



スポーツ・フォー・トゥモロウ・コンソーシアム会員交流会

図12-5 スポーツ・フォー・トゥモロウ認定事業実施数の推移



日本スポーツ振興センターウェブサイト(2023)より作成

ツからジェンダー平等の促進を図る取り組みが進められた。たとえば、政策立案者向けのセッションでは、各国の文化や文脈を考慮した「女性のスポーツ参加率向上のための政策レベルのアクションプラン」を作成した。ポストSFTではASEAN事務局と連携しながらそのフォローアップ事業が進められている。

各国レベルでは、SFTを通じた取り組みが当該国の新たな政策・制度として定着しているケースがみられる。たとえば、ペルーでは2017年に施行された新カリキュラムにおいて小学校体育授業数が週2コマから3コマに増加したことを背景に、適切な体育授業を展開できる教員が必要とされ、ペルーより日本の知見の共有が要望された。そこでSFTでは、大学関係者等多くの専門家が関わり、理論と実践の両面から支援できる体制を構築し、体育教員同士がお互いの授業を見合いながら指導力の向上を図ろうとする「授業研究（レッスン・スタディ）」の導入が複数年かけて進められた。その結果、本事業で結成されたペルー体育科教育関係者チームが主体となりガイドラインが策定された。本事業を通じて、ペルー関係者（中央政府、地方行政、大学、専門学校）のネットワークも形成・強化され、その後も現地関係者による体育授業研究が展開されている。

東京2020パラリンピック競技大会において成果が確認された事例がある。パラリンピック未参加等の40の各国パラリンピック委員会（NPC）に対して、国際パラリンピック委員会（IPC）や国際競技連盟（IF）、JPC等と連携した取り組みが行われた。アスリートの育成・強化や指導力強化を支援するためのトレーニングキャンプやワークショップのほか、東京2020大会以降の持続可能な発展を視野に入れた、各国NPC運営力強化支援や国際大会参加支援、NPC同士のネットワーク・実践コミュニティの形成を実施した。その結果、当事業支援国のブータン、グレナダ、ガイアナ、モルディブ、パラグアイ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島の6カ国が初参加を叶え、イエメンは1992年バルセロナ大会以来の出場を果たした。

□ ポストスポーツ・フォー・トゥモロウの概要

スポーツ庁は2022年、SFTのもとで構築された官民協力体制（SFTC）やこれまでの取り組みを東京2020大会のレガシーとして継承し、2024パリオリンピック・パラリンピック競技大会や2026年アジア競技大会

（愛知・名古屋）等を念頭において、スポーツを通じた国際協力によるわが国のスポーツの存在感を示す取り組みを発展的に実施するとともに、わが国の強みを活かしたスポーツによる国際協力事業を通じてSDGsへの貢献を実現していくことを趣旨として、「ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業」（委託事業）を開始した。本事業は2022年から2027年の5カ年の予定となっており、JSCが受託し事業を実施している。

本事業は、「SFTコンソーシアム事務局業務」、および「官民連携によるスポーツ国際交流・協力の取組を先導する、日本の強みを活かしたリーディング事業」から構成されており、それらの取り組みを通じて、①東京2020大会のレガシーの継承・発展、②わが国の国際的信頼や国際的地位の向上、③東京2020大会レガシーの国内還元、④SDGsの実現への貢献、を目指すとしている。その結果、期待される効果として、①スポーツを通じた日本のプレゼンスの向上、および②国内外におけるSDGsへの貢献を掲げている。

ポストSFTのコンソーシアムでは、新たに東京都が運営委員会に参加した。会員制度は、これまでの課題を踏まえ、1種別から2種別に更新された。実際の活動を実施、もしくは予定している団体を「正会員」とし、自走化に向けてより活動的で効果のある取り組みを実施する団体を増やすことに焦点化した施策を推進する。また「スポーツ×国際交流・協力」に関心をもつ団体やZ世代等、将来のSFTムーブメントの持続に不可欠なターゲットを「準会員」とし、新たなマーケティングで取り込む。裨益者の方針については、東京2020大会のレガシーを国内に広く還元し、スポーツ国際交流・協力の日常を目指していく観点から、国内在住者もSFTの裨益者に位置づける形に更新された。

事業評価については、JSCが参画・協力している国際プロジェクト「スポーツとSDGs指標国際開発プロジェクト」において開発された「スポーツとSDGs指標・ツールキット」を活用し、スポーツがもたらす貢献・成果の可視化に向けた取り組みをSFT事業に組み込むとともに、大学と連携して質的研究手法の事業評価への応用にも取り組む等、国際標準の導入や第三者の参画による、より適切な評価・検証に向けた工夫が進められている。

（阿部篤志）

5. ホストタウン交流の推進

□東京2020大会に向けたホストタウンの始まり

2013年9月にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会の総会において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定し、地方公共団体が参画したホストタウンが動き始めた。2014年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」(2014)の中で、「全国各地の自治体が参加する『ホストシティ・タウン構想』(中略)を着実に推進する」ことが記された。同年7月には、東京2020大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議(第1回)が開催され、大会開催に向けて、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、ホストシティ・タウン構想を推進するという趣旨が示された。

ホストタウン・シティからホストタウンに名称変更され、その第一次登録の概要が2016年1月に発表されて以降、多くの地方公共団体がホストタウンや復興ありがとうホストタウン、共生社会ホストタウンに登録した。最終的には533の地方公共団体がホストタウンとして登録し、その相手国・地域数は185となった。このうち、復興ありがとうホストタウンとして登録した地方公共団体数は33、相手国・地域数は39、共生社会ホストタウンとして登録した地方公共団体数は109、相手国・地域数は71となった。また、共生社会ホストタウンとして登録した地方公共団体のうち、15団体が、内閣官房が示した要件を満たして、先導的共生社会ホストタウンに認定された。

□東京2020大会におけるホストタウンの取り組み

ホストタウンの登録を開始して以降、多くの相手国・地域のアスリートやコーチが、わが国の気候や環境、風土や文化等に慣れるために、地方公共団体を訪れて事前合宿を実施するとともに、住民との交流を図る活動に参加した。そして、コロナ禍でさまざまな制約がある中、内閣官房がまとめた「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」(2021)を踏まえて、各地方公共団体により感染症対策が講じられた上で、ホス

トタウンの取り組みが行われた。その結果、東京2020大会直前の事前合宿は、ホストタウンに登録した208の地方公共団体で実施され、86ヵ国・地域から7,976人の選手やコーチ等が参加した。また、東京2020大会直後の事後交流は、ホストタウンに登録した28の地方公共団体で、19ヵ国・地域から224人の選手やコーチ等が参加した。

その一方で、事前合宿や交流事業の中止を強いられた例もみられた。(独)日本スポーツ振興センターによると、オリンピック大会直前に海外チームを受け入れる予定であった地方公共団体の約4割が事前合宿の実施にいたらなかった。7割以上が相手国・地域側によって事前合宿の見送りを判断したことによるものであり、地方公共団体側が事前合宿を辞退した例は1割程度であった。パラリンピック競技大会直前の海外チームの受け入れについては、受け入れ予定のあった地方公共団体の約5割で事前合宿が行われなかった。オリンピック競技大会同様、相手国・地域側による事前合宿の見送りの判断が7割以上であり、地方公共団体側による事前合宿辞退の判断は約1割であった。

□ホストタウンの取り組みにみる国際連携の新しい形

東京2020大会の事前合宿関連活動では、これまであまり目にする事のなかった地方公共団体と他国の競技団体(National Federation: NF)や国際競技団体(International Federation: IF)等がパートナーシップや覚書を締結する事例がみられた。

兵庫県豊岡市は、2018年にフランスとドイツ、2019年にスイスをホストタウンに登録した。同市は、2019年にドイツボート連盟とパートナーシップを締結した。契約内容には、同年5月からの契約期間中におけるボート競技のひとつの種目であるスカルのドイツ代表男子チームのウェアや用具への広告掲載(オリンピック競技大会期間中を除く)、ドイツボート連盟および男子スカルチームのロゴ使用権、「豊岡市はボートドイツ代表のオフィシャルパートナーです。」などの呼称権が含まれた。

福岡県北九州市は、2016年にタイ、2019年にイギリス、コロンビア、ドイツをホストタウンに登録した。また、2019年にイギリスとドイツを共生社会ホストタウンにも登録した。同年、イギリス車いすラグビー連盟と事前合宿に関する覚書を締結し、イギリス代表チーム

は、同年10月に、同市で事前合宿を行うとともに、住民との交流を図る活動に参加した。東京2020パラリンピック競技大会直前の事前合宿は実施が見送りとなったが、イギリス車いすラグビー連盟側から今後の交流活動継続の意向が表明され、2021年8月に、新たに友好協力関係に関する覚書を締結した。

栃木県宇都宮市は、2016年から国際バスケットボール連盟（Fédération Internationale de Basketball：FIBA）が主催する3x3（3人制バスケットボール）の国際大会であるFIBA 3x3ワールドツアーを開催してきた。3x3に絡めた東京2020大会のレガシー創出に向けて、オリンピック直前の国際大会や事前合宿の開催、オリンピック競技大会期間中のコミュニティライブサイトの開催といった一連の取り組みを計画し、2019年8月、FIBA等と事前合宿に関する覚書を締結した。覚書では、国際大会に参加したオリンピック参加国が、そのまま同市でオリンピック競技大会に向けた事前合宿を行うことに協力して取り組むという内容が交わされた。コロナ禍の影響で東京2020大会前の国際大会の開催や複数の代表チームが予定していた事前合宿は見送りとなったが、一連の取り組みがFIBAに評価され、2022年シーズンから新設されたワールドツアーの開幕戦が同年5月に同市で開催された。

その他の自治体では、静岡県浜松市は2016年にブラジルをホストタウンに登録、2017年に同じくブラジルを共生社会ホストタウンにも登録し、2019年に先導的共生社会ホストタウンに認定された。2022年10月にはブラジルパラリンピック委員会、同年11月にはブラジルオリンピック委員会と東京2020大会のレガシー協定を締結した。群馬県前橋市は、2016年にハンガリー、2018年にスリランカとコロンビア、2019年にベラルーシと南スーダンホストタウンに登録し、2022年10月に南スーダン青年スポーツ省とスポーツ交流に関する協定を締結した。このように、東京2020大会のホストタウンを通じて生まれた縁や構築された関係が契機となり、スポーツによる国際交流活動や連携に向けた基盤整備は2023年2月現在も行われている。

□ ホストタウンの取り組みから新たな取り組みへ

東京2020大会の事前合宿等のホストタウン関連活動を契機として、他分野と連携しながら新たな取り組みを進める事例もみられる。

福岡県田川市は2016年にドイツ、2019年にベラルーシをホストタウンに登録した。2019年には、両国を共生社会ホストタウンにも登録し、その後、先導的共生社会ホストタウンに認定された。2018年8月にドイツ車いすスポーツ連盟のフェンシング部門、2019年9月にベラルーシパラリンピック委員会と事前合宿に関する協定書を締結した。ドイツ・ベラルーシ両国代表の車いすフェンシングチームは東京2020大会の直前合宿を同市で行った。2020年9月に、2021年度から10年間のまちづくりの指針となる「第6次田川市総合計画」を公表した。この総合計画の前期基本計画では、5つの重点プロジェクトが示されており、そのひとつに「共生社会推進プロジェクト」がある。障害の有無や国籍などにかかわらず、お互いの人権や尊厳を大切にし、ささえ合い、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを目指すことを目標に掲げた本プロジェクトの構想の原点には、ドイツ・ベラルーシ両国の車いすフェンシングチームとのこれまでの取り組みが位置づけられている。東京2020大会に向けた取り組みの一環として、障害者スポーツの普及促進に向けて、総務省令和3年度「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」に協力企業とともに採択された。スポーツ指導やスポーツの楽しさをさまざまな情報通信技術（Information and Communication Technology：ICT）を用いての支援が重要になるという考えのもと、体育館に設置された高精細カメラで撮影された動画データを遠隔地にいるコーチと共有することや仮想現実（Virtual Reality：VR）技術を活用したコーチング、人工知能（Artificial Intelligence：AI）技術を用いた試合中やトレーニング中の選手の身体の各部位に作用する力の分析等が行われた。さらに、内閣府の「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用し、5Gを活用したスポーツ振興事業を通じて、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取り組みが進められている。

□ スポーツを通じた国際交流や国際連携の発展に向けて

東京2020大会はコロナ禍の影響で1年延期となり、緊急事態宣言下での開催となった。地方公共団体の職員や地域住民にとって、東京2020大会におけるホストタウンの取り組みに限らず、コロナ禍での取り組みは、先進・先行事例が非常に少ない中、さまざまな工夫をして実施された例もみられた。一方で、予定されていた取り組みが中止となったり、代替事業の実施も叶わなかった

り、十分な実施にいたらず、想定の成果を得ることができなかつた地方公共団体の様子もうかがえた。今後のスポーツに関する取り組みの企画や準備、実施まで、活動全般を推進していく上で、従来の実施手法や実施内容、考え方のみにとらわれず、異なる方法や内容を考え、柔軟に取り組むことの学びや気づきとなり、地域におけるスポーツ施策の充実や発展の糧になったといえる。東京2020大会のホストタウンの取り組みを通じた他国のNFやIFとの国際的な活動は新たな取り組みである。他国の窓口が地方公共団体ではなくスポーツ団体であることから、相互の利益につながるような継続性や発展性を模索する必要があるとともに、その可能性に期待が寄せられる。

東京2020大会のホストタウンの取り組みを契機として、今後のスポーツを通じた国際的な取り組みへの意欲を示す地方公共団体もみられ、すでに動き出している。鹿児島県薩摩川内市は、東京2020大会の事前合宿でバレーボールのアルゼンチン代表チームの事前合宿を受け入れた。2022年7月に大阪で開催された国際大会では、アルゼンチン代表チームから事前合宿に関する申し入れがあり、同年6月に受け入れた。今後、国内で開催される国際大会の機会を活用し、諸外国や地域の事前合宿や交流活動が継続的な国際的取り組みにつながる可能性がある。

ホストタウンを契機とした共生社会の実現に向けて、施設や設備等のハード面とともに、人々の認知面や心理面といったソフト面への働きかけも重要である。スポーツを通じた国際交流や国際連携の取り組みが、地域住民やコミュニティに変化を生み出す仕組みをいかに施すか、成果創出には時間を要するため、中長期的な展望や方針、基本的な計画を関係者間で共有し、連携・調整のもとでの具体的な活動が求められる。

スポーツを通じた国際交流や国際連携といった取り組みを通じて、地域の住民やコミュニティにメリットを生むだけでなく、相手側にもメリットを生み出し、相互利益の創出のための工夫や働きかけが重要になる。福岡県北九州市は、ラグビーワールドカップ2019日本大会の際にウェールズ代表チームの事前合宿を受け入れた。それを契機として交流事業が行われ、2020年にはレガシー協定が締結された。このレガシー協定に基づく活動は、スポーツ分野にとどまらず、文化交流や経済交流にまで及んでいる。新たな政策領域や他分野・他業種との連携を模索した具体的な活動の実施は、相互利益を生み出す可能性の拡大につながる。スポーツを通じた国際的交流活動や連携活動等の推進により地域の住民やコミュニティ、さらには相手国・地域における利益の創出につながる発展的活動が今後期待される。

(久保田潤)

III スポーツを通じた持続可能な社会へ向けた具体的なアクションを

1. わが国と諸外国との認識面・政策面におけるギャップ

2015年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成期限である2030年まで、ちょうど折返し地点を過ぎた段階である。スポーツ分野においては、SDGs自体に対する認識、そしてスポーツとSDGsの接点、あるいはスポーツの開発・平和分野における有益性に対する理解が十分に広まっていないため、第I節で論じたとおり、わが国においては、この分野の具体的な政策や施策の実行がいまだに十分とはいえない状況である（図12-6、図12-7）。

第II節1項で論じたとおり、スポーツを通じたアプローチが健康・教育・社会的包摂・環境・ジェンダー・災害復興・平和構築等のさまざまな分野において、個

人・コミュニティ・社会に対して幅広い利益をもたらし得るという点については、持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）、ベルリン宣言、体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章等で宣言されており、カザン行動計画やそのAction2を具現化した「スポーツとSDG指標」開発プロジェクトに代表されるように、国際的にはすでに具体的なアクションの段階へと移行している。SDGsに対する人々の認識面のみならず、政策面においても諸外国とのギャップが広がってきている。

2. 「スポーツとSDG指標」等を活用した貢献度合いの可視化へ

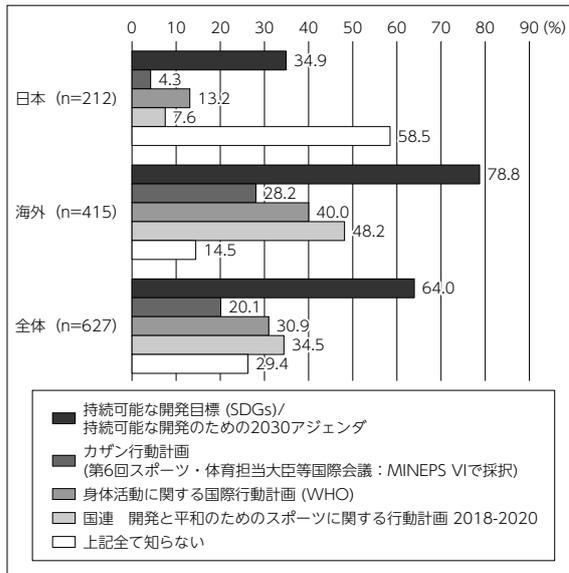
第II節3項では、ローレウス財団におけるKPIを用い

た支援事業のインパクト評価について紹介しているが、このようにスポーツに基づく活動が参加者におよぼした変化をモニタリング・評価（M&E）している団体はまだ少ないのが現状である。2019年にJSCとスイスに本拠を置くNGO sportanddev.orgが実施した国際調査では「開発のためにスポーツを用いるプロジェクトの評価方法がわからない」と回答した人が5割を超えている

(図12-8)。

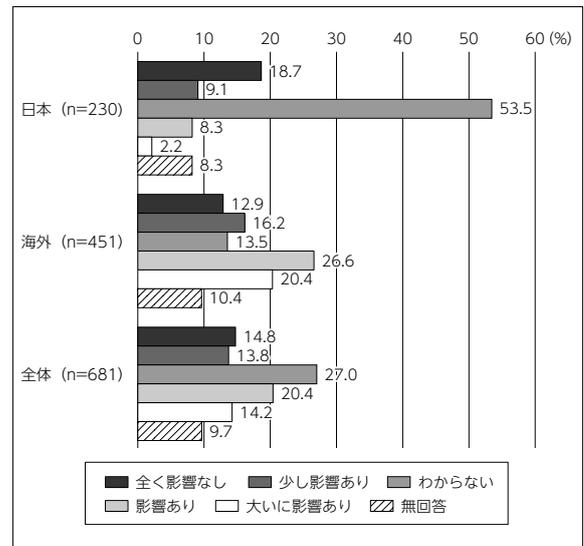
上述の「スポーツとSDG指標」は、政府・スポーツ団体・民間セクターのスポーツに基づいた政策やプログラムの投資・実行によるSDGsへの貢献を共通指標によって測定しエビデンスに基づいて評価するものであるが、測定内容は制度・人口レベルといった大規模なものから、組織的レベル、そして地域の団体が実施するよう

図12-6 認識している国際的な政策・計画・枠組み



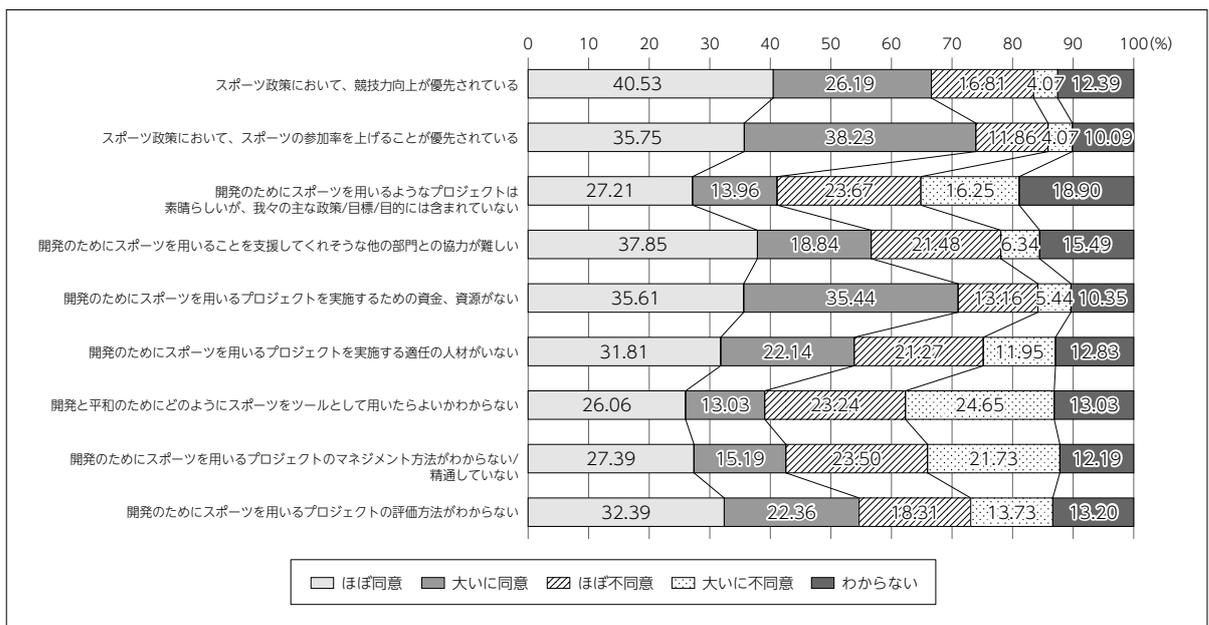
日本スポーツ振興センター、sportanddev 「ガイドブック 開発のためのアンケート調査」(2019) より作成

図12-7 持続可能な開発目標 (SDGs) と2030アジェンダの自身が従事する活動への影響



日本スポーツ振興センター、sportanddev 「ガイドブック 開発のためのアンケート調査」(2019) より作成

図12-8 開発のためにスポーツを用いるプロジェクトを実施していく上での課題 (n=573)



日本スポーツ振興センター、sportanddev 「ガイドブック 開発のためのアンケート調査」(2019)

な事業までさまざまである。

わが国の政策として、たとえば、SDGsの目標5に関連する「スポーツを通じたジェンダー平等に取り組む」といった漠然とした宣言ではもはや十分とはいえず、目標5を構成するターゲット（たとえば5.1差別撤廃、5.2暴力排除、5.4公共サービスの提供、5.5意思決定への女性の参画・リーダーシップ機会の確保）のどこに焦点をあて、どのようなプログラムの組み合わせでスポーツを通じたジェンダー平等を達成していこうとしているのか、また、その達成度合いをどの指標で測定し評価していくのか、を示していくことが国際標準になりつつあるのである。

第Ⅱ節5項で指摘された、ホストタウンの取り組みを通じた地域住民やコミュニティに変化を生み出すための仕組みや仕掛け、また交流相手・国にとってのメリットの創出といったものも一般市民にとってもわかりやすく示していかなくは、その制度を持続可能にしていくことは難しいだろう。

3. ポスト2020におけるスポーツを通じた開発・平和への貢献

東京2020大会へ向けて開始されたホストタウンやスポーツ・フォー・トゥモロー（Sport For Tomorrow：SFT）といった新たな取り組みは、大会後の現在、ムーブメントの段階からそれらをわが国にどう根づかせていくのかが問われている。スポーツを通じた国際交流やSFTの活動が、具体的な対象者や対象分野において生み出した利益を国際的な流れに従って可視化できれば、スポーツ分野へのさらなる投資や予算を呼び込む可能性が生まれ、特別な財政需要などを考慮して普通交付税とは別に行政が交付する特別交付税の措置等に頼らない事業運営のサイクルができるだろう。

「スポーツの価値」といった漠然とした一言で片付けてしまうのではなく、開発や平和分野の具体的な課題に対して、スポーツが貢献する客観的成果を適切なM&Eに基づいて示していくことで、この分野の政策や取り組みはもう一段階レベルアップすることが可能となるのである。

（山田悦子）

いま改めて「スポーツの価値」が 問われている



いま改めて「スポーツの価値」が問われている

笹川スポーツ財団 理事／尚美学園大学スポーツマネジメント学部 教授 佐野 慎輔

わが国のスポーツ政策において、2021年夏に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京2020大会）はひとつのエポックメイキングであった。10年前の2013年9月17日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開かれた国際オリンピック委員会（IOC）総会の席上、東京が2020年夏季大会の開催都市に選定されて以来、官民一体となった準備が進められた。1964年に開催された東京オリンピック競技大会および東京パラリンピック競技大会が国内のスポーツ界を変えたと同様に、今回の東京2020大会もまたわが国のスポーツを大きく変革するだろうと期待された。

それは2011年6月に制定されたスポーツ基本法以来、同年7月の「スポーツ宣言日本—21世紀におけるスポーツの使命—」に基づき、矢継ぎ早に繰り出された10年以上にわたるスポーツ界改革の集大成となるべきものであった。そして少子高齢化、東京一極集中が進行するわが国にあって、健康寿命の延伸や地方創生、共生社会の実現などといった多様な社会課題に 대응の一助となるはずであった。

しかし開催を控えた2020年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、私たちが望んだかのように大きな影を落とした。多くのスポーツ大会が中止、延期となる中、東京2020大会もまた実施か、中止・再延期か、国論を二分する騒ぎとなり、125年に及ぶオリンピックの長い歴史の中ではじめて1年延期されて、かつ無観客開催という異形な大会となった。

2022年4月、スポーツ庁は第3期「スポーツ基本計画」を策定、これまでの10年を振り返り、スポーツを「する」「みる」「ささえる」に、スポーツで「あつまり」「ともに」「つながり」を加えて、次の5年間の政策づくりに向けた基本指針を示した。第1、2期で示された「する」「みる」「ささえる」という言葉に込められたレガシーは、果たして残し得ただろうか。掲げていた社会課題解決への貢献に道筋はできただろうか。第3期は1、2期の振り返りをもとに何ができて、何ができなかった

かを明確にし、その評価をもとにした計画と推進でなければならない。つまり、ともに、つながる中核の組織として、今ほどスポーツ庁の存在が重要なときはない。

2022年に発覚した東京2020大会をめぐる贈収賄事件や談合疑惑は、国民にスポーツ界への不信感を植えつけ、札幌市の2030年冬季オリンピック・パラリンピック招致活動にブレーキをかける。スポーツ現場ではいまだ指導という名の体罰や暴言が後を絶たない。そしてこの年初頭、国連で決議された北京オリンピック・パラリンピック競技大会の「オリンピック休戦」期間中に起きたロシアによるウクライナ侵攻は、これまでのスポーツ界が積み上げてきた国際的な友好関係を破壊した。

スポーツ界は何より、国民の不信感を払拭しなければならない。スポーツ界に何ができるのか、何をしなければならないのか。次の10年は、信頼回復とともにスポーツ界の真価が試されている。そして改めて「スポーツの価値」とは何かが問われている。

1. これまでの10年

スポーツ界の活性化に向けて2010年に「スポーツ立国戦略」が公表され、翌2011年に「スポーツ基本法」が成立、交付されて以来、東京2020大会開催までの10年間でさまざまな政策によってスポーツ界の形が整えられてきた。

スポーツ基本法は文字どおりスポーツ界整備の基盤となる法律であり、それまでスポーツ振興を担ってきた1961年制定のスポーツ振興法を全面改正する形で制定された。立国戦略の「すべての人々にスポーツを」「スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会」の創出という考えを踏襲し、前文でスポーツを「世界共通の人類の文化である」と定義した。

また基本理念の冒頭にはじめて「スポーツ権」を明記し、「地域交流の促進」「学校、スポーツ団体、家庭と地域活動団体の相互連携」「心身の健康保持」「障害者のスポーツ環境の確保」のほか「競技力向上」「国際平和へ

の寄与」「不当な差別の禁止」といった文言が並んだ。条文は基本法としてはいささか総花的ではあるが、必要な内容が網羅的に押さえられている。また「国の責務」と「地方公共団体の責務」に言及するとともに、「スポーツ団体の努力」にも触れた。「国民の参加、支援の促進」を明記しており、基本法に即して策定される基本計画のとおりに行われていたならば、理想的なスポーツ環境が成立していたことだろう。

スポーツ庁は基本法附則第2条に「政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置」と明記されて、2015年10月に発足した。文部科学省スポーツ・青少年局を母体に、経済産業省、外務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省などから人材が供出された。これまで各省庁がそれぞれ施策を展開し統一感を欠いたわが国のスポーツ行政にあってはじめて登場した統括組織として、スポーツ政策の企画、推進、そして「基本計画」を具現化する役割が期待された。しかし、現実には文部科学省のいち外局として、存在感を発揮するまでにはいたっていない。寄せ集め組織として出身省庁による温度差があり、定期異動による知見の共有も難しく一体感もみられない。

スポーツ庁が発足してオリンピック、パラリンピック選手の間にあった垣根は低くなり、ナショナル・トレーニングセンターの活用、公式ユニホームの統一による東京2020大会での活躍によって目立った効果は表れた。一方で障害者のスポーツ環境整備はまだ緒についたばかりである。日本スポーツ振興センターをとおした選手育成、強化に向けた取り組みは国際競技大会での成果という形で現れ始めた。少子化高齢化が進む社会情勢と深くかわる取り組み、スポーツ実施率の向上も成果が出てくるのはこれからのことだ。

「スポーツで稼ぐ」と鈴木大地初代長官が掲げた「スポーツの成長産業化」は、2020~2022年にかけてわが国をおおった新型コロナウイルス禍によって計画変更を余儀なくされた。どのように軌道修正していくのか。また相次ぐスポーツ組織の不祥事、体罰やハラスメントに対応するべく2019年に策定された「スポーツ団体ガバナンスコード」は、成果をあげているとは言い難い。人員や資金に恵まれた大規模組織とそれらに恵まれない中小競技団体とに一律に適用するのは、逆の不平等を生む。いかに指導力を発揮していくのか、政策は掲げれば終わりではなく、実情に応じた柔軟な施策が求められている。

スポーツ基本法が制定され、スポーツ庁が発足した中ではじめて実施された国際的なメガスポーツイベントであるラグビーワールドカップ2019はスポーツ界のみならず、日本社会に大きな刺激を与えた。「ティア1」というラグビー強国以外ではじめて開催された大会は未知の要素を不安視されながら、日本代表チームの活躍でチケット販売率は99.3%、海外約24万2,000人を含む170万4,443人の観客が実施45試合につめかけ、観戦チケット収入389億円を記録、68億円の剰余金を計上した。こうした興行面にとどまらず、「にわかファン」とよばれた新たなファンの広がりを生み、国内にラグビーによる盛り上がり生まれたことは特筆したい。

このラグビーで盛り上げた熱狂を東京2020大会、さらにワールドマスターズゲームズ2021関西へとパスをつないでスポーツ立国に結ぶというのがスポーツ基本法制定当時の戦略だった。しかし、それは新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって裏切られてしまった。

2. 東京2020大会の蹉跌

新型コロナウイルス感染症の蔓延でオリンピック史上はじめて開催が1年延期された後も大会の中止・再延期を求める声は大きく、大会直前、期間中にも抗議活動が行われた。大会組織委員会は苦慮の末、観客を入れない無観客開催を決断、選手や大会関係者には参加コードを設けて、厳しい隔離対策をとった。オリンピック・パラリンピックの趣旨とは異なる異形の大会となったことは周知の事実である。

その異形の大会はどう評価されたのか。報道機関の世論調査はある種の目安となる。共同通信社がオリンピック閉幕1週間後の2021年8月14~16日に全国電話調査を実施し、是非を聞いた結果では、開催されて「よかった」と答えた人は全体の62.9%にのぼり、「よくなかった」は30.8%であった。新聞各社の世論調査でもほぼ同様の結果が得られた。また、パラリンピックでも共同通信社は2021年9月4~5日に同様の調査を行い、「よかった」が69.8%となり、「よくなかった」の26.3%を大幅に上回った。

大会前、とりわけ感染者数が増した2021年5月の報道各社の調査では中止・再延期が合わせて8割に及ぶ調査結果も公表されていたが、開催後の結果から民意の変化をみてとれる。それはオリンピックへの理解、運営のありかたへの賛同というよりは、選手たちが繰り広げたパフォーマンスの成果であった。とりわけパラリンピア

ンの真摯に競技に取り組む姿、弾けるような喜びが報道されて共感の輪が広がったとあっていいのではないか。

コロナ禍での開催について、海外からの報道ではわが国の運営能力が高く評価され、参加した選手たちからは感謝の言葉が相次いだ。しかし、わが国では国民の間に染み込んだ「オリンピックのありかた」「オリンピックと金」への不信感、政治介入への反発は消えることなく、招致疑惑に始まり、国立競技場建設をめぐる一連の騒動、エンブレムのデザイン盗用疑惑、そして差別発言と続いた不祥事へのスポーツ界の説明不足、木で鼻をくくったような対応に批判の目が向いた。そして今も大会1年後に発覚した組織委員会元理事を中心とした贈収賄事件、組織委員会幹部と広告代理店などによる談合疑惑が不信を増幅している。

またデザイン重視で使い勝手の悪さが指摘される新国立競技場を含めた競技会場のあと利用は管理・維持費を含めて大きな課題となって残るが、対応は遅れたままである。人々の不信感は2030年冬季オリンピック・パラリンピック招致を目指す札幌市の活動にも影を落とし、招致活動の休止を余儀なくされた。今後のメガスポーツイベント招致によるスポーツ立国戦略にブレーキがかかることを懸念する。

国民の不信の根底には新型コロナウイルス感染症対策における政府の対応の遅れと説明不足があると思われるが、開催延期に際し、組織委員会を含むスポーツ界から国民に理解を求める発信がなかったことが国民のスポーツ界に対する不信、不満をより高めたのではないか。多額の公的資金が投入された東京2020大会開催を強く求め、競技会場の新設を要求しながら、都合が悪くなるとスポーツ界は口をつぐむ。政治の力に丸投げし、誰かが解決してくれるだろうという当事者意識の致命的な欠如が問題をこじらせた。スポーツ界をまとめて対処、意見発信していくリーダー不在が重要な場面で顕著になったことを指摘しておきたい。オリンピックに関わる問題は本来日本オリンピック委員会（JOC）の専権事項であるが、顔もみえず、意見発信もなかった。

不協和音に支配された東京2020大会だが、「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」を掲げ、意欲的に「持続可能性」に取り組む大会となるはずであった。「Be better, together—より良い未来へ、ともに進もう。」をコンセプトとして、①気候変動、②資源管理、③大気・水・緑・生物多様性等、④人権・労働・公正な事業慣行等、⑤参加・協同・情報発信の5つ

の分野でさまざまな取り組みが準備された。これらの取り組みはスポーツによる社会課題解決に向けた道筋を提示するとともに、ポスト東京2020大会に取り組むべき課題とも合致していた。それだけにコロナ禍による中止・再延期論が過熱する中で、持続可能性への取り組みが大きく報じられることもなく、未消化のまま終了したことは残念であった。

ひとつだけ、④、⑤とも関わるジェンダー平等について組織委員会理事を務めた来田享子中京大学教授の論考をもとに言及しておきたい。東京2020大会の達成度を示す数値としては、オリンピック・パラリンピック参加選手の女性割合やオリンピックの女性種目・混合種目の増加が、IOCのホームページにあげられている。さらに加えれば、開会式における選手・コーチ・審判員の宣誓を男女1名ずつが担当したことなどもあげられる。東京2020大会のジェンダー平等に関しては2021年2月、組織委員会の森喜朗会長の発言が物議を醸して注目を浴びた。その結果、森氏が辞任して橋本聖子氏が会長に就任、同時に新たに女性理事12名が追加任命されて理事会における女性比率を30%以下から42%に高めることになった。このとき員数合わせとの批判も報じられたが、来田教授は「役員における女性割合が少なくとも30%を超えるという（IOCの）数値目標をクリアすることは、解決策の第一歩としては重要である。加えて、集団全体がジェンダー平等の達成を共通目標として捉えなければ、十分な変化は起きない可能性がある」と指摘する。

橋本体制後の変化として、アスリート出身理事や後から加わった女性理事、アドバイザーによる「ジェンダー平等チーム」の設置がある。開会式まで半年を切った中での活動には限界もあったが、「東京D&I*アクション」として組織委員会や大会関係者に多様性と包摂を備えた社会への一歩を踏み出すためのアクションを宣言させ、さらに国民に対してもソーシャルメディア上でD&Iに関するアクションを自由に宣言して発信するよう呼びかけた。

* D : Diversity (多様性) I : Inclusion (包括、受容)

東京2020大会はジェンダー平等に新たな指針を投げかけたが、問題は時限組織である組織委員会解散後、どこが責任をもってこうした問題に対処していくか、である。継承組織は生まれず、JOCも乗り出すつもりはないように映る。しかし、D&Iは世界に向けてわが国の立ち位置を示す重要なテーマである。「東京D&Iアク

ション」のように、スポーツ界がアクションを宣言して実際に行動を起こすことが国民の不信感の払拭、スポーツ界の覚悟を伝えていくことになる。

3. 笹川スポーツ財団は何をしており、これから何をするのか

「笹川スポーツ財団（SSF）は何をしているのか」と聞かれることがある。「スポーツのシンクタンクであって同時にドゥタンク（Do Tank）でもあります」と答えてもなかなか伝わらない。

SSFは1991年、「スポーツ・フォー・オール」を掲げて創設され、10年を節目とする第1期では、スポーツ振興団体への助成金制度「スポーツエイド」を通じて国内スポーツ環境の整備を支援し、自治体との連携による「チャレンジデー」を実施した。国民のスポーツライフの実態をはかる「スポーツライフに関する全国調査」を開始するとともに、「スポーツ白書」の編さんを始動したのもこの時期である。第2期には「東京シティロードレース」その後の「東京マラソン」への参画、「湘南オープンウォータースイミング」の開催などを通じた生涯スポーツの実践、スポーツ文化の形成を図ってきた。この間、スローガンを「スポーツ・フォー・オール」から「スポーツ・フォー・エブリワン」に変更している。

研究・調査活動に軸を移し、「スポーツシンクタンク」を標榜しはじめたのが2011年である。スポーツシンクタンクとしての活動の主眼はスポーツ政策形成への寄与に置かれた。スポーツ政策は、国民のスポーツ参画を促し、すべての人々がスポーツに関心を持ち、スポーツを実践し健康長寿社会を実現することを目指す。その政策形成に寄与することはスポーツシンクタンクとしての使命、責務にほかならない。

政策に関わる研究・調査として、SSFが取り組んできたものとしては、「諸外国のスポーツ政策調査」「中央競技団体現況調査」「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究」「スポーツボランティアに関する調査」「新たな地域スポーツプラットフォーム形成に向けた実践研究」などがあげられる。それらは自主研究であったり、文部科学省・スポーツ庁の受託事業であったりしたが、政策形成に向けて大きな役割を果たしてきた。

大学3年生によるスポーツ政策提案コンテスト「Sport Policy for Japan」や「笹川スポーツ研究助成」の創設にも着手しており、前者は運営母体を他組織に移行、後者は初期の役割を果たして終了したが、政策形成

プロジェクトを支援する原型をつくった。

SSFがシンクタンクとドゥタンクの両面を強く打ちだしたのは2021年である。「スポーツによる健康寿命の延伸」、「幼少期から高齢期までアクティブな市民」および「年代、国籍、障害の有無を超えて共に支え合うまちづくり（共生・共助）」からなる中長期目標「GOAL2025」を掲げ、次の5年、さらに今後10年を見通したステップに移行した。

宮城県角田市と連携して取り組んできた地域スポーツ運営組織（RSMO）の実証実験は第2フェーズに入っている。これはスポーツシンクタンクとしての研究・調査を実践に移していくドゥタンクとしての取り組み、実験である。人口減少、少子高齢化が進み、地域スポーツのありかたが検討されているわが国にあって先駆となる試みとして注目も大きい。

東京2020大会を終えて、わが国のスポーツ界は変革期を迎えている。人口減少、少子高齢化に東京一極集中、多様性と調和といった社会課題にスポーツがいかに関わり、多文化共生社会の実現に向けてどのように貢献できるか、それが問われてこよう。

すでにSSFでは次の10年に向けて、実践型のスポーツ専門シンクタンクとしての活動をはじめている。たとえば、角田市に象徴される、これまでに積み重ねてきたデータをもとにした分析、研究に基づいた実証実験である。調査、研究に基づいた実効性のある政策提言を行い、自治体をはじめとする諸機関との連携によって実践して地域に効果をもたらす。そして、この取り組みからもたらされた結果を再検証、再評価することによって得られる新たな知見、データをもとに、新たな政策提言を行い、実践していく循環型のシステムを創り上げる。

角田市でのこうした実証実験が一定の評価を得られて、ロールモデルとなってほかの市町村での実践に広がり、スポーツによる地方創生が進む。そうしたことが実践型のスポーツ専門シンクタンクのあるべき姿のひとつである。

「笹川スポーツ財団は何をしているのか」と問われて、答えはあっても、まだ理解が進んでいないとはいえない。目にみえる社会への貢献、つまり社会課題解決に向けた政策の卵を産みだし提言してスポーツ界を動かしていくことができれば理解は進む。そのためにはまだまだリソースは小さい。ますます外部人材、外部組織との連携・連帯が必要である。

4. これからの10年

2022年3月、文部科学省は第3期スポーツ基本計画を策定、公表した。5年に1度改訂される基本計画の冒頭で新型コロナウイルス感染症と東京2020大会がスポーツに与えた影響に言及するとともに、「社会状況の変化」として、人口減少、少子高齢化、地域間格差などをあげてスポーツの活用を掲げた。さらにAI、ビッグデータ、IoT、ロボティクスなど、さまざまな技術革新を取り入れたスポーツを推進していく姿勢が示された。

またUNESCOのカザン行動計画および国連の持続可能な開発目標（SDGs）への貢献にも言及し、わが国が「国際的な動きをリードする立場から、さまざまなスポーツを通じた国際交流・協力に一層取り組む」ことへの期待感を示した。ここではわが国を「国際的な動きをリードする立場」と規定しているが、果たしてそれは現実に合致しているだろうか。少なくとも国際的な発言力、影響力はまだまだ小さく、人材も十分でない現実を理解しているとはいえない。スポーツ界は国際社会ときちんと向き合うことから変革を始め、人材育成、支援体制を構築し、国際社会における存在感を高める必要がある。

また国内の人材・担い手不足にどう対処していくのか。組織をリードし、物言わぬスポーツ界を打破していく人材、スポーツ振興に欠かせない人材、スポーツを通じた社会変革を担う人材、それは中央だけではなく、活性化に取り組む地域でも根本的な問題となっている。2023年4月から一部地域で実験が始まる休日の部活動の地域移行に関わる人材もどのように確保、育成していくのか。国内の人材不足に対して取り組まなければならない問題は少なくない。

第3期スポーツ基本計画では全体をとおしてスポーツによる地方創生が重要なテーマになっている。少子高齢化、人口減少、格差社会などの社会課題と複雑に絡み合う地方の衰退に対して、スポーツがどのような価値をもたらすことができるか考えてみたい。

スポーツ庁は東京2020大会終了後、組織を改編しオリンピック・パラリンピック課に替えて地域スポーツ課を設置した。課題であった「運動部活動改革」や「幼児期運動指針」の策定を担当、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、あるいは大学スポーツを支援する。子どもたちからお年寄りまで、スポーツに親しむ仕組みづくりに取り組む部署である。

2023年4月から一部で地域活性化の一環ともなる休

日の運動部活動の地域移行に向けた実験が始まる。対象は中学で、一部高校も含まれる。構想では3年間かけて地域に移す予定だったが、クリアすべき課題は少なくなく、「可能な限り早期の実現を目指す」とどめた。

部活動問題は指導教員の働き方改革に端を発する。教員の勤務時間の長さが指摘され、とりわけ部活動の指導にあたる時間が多く、中学では63.6%、高校では49.7%の教員が部活動を負担と感じると答えたとの調査結果がある。休日も対外試合の引率など出勤機会があり、みずから経験したことのないスポーツの指導に神経をすり減らす教員も少なくない。こうした教員の負担軽減策として部活動の地域移行、外部人材の登用が考えられた。

これまでも部活動では講師のような外部指導者は存在したが、あくまでも補助役にとどまり、主体は学校にあった。しかし今回の改革では、完全に外部に任せられることを想定する。そうすると指導者人材の確保に始まり、指導の質量、教育との兼ね合いが課題となる。費用の問題も無視できない。施設使用料や移動費、委託先があれば事業費の支払いなどを負担するのは、国か、自治体か、受益者である生徒の保護者か。保護者の負担ならば、部活動に参加できない生徒も出てくる。基本法がうたう「スポーツ権」とは相容れない。

こうした問題を含む地域におけるスポーツ振興で注目したいのは地域に根差した大学の存在である。とりわけ大学のもつ施設、研究者の知見、そして学生という人材予備軍など、地域に存在する国公私立大学の資産を活かすことはスポーツを通じた地方創生に大きな効果と呼びこむだろう。

最近あまり語られなくなったが、当時の安倍晋三政権が掲げた「日本再興戦略2016」ではスポーツの成長産業化を重点施策のひとつとし、その一丁目一番地にあげられたのが、地域の拠点としてのスタジアム・アリーナ建設であった。今、民間によるスタジアムを中核とした「まちづくり」が話題になっている。

たとえば、2023年3月完成の北海道日本ハムファイターズの本拠地「エスコンフィールドHOKKAIDO」はこれまでの本拠地・札幌ドームからの移転を機に、札幌市と新千歳空港の間にある北広島市にスタジアムを中核とした「北海道ボールパークFビレッジ」という新たな空間づくりに乗り出した。遊戯施設や農業体験、野外体験ができる場所をつくるとともに商業施設や居住施設が建設されて、2027年には隣接する函館本線に新駅も

誕生する。球団を保有する企業と自治体と地元企業・JR北海道との連携による新たな試みである。

スポーツを核にしたツーリズムの発展、観光客増加への期待は大きい。スポーツ庁と観光庁、文化庁の3庁連携による地方創生ツーリズム策も進む。ただ、これらはすべての市町村に敷衍する話ではない。中核企業と自治体の協力、敷地、交通アクセスの確保など条件が整ってはじめて実を結ぶ。そこには自然遺産や観光名所に加え、地域資源としてのスポーツを活用する知見、周囲をまとめて実行していく存在が不可欠である。

スポーツ庁の第3期基本計画で示された施策を実行に移し、スポーツを通じた地方創生を実現するためには新たな財源が必要になる。スポーツDXによるビッグデータを用いたビジネス戦略、デジタル資産の導入も狙上へのぼるが、いまだ出口のみえないトンネルの中である。むしろスポーツの価値を理解してもらい、固い財務省の財布の口を開かせることが先決であろう。2023年度予算案では文化庁予算1,077億円に対し、スポーツ庁予算359億円である。

5. スポーツ界は真の自立を

重要なことはスポーツ界が表面化している問題をどう捉え、何を発信していくか、である。問題の矢面に立つのは地域や教育の現場であり、スポーツ界自身である。財源や人材育成などの課題も含めてスポーツ界全体で考えていかなければならない。

第3期基本計画では「する」「みる」「ささえる」に加えて「あつまり」「ともに」「つながり」が記載された。ここではスポーツを「する」を起点として、「みる」「ささえる」「あつまり」「ともに」「つながり」と広がっていくスポーツの価値について考えたい。

「する」スポーツを続けていくモチベーションのひとつは体力の向上である。体力の保持や健康増進という目標から始まって、健康寿命の延伸につながり、医療費の削減という副次的な社会的効果が生まれる。またスポーツをすると楽しい気持ちにさせられ、文化的な生活につながる点も大きな価値のひとつである。そのほかに「する」スポーツには精神修養や人格の形成という目的、効果もある。とりわけわが国に長く続いた武士道の精神を背景にした規律的な生活として表れる。ただ、この観点ではスポーツの本来的な意味である楽しいという要素は薄れてしまう。

また競技力の向上という目的、効用もある。より速

く、より高く、より強く、である。競技力を発揮する機会の最高位に位置するのが、オリンピック・パラリンピックや世界選手権、ワールドカップなどであり、プロスポーツである。それは「みる」スポーツの究極でもあり、勝利によって得られる称賛があり、プロの場合は経済的な効果が得られる。

勝ち負けを競うことはスポーツに不可欠の要素で、それが称賛につながるわけだが、一方で競うことばかりが前面に出ないよう相手を尊重することや正々堂々戦うことが求められている。それがスポーツマンシップである。これはアマチュアだからということではない。プロフェッショナルも同様である。スポーツマンシップはスポーツをする人なら身につけておくべき素養であり、勝って奢らず、負けて落ちこまず、勝った相手を称賛し、負けた相手の健闘を称えることである。ここからスポーツのもつ相互理解と平和への貢献が生まれる。チームスポーツでは、自分の責任とチームメイトとの協同によって勝利するという目標を達成する楽しさと喜びがある。そして友情と団結が生まれる。

一方でスポーツを「みる」ことによって、驚きと感動の共有が得られ、国の代表、地域の代表、あるいは所属組織（企業、大学、ファンクラブ）の試合には一体感が醸成される。「ささえる」という視点、「あつまり」「ともに」「つながり」もここが起点となろう。プロスポーツではこうした楽しさや喜びという一体感が、経済的な活動につながられていく。

メディアはそうした驚きや感動を伝え、広めてスポーツの人気を高める。それがまた経済的な効果を生んで、スポーツへの投資につながり、人気の向上に結びつく。そしてスポーツは社会の中で特別な地位を獲得し、ときに社会現象ともなる。大谷翔平や村上宗隆といった選手の活躍がそれであり、オリンピック・パラリンピックやサッカー、ラグビーのワールドカップが生み出す現象でもある。

ここまで考えてきたとき、気がつくのはスポーツの自発性である。健康長寿や医療費の削減効果、文化的な生活や精神の修養、相手への称賛や理解、平和への貢献、国や地域や人の一体感、あるいは驚きと感動の共有、それらはスポーツがもとよりもっている要素、すなわち価値である。ファンの一体感の共有、あるいはメディアの宣伝効果にささえられた経済的な効果も含めて、スポーツの価値であり、スポーツはみずからの価値をベースにして自立するときが来たのではないだろうか。

スポーツの自立という点、私たちはすぐに政治からの独立や経済的な自立に思いがいたる。しかし、もとよりスポーツは自発的な価値に基づいて自立しており、それをスポーツ界側が自覚しているか、否かではないのか。アスリートをはじめ、関係者が山積する課題に向き合い、スポーツの価値を発信し続けることが大切になる。

東京2020大会で国民が批判したのは、口を閉ざすスポーツ界へのいら立ちではなかったか。スポーツ界が主体的に意見を発信せず、考えを示さなかったからこそ、政治が先回りし、大手広告代理店がわがもの顔でのし歩いた。今一度、スポーツとは何か、スポーツの価値とは何か、自分たちの意見を発信していくべきときである。それによって失ったスポーツへの信頼を取り戻し、国民やメディアをささえる側に変えたい。

自立に向けた第一歩はスポーツ界がこれから10年の、持続可能なスポーツ界のあるべき姿、理念という画を描くことではないだろうか。基本計画は実施していく施策が書かれたものであり、第3期は2022年からの、第4期は2027年からの具体的な政策にすぎない。

スポーツ庁はスポーツ界を統轄する組織として創設され、スポーツ界をリードする存在として期待された。しかし前述したとおり、さまざまな問題に直面し、十分なリーダー役を果たせているとはいえない。政治側からも奮起が促され、それが日本スポーツ政策推進機構主催の「日本スポーツ会議2023」のようなスポーツ界の経団連的な組織設立の動きにつながったといえよう。本来はこれもまたスポーツ界がリードしなければならない取り組みである。スポーツ界の声を反映した組織に変えていく必要があるのではないだろうか。

今後重要になる財源問題でもスポーツ界が自発的にあるべき姿を描き、実現のために必要な予算を明確化することから議論を始めるべきであろう。

そのためには強いリーダーが必要である。集団体制であってもよい。必要に応じて組織を再編し、新たな財源を発掘、確保していかなければならない。政治や広告代理店はサポート役である。スポーツ界は自分の手に主導権を取り戻すのである。改革はそこから始まる。

参考文献



参考文献

本書をまとめるにあたっては、以下の文献等を参考とした。

【SSF刊行物】

子ども・青少年のスポーツライフ・データ - 4~21歳のスポーツライフに関する調査報告書.2021.
スポーツライフ・データ - スポーツライフに関する調査報告書. 1992-2022.
スポーツ白書 - スポーツによるソーシャルイノベーション.2017.
スポーツ白書 - 2030年のスポーツの姿.2020.

【SSF研究調査報告書】

SSF政策提言2021(地域における障害者のスポーツ環境充実に向けて～コーディネーターの配置による福祉、教育、スポーツ関係者の連携体制の構築～)
障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2021.2022.
新型コロナウイルスによる運動・スポーツへの影響に関する全国調査(2021年2月調査).2021.
中央競技団体现況調査.2021.

【共通参考文献】

経済産業省.ウェブサイト
厚生労働省:国民健康・栄養調査2003-2019.(第3章.第4章)
スポーツ庁.ウェブサイト
スポーツ庁:スポーツ基本法.2011.
スポーツ庁:第2期「スポーツ基本計画」.2017.
スポーツ庁:第3期「スポーツ基本計画」.2022.
(公財)日本オリンピック委員会.ウェブサイト(第1章.第6章.第12章)
(公財)日本財団パラスポーツサポートセンター.ウェブサイト(第1章.第6章)

【章別参考文献(SSF刊行物を除く)】

第1章

経済産業省:地域×スポーツクラブ産業研究会第1次提言.2021
スポーツ庁:運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン.2018.
スポーツ庁:学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について.2020
スポーツ庁:学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン.2022
スポーツ庁:スポーツ施設に関する調査研究事業.2016.
スポーツ庁:地方スポーツ行政に関する調査研究事業.2017.
内閣府:第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」.2019.

第2章

経済産業省:経済産業省におけるPFS/SIBの推進について.2022.
(一財)自治総合センター:令和3年度事業報告.2021.
総務省:宝くじの現状と課題について.2018.
総務省:地方財政統計年報.1991-2020.
内閣府:国内におけるPFS事業の取組状況について.2022.
内閣府:成果連動型民間委託契約方式(PFS:PayforSuccess)共通のガイドライン.2021.
内閣府:地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)に係る地域再生計画認定(令和4年度第3回)について.2022.
内閣府:地方創生推進交付金の概要.2018.

第3章

Australian Sports Commission: AusPlay survey results January 2021-December 2021.2022.
Sport England: Active Lives Adult Survey November 2020-21 Report.2022.
海老原修:新型コロナウイルスによる運動・スポーツ活動への影響.スポーツライフ・データ2020.笹川スポーツ財団.24-28.2020.
厚生労働省(旧厚生省):国民栄養調査.1999~2002.
スポーツ庁:学校体育施設の有効活用に関する手引き.2020.
スポーツ庁:スポーツの実施状況等に関する世論調査.2016-2021.
総務省:社会生活基本調査.2021.
電通:令和3年度「Sport in Life推進プロジェクト」事業報告書.2022.
東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会:2020年オリンピック・パラリンピック競技大会申請ファイル.2012.
内閣府(旧総理府):体力・スポーツに関する世論調査.1979-2009.
内閣府:東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査.2015.
日本総合研究所:令和2年度「Sport in Life推進プロジェクト」事業報告書.2021
文化体育観光部体育振興課(韓国):2021年国民生活体育調査.2022

文部科学省:社会教育調査.1955-2021.
文部科学省:体育・スポーツ施設現況調査.2015-2018.
文部科学省:体力・スポーツに関する世論調査.2013.

第4章

Amagasa S, Kamada M, Bauman AE, Miyachi M, Inoue S.: Evaluation of pre-Games effects of the Tokyo 2020 Olympic Games on Japanese population-level physical activity: a time-series analysis. Int J Behav Nutr Phys Act. 2022 Aug 6; 19 (1): 96.
Bauman et al.: An evidence-based assessment of the impact of the Olympic Games on population levels of physical activity.2021 Lancet.
Cooper R, Kuh D, Hardy R; Mortality Review Group; FALCon and HALCyon Study Teams.: Objectively measured physical capability levels and mortality: systematic review and meta-analysis. BMJ. 2010; 341: c4467.
Ezzatvar Y, Ramirez-Vélez R, Izquierdo M, Garcia-Hermoso A: Physical activity and risk of infection, severity and mortality of COVID-19: a systematic review and non-linear dose-response meta-analysis of data from 1 853 610 adults. Br J Sports Med, 56: 1188-1193. 2022.
Grubben M, et al.: Is Working from Home during COVID-19 Associated with Increased Sports Participation? Contexts of Sports, Sports Location and Socioeconomic Inequality. Int J Environ Res Public Health. 2022.
Guthold et al.: Worldwide trends in insufficient physical activity from 2001 to 2016: a pooled analysis of 358 population-based surveys with 1.9 million participants. Lancet Glob Health 2018.
Ikeda N, Inoue M, Iso H, Ikeda S, Satoh T, Noda M, Mizoue T, Imano H, Saito E, Katanoda K, Sobue T, Tsugane S, Naghavi M, Ezzati M, Shibuya K.: Adult mortality attributable to preventable risk factors for non-communicable diseases and injuries in Japan: a comparative risk assessment. PLoS Medicine, 2012.
Inoue M, Iso H, Yamamoto S, Kurahashi N, Iwasaki M, Sasazuki S, Tsugane S; Japan Public Health Center-Based Prospective Study Group.: Daily total physical activity level and premature death in men and women: results from a large-scale population-based cohort study in Japan (JPHC study). Annals of Epidemiology, 2008; 18: 522-530.
Jindo T, Kai Y, et al.: Impact of Activity-Based Working and Height-Adjustable Desks on Physical Activity, Sedentary Behavior, and Space Utilization among Office Workers: A Natural Experiment. Int J Environ Res Public Health. 2020.
Jindo T, Kai Y, et al.: Impact of Ergonomics on Cardiometabolic Risk in Office Workers: Transition to Activity-Based Working With Height-Adjustable Desk. J Occup Environ Med. 2021.
Kamada M, Kitayuguchi J, Abe T, Taguri M, Inoue S, Ishikawa Y, Bauman A, Lee IM, Miyachi M, Kawachi I.: Community-wide intervention and population-level physical activity: a 5-year cluster randomized trial. Int J Epidemiol. 2018 Apr 1; 47 (2):642-653.
Kondo N.: Socioeconomic disparities and health: impacts and pathways. J Epidemiol. 2012; 22 (1): 2-6.
Kyan A, Takakura M.: Socio-economic inequalities in physical activity among Japanese adults during the COVID-19 pandemic. Public Health. 2022 Jun; 207: 7-13.
Milton et al.: Intersectoral partnership: a potential legacy success of the London 2012 Olympic and Paralympic Games. Int J Sport Policy Polit 2019.
Nagai M, Kuriyama S, Kakizaki M, Ohmori-Matsuda K, Sone T, Hozawa A, Kawada M, Hashimoto S, Tsuji I.: Impact of walking on life expectancy and lifetime medical expenditure: the Ohsaki Cohort Study. BMJ Open, 2011.
Patterson R, McNamara E, Tainio M, He'rick de Sa' T, Smith AD, Sharp SJ, Edwards P, Woodcock J, Brage S, Wijndaele K.: Sedentary behaviour and risk of all-cause, cardiovascular and cancer mortality, and incident type 2 diabetes: a systematic review and dose response meta-analysis. European Journal of Epidemiology, 2018; 33: 811-829.
Saito Y, Tanaka A, Tajima T, Ito T, Aihara Y, Nakano K, Kamada

- M, Inoue S, Miyachi M, Lee IM, Oguma Y. : A community-wide intervention to promote physical activity : A five-year quasi-experimental study. *Prev Med.* 2021.
- Seino S, Tomine Y, Nishi M, Hata T, Fujiwara Y, Shinkai S, Kitamura A. : Effectiveness of a community-wide intervention for population-level frailty and functional health in older adults : A 2-year cluster nonrandomized controlled trial. *Prev Med.* 2021.
- Shirakawa T, Iso H, Yamagishi K, Yatsuya H, Tanabe N, Ikehara S, Ukawa S, Tamakoshi A. : Watching television and risk of mortality from pulmonary embolism among Japanese men and women : The JACC Study (Japan Collaborative Cohort) . *Circulation*, 2016; 134 : 355-357.
- Tison GH, Barrios J, Avram R, Kuhar P, Bostjancic B, Marcus GM, Pletcher MJ, Ogin JE : Worldwide physical activity trends since COVID-19 onset. *Lancet Glob Health.* 10 (10) , e1381-e1382. 2022.
- Tremblay MS, Aubert S, Barnes JD, Saunders TJ, Carson V, Latimer-Cheung AE, Chastin SFM, Altenburg TM, Chinapaw MJM, SBRN Terminology Consensus Project Participants. : Sedentary Behavior Research Network (SBRN) - Terminology Consensus Project process and outcome. *International Journal of Behavioral Nutrition and Physical Activity*, 2017; 14 : 75.
- Tsuji I, Takahashi K, Nishino Y, Ohkubo T, Kuriyama S, Watanabe Y, Anzai Y, Tsubono Y, Hisamichi S. : Impact of walking upon medical care expenditure in Japan : the Ohsaki Cohort Study. *International Journal of Epidemiology.* 2003; 32, 809-814.
- U.S. Department of Health and Human Services : *Healthy People 2030.*
- World Health Organization : *Global action plan on physical activity 2018-2030* 日本語版. 2018.
- Wu Y, Wang W, Liu T, Zhang D. : Association of Grip Strength With Risk of All-Cause Mortality, Cardiovascular Diseases, and Cancer in Community-Dwelling Populations : A Meta-analysis of Prospective Cohort Studies. *J Am Med Dir Assoc.* 2017;18 (6) : 551.e17-551.e35.
- 大島秀武・村松礼貴・重松良祐 : スクエアステップ運動における笑顔の回数と程度. *健康支援* 23 (2) : 169-176. 2021.
- (公財) 明治安田厚生事業団体力医学研究所 : 「企業における運動を活用した健康づくりに関するアンケート」調査報告書. 2020.
- 厚生労働省 (旧厚生省) : *健康づくりのための運動所要量*. 1989.
- 厚生労働省 : *健康づくりのための運動基準* 2006. 2006
- 厚生労働省 : *健康づくりのための身体活動基準* 2013. 2013.
- 厚生労働省 : *日本人の食事摂取基準 (2020年版)*. 2020.
- 厚生労働省老健局老人保健課 : *令和2年度介護予防・日常生活支援総合事業 (地域支援事業) の実施状況 (令和2年度実施分) に関する調査結果*. 2021.
- 厚生労働省 (厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会健康日本21 (第二次) 推進専門委員会) : *健康日本21 (第二次) 最終評価報告書*. 2022.
- 国立社会保障・人口問題研究所 : 「日本の将来推計人口」. 2018.
- 重松良祐・鎌田真光・岡田真平・佐藤文音・大藏倫博・中垣内真樹・北湯口純・鈴木玲子 : 身体活動を促進するポピュレーションアプローチの評価方法. *運動疫学研究* . 18 (2) : 76-87. 2016.
- スポーツ庁 : *令和3年度体力・運動能力調査報告書*. 2022.
- スポーツ庁 : *令和5年度概算要求主要事項*. 2022.
- スポーツ庁健康スポーツ課 : *令和3年度Sport in Life推進プロジェクト「安全なスポーツ活動支援などスポーツに関する情報提供の仕組みづくり (日本医師会と連携した運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けた検討)」運動・スポーツ関連資源マップ構築に向けたアンケート調査報告書*. 2022.
- 辻大士・高木大資・近藤尚己・丸山佳子・井手一茂・LINGLING・王鶴群・近藤克則. *通いの場づくりによる介護予防は地域間の健康格差を是正するか? : 8年間のエコロジカル研究*. *日本公衆衛生雑誌* . 69巻・5号・p.383-393. 2022.
- 原田和弘・田島敏之・小熊祐子・澤田亨 : *アクティブガイドの認知・身体活動およびヘルスリテラシー - 横断デザインによる全国インターネット調査データより -*. *日健教誌*. 30 (2) : 103-114. 2022.
- 星玲奈・菊池宏幸・町田征己・高宮朋子・小田切優子・福島教照・天笠志保・林俊夫・井上茂 : *新型コロナウイルス感染症流行前後における関東地方在住の一般市民の運動実施割合の比較 : 運動種目別の解析*. *運動疫学研究*. 23 (2) : 163-171. 2021.
- 熊本日新聞 : *子どもの体力向上ICT活用*. 2021-11-10. 朝刊. 2021.
- (公財) 日本スポーツ協会. *JSPO-ACP総合サイト*
- スポーツ庁 : *令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書*. 2021.
- 文部科学省 : *幼児期の運動に関する指導参考資料第1集*. 2014.
- 文部科学省 : *幼児期の運動に関する指導参考資料第2集*. 2015.
- パネッセ教育総合研究所 : *第1回学校外教育活動に関する調査*. 2009.

第6章

- Ian BRITAIN : *A Critical Perspective on the Legacy of the London 2012 Paralympic Games*. 2016.
- 愛知県 : *愛知県. ウェブサイト*
- 京都府 : *障害者スポーツ振興アクションプラン*. 2016.
- 国土交通省. *ウェブページ*
- (公財) *スペシャルオリンピックス日本. ウェブサイト*
- スポーツ庁 : *障害のある児童生徒の体育活動における指導の在り方調査研究*. 2015.
- スポーツ庁 : *障害者スポーツ推進プロジェクト (障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)* . 2020.
- スポーツ庁 : *障害者スポーツ推進プロジェクト (地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)* . 2021.
- スポーツ庁 : *障害者スポーツ推進プロジェクト (障害児・者のスポーツライフに関する調査研究)* . 2022.
- スポーツ庁 : *体育・スポーツ施設現況調査*. 2019.
- (一社) *全日本知的障がい者スポーツ協会. ウェブサイト*
- (一財) *全日本ろうあ連盟. ウェブサイト*
- (公財) *東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会. ウェブサイト*
- 東京都 : *東京都スポーツ推進総合計画*. 2018.
- 東京都 : *東京2020パラリンピック競技大会後の都民意識調査*. 2021.
- 内閣府 : *障害を理由とする差別の解消の推進*. 2016.
- 内閣府 : *ユニバーサルデザイン2020行動計画*. 2017.
- 内閣府 : *令和4年度障害者白書*. 2022.
- 内閣府 : *バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書*. 2021.
- (公財) *日本財団パラスポーツサポートセンター : 国内外一般社会でのパラリンピックに関する認知と関心調査*. 2021.
- (公財) *日本財団パラスポーツサポートセンター : パラスポーツと共生社会に関する調査*. 2019. 2022.
- (一社) *日本作業療法士協会. ウェブサイト*
- (公財) *日本パラスポーツ協会 : JPSA「2030年ビジョン」～活力ある共生社会の実現に向けて～*. 2021.
- (公財) *日本パラスポーツ協会 : パラスポーツの歴史と現状*. 2023.
- (公財) *日本パラスポーツ協会 : 障がい者スポーツ指導員に関するアンケート調査報告書*. 2023.
- (公財) *日本パラスポーツ協会 : 都道府県・政令指定都市障がい者スポーツ協会実態調査*. 2022.
- (公財) *日本パラスポーツ協会 : 障がいのある人のスポーツ指導教本 (初級・中級)* . 2020.
- 日本パラリンピック委員会女性委員会 : *JPC加盟競技団体 (パラリンピック実施競技団体) における女性リーダーに関する実態調査*. 2022.
- 日本パラリンピック委員会. *ウェブサイト*
- (福) *日本視覚障害者団体連合. ウェブサイト*
- (公社) *日本理学療法士協会. ウェブサイト*
- 藤田紀昭 : *障害者スポーツの環境と可能性*. 2013.
- 藤田紀昭・安藤佳代子・兒玉友 : *障害者スポーツに関する言葉の認知度および意識に関する研究 - 2014年～2020年度の意識の推移に注目して -*. *日本福祉大学スポーツ科学論集*. 5.83-86. 2022.
- 文部科学省 : *健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業 (地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究) 報告書*. 2013.
- 文部科学省 : *障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書 (高橋プラン) ～東京大会のレガシーを基盤とした、スポーツを通じた共生社会の構築に向けて～*. 2022.
- (公財) *ヤマハ発動機スポーツ振興財団 : 障害者スポーツを取り巻く社会的環境に関する調査研究*. 2018.
- (公財) *ヤマハ発動機スポーツ振興財団 : 障害者スポーツ関連のテレビコマーシャル実態調査*. 2022.

第7章

- Department for Culture Media and Sport : *UK Sport Satellite Account*, 2011 and 2012, 2015.
- European Commission : *Study on the Economic Impact of Sport through Sport Satellite Accounts*. 2018.
- PwC : *PwCスポーツ産業調査* 2021. 2021.
- PwC : *Global Entertainment & Media Outlook 2022-2026*. 2022
- 稲垣弘則 : *DX時代のスポーツビジネス・ロー入門*. 中央経済社. 2021.
- 経済産業省 : *スポーツDXレポート - スポーツコンテンツ・データビジ*

ネスの拡大に向けた権利の在り方研究会 - .2022.
 (公社) ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ：「B.LEAGUEクラブ決算概要」.2020.2021
 (公社) ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ：「決算報告書」.2018-2021.
 自由民主党デジタル社会推進本部：「デジタル・ニッポン 2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～」別添1.「NFT ホワイトペーパー～Web3.0時代を見据えたわが国のNFT戦略～」.2022.
 スポーツエコシステム推進協議会：スポーツコンテンツを活用したNFTのパッケージ販売と二次流通市場の併設に関するガイドライン.2022.
 スポーツ庁・経済産業省：スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドライン.2018.
 スポーツ庁・経済産業省：スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイド.2017.
 世界スポーツ用品工業連盟：Sporting Goods 2021.2021.
 中央競技団体の経営力強化に係る検討会：中央競技団体による中長期普及・マーケティング戦略策定・実行に向けた手引き～スポーツの価値を高め広く普及するための知見ブック～.2020.
 (株) 日本政策投資銀行地域調査部.わが国スポーツ産業の経済規模推計～日本版スポーツサテライトアカウント2021～2011～2019年推計.新型コロナ影響度調査.2022.
 (公社) 日本プロサッカーリーグ：「クラブ経営情報開示資料」.2019.2021
 (公社) 日本プロサッカーリーグ：「2019年度(令和元年度)決算について」NEWSRELEASE.2020.
 (公社) 日本プロサッカーリーグ：「2021年度(令和3年度)決算について」NEWSRELEASE.2022.
 フィットネスビジネス編集部：日本のクラブ業界のトレンド2021.2021.

第8章

Bryand Park Corporation and Bryant Park Management Corporation Financial Statements.2021.
 Maas J, Van Dillen SM, Verheij RA, Groenewegen PP : Social contacts as a possible mechanism behind the relation between green space and health. Health & place, 2009; 15 (2) : 586-595. National Recreation and Park Association : About.2022.
 Oshimi D, Yamaguchi S, Fukuhara T, Tagami Y : Calculating the social return on investment of a Japanese professional soccer team's corporate social responsibility activities. Frontiers in Sport and Active Living, 2022.
 Preuss H : A framework for identifying the legacies of a mega sport event. Leisure Studies, 2015; 34 (6) : 643-664.
 Preuss H : Event legacy framework and measurement. International Journal of Sport Policy and Politics, 2019; 11 (1) : 103-118.
 PR Times : 志賀高原リゾート開発株式会社.2020.
 英国内閣府サードセクター局：SROI入門.2012.
 観光庁：国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業.2022.
 スポーツ庁：アーバンスポーツツーリズム研究会.2021.
 スポーツ庁：第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるスポーツ・健康まちづくりについて.2021.
 スポーツ庁：多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱.2020.
 スポーツ庁：地域スポーツコミッション一覧(2021年10月現在).2021.
 スポーツ庁：モデル自治体における基礎的データや取組の優良事例、分析・考察結果.2022.
 スポーツ庁：令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要.2022.
 総務省：令和3年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書.2022.
 内閣官房：ホストタウンについて.2022.
 長野県観光部山岳高原観光課：スキー・スケート場の利用者統計調査結果.2022.
 長野県公式観光サイト「Go NAGANO」.ウェブサイト
 日本学術会議：科学的エビデンスを主体としたスポーツの在り方.2020.
 日本政府観光局：訪日外客統計(報道発表資料).2022.
 (一財) 日本スノースポーツ&リゾート協議会：ウィンターレジャー白書2021.2022.
 (公財) 日本スポーツ協会：総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の概要.2022.
 (公財) 日本スポーツ協会：総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度概要リーフレット.2022.

第9章

石黒えみ：国内スポーツ指導者の実態 - インターネット調査結果から - .ホスピタリティ・マネジメント.9 (1) .1-12.2019.
 スポーツ庁：運動部活動の現状について.2019.
 スポーツ庁：運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集～令和3年度地域運動部活動推進事業より～.2022.

スポーツ庁：持続可能な国際競技力向上プラン.2021.
 スポーツ庁：スポーツキャリアサポート支援事業におけるスポーツ人材の効果的な活用のための基礎的調査研究.2021.
 スポーツ庁：スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営事業実施報告書.2022.
 スポーツ庁：スポーツ経営人材の育成・活用.2022.
 スポーツ庁：スポーツ審議会スポーツ基本計画部会(第4回)資料11公益社団法人全国スポーツ推進委員連合資料.2021.
 スポーツ庁：令和3年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果.2022.
 スポーツ庁：令和5年度概算要求主要事項.2022.
 (公社) 全国スポーツ推進委員連合：全国スポーツ推進委員数の推移.2022.
 辻洋右・備前嘉文・棟田雅也：日本の大学教員のスポーツマネジメント科目の重要性に関する調査：COSMAの標準カリキュラムからの検討.スポーツマネジメント研究.2022.
 (一社) 日本スポーツツーリズム推進機構：地方創生・まちづくりに関する人材の全体像把握調査.2022.
 (公財) 日本体育協会：学校運動部活動指導者の実態に関する調査.2014.
 (公財) 日本体育協会：学校運動部活動指導者の実態に関する調査.2022.
 (公財) 日本中学校体育連盟加盟校：加盟生徒数調査集計表.2001-2021.
 備前嘉文・辻洋右・棟田雅也：日本の大学におけるスポーツマネジメント教育の現状と課題：この10年で日本のスポーツマネジメント教育はどう変わったか.スポーツマネジメント研究.11 (1) .37-46.2019.
 文部科学省：学校の働き方を踏まえた部活動改革について.2020.
 文部科学省：スポーツ振興に係る取組に関する調査.2014.
 文部科学省：令和3年度社会教育調査.2022.

第10章

Australian Institute of Sport : Athlete Management System.2022.
 Australian Institute of Sport : FTEm framework.2022.
 Australian Sports Commission : 2032+ Australia's high performance sport strategy.2023.
 Australian Sports Commission : National High Performance Sport Strategy 2024.2019.
 Evidence for High Performance Sport Version 2.1.2019.
 Rowing Australia : National Institute Network.2022.
 Bali, I. and Hamilton, A. : Long-term athlete development : trainability in children and adolescents : windows of opportunity, optimal trainability. National Coaching Institute British Columbia & Advanced Training and Performance Ltd. 2004.
 Barker-Richti, N. et al : Producing success : a critical analysis of athlete development governance in six countries. Int J Sport Policy Politics. 10 (2) , 215-234. 2018.
 Bergeron, M.F. et al. International Olympic Committee consensus statement on youth athletic development. Br J Sports Med, 49 (13) : 843-851, 2015.
 Côté, J. : The influence of the family in the development of talent in sport. Sport Psychol. 13 (4) , 395-417. 1999.
 Ericsson, K.A. et al : The role of deliberate practice in the acquisition of expert performance. Psychol Rev. 100 (3) , 363-406. 1993.
 Gagné, F. : Transforming gifts into talents : the DMGT as a developmental theory. Handbook of gifted education. 3rd edition, Chapter 5. Allyn and Bacon. 60-74, 2003.
 Gulbin, J., and Weissensteiner, J. : Functional sport expertise systems. Developing sport expertise : researchers and coaches put theory into practice. 2nd edition, Chapter 1. Routledge. 45-67, 2013.
 Gulbin, J.P. et al. An integrated framework for the optimisation of sport and athlete development : a practitioner approach. J Sports Sci. 31 (12) , 1319-31. 2013.
 Henriksen, K. et al : Holistic approach to athletic talent development environments : a successful sailing milieu. Psychol Sport Exerc. 11 (3) , 212-222. 2010.
 Henry I. et al : Challenging the new orthodoxy : a critique of SPLISS and variable-oriented approaches to comparing sporting nations, Eur Sport Manag Q. 20 (4) , 520-536. 2020.
 Lloyd, R.S., and Oliver, J.L. : The youth physical development model : a new approach to long-term athletic development. Strength Cond J. 34 (3) , 61-72. 2012.
 Wylleman, P., Reints, A. : A lifespan perspective on the career of talented and elite athletes : Perspectives on high-intensity sports. Scand J Med Sci Sport. 20, 88-94. 2010.
 阿部篤志：グローバルスポーツの現在：トップスポーツをめぐる新たなシステムの創出と国際的展開.一橋大学スポーツ研究.36.50-62.2017.
 出雲輝彦：日本の国際競技力の推移と競技力向上策を巡る諸問題.体育・スポーツ政策研究.12 (1) .15-16.2003.

- 蒲原一之・奥脇透：特集東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会サポート特集
- 児島雄三郎ら：オリンピック競技メダリストにおける競技開始からメダル獲得に至るまでのトレーニング期間の特徴。Journal of High Performance Sport. 8. 125-134. 2021.
- 児島雄三郎・衣笠泰介：パラリンピック競技の競技開始年齢とメダル獲得年齢の特徴。Journal of High Performance Sport.6.167-173.2020.
- 衣笠泰介ら：我が国におけるタレント発掘・育成に関する取組の変遷。Sports Science in Elite Athlete Support.3.15-26.2018.
- 衣笠泰介ら：我が国のスポーツとアスリート育成における国際的な包括的枠組みの適用；「日本版FTEM」の開発。Journal of High Performance Sport.4.127-140.2019.
- 衣笠泰介ら：我が国におけるタレント発掘・育成に関する取組の変遷。Sports Science in Elite Athlete Support.3.15-26.2018.
- 衣笠泰介・藤原昌・和久貴洋・& Gulbin, J. (2018) 我が国におけるタレント発掘・育成に関する取組の変遷。Sports Science in Elite Athlete Support.3 : 15-26.
- 協働チーム（日本オリンピック委員会・日本パラリンピック委員会・日本スポーツ振興センター）：強化戦略プラン策定のためのガイドブック.2021.
- 久木留毅：特別寄稿 COVID-19に関するハイパフォーマンススポーツセンターの動向 - 国立スポーツ科学センターを中心とした取組 -.日本スポーツ栄養研究誌. 17.1-7.2021.
- 自国開催におけるHPSCとしてのサポート - HPSCにおける感染症対策 -. Journal of High Performance Sport. 9.11-17.2022.
- スポーツ庁：競技力強化のための今後の支援方針（平成28年10月）.2016
- スポーツ庁：競技力強化のための施策に関する評価検討会報告書.2022.
- スポーツ庁：持続可能な国際競技力向上プラン（令和3年12月）.2022.（公財）日本オリンピック委員会：競技者育成プログラム策定マニュアル.2001.
- （独）日本スポーツ振興センター：デュアルキャリア調査.2014.
- （独）日本スポーツ振興センター：Sport Intelligence調査・分析レポート東京2020.
- （独）日本スポーツ振興センター：アスリートパスウェイの戦略的支援成果報告書（令和3年度）.2021.
- （独）日本スポーツ振興センター：ハイパフォーマンススポーツセンター年報2021.
- （独）日本スポーツ振興センター：ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク.2022.
- （独）日本スポーツ振興センター：ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）の取組について（第3回競技力強化のための施策に関する評価検討会配布資料）.2021.
- （公財）日本体育協会：ジャパン・ライジング・スター・プロジェクト報告書.2017.2018.2019.2020.
- 萩原正大・衣笠泰介：エビデンスに基づく競技別パスウェイモデルの構築の先進事例：日本版FTEMの活用。Journal of High Performance Sport 10.00-00.2022.
- 藤原昌ら：日本におけるアスリート育成・強化システム構築に関する取組の変遷と課題。Sports Science in Elite Athlete Support.3.53-68.2018.
- 船先康平：SPLISS研究の現状と将来の発展方向。体育・スポーツ政策研究.28（1）.35-44.2019.
- 舟橋弘晃・間野義之：国際競技力に関する研究の動向 - マクロレベルのオリンピック研究に着目して。Japanese Journal of Elite Sports Support.5.33-49.2012.

第11章

- ASOIF：ウェブサイト.
- Athletics Integrity Unit.2017.
- Canadian Olympic Committee：Canadian Sport Governance Code.2021.
- Council of Europe：Guidelines on sport integrity. Action 3 of the Kazan Action Plan.2020.
- ESTCIS：Estonian Center for Integrity in Sports.2019.
- Government of Canada：2019 Canadian High Performance Strategy.2019.
- IPACS：Introduction to A Benchmark for sports governance at international and national levels and its Guidelines.2022.
- NISU：The National Integrity of Sport Unit. Sport Integrity Australia.2020
- Sport Australia. ウェブサイト.
- The National Integrity of Sport Unit：Sport Integrity Australia. 2020.
- UK Sport：A Code for Sports Governance.2021.
- UNESCO：International Convention against Doping in Sport「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」.2005.
- UNESCO：MINEPS V:Declaration of Berlin.2013.
- UNESCO：MINEPS VI:Kazan 2017.2017.

- 勝田隆：スポーツ・インテグリティの探究。大修館書店.2018.
- 勝田隆：スポーツ・インテグリティの価値に関する研究。早稲田大学.2017.
- 国際オリンピック委員会（IOC）.ウェブサイト.
- 国際検査機関（ITA）.ウェブサイト
- スポーツ庁国際課：「ユネスコスポーツ・体育担当大臣等国際会議（MINEPS VI）報告」.2017.
- 世界アンチ・ドーピング機構.ウェブサイト
- （公財）日本アンチ・ドーピング機構：2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画.2023.
- （公財）日本スポーツ協会・（公財）日本オリンピック委員会・（公財）日本パラスポーツ協会：スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査運用規則.2020
- （独）日本スポーツ振興センター.ウェブサイト
- 文部科学省・スポーツ庁：「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」.2018.
- 文部科学省・スポーツ庁：「スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」.2019.

第12章

- Chappelet J：Olympic Environmental Concerns as a Legacy of the Winter Games. The International Journal of the History of Sport, 2008; 25（14）：1884-1902.
- Commonwealth Secretariat：Measuring the contribution of sport, physical education and physical activity to the Sustainable Development Goals:Sport & SDG Indicator Toolkit V4.0.2020.
- Commonwealth Secretariat：Sport & SDG Indicator Category 1 Indicators V4.0 draft.2020.
- Commonwealth Secretariat：Sport & SDG Indicator Category 2 Indicators V4.0 draft.2020.
- Human Rights Watch：「数えきれないほど叩かれて」日本のスポーツにおける子どもの虐待.2020.
- IOC：IOC Sustainability Report 2021.2021.
- IOC：Olympic Agenda 2020+5 15 Recommendations.2021.
- Laureus Sport for Good Foundation：Empowering Girls and Young Women Through Sport for Development.2018.
- Oxfam International：Gender justice and women's rights.
- Scott D et al：Climate change and the future of the Olympic Winter Games：Athlete and coach perspectives. Current Issues in Tourism, 2022.
- UNESCO：Kazan Action Plan.2017.
- UNESCO：体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章.2015.
- United Nations Climate Change：Sports for Climate Action.
- UN Women：ジェンダーとは？.2018.
- World Economic Forum：Global Gender Gap Report 2022.2022.
- World Health Organisation：WHO Guidelines On Physical Activity And Sedentary Behaviour.2020.
- 石塚創也：第1章スポーツと環境問題・環境保護活動 - オリンピック・ムーブメントにおける環境問題とIOCの対応を中心に -. 令和元年度日本スポーツ協会スポーツ医・科学委員会スポーツ医・科学研究報告Ⅶ環境保護の視点からみるスポーツの持続可能性に関する調査研究 - 第1報 -.6-16.2020.
- 石塚創也：第1章スポーツ団体における取り組み - 「スポーツと環境」に関する調査結果 -. 令和2年度日本スポーツ協会スポーツ医・科学委員会スポーツ医・科学研究報告Ⅳ環境保護の視点からみるスポーツの持続可能性に関する調査研究 - 第2報 -.7-12.2021.
- 石塚創也：第2章スポーツ指導者の意識 - 「スポーツにおける環境問題・環境保護活動に関する意識調査」の結果 -. 令和2年度日本スポーツ協会スポーツ医・科学委員会スポーツ医・科学研究報告Ⅳ環境保護の視点からみるスポーツの持続可能性に関する調査研究 - 第2報 -.13-27.2021
- 北九州市：ウェールズラグビー協会との覚書（レガシー協定）の締結について.2020.
- 木村華織：UN Women（2020）：COVID-19、女性、少女、そしてスポーツ：より良い復興を目指して2021.
- 国際連合広報センター：国連総会決議第70/1号：我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ.2015.
- 国際連合広報センター：国連総会決議第77/27号：持続可能な開発を可能にするものとしてのスポーツ.2022.
- 国連気候変動枠組条約：スポーツを通じた気候行動枠組みバージョン02.0.2019.
- 薩摩川内市：広報薩摩川内第428号8月通常版.2022.
- スポーツ庁：スポーツを通じた女性の活躍促進のための現状把握調査（アンケート調査）の概要.2018.
- スポーツ庁：平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析.2017.
- スポーツ庁：令和3年度「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」の概要.2022.
- 総務省：令和3年度ローカル5G開発実証報告書No.22 共生社会を見据え

た障がい者スポーツにおけるリモートコーチングの実現.2022.

田川市：東京2020パラリンピック競技大会におけるドイツ&ベラルーシ車いすフェンシングチームの事前キャンプ地に本市が決定しました！.2021.

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会：持続可能性大会後報告書.2021.

東京証券取引所：コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～.2021.

(独)日本スポーツ振興センター：SDGs達成へ向けたスポーツの活用ガイドブックスポーツを通じた社会課題解決のための政策/事業の設計・実施・モニタリング・評価方法.2022.

(公財)日本ユニセフ協会：子どもの権利とスポーツの原則.2019.

豊岡市：ドイツポルト連盟とのパートナーシップ契約.2020.

内閣官房：2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議（第1回）配布資料.2014.

内閣官房：2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議（第12回）配布資料.2021.

内閣官房：先導的共生社会ホストタウン重点支援制度要領.2021.

内閣官房：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会と政府機関等の協力：個別施策に係る政府の取組（資料編）.2022.

内閣官房：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会と政府機関等の協力：第3章東京2020大会を通じた新しい日本の創造に向けた政府機関等の取組.2022.

内閣官房：ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き〔第4版〕.2021.

内閣府：経済財政運営と改革の基本方針2014.2014.

内閣府：男女共同参画社会に関する世論調査.2019.

内閣府：特集1日本の若者意識の現状～国際比較からみえてくるもの。子供・若者白書.2-7.2019.

内閣府：令和3年度補正予算デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1及び地方創生テレワークタイプ）の交付対象事業の決定について（令和4年3月18日）.2022.

内閣府男女共同参画局：世界経済フォーラムが「ジェンダー・ギャップ指数2022」を公表.共同参画.8.11-12.2022.内閣府男女共同参画局：第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（説明資料）.2020.

日本貿易振興機構：北九州市、ウェールズとのスタートアップ交流イベントを実施.2022.浜松市：浜松市長のブラジル政府感謝状授与式への出席及び東京2020大会のレガシー協定の締結について.2022.

前橋市：南スーダン共和国青年スポーツ省とのスポーツ交流に関する協定書を締結.2022.

來田享子：第4章IOC持続可能性報告書および関連文書にみるスポーツと自然環境保護.令和2年度日本スポーツ協会スポーツ医・科学委員会スポーツ医・科学研究報告IV環境保護の視点からみるスポーツの持続可能性に関する調査研究 - 第2報 -.41-59.2021.

索引

■ 欧文索引

B.LEAGUE (Bリーグ)	40, 41, 42, 153, 159, 160, 177, 210
VR (Virtual Reality)	26, 28, 162, 215, 281
AR (Augmented Reality)	26, 162
DX (Digital Transformation)	19, 24, 26, 28, 33, 50, 161, 164, 177, 199, 231, 291
Sport in Life アワード	62, 87, 88, 92
Sport in Life プロジェクト	3, 18, 28, 50, 62, 75, 97
NFT (Non-Fungible Token : 非代替性トークン)	28, 137, 163, 168
LTD (Long Term Development : 長期育成計画)	118
EBPM (Evidence-Based Policymaking)	76
GPAQ (Global Physical Activity Questionnaire : 世界標準化身体活動質問票)	83, 84, 85
FUN+WALK PROJECT	77
BMI (Body Mass Index)	48, 80
TAFISA (国際スポーツ・フォー・オール協議会)	22, 23, 88
PAIREM (ペアレム)	88, 98
Global Action Plan on physical Activity 2018-2030 (GAPPA)	94, 95
SNS (Social Networking Services)	16, 63, 123, 137, 163, 164, 206, 246, 247, 260, 277
SSF地域スポーツイノベーション	141, 145
J-STARプロジェクト	132, 237
Sport for Development and Peace : SDP	266, 268, 271, 274,
Sustainable Development Goals : SDGs	19, 25, 94, 191, 199, 268, 274, 279, 282, 290
eスポーツ	39, 161, 162, 166, 177, 192, 212

■ 和文索引

【あ】	
アウトドアスポーツツーリズム	9, 29, 179, 181
アクティブ・チャイルド・プログラム	28, 51, 63, 100, 116, 197
アクティブ・スポーツ人口	52
アーバンスポーツ	2, 29, 50, 66, 74, 185, 197, 259
医療費	8, 47, 62, 79, 85, 86, 89, 90, 291
運動部活動	7, 14, 17, 18, 28, 30, 32, 36, 98, 106, 108, 110, 120, 123, 124, 175, 189, 195, 196, 206, 211, 213, 215, 217, 290
運動遊びプログラム	100, 114, 116
運動・スポーツ実施状況	52, 54, 57, 58, 61, 67, 104, 106, 274
運動習慣	9, 28, 36, 48, 50, 59, 60, 63, 72, 76, 85, 88, 91, 92, 100, 102, 104, 114, 172, 196, 274
運動・スポーツ習慣化促進事業	9, 37, 79, 80
アジアパラ競技大会	142, 146, 191, 228
【か】	
競技人口	33, 56, 64, 66
共生社会	4, 6, 7, 8, 10, 24, 26, 29, 78, 80, 122, 124, 127, 131, 138, 142, 143, 192, 246, 260, 263, 266, 280, 282, 286, 289
健康日本21	27, 28, 76, 78, 80, 83, 95, 97
健康寿命	8, 27, 28, 76, 78, 89, 90, 192, 199, 286, 289, 291
競技スポーツ	18, 78, 116, 118, 119, 122, 139, 174, 179, 203, 205, 223, 232, 264
企業版ふるさと納税 (地方創生応援税制)	38, 40, 155, 179, 188, 197
経済産業省	17, 18, 28, 32, 40, 48, 64, 91, 97, 148, 150, 171, 198, 211, 287
健康運動指導士	79, 98, 215
健康経営	18, 91, 92, 97, 178
健康経営度調査	91, 92
健康増進法	76
健康づくりのための身体活動指針 (アクティブガイド)	76, 77, 86
厚生労働省	2, 4, 15, 18, 27, 28, 53, 59, 60, 73, 76, 78, 80, 82, 86, 97, 122, 228, 287

国民健康・栄養調査	59, 60, 72, 80, 82, 84
公募設置管理制度 (Park-PFI)	201, 202
外部指導者	31, 217, 290
ガバナンスコード	19, 24, 29, 206, 248, 252, 287
コンプライアンス	24, 30, 206, 246, 248, 250, 252, 263, 270
競技別強化拠点	37, 71, 186, 207, 238, 240, 244
共生社会ホストタウン	10, 280

【さ】

座位行動	77, 78, 82, 84, 97
社会教育調査	67, 214
社会体育施設	32, 67, 74, 176, 214, 223
生涯スポーツ	22, 41, 44, 116, 117, 118, 119, 120, 193, 199, 232, 289
身体活動 (量)	9, 12, 16, 27, 31, 47, 51, 61, 74, 76, 80, 91, 107, 114, 125, 132, 150, 156, 162, 163, 175, 192, 200, 205, 218, 233, 252, 266, 269, 282, 290
身体不活動	23, 84, 117
新体力テスト	82, 103, 119
スタジアム・アリーナ	15, 19, 24, 29, 37, 148, 153, 155, 178, 198, 267, 290
スポーツ・インテグリティ	16, 24, 27, 30, 38, 246, 254, 257, 262, 270
スポーツエールカンパニー	18, 28, 91, 97
スポーツオープンイノベーション	19, 29, 37, 148
スポーツオープンイノベーション推進事業	19, 29, 37, 149
スポーツオープンイノベーションプラットフォーム (SOIP)	29, 149
スポーツ基本法	2, 10, 12, 18, 20, 24, 33, 35, 78, 122, 170, 213, 254, 286
スポーツ基本計画	2, 7, 18, 24, 27, 33, 42, 50, 58, 69, 74, 80, 86, 97, 102, 114, 118, 120, 122, 124, 127, 138, 146, 148, 150, 161, 175, 179, 186, 193, 197, 200, 203, 206, 220, 223, 229, 232, 236, 240, 243, 246, 254, 256, 259, 260, 262, 264, 266, 268, 286, 290
スポーツ・健康まちづくり	9, 29, 39, 90, 178, 181, 197, 203
スポーツ・レガシー	4, 25, 29, 71, 240
スポーツコミッション	16, 29, 38, 39, 118, 178, 181, 185, 186, 190, 195, 198, 204, 241, 262, 267
スポーツ参画人口	27, 29, 35, 37, 50, 148, 206
スポーツ施設のストック適正化ガイドライン	30, 51, 52
スポーツ指導者	17, 19, 26, 30, 79, 98, 124, 138, 139, 140, 143, 194, 206, 215, 223, 264, 266, 273
スポーツ実施率	3, 7, 9, 24, 27, 35, 50, 55, 57, 61, 67, 72, 78, 80, 91, 96, 104, 122, 125, 194, 196, 215, 247, 264, 266, 287
スポーツ団体ガバナンスコード	19, 24, 29, 206, 248, 250, 252, 287
スポーツ少年団 (スポ少)	18, 31, 33, 102, 108, 176, 188, 216, 219, 251, 290
スポーツ庁	2, 9, 14, 17, 20, 24, 35, 43, 50, 57, 64, 69, 72, 77, 87, 91, 97, 100, 108, 114, 119, 122, 144, 153, 177, 181, 185, 188, 193, 197, 206, 214, 218, 224, 229, 236, 245, 255, 260, 264, 266, 274, 277, 286, 289
スポーツの実施状況等に関する世論調査	50, 57, 72, 91, 125
スマートウェルネスシティ (健幸都市)	89, 97
世界保健機関 (WHO)	78, 83, 94, 97, 107, 226, 274, 283
総合型地域スポーツクラブ (総合型クラブ)	7, 17, 27, 30, 41, 79, 102, 126, 140, 141, 176, 178, 187, 193, 194, 198, 214, 266, 290
- 登録・認証制度	194
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	100, 104, 274
全国高等学校体育連盟 (高体連)	17, 33, 111, 251, 260
スポーツ振興くじ	13, 41, 45, 152, 186, 249, 259
成果連動型民間委託契約方式 (PFS)	47, 63, 178
ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB)	47, 62, 199
スポーツツーリズム	9, 18, 24, 29, 35, 152, 179, 180, 185, 187, 191, 195, 198, 205, 211, 266
社会的投資利益率 (SROI)	192
スポーツボランティア	30, 206, 216, 219, 222, 289
スポーツマネジメント	207, 208, 212, 224, 278, 286

- スポーツ推進委員 12, 17, 32, 79, 88, 122, 138, 140, 213, 223
 障がい者スポーツ指導員 138, 143, 146, 215
 スポーツ・フォー・トゥモロー (SFT) 25, 37, 256, 264, 266, 277, 284
 スペシャルオリンピックス 123
 障害者スポーツセンター 5, 123, 124, 130, 141, 144
 障害者スポーツ 2, 5, 7, 12, 17, 22, 24, 29, 43, 80, 122, 124, 125, 127, 129, 132, 135, 138, 140, 142, 143, 228, 266, 281
 障害者スポーツ競技団体 29, 135, 140, 143
 全国障害者スポーツ大会 12, 122, 138, 140, 147
 スポーツ医・科学センター 132, 231, 238, 240, 244
 障害者スポーツ協会 17, 22, 124, 139, 140, 143
 スポーツGDP 148, 150, 175, 176
- 【た】**
- 体力向上 28, 100, 102, 112, 174
 体力・運動能力調査 81, 103, 108, 119, 274
 地域おこし協力隊 29, 179, 181
 地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) 38, 40, 155, 179, 188, 197
 地方創生推進交付金 38, 153, 179, 195
 地方創生拠点整備交付金 39, 153, 155
 チャレンジデー 22, 88, 196, 289
 地方創生 9, 19, 25, 27, 29, 37, 153, 155, 167, 178, 180, 186, 195, 197, 203, 286, 289
 地域スポーツ運営組織 195, 197, 289
 ドーピング防止 12, 14, 18, 30, 37, 246, 252, 254, 260, 263
 デフリンピック 123, 147, 191
 特別支援学校 122, 124, 127, 139, 140, 143, 266
- 【な】**
- 日本中学校体育連盟 (中体連) 17, 33, 110, 218, 251, 260
 日本スポーツ協会 (JSPO) 17, 19, 23, 26, 45, 63, 100, 109, 116, 118, 138, 193, 207, 214, 223, 236, 238, 244, 273, 277
 ナショナルトレーニングセンター (NTC) 3, 17, 19, 37, 44, 71, 131, 142, 186, 227, 228, 230, 237, 238, 240, 244
 日本オリンピック委員会 (JOC) 17, 19, 27, 28, 45, 131, 145, 175, 219, 222, 226, 227, 230, 235, 236, 244, 247, 251, 252, 257, 260, 264, 273, 277, 288
 日本パラリンピック委員会 (JPC) 17, 27, 28, 131, 132, 135, 136, 146, 226, 227, 230, 244, 249, 252, 257, 277, 279
 日本パラスポーツ協会 (JPSA) 17, 19, 27, 45, 122, 131, 132, 137, 138, 140, 143, 215, 223, 226, 237, 248, 249, 251, 260, 277
 日本財団パラスポーツサポートセンター 17, 19, 133, 134, 137, 145
 日本レクリエーション協会 17, 19, 45, 214, 215, 223
- 日本スポーツ振興センター (JSC) 13, 14, 17, 28, 37, 41, 131, 177, 226, 230, 244, 246, 255, 256, 260, 262, 264, 268, 270, 277, 279, 280, 283, 287
 日本版FTEM 230, 233, 234
- 【は】**
- ハイパフォーマンススポーツセンター (HPSC) 17, 28, 37, 131, 226, 234, 237, 238, 239, 240, 243, 244, 261
 ハラスメント 10, 16, 25, 30, 208, 246, 251, 260, 287
 プラス・テン 77, 86, 88
 フレイル 80, 86
 武道ツーリズム 29, 179, 182, 197
 プレイリーダー 100, 114
 保健体育 14, 101, 102, 117, 118, 127, 143, 217, 219, 224
 ホスタウン 9, 10, 36, 40, 190, 198, 204, 267, 280, 282
 部活動コーディネーター 214
 部活動指導員 31, 32, 178, 217, 218
 誹謗中傷 16, 25, 30, 246, 247, 259, 264
 パラリンピック 2, 4, 13, 22, 24, 27, 35, 40, 42, 51, 57, 72, 95, 98, 122, 124, 131, 142, 180, 190, 204, 220, 226, 233, 237, 240, 244, 245, 247, 249, 253, 256, 264, 267, 273, 277, 279, 280, 286
 バリアフリー 15, 25, 133, 142, 144, 192, 228
 パラスポーツコーディネーター 141, 145
 パスウェイ 25, 27, 131, 132, 229, 241
- 【ま】**
- 民間体育施設 67, 68, 74
 文部科学省 2, 4, 12, 14, 17, 32, 35, 41, 44, 57, 67, 73, 76, 81, 100, 110, 122, 132, 148, 189, 193, 207, 208, 213, 219, 226, 228, 233, 235, 244, 251, 255, 262, 264, 277, 287, 289
 まち・ひと・しごと創生法 38, 178
 まち・ひと・しごと創生総合戦略 29, 38, 178, 198, 200, 203
- 【や】**
- 幼児期運動指針 18, 28, 100, 102, 113, 290
 ユニバーサルスポーツ 115, 123, 124
- 【ら】**
- リハビリテーション 22, 79, 122, 125, 129, 138, 140, 142, 209
- 【わ】**
- ワークেশョン 29, 180, 197
 ワールドクラス・パスウェイ・ネットワーク 235, 236, 244

スポーツ白書 執筆者

執筆者（50音順）、○は章のチーフ。所属・役職は2023年3月時点のもの。

第1章 スポーツ政策

- 吉田 智彦 笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 シニア政策ディレクター
- 宮本 幸子 “ 政策ディレクター
- 武富 涼介 “ 政策ディレクター
- 鈴木 貴大 “ 政策オフィサー
- 姜 泰安 “ 政策オフィサー

第2章 スポーツ財源

- 渋谷 茂樹 笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 シニア政策ディレクター
- 吉田 智彦 再掲（第1章に掲載）
- 清水 恵美 笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 政策オフィサー
- 鈴木 貴大 再掲（第1章に掲載）
- 姜 泰安 “

第3章 スポーツ参加

- 高峰 修 明治大学 政治経済学部 教授
- 上林 功 追手門学院大学 社会学部 准教授
- 針谷 和昌 (一社)日本アーバンスポーツ支援協議会 専務理事
- 藤岡 成美 追手門学院大学 社会学部 特任助教
- 松畑 尚子 龍谷大学 法学部 准教授
- 横田 匡俊 日本体育大学 スポーツマネジメント学部 准教授
- 宮本 幸子 再掲（第1章に掲載）
- 鈴木 貴大 再掲（第1章に掲載）

第4章 スポーツと健康増進

- 萩 裕美子 東海大学 体育学部 教授
- 井上 茂 東京医科大学 公衆衛生学分野 主任教授
- 岡 浩一郎 早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授
- 小熊 祐子 慶應義塾大学 スポーツ医学研究センター 准教授
- 甲斐 裕子 (公財)明治安田厚生事業団 体力医学研究所 上席研究員
- 鎌田 真光 東京大学大学院 医学系研究科 講師
- 久野 譜也 筑波大学 体育系 教授
- 重松 良祐 中京大学 スポーツ科学部 教授
- 福林 孝之 (株)つくばウエルネスリサーチ 執行役員
- 村上 晴香 立命館大学 スポーツ健康科学部 教授

第5章 子どものスポーツ

- 佐々木玲子 慶應義塾大学 体育研究所 教授
- 青野 博 (公財)日本スポーツ協会 スポーツ科学研究室 室長代理
- 伊藤 静夫 (一財)東京マラソン財団 理事長

末永 祐介 熊本大学 大学院教育学研究科・教育学部 准教授
 鈴木 宏哉 順天堂大学 スポーツ健康科学部 前任准教授
 中村 和彦 山梨大学 理事・副学長
 森丘 保典 日本大学 スポーツ科学部 教授
 武長 理栄 笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 シニア政策オフィサー

第6章 障害者スポーツ

- 藤田 紀昭 日本福祉大学 スポーツ科学部 教授
- 金山 千広 立命館大学 産業社会学部 教授
- 河西 正博 同志社大学 スポーツ健康科学部 助教
- 兒玉 友 日本福祉大学 スポーツ科学部 准教授
- 齋藤まゆみ 筑波大学 体育系 教授
- 滝澤 幸孝 (公財) 日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部 次長
- 中島 裕子 (公財) 日本財団パラスポーツサポートセンター パラリンピック研究会 主任研究員
- 信氏 建人 (公財) 日本財団パラスポーツサポートセンター 推進戦略部
- 小淵 和也 笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 政策ディレクター

第7章 スポーツ産業振興

- 庄子 博人 同志社大学 スポーツ健康科学部 准教授
- 荒木 重雄 (株) スポーツマーケティングラボラトリー 代表取締役
- 稲垣 弘則 西村あさひ法律事務所 弁護士
- 上林 功 再掲 (第3章に掲載)
- 遠藤 華英 同志社大学 スポーツ健康科学部 助教
- 筧 誠一郎 eスポーツコミュニケーションズ合同会社 取締役会長
- 桂田 隆行 (株) 日本政策投資銀行 地域調査部 課長
- 菅原 政規 PwCコンサルティング合同会社 ディレクター
- 豊田紗耶美 (株) スポーツマーケティングラボラトリー シニアマネージャー
- 長谷 直樹 (株) スポーツマーケティングラボラトリー 執行役員
- 古屋 武範 (株) クラブビジネスジャパン 代表取締役社長
- 松下 直樹 (株) TPJ 代表取締役
- 涌田 龍治 京都産業大学 経営学部 教授
- 姜 泰安 再掲 (第1章に掲載)

第8章 スポーツによる地方創生

- 原田 宗彦 大阪体育大学 学長
- 伊藤 央二 中京大学 スポーツ科学部 准教授
- 押見 大地 東海大学 体育学部 准教授
- 小松 雅樹 早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科 博士後期課程
- 佐藤晋太郎 早稲田大学 スポーツ科学学術院 准教授
- 滝田佐那子 (一社) 日本スポーツツーリズム推進機構 地域スポーツ戦略プランナー
- 藤原 直幸 (一社) 日本スポーツツーリズム推進機構 地域スポーツ戦略ディレクター
- 前田 和範 高知工科大学 経済・マネジメント学群 講師

山下 玲 早稲田大学 スポーツ科学学術院 講師 (任期付)
吉田 智彦 再掲 (第1章に掲載)

第9章 スポーツ人材

- 松岡 宏高 早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授
- 石黒 えみ 亜細亜大学 経営学部 准教授
- 備前 嘉文 國學院大學 人間開発学部 准教授
- 舟橋 弘晃 中京大学 スポーツ科学部 准教授
- 渋谷 茂樹 再掲 (第2章に掲載)
- 吉田 智彦 再掲 (第1章に掲載)

第10章 ハイパフォーマンススポーツ

- 久木留 毅 (独) 日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター
国立スポーツ科学センター センター長
- 衣笠 泰介 (独) 日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター
ハイパフォーマンス戦略部 主任専門職
- 白井 克佳 (独) 日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター
ハイパフォーマンス戦略部 課長
- 花岡 裕吉 (独) 日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター
ハイパフォーマンス戦略部 主任
- 野口 順子 (独) 日本スポーツ振興センター 経営戦略室 特命主幹
- 藤原 昌 (独) 日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター
ハイパフォーマンス戦略部 医・科学連携推進係長
- 松井 陽子 (独) 日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター
ハイパフォーマンス戦略部 主任専門職
- 山下 修平 (独) 日本スポーツ振興センター ハイパフォーマンススポーツセンター
ハイパフォーマンス戦略部 課長

第11章 スポーツ・インテグリティ

- 勝田 隆 東海大学 体育学部 教授
- 桶谷 敏之 (独) 日本スポーツ振興センター スポーツ・インテグリティ・ユニット
課長補佐
国立スポーツ科学センター スポーツ科学・研究部 前任研究員
- 浅川 伸 (公財) 日本アンチ・ドーピング機構 専務理事
- 佐野総一郎 (独) 日本スポーツ振興センター スポーツ・インテグリティ・ユニット
課長

第12章 スポーツ国際開発

- 山田 悦子 (独) 日本スポーツ振興センター 情報・国際部 主任専門職
- 阿部 篤志 (独) 日本スポーツ振興センター 情報・国際部 課長
- 久保田 潤 (独) 日本スポーツ振興センター 情報・国際部 課長補佐
- 石塚 創也 (公財) 日本スポーツ協会 スポーツ科学研究室 研究員
- 篠原 果歩 ローレウス・スポーツ・フォー・グッド財団 プログラム・マネージャー

《スポーツ白書編集責任者》

渡邊 一利 笹川スポーツ財団 理事長

《スポーツ白書編集会議 委員》

芦立 訓 (独) 日本スポーツ振興センター 理事長

佐野 慎輔 笹川スポーツ財団 理事
／尚美学園大学 スポーツマネジメント学部 教授

下光 輝一 (公財) 健康・体力づくり事業財団 理事長

萩 裕美子 東海大学 体育学部 教授

(敬称略、50音順。所属・役職は2023年3月時点のもの)

スポーツ白書 2023 ～次世代のスポーツ政策～

発行 2023年(令和5年)3月29日 初版発行

発行者 渡邊 一利

発行所 笹川スポーツ財団
〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル3階
TEL. 03-6229-5300 FAX. 03-6229-5340
URL <http://www.ssf.or.jp/> Email info@ssf.or.jp

印刷／製本 日経印刷株式会社

©Sasakawa Sports Foundation, 2023
ISBN 978-4-915944-85-7

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを笹川スポーツ財団宛にご送付ください。

本書はポートレース公益資金による日本財団の助成金を受けて作成したものです。